

益田市地域防災計画附属資料

令和 7 年度

益田市防災会議

益田市地域防災計画附属資料

目 次

第1章 総 則

第3節 市域の概況と災害記録 (本編P10)

1. 市域の概況	1
(1)既往気象資料	1
ア 月別平年値	1
イ 月別極値表	1
ウ 益田地域気象観測所資料	2
(2)地区別人口及び世帯数の状況	5
(3)主要道路の状況	5
(4)河川の状況	6
2. 災害の記録	8
(1)火災	8
(2)一般災害	9

第2章 災害予防計画

第2節 災害危険区域の指定及び警戒 (本編P13)

1. 水害危険区域	12
(1)河川(海岸)の増水による危険箇所	12
2. 砂防指定地・地すべり・急傾斜地・土砂災害危険区域	29
(1)砂防指定地	29
(2)地すべり防止区域	38
(3)急傾斜地崩壊危険区域	39
(4)土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域総括表	42
3. 溝池危険箇所	43
4. 海岸侵食危険箇所	44
5. 津波危険区域	44
(1)津波・高潮危険区域	44
6. 山地災害危険地区一覧表	45

第4節 防災施設の新設・改良 (本編P14)

1. 防災施設の整備拡充	46
(1)消防機械現有数	46
(2)水利施設の状況	47

第5節 各災害種別の予防計画 (本編P15)

1. 浸水・波浪・高潮災害に対する災害予防	48
(1)指定警戒発報水位と洪水到達時間	48
(2)避難指示の発令目安となる基準	48
(3)雨量観測所所在地及び観測者	49
(4)防災ダムの状況	51

(5) 放流警報サイレン設置箇所	52
(6) 益田川防災ダム通報系統図	53
(7) 樋門等一覧表	54
2. 雪害予防	58
(1) 雪害関係諸施設	58
(2) 孤立予想地区	58
第6節 危険物災害予防 (本編P17)	
1. 危険物規制対象数	59
2. 高圧ガス関係事業所数	61
3. 火薬庫数	61
第11節 災害通信整備計画 (本編P24)	
1. 災害通信系統	62
第17節 災害対策資機材等の備蓄・調達 (本編P35)	
1. 水防用資機材	63
(1) 備蓄器材	63
(2) 資材の調達先	65
第23節 要配慮者等安全確保体制の整備 (本編P49)	
1. 益田市避難行動要支援者支援システム	67
2. 避難支援マニュアル	68
(1) 避難行動要支援者登録台帳作成時	68
(2) 平常時	69
(3) 警戒宣言発令時	70
(4) 災害発生直後	71
(5) 避難場所における対応	72
(6) 発生後 (避難所から帰宅できる場合)	73
(7) 発生後 (避難が長期化する場合)	73
3. 益田市要配慮者利用施設リスト	75

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画 (本編P55)	
1. 益田市防災会議条例	84
2. 益田市防災会議運営要綱	87
3. 益田市災害対策本部条例	88
4. 益田市災害対策本部規則	89
5. 益田市防災会議委員名簿	95
6. 庁内部班の構成	97
第2節 動員計画 (本編P58)	
1. 災害体制別動員計画	98
2. 応援協力団体	99
3. 災害時相互応援協定等一覧	100

第3節 予報及び警報等の伝達計画 (本編P 6 6)	
1. 気象等特別警戒及び警報伝達系統図	104
2. 津波警報等伝達系統図	105
3. 高津川・匹見川洪水予報伝達系統図	106
4. 益田川洪水予報伝達系統図	107
5. 避難判断水位の伝達系統図	108
6. 土砂災害警戒情報伝達系統図	109
7. 市民、地区公民館との情報伝達体制	110
第4節 災害通信計画 (本編P 7 5)	
1. 緊急防災放送装置系統図	111
2. 非常無線通信の設置状況	114
3. 島根県防災無線電話系統図	116
4. 防災情報ネットワーク構成図	117
第5節 災害情報等の報告・収集計画 (本編P 7 8)	
1. 様式別報告系統	118
第7節 避難活動 (本編P 8 7)	
1. 避難所一覧	122
2. 福祉避難所開設予定施設	132
3. 車両の避難指定場所	134
4. 避難経路	134
5. 避難指示情報伝達系統図	135
第9節 除雪計画 (本編P 9 7)	
1. 除雪機械の状況	136
第12節 災害救助法の適用 (本編P 10 2)	
1. 災害救助法の適用基準について	137
第13節 食糧供給計画 (本編P 10 4)	
1. 米穀倉庫	144
2. 主食の調達先及び品名	144
3. 非常食等の備蓄状況	145
4. 生パン製造業者	146
5. 食堂経営者	146
6. 副食・調味料の調達先	147
7. 炊出し場所	148
8. 燃料の調達先	148
第14節 生活必需物資配給計画 (本編P 10 7)	
1. 必需物資の調達先	149
第17節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画 (本編P 11 2)	
1. 仮設トイレのストック状況	150
第18節 医療及び助産計画 (本編P 11 5)	
1. 救護班	151

2. 病院	151
3. 医療機関	151
4. 医薬品の調達先	153
第19節 防疫及び廃棄物処理計画 (本編P117)	
1. 清掃用運搬車の状況	155
2. し尿・ごみ処理状況	155
3. 防疫器具の状況	155
第22節 輸送計画 (本編P125)	
1. 市有車両の状況	156
2. 旅客・貨物自動車運送事業用自動車の状況	156
3. 自動車燃料の調達先	157
第23節 交通施設災害応急対策計画 (本編P128)	
1. 異常気象交通規制	158
(1) 事前通行規制基準	158
(2) 道路情報図	158
(3) 益田国道維持出張所道路情報連絡系統図	159
第24節 宅地・建築物応急対策計画 (本編P130)	
1. 島根県地震被災建築物応急危険度判定制度の概要	160
第26節 水難救護計画 (本編P133)	
1. 水難救護資機材調達先	161
2. ヘリポート	161
3. 飛行場	161
第27節 自衛隊の災害派遣要請計画 (本編P134)	
1. 自衛隊の災害派遣申請様式	162

第4章 災害復旧計画

復旧事業関係	165
《参考》	
住民の防災上の心得について	178
洪水時における情報提供体系	183
防災用語	184

第1章 総則

第3節 市域の概況と災害記録

1. 市域の概況

(1) 既往気象資料

ア 益田地域気象観測所 年平均値(1991年～2020年)

月別区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
平均気温(℃)	5.5	6.1	8.9	13.7	18.4	22.1	26.5	27.6	23.3	17.7	12.6	7.8	15.9
最高気温の平均(℃)	9.3	10.3	13.7	18.8	23.5	26.4	30.7	32.2	27.9	22.8	17.5	11.9	20.4
最低気温の平均(℃)	1.9	1.9	4.0	8.4	13.3	18.2	23.0	23.8	19.3	13.1	8.2	4.0	11.6
降水量(mm)	97.0	80.5	121.4	109.8	124.4	179.8	238.2	136.0	169.6	107.6	96.5	109.8	1,570.5

イ 益田地域気象観測所 極値(1979年～2024年)

月別区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
最高気温(℃)	20.4	24.1	26.6	31.7	32.4	36.1	37.9	39.3	37.5	33.7	27.8	25.3	39.3
最低気温(℃)	-5.1	-7.3	-2.5]	-1.9	3.4	8.7	13.6	16.3	7.4	2.9	0.2	-2.3	-7.3
最大風速(m/s)	南南東 10.3	南南東 10.0	南南東 15.4	南南東 12.6	南南東 13.1	北北東 11	南 9.5	南 11	南 14	南南東 11.4	南 10.9	南 9.6	南南東 15.4
日降水量(mm)	54	44	73	74	104	195	325]	147.5	126	98.5	112.5	80	325]
1時間降水量(mm)	16	10.0	19.0	26	27.0	54	90]	77.0	48	32.5	20	18.5	90]

データに付加する記号の意味

値) 準正常値:品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合。

値] 資料不足値:統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合。

資料不足値には十分な信頼性がありませんので、ご利用に際しては十分留意願います。

※平成20年3月25日からアメダスデータ等統合処理システムの整備に伴い、降水量を0.5ミリ単位で、風速を0.1メートル単位で観測している。

ウ 益田地域気象観測所 最近5年間の資料

①平均気温(°C)

月別年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
令和2年	8.3	7.9	10.6	12.2	19.2	23.7	24.6	29.3	23.5	17.3	13.9	7.5	16.5
令和3年	5.5)	8.7)	11.5	14.3	18.9	22.9	27.2	26.8	24.3	18.8	12.3)	8.0	16.6
令和4年	5.2	4.5	10.6	14.4	18.6	23.5	27.2	28.4	24.1	17.6	14.0	6.5	16.2
令和5年	5.9	7.0	11.3	14.7	18.8	22.8	27.7	28.9	25.4	17.8	13.5	8.3	16.8
令和6年	6.7	7.8	9.5	15.7	18.4	22.8	28.3	28.3)	26.6	19.3	13.1	7.4	17.0

②日最高気温の平均値(°C)

月別年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
令和2年	11.9	12.1	15.2	16.9	23.6	28.0	28.0	34.3	27.6	22.3	18.8	11.5	20.9
令和3年	8.9)	13.6)	16.8	20.0	23.5	27.2	31.4	30.9	28.4	24.2	17.3)	12.2	21.2
令和4年	9.3	8.3	15.6	19.9	24.1	28.0	31.4	33.1	28.6	23.0	20.1	10.4	21.0
令和5年	9.9	11.4	17.1	20.0	23.8	27.2	32.1	33.6	30.0	23.1	18.6	12.7	21.6
令和6年	10.4	12.0	13.6	20.3	23.7	27.2	32.7)	33.2	31.5	24.2	17.9	11.1	21.5

③日最低気温の平均値(°C)

月別年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
令和2年	4.7	3.6	5.7	7.4	14.6	19.8	21.8	24.9	19.7	13.0	9.2	3.9	12.4
令和3年	1.9)	3.9)	6.1	8.2	14.4	18.7	23.5	23.7	20.6	14.3	8.3)	4.3	12.3
令和4年	1.5	1.0	5.8	9.2	13.5	19.5	24.0	24.7	20.3	13.0	9.2	3.1	12.1
令和5年	1.9	2.9	5.9	9.4	14.0	19.0	24.1	25.2	21.9	13.3	8.8	4.4	12.6
令和6年	2.7	3.7	5.7	11.4	13.1	18.9	25.1)	24.7	22.7	15.4	9.1	4.1	13.1

④降水量(mm)

月別年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
令和2年	93.5	72.0	140.0	139.5	46.5	255.5	401.0	9.5	241.5	66.0	46.0	63.0	1574.0
令和3年	74.5)	55.0	128.5	60.5	190.5	118.0	145.5	574.4	230.0	30.5	146.5	77.0	1831.0
令和4年	31.5	36.5	98.5	117.5	34.0	78.0	268.5	147.0	188.0	56.0	27.0	76.0	1158.5
令和5年	75.5	101.0	57.0	178.5	191.5	228.0	219.0	68.5	188.5	24.5	71.0	117.0	1520.0
令和6年	136.5	130.0	135.5	131.5	83.5	196.5	198.5)	110.0	15.0	192.5	265.0	77.0	1671.5

⑤最大日降水量(mm)

月別年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
令和2年	29.5	11.0	43.5	34.0	14.5	78.5	77.5	6.0	82.0	53.5	20.5	23.0	82.0
令和3年	20.0)	15.5	36.5	24.5	59.5	46.5	58.5	147.5	63.5	12.5	36.0	26.5	147.5
令和4年	14.0	11.0	37.5	43.0	11.5	26.0	102.0	50.5	65.0	21.0	9.5	19.0	102.0
令和5年	11.5	29.5	16.5	51.5	51.5	113.5	125.0	31.5	45.0	8.0	13.5	20.0	125.0
令和6年	41.0	21.5	24.5	57.5	38.0	40.0	54.0)	71.0	7.5	40.0	112.5	37.0	112.5

⑥最大1時間降水量(mm)

月別年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
令和2年	5.0	5.5	5.0	8.0	6.0	19.5	20.0	5.0	20.5	6.0	5.5	7.5	20.5
令和3年	6.0)	4.5	10.5	6.0	17.0	10.0	31.5	29.5	46.5	3.5	14.0	5.0	46.5
令和4年	4.0	2.0	6.0	12.5	5.0	19.5	30.5	22.0	26.5	4.5	5.0	5.0	30.5
令和5年	7.0	6.5	7.0	7.0	10.5	29.5	48.0	15.5	26.5	4.5	5.5	9.0	48.0
令和6年	7.5	4.5	13.0	12.0	8.0	19.5	18.0)	11.5	9.0	22.0	18.0	10.0	22.0

⑦平均風速(m/s)

月別年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
令和2年	1.9	2.0	2.1	2.2	2.0	1.8	1.6	2.0	2.0	1.7	1.9	2.0	1.9
令和3年	2.2)	2.3)	2.1	2.3	2.0	1.8	1.7	1.7	1.7)	1.8	2.1)	2.4	2.0
令和4年	2.0	2.2	2.1	2.0	1.8	2.0	1.8	1.9	1.8	1.	1.8	2.2	2.0
令和5年	2.1	1.9	1.8	2.1	2.2	1.7	1.9	2.1	1.6	1.7	2.0	2.0	1.9
令和6年	2.0	1.8	2.2	1.6	2.3	1.7	2.0)	2.1	1.9	1.9	2.2	2.7	2.0

データに付加する記号の意味

値) 準正常値:品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が供する範囲内で欠けている場合。

値] 資料不足値:統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合。

資料不足値には十分な信頼性がありませんので、ご利用に際しては十分留意願います。

※平成20年3月25日からアメダスデータ等統合処理システムの整備に伴い、降水量を0.5ミリ単位で、風速を0.1メートル単位で観測している。

⑧日最大風速(m/s)・風向

月別年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
令和2年	南南東 10.3	南南東 7.1	北北西 7.9	北北西 7.9	南 8.5	南 7.0	南南東 7.4	南南東 8.9	南南東 13.9	南 5.7	南南東 8.8	北西 6.9	南南東 13.9
令和3年	北西 7.8)	南 8.2)	南南東 11.2	南南東 10.8	南南東 8.8	南南東 10.7	南 6.2	北北西 10.5	北北西 8.4)	北北西 7.4	南 8.0)	北西 9.1	南南東 11.2
令和4年	北西 7.9	北西 7.5	南南東 15.4	南南東 7.8	南南東 5.8	北西 8.1	南 6.6	南南東 9.0	南南東 13.1	北西 8.2	南南東 10.9	北西 8.8	南南東 15.4
令和5年	北西 8.2	北北西 6.0	北北西 7.4	南南東 9.0	南南東 10.6	南南東 9.5	南 6.7	南東 10.2	北北東 6.0	北西 7.4	南南東 8.4	北西 8.3	南南東 10.6
令和6年	北西 7.2	南南東 10.0	北西 10.8	南南東 9.8	南 10.6	南 7.3	南 6.9)	北北東 7.3	南南西 9.7	北東 9.3	南 9.8	西北西 7.7	北西 10.8

工 北見地域雨量観測所 最近5年間の資料

①降水量(mm)

月別年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
令和2年	143.0	112.0	206.0	169.0	73.5	358.0	529.5	64.0	292.0	59.5	53.0	99.5	2159.0
令和3年	129.0	98.5	106.5	84.0	255.0	119.0	206.5	832.0	219.5	32.5	154.5	103.0	2340.0
令和4年	58.5	77.5	118.5	115.5	46.0	93.5	303.0	203.0	431.5	47.5	47.0	145.0	1686.5
令和5年	131.5	117.0	77.5	180.0	248.0	235.0	260.0	163.5	120.0	47.5	77.5	138.5	1796.0
令和6年	153.5	134.5	203.5)	139.0	96.5	213.5	327.0	201.0	73.0	153.5	306.5	142.0	2143.5

②最大日降水量(mm)

月別年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
令和2年	32.5	28.5	48.0	52.0	24.5	124.0	78.5	20.5	81.5	43.0	18.5	33.0	124.0
令和3年	22.5	25.0	32.0	24.0	71.5	31.5	111.5	217.0	59.0	12.0	38.5	26.5	217.0
令和4年	21.0	14.0	31.0	36.0	28.0	30.0	101.0	56.5	222.5	12.5	29.0	42.0	222.5
令和5年	16.5	42.0	18.5	40.5	54.5	105.5	75.0	55.5	31.5	21.5	16.0	22.0	105.5
令和6年	37.0	23.5	30.0)	53.0	42.5	67.5	69.0	79.5	25.0	30.0	109.0	21.5	109.0

データに付加する記号の意味

値) 準正常値:品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が供する範囲内で欠けている場合。

値] 資料不足値:統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合。

資料不足値には十分な信頼性がありませんので、ご利用に際しては十分留意願います。

※平成20年3月25日からアメダスデータ等統合処理システムの整備に伴い、降水量を0.5ミリ単位で、風速を0.1メートル単位で観測している。

(2)地区別人口及び世帯数の状況

(令和7年4月1日現在)

地区別	自治会数	人口	世帯数	地区別	自治会数	人口	世帯数
益田	28	5,429	2,681	二条	5	420	236
吉田	39	13,880	6,765	美濃	6	271	136
高津	32	7,552	3,822	小野	5	1,260	596
安田	11	3,327	1,580	中西	13	1,638	749
鎌手	6	1,274	638	二川	1	156	90
種	4	218	218	都茂	12	760	423
北仙道	4	368	181	東仙道	7	635	347
豊川	7	762	357	匹見上	23	539	354
真砂	8	284	143	匹見下	17	195	128
豊田	7	2,358	1,150	道川	6	94	57
高城	10	1,163	553	計	251	42,583	21,090

(3)主要道路の状況

路線	最小有効巾員	関係地区	他市町との連絡
一般国道9号	6.50 m	鎌手・安田・吉田・高津・西益田	浜田市・津和野町
一般国道191号	6.50	小野・高津・吉田・益田・豊川・仙道・都茂・二川・道川	萩市・北広島町
一般国道488号	2.00	匹見下・匹見上・広見	廿日市市
山陰道	10.50	豊田・高津	
県道 益田阿武線	4.00	高津	萩市
〃 久城インター線	6.50	高津・吉田	
〃 益田澄川線	2.00	長沢・澄川・仙道	
〃 益田種三隅線	2.50	種(下種)	浜田市
〃 東仙道津田停線	3.00	大草・仙道	
〃 美濃地石見横田停線	4.50	美濃	
〃 益田津和野線	2.20	小野・美濃	津和野町
〃 野地鎌手停線	3.00	鎌手	
〃 津和野田万川線	2.00	二条(桂平)	津和野町
〃 浜田美都線	2.90	二川(板井川)	浜田市
〃 三隅美都線	2.80	二川(宇津川)	浜田市
〃 美都匹見線	2.00	都茂・匹見上(落合)	
〃 美都澄川線	2.00	都茂(山本)・匹見下(澄川)	
〃 吉賀匹見線	2.30	匹見上(三葛)	吉賀町
〃 匹見左鎧線	1.50	匹見上(七村)	津和野町
〃 波佐匹見線	2.10	道川	浜田市
〃 須川谷日原線	3.50	長沢	津和野町

(4) 河川の状況

水系	河川名	流路延長	水源地	流域関係地区
高津川	高津川	81.10 km	吉賀町	高津・吉田・中西・豊田・高城
"	高津川派川	2.75 km	虫追町	高津・中西
"	白上川	18.89 km	有田町	中西・美濃
"	南田川	1.56 km	市原町	中西
"	三谷川	3.28 km	中垣内町	中西
"	二条川	7.64 km	愛栄町	美濃・二条
"	湯田川	2.82 km	柏原町	二条
"	上黒谷川	3.40 km	桂平町	二条
"	三浦川	2.57 km	柏原町	二条
"	清水川	1.30 km	美濃地町	美濃
"	美濃地河内川	2.50 km	"	"
"	笹見谷川	1.00 km	有田町	"
"	角井川	5.02 km	左ヶ山町	高津・豊田・高城
"	本俣賀川	2.80 km	梅月町	豊田
"	後溢川	4.69 km	向横田町	高城
"	後川	1.35 km	横田町	豊田
"	匹見川	51.97 km	匹見町	豊田・高城・真砂
"	猪木谷川	2.20 km	猪木谷町	高城
"	井谷川	1.63 km	神田町	高城
"	荒谷川	1.30 km	"	"(三星)
"	野地川	4.45 km	薄原町	高城
"	能登川	5.80 km	美都町	都茂
沖田川	沖田川	13.91 km	種村町	鎌手・北仙道・種
"	後谷川	3.39 km	"	種
"	宇治川	2.08 km	金山町	種・鎌手
益田川	益田川	29.80 km	美都町	吉田・都茂・仙道
"	今市川	1.05 km	乙吉町	吉田
"	多田川	2.53 km	多田町	益田・吉田
"	本溢川	9.01 km	岩倉町 栎山町	豊川
"	伏谷川	1.80 km	大谷町	豊川
"	波田川	8.29 km	長沢町	真砂・笹倉

水系	河川名	流路延長	水源地	流域関係地区
益田川	馬の谷川	2.35 km	馬谷町	真砂・ 笹倉
〃	三谷川	7.16 km	美都町	小原・仙道・三谷
〃	都茂川	2.59 km	〃	都茂・山本
〃	清水川	2.11 km	〃	山本
〃	中倉川	0.52 km	〃	仙道
土田川	土田川	3.76 km	金山町	鎌手
津田川	津田川	7.97 km	山折町	安田・北仙道
〃	乙子川	0.46 km	乙子町	北仙道
遠田川	遠田川	3.43 km	遠田町	安田
喜阿弥川	喜阿弥川	1.92 km	喜阿弥町	小野
〃	東喜阿弥川	1.29 km	〃	〃
二見川	二見川	2.50 km	飯浦町	小野(二見)
飯浦川	飯浦川	0.90 km	〃	小野
三隅川	丸茂川	6.93 km	美都町	丸茂
〃	矢原川	17.10 km	〃	宇津川
〃	板井川	4.60 km	〃	坂井川
匹見川	石谷川	10.90 km	匹見町	
〃	戸村川	3.40 km	〃	
〃	落合川	5.80 km	〃	
〃	紙祖川	14.78 km	〃	
〃	広見川	10.00 km	〃	
〃	亀井谷川	2.50 km	〃	
〃	赤谷川	12.00 km	〃	
〃	二の谷川	1.00 km	〃	
石谷川	内石川	4.00 km	〃	
内石川	元組川	1.00 km	〃	
落合川	薦木川	3.00 km	〃	
紙祖川	七村川	4.00 km	〃	
〃	三葛川	1.50 km	〃	

2. 災害の記録

(1)火災

広域消防本部

種別 年次	建 物			山 林			その 他	
	棟数	面積m ²	被害額千円	件数	面積 a	被害額千円	件数	被害額千円
昭和 49 年	23	847	19,802	15	275	813	8	81
50	18	682	6,038	8	72	114	4	69
51	37	2,986	157,534	11	157	572	5	1,206
52	28	721	19,353	9	197	124	0	0
53	21	320	15,384	17	1,041	9,271	10	1,298
54	23	636	17,313	11	108	132	19	6,341
55	25	940	35,235	8	96	202	17	389
56	24	913	53,429	15	99	341	14	112
57	26	1,431	69,813	9	1,123	768	4	484
58	20	672	54,487	7	55	945	4	177
59	34	1,247	41,623	20	103	1,184	14	35
60	45	5,602	476,770	11	43	315	7	3,702
61	32	2,045	111,032	14	178	116	9	1,955
62	37	1,678	77,289	14	70	176	14	4,971
63	37	2,718	149,887	4	33	17	13	1,880
平成元年	24	819	51,635	5	125	18	14	1,457
2	31	1,298	41,177	8	120	0	19	593
3	18	270	30,914	5	34	0	2	0
4	15	730	21,070	1	10	0	11	9,417
5	37	3,750	185,963	5	67	76	8	5,368
6	25	607	13,188	7	212	258	39	1,093
7	20	867	58,926	7	56	149	21	506
8	28	1,652	74,546	5	26	0	20	14,612
9	32	1,097	62,217	9	71	5	13	85
10	28	2,462	145,127	2	1	0	16	427
11	27	986	31,639	2	8	0	13	529
12	18	605	36,669	6	13	10	21	4,392
13	17	385	12,037	5	45	3	9	613
14	26	1,218	127,341	5	4	0	18	329
15	17	1,051	37,312	2	40	10	11	121
16	12	367	34,636	8	268	28	15	10,802
17	16	407	36,701	3	124	273	12	785
18	30	2,792	121,315	4	67	0	9	4
19	30	999	20,569	4	890	193	20	4198
20	22	1,672	425,031	4	19	13	24	163
21	17	663	46,459	4	38	73	20	65
22	24	1,260	18,504	5	77	544	31	1,125
23	16	927	19,082	5	22	24	30	1,939
24	12	362	26,662	4	6	11	15	2,517
25	22	1,742	80,594	7	971	200	21	2,396
26	29	1,382	84,508	6	16	18	18	189
27	10	151	16,775	1	6	0	14	570
28	15	1074	42,808	4	13	0	14	6,154
29	19	1503	57,329	0	0	0	15	168

30	1	232	880	3	15	0	12	2,311
令和元年	14	814	28,289	2	4	0	10	0
令和2年	17	315	8,114	3	34	7	9	2
令和3年	9	268	23,994	3	9	0	12	2,378
令和4年	7	5	5,237	1	2	0	16	149
令和5年	28	1,399	51,379	2	7	0	14	478
令和6年	10	967	31,793	2	11	0	9	370

(2)一般災害(益田地域)

年 度	発生月日	災害種別	雨量	災 害 状 況						被害総額(千円)	
				人的被害(人)		住 家 被 害 (戸)					
				死 亡	負 傷	全 壊	半 壊	破 損	浸 水		
昭和 42 年	7.9	豪雨	144						129	14,843	
43	8.30	台風				1				600	
44	7.1 7.8	豪雨	114				1	2	45	36,424	
45	7.14 1.4	風雪							25	12,955	
	6.2~7.27	豪雨								12,525	
46	8.2~7	台風								42,876	
	8.27~9.13	台風								13,024	
47	7.10~13	豪雨	558	1	7	住 15 非 17	59 12		2,002	11,648	
53	9.25	台風					住 2	530	605	51,000	
55	8.30~31	豪雨	185					住 30 非 12	562	1,132,452	
56	6.25~7.7 57.1.17	豪雨 豪雪							52	327,056	
58	7.21~23	豪雨	634	32	72	290	1,492	51	床上 3,916 床下 1,514	137,522	
60	6.23~7.6	豪雨	1,008		1	住 3 非 4	4 2	10	845	65,778,968	
61	5.19~20 6.23~24	豪雨	104 141							4,458,883	
62	7.14 8.30	豪雨 台風						1		23,600	
63	7.20~21	豪雨	177					8	床下 7	28,290	
平成元年	7.12~13 9.1~2 9.13	豪雨	109 224 136							55,200	
2	6.27~28	豪雨	122							873,756	
3	7.4~5 9.14 9.27	豪雨 台風 台風	112						床下 5	58,500	
4	8.8~9	豪雨			2	1	3	618	202,380		
5	6.28 7.27	豪雨 台風	180 92						6,950	39,500	
7	7.3 7.22~23	豪雨 豪雨	250						1,410,846	53,000	
8	5.21 8.14	雹降雨 台風							4,742	65,28	
9	6.28 7.7~12 7.16~18 7.26~28	台風 豪雨	307 26						4,247	12,000	
		台風	254					2	床上 4 住 2, 非 2 床下 18	158,437	
										225,900	
										1,231,271	

11	6.29	豪雨	207					非 1	床下 83	915,945
	9.24	台風							床下 12	59,551
	1.27	豪雪	空港 36			非 1		住 2		578,979
12	8.18	豪雨	57						床上 1 床下 268	50,050
16	9.7~8	台風								125,854
20	3.13	暴風						住 5 非 14		32,855
22	7.13~15	豪雨	403					住 1 非 14	床下 5	126,349
25	7.28	豪雨	73.5						床下 2	44,411
	8.23~25	豪雨	265.5						床上 15 床下 83	705,710
29	7.4~5	豪雨	245.0		1		1	1	床上 5 床下 4	451,484
令和3年	8.8~10	台風	169.0	1						64,175
	8.12~15	豪雨	278.0							73,325
令和4年	7.19	豪雨	135							12,700
	9.18~9.20	台風	84					住 1		5,400
令和5年	7.8~7.10	豪雨	165						床下 1	
令和6年	6.22~6.23	豪雨	64.5							3,453
	11.1~11.2	豪雨	192.5							2,495

(美都地域)

年度	発生月日	災害種別	雨量	災害状況						被害総額 (千円)	
				人的被害(人)		住家被害(戸)					
				死亡	負傷	全壊	半壊	破損	浸水		
明治5年	2.6	地震			2			262			
27	9.7~9.8	豪雨				2			14	1,907 円	
大正8年	7.3~7.4	豪雨				6	9		41	10,050 円	
昭和18年	9.18~20	豪雨				25			住 53 非 50	2,914	
37	7.1~5	豪雨				1	74			45,000	
38	1.1~2.8	豪雪		3	43					120,000	
40	7.22~24	豪雨	312.9				5		43	160,000	
47	7.10~12	豪雨		4	2			99		500,000	
58	7.23	豪雨	310.5	8	5	55	36	47	242	16,201,112	
60	7.5~6	豪雨	250				1	1	51	1,463,716	
63	7.20~21	豪雨	255			非 6			住 98	2,730,000	
平成3年	9.27	台風								69,047	
9	7.26~28	台風	521			1	65			2,435,318	
29	7.4~5	豪雨	174.0							23,750	
令和3年	8.8~10	台風	191.0							45,566	
	8.12~15	豪雨	165.0							37,533	

令和 4 年	9.6～9.7	台風						非 1		300
	9.18～9.20	台風	180							1,200
令和 5 年	7.8～7.10	豪雨	248							
令和 6 年	6.22～6.23	豪雨	64.5							1,195

(匹見地域)

年度	発生月日	災害種別	雨量	災害状況						被害総額 (千円)	
				人的被害(人)		住家被害(戸)					
				死亡	負傷	全壊	半壊	破損	浸水		
昭和 38 年	1.2～2.22	雪害		6		16	43			孤立 440 世帯	
40	7.18～23	豪雨	634	1					88		
43	2.12～2.28	雪害				3	5			孤立 180 世帯	
47	7.10～23	豪雨				1	13	3	286		
55	8.30～31	豪雨	209				5		7		
56	6.25～29	豪雨	417						19		
58	7.20～23	豪雨	298					4	23	2,147,351	
60	6.21～23	豪雨	582								
	7.2～7	豪雨	252								
平成 29 年	7.4～5	豪雨	92.0							3,650	
令和 3 年	8.8～10	台風	234.5							107,966	
	8.12～15	豪雨	416.5							32,533	
令和 4 年	9.18～9.20	台風	273							1,200	
令和 5 年	7.8～7.10	豪雨	248								
令和 6 年	6.30～7.2	豪雨	133							609	
	11.1～11.2	豪雨	210							2,135	

第2章 災害予防計画

第2節 災害危険区域の指定及び警戒

1. 水害危険区域

(1) 河川(海岸)の増水による危険箇所

国土交通省浜田河川国道事務所

番号	河川名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所	
		(水防管理団名)	左右岸	距離標							
1	高津川	益田市高津 (益田市)	左	古川	700	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	高津川 出張所	益田市 土整備事務所
	高津川	益田市高津 (益田市)	左	古川	700	堤体漏水	A	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川 出張所	益田市 土整備事務所
2	高津川	益田市高津 (益田市)	左	0k000 ~0k300	333	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川 出張所	益田市 土整備事務所
3	高津川	益田市大塚 (益田市)	右	0k080		陸閘	要	大塚陸閘門 (1)		高津川 出張所	益田市 土整備事務所
4	高津川	益田市大塚 (益田市)	右	0k155		陸閘	要	大塚陸閘門 (2)		高津川 出張所	益田市 土整備事務所
5	高津川	益田市中島 (益田市)	右	0k705 ~0k765	67	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川 出張所	益田市 土整備事務所
6	高津川	益田市中島 (益田市)	右	0k820 ~0k920	129	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田市 土整備事務所
7	高津川	益田市高津 (益田市)	左	0k500 ~1k200	551	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川 出張所	益田市 土整備事務所
8	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k200 ~1k400	205	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田市 土整備事務所
	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k200 ~1k400	205	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川 出張所	益田市 土整備事務所
9	高津川	益田市中島 (益田市)	右	1k350 ~1k400	51	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川 出張所	益田市 土整備事務所
10	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k400 ~1k450	39	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川 出張所	益田市 土整備事務所
11	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k450 ~1k500	39	工作物	A	高津堤防 (特殊堤)		高津川 出張所	益田市 土整備事務所
	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k450 ~1k500	39	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川 出張所	益田市 土整備事務所
12	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k500 ~1k600	79	工作物	A	高津堤防 (特殊堤)		高津川 出張所	益田市 土整備事務所

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当	島根県 担当事務所
		(水防管理団名)	左右岸	距離標	延長(m)						
13	高津川	益田市中島 (益田市)	右	1k500 ～1k550	61	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市中島 (益田市)	右	1k500 ～1k550	61	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
14	高津川	益田市中島 (益田市)	右	1k550 ～1k700	156	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市中島 (益田市)	右	1k550 ～1k700	156	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
15	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k600 ～2k000	408	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k600 ～2k000	408	工作物	A	高津堤防 (特殊堤)		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
16	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k700		陸閘	要	川丁陸閘門 (1)		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
17	高津川	益田市川丁 (益田市)	左	1k825		陸閘	要	川丁陸閘門 (3)		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
18	高津川	益田市川丁 (益田市)	左	1k930		陸閘	要	川丁陸閘門 (2)		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
19	高津川	益田市高津 (益田市)	左	2k000 ～2k100	84	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
20	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k000 ～2k100	117	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
21	高津川	益田市高津、 中島 (益田市)	左右	2k075		工作物	B	(桁下高不 足) 高角橋		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
22	高津川	益田市高津 (益田市)	左	2k100 ～2k300	180	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
23	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k100 ～2k300	219	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k100 ～2k300	219	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
24	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k300 ～2k700	358	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k300 ～2k700	358	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当	島根県 担当事務所
		(水防管理団名)	左右岸	距離標	延長(m)						
	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k300 ～2k700	358	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
25	高津川	益田市高津 (益田市)	左	2k300 ～2k400	97	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市高津 (益田市)	左	2k300 ～2k400	97	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
26	高津川	益田市高津 (益田市)	左	2k400 ～2k500	109	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
27	高津川	益田市高津 (益田市)	左	2k500 ～2k700	220	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市高津 (益田市)	左	2k500 ～2k700	220	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市高津 (益田市)	左	2k500 ～2k700	220	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
28	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k700 ～2k971	267	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
29	高津川	益田市飯田 (益田市)	左	2k900 ～3k600	752	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
30	高津川	益田市飯田、 須子 (益田市)	左右	2k971		工作物	B	(桁下高不 足) 飯田吊橋		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
31	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k971 ～3k000	32	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k971 ～3k000	32	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
32	高津川	益田市須子 (益田市)	右	3k000 ～3k180	183	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
33	高津川	益田市角井 (益田市)	右	3k600 ～3k900	218	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
34	高津川	益田市飯田 (益田市)	左	3k600 ～4k000	344	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
35	高津川	益田市飯田 (益田市)	左	4k000 ～4k050	43	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市飯田 (益田市)	左	4k000 ～4k050	43	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所

番号	河川名	地先名 (水防管理団名)	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
			左右岸	距離標	延長(m)						
36	高津川	益田市飯田 (益田市)	左	4k050 ～4k300	227	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
37	高津川	益田市飯田 (益田市)	左	4k300 ～4k500	88	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
38	高津川	益田市角井 (益田市)	右	4k300 ～4k500	202	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
39	高津川	益田市角井 (益田市)	右	4k500 ～5k000	371	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
40	高津川	益田市飯田 (益田市)	左	4k700 ～4k800	125	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
41	高津川	益田市河成 (益田市)	左	4k850 ～5k000	189	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
42	高津川	益田市河成 (益田市)	左	5k000 ～5k300	323	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
43	高津川	益田市河成 (益田市)	左	5k200		工作物	A	虫追排水樋門		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
44	高津川	益田市河成 (益田市)	左	5k700 ～6k050	311	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市河成 (益田市)	左	5k700 ～6k050	311	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
45	高津川	益田市奥田 (益田市)	右	5k800 ～6k170	370	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
46	高津川	益田市安富町 奥田 (益田市)	右	6k080		陸閘	要	奥田陸閘門		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
47	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k100 ～6k150	32	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k100 ～6k150	32	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
48	高津川	益田市河成 (益田市)	左右	6k118		工作物	B	(桁下高不 足) 安富橋		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
49	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k150 ～6k200	32	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k150 ～6k200	32	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当	島根県 担当事務所
		(水防管理団名)	左右岸	距離標	延長(m)						
	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k150 ～6k200	32	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
50	高津川	益田市奥田 (益田市)	右	6k170 ～6k200	32	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
51	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k200 ～6k400	152	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k200 ～6k400	152	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
52	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k400 ～6k500	51	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
53	高津川	益田市奥田 (益田市)	右	6k300 ～6k340	42	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
54	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k500 ～6k700	88	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k500 ～6k700	88	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
55	高津川	益田市安富 (益田市)	右	6k700 ～7k300	656	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
56	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k700 ～6k800	37	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
57	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k800 ～6k900	103	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
58	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k900 ～6k960	61	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
59	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k960 ～7k100	140	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
60	高津川	益田市河成 (益田市)	左	7k100 ～7k150	50	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市河成 (益田市)	左	7k100 ～7k150	50	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市河成 (益田市)	左	7k100 ～7k150	50	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
61	高津川	益田市河成 (益田市)	左	7k150 ～7k300	168	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当	島根県 担当事務所
		(水防管理団名)	左右岸	距離標	延長(m)						
	高津川	益田市河成 (益田市)	左	7k150 ～7k300	168	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
62	高津川	益田市河成 (益田市)	左	7k300 ～7k360	71	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
63	高津川	益田市安富 (益田市)	右	7k300 ～7k700	324	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	7k300 ～7k700	324	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
64	高津川	益田市安富 (益田市)	右	7k700 ～8k100	323	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	7k700 ～8k100	323	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
65	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k100 ～8k200	91	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k100 ～8k200	91	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k100 ～8k200	91	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
66	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k200 ～8k400	208	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k200 ～8k400	208	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k200 ～8k400	208	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
67	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k400 ～8k580	193	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k400 ～8k580	193	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k400 ～8k580	193	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
68	高津川	益田市金地 (益田市)	左	8k400 ～8k900	502	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
69	高津川	益田市金地 (益田市)	左	8k900 ～9k100	213	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当	島根県 担当事務所
		(水防管理団名)	左右岸	距離標	延長(m)						
70	高津川	益田市金地 (益田市)	左	8k900 ～9k100	213	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k580 ～8k900	502	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k580 ～8k900	502	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k580 ～8k900	502	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k580 ～8k900	502	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
71	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k900 ～9k100	182	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k900 ～9k100	182	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k900 ～9k100	182	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
72	高津川	益田市金地 (益田市)	左	9k100 ～9k200	108	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
73	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k100 ～9k300	182	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k100 ～9k300	182	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k100 ～9k300	182	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k100 ～9k300	182	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
74	高津川	益田市金地、 安富 (益田市)	左右	9k285		工作物	B	(桁下高不 足) 金地橋		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
75	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k300 ～9k900	537	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k300 ～9k900	537	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k300 ～9k900	537	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k300 ～9k900	537	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当出張所	島根県担当事務所
		(水防管理団名)	左右岸	距離標	延長(m)						
76	高津川	益田市横田(益田市)	右	9k900 ～10k000	90	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市横田(益田市)	右	9k900 ～10k000	90	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
77	高津川	益田市向横田(益田市)	左	9k900 ～10k100	201	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
78	高津川	益田市横田(益田市)	右	10k000 ～10k100	88	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
79	高津川	益田市横田(益田市)	右	10k100 ～10k200	87	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市横田(益田市)	右	10k100 ～10k200	87	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市横田(益田市)	右	10k100 ～10k200	87	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
80	高津川	益田市向横田(益田市)	左	10k100 ～10k200	106	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市向横田(益田市)	左	10k100 ～10k200	106	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
81	高津川	益田市向横田(益田市)	左	10k200 ～10k300	126	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市向横田(益田市)	左	10k200 ～10k300	126	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市向横田(益田市)	左	10k200 ～10k300	126	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
82	高津川	益田市横田(益田市)	右	10k200 ～10k900	637	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市横田(益田市)	右	10k200 ～10k900	637	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当	島根県 担当事務所
		(水防管理団名)	左右岸	距離標	延長(m)						
83	高津川	益田市横田 (益田市)	右	10k900 ~11k000	107	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
84	高津川	益田市向横田 (益田市)	左	10k300 ~10k600	376	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市向横田 (益田市)	左	10k300 ~10k600	376	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
85	高津川	益田市向横田 (益田市)	左	10k600 ~11k200	543	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市向横田 (益田市)	左	10k600 ~11k200	543	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
86	高津川	益田市横田 (益田市)	右	11k000 ~11k100	143	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市横田 (益田市)	右	11k000 ~11k100	143	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
87	高津川	益田市神田 (益田市)	右	11k100 ~11k400	326	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市神田 (益田市)	右	11k100 ~11k400	326	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
88	高津川	益田市向横田 (益田市)	左	11k200 ~11k300	59	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
89	高津川	益田市神田 (益田市)	右	11k400 ~12k500	1156	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
90	高津川	益田市向横田 (益田市)	左	11k900 ~12k000	98	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
91	高津川	益田市神田 (益田市)	右	12k500 ~12k700	182	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市神田 (益田市)	右	12k500 ~12k700	182	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当出張所	島根県担当事務所
		(水防管理団名)	左右岸	距離標	延長(m)						
92	高津川	益田市大滝 (益田市)	左	12k500 ～12k700	234	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
93	高津川	益田市神田 (益田市)	右	12k700 ～12k800	90	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
94	高津川	益田市大滝 (益田市)	左	12k700 ～13k200	532	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市大滝 (益田市)	左	12k700 ～13k200	532	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市大滝 (益田市)	左	13k200 ～13k300	102	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
95	高津川	益田市大滝 (益田市)	左	13k200 ～13k300	102	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市大滝 (益田市)	左	13k200 ～13k300	102	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
96	高津川	益田市大滝 (益田市)	左	13k300 ～13k700	383	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市大滝 (益田市)	左	13k300 ～13k700	383	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
97	高津川	益田市大滝 (益田市)	左	13k700 ～13k900	192	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
98	高津川	益田市三星 (益田市)	右	13k900 ～14k200	291	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市三星 (益田市)	右	13k900 ～14k200	291	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
99	高津川 派川	益田市高津 (益田市)	左	0k000 ～0k300	340	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
100	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k070 ～0k100	23	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当	島根県 担当事務所
		(水防管理団名)	左右岸	距離標	延長(m)						
101	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k100 ~0k160	60	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k100 ~0k160	60	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
102	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k160 ~0k220	58	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k160 ~0k220	58	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
103	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k160 ~0k220	58	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市高津 (益田市)	左	1k300 ~1k500	242	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
104	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k220 ~0k280	62	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k220 ~0k280	62	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
105	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k280 ~0k300	20	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k500 ~0k700	186	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
106	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k500 ~0k700	186	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	左右	0k425		工作物	B	(桁下高不 足) 飯田橋		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
107	高津川 派川	益田市高津、 飯田 (益田市)	右	0k900 ~1k100	193	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
109	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	1k500 ~2k600	1031	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
		(水防管理団名)	左右岸	距離標	延長(m)						
110	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	1k500 ~1k550	72	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	1k500 ~1k550	72	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
111	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	1k550 ~1k800	288	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	1k550 ~1k800	288	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
112	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	1k800 ~2k000	212	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	1k800 ~2k000	212	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
113	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k000 ~2k100	100	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k000 ~2k100	100	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
114	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k100 ~2k130	33	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k100 ~2k130	33	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
115	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k130 ~2k300	179	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
		(水防管理団名)	左右岸	距離標	延長(m)						
116	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k300 ～2k400	113	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k300 ～2k400	113	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k300 ～2k400	113	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k300 ～2k400	113	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
117	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k400 ～2k500	94	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k400 ～2k500	94	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k400 ～2k500	94	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
118	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k500 ～2k520	19	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
119	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k520 ～2k600	75	基礎地盤漏水	A	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k520 ～2k600	75	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
120	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k000 ～0k085	86	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k000 ～0k085	86	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k000 ～0k085	86	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
121	匹見川	益田市横田 (益田市)	右	0k000 ～0k200	208	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当出張所	島根県担当事務所
		(水防管理団名)	左右岸	距離標	延長(m)						
	匹見川	益田市横田 (益田市)	右	0k000 ～0k200	208	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
122	匹見川	益田市横田 (益田市)	右	0k200 ～0k800	633	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
123	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k085 ～0k100	16	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k085 ～0k100	16	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k100 ～0k200	101	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
124	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k100 ～0k200	101	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k100 ～0k200	101	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
125	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k200 ～0k230	30	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
126	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k230 ～0k500	264	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
127	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k600 ～0k700	101	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
128	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k700 ～1k000	286	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
129	匹見川	益田市横田 (益田市)	右	0k800 ～0k900	108	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	匹見川	益田市横田 (益田市)	右	0k800 ～0k900	108	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
130	匹見川	益田市横田 (益田市)	右	0k900 ～1k000	107	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当出張所	島根県担当事務所
		(水防管理団名)	左右岸	距離標	延長(m)						
131	白上川	益田市市原(益田市)	右	0k500 ~1k000	729	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	白上川	益田市市原(益田市)	右	0k500 ~1k000	729	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
132	白上川	益田市内田(益田市)	左	0k100 ~0k900	823	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
133	白上川	益田市内田(益田市)	左	1k000 ~1k100	109	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
134	白上川	益田市市原(益田市)	右	1k000 ~1k400	376	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	白上川	益田市市原(益田市)	右	1k000 ~1k400	376	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
135	白上川	益田市内田(益田市)	左	1k100 ~1k500	424	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	白上川	益田市内田(益田市)	左	1k100 ~1k500	424	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
136	白上川	益田市市原(益田市)	右	1k400 ~1k500	100	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	白上川	益田市市原(益田市)	右	1k400 ~1k500	100	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	白上川	益田市市原(益田市)	右	1k400 ~1k500	100	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
137	白上川	益田市市原(益田市)	右	1k500 ~1k600	85	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
138	白上川	益田市内田、市原(益田市)	左右	1k584		工作物	B	(桁下高不足) 市原大橋		高津川出張所	益田県土整備事務所
139	白上川	益田市内田(益田市)	左	1k500 ~1k600	109	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所

番号	河川名	地先名			区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
		(水防管理団名)	左右岸	距離標	延長(m)								
140	白上川	益田市内田 (益田市)	左	1k500 ~1k600	109	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所		
	白上川	益田市内田 (益田市)	左	1k500 ~1k600	109	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所		
141	白上川	益田市内田 (益田市)	左	1k600 ~1k900	309	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所		
	白上川	益田市内田 (益田市)	左	1k600 ~1k900	309	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所		
141	白上川	益田市内田 (益田市)	左	1k900 ~2k000	105	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所		

島根県関係益田市整備事務所

番号	河川名	位置	左右岸	延長 (m)	種別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
益-1	高津川	益田市神田町	左	60	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-2	白上川	益田市川登町～益田市美濃地町	左	1,440	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-3	白上川	益田市川登町～益田市美濃地町	右	1,440	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-4	白上川	益田市美濃地町	左	1,000	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-5	白上川	益田市美濃地町	右	1,000	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-6	二条川	益田市柏原町	左	300	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-7	二条川	益田市柏原町	右	300	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-8	後溢川	益田市向横田町	右	200	漏水	A	漏水	月の輪工	益田市
益-9	後川	益田市横田町家下	右	400	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-10	角井川	益田市本俣賀町	左	300	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-11	角井川	益田市本俣賀町	右	300	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-12	匹見川	益田市隅村町	左	500	深掘れ	B	深掘れ	木流工	益田市
益-13	匹見川	益田市匹見町澄川	左	370	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-14	匹見川	益田市匹見町澄川	右	200	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-15	沖田川	益田市木部町	左	200	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-16	南田川	益田市市原町	左	600	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-17	南田川	益田市市原町	右	600	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-18	益田川	益田市大谷町	左	2,200	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-19	益田川	益田市大谷町～久々茂町	右	2,200	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-20	白上川	益田市川登町	左	2,600	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-21	白上川	益田市白上町～川登町	右	2,600	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-22	後谷川	益田市下種町	左	600	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-23	後谷川	益田市下種町	右	600	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-24	本俣賀川	益田市梅月町	左	900	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-25	本俣賀川	益田市梅月町	右	900	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
計		25箇所		21,810					

島根県関係(海岸)

益田市整備事務所

番号	海岸名	位置(左右岸別)	延長	種別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
益海-1	小浜	益田市喜阿弥町	m 119	侵食	B	侵食	巡回監視	益田市
計		1 箇 所	119					

2. 砂防指定地・地すべり・急傾斜地・土砂災害危険区域

(1) 砂防指定地

番号	溪流名	水系名	設備名称	指定年月日	告示番号	設置年月日	指定地台帳 作成年度(番号)	設備台帳 作成年度(番号)	堰堤台帳 作成年度(番号)	位置			溪流番号 全県通し番号	
										都市	町村	字		
1	奥田川	高津川	堰堤 護岸工外	S43 3 2	建告第259号	S53 2		H16(855)	H3(27)	益田	安富			
2	上岡溢川及び 同支川	高津川	堰堤 護岸工外	S63 11 8	建告第2166号	H1 3	H14(1668)	H14(1668)	H3(29) H8(2)	益田	安富		1高津川-益田-074 I 132109A660400074	
3	羽場上溢二の 谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H1 3 3	建告第473号	H2 3	H14(1714)	H14(1714)	H3(28) H8(3)	益田	安富		1高津川-益田-079 I 132109A660400079	
4	溝河溢川	高津川	堰堤 護岸工外	S45 6 2	建告第865号	S46 3		H16(961)	H3(30) H8(4)	益田	横田		1高津川-益田-073 I 132109A660400073	
5	後溢川	高津川	堰堤 護岸工外	S27 6 5	建告第715号	不明			H16(236)	H3(−) H8(5)	益田	向横田		沿川渓流複数箇所
6	匹見川	高津川	護岸工外	S45 6 2	建告第865号	不明		H17(363) H18(970)		益田	匹見	道川～ 溢川	沿川渓流複数箇所	
				S34 10 29	建告第2164号									
7	井谷川及び支川	高津川	堰堤 護岸工外	S37 11 16	建告第2893号	S37 9		H16(408)	H3(37) H8(7)	益田	神田			
8	下野部屋溢川	高津川	堰堤 護岸工外	H15 2 13	国告第119号	H17 5	○(−)	○(−)	H17(−)	益田	須子			
9	後谷川	高津川	護岸工外	S37 10 25	建告第2697号	不明		H16(400)		益田	神田			
10	安富谷川	高津川	堰堤	H14 10 8	国交省告第874号				H17(−)	益田	安富			
11	内田川	高津川	堰堤 護岸工外	H8 3 13	建告第601号	H2 3	H14(1384,1790)	H14(1384,1790)	H3(169) H8(9)	益田	内田			
				S57 5 17	建告第1166号									
12	虫追下川	高津川	堰堤 護岸工外	S62 3 16	建告第672号	S62 3	S62(35) H14(1592)	H14(1592)	H3(2) H8(10)	益田	虫追		1高津川-益田-088 I 132109A66040008	
13	中内田西谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S60 3 25	建告第654号	S59 3	S62(7) H14(1433,1524)	H14(1433,1524)	H3(1) H8(11)	益田	内田		1高津川-益田-241 I 132109A660400241	
				S59 3 30	建告第801号									
14	南田川	高津川	堰堤 護岸工外	H8 3 13	建告第601号	H2 8	H14(1791)	H14(1791) H16(973)	H3(120) H8(12)	益田	市原		沿川渓流複数箇所	
				S45 6 16	建告第932号									
15	下城九郎西谷 川	高津川	堰堤 護岸工外	S59 3 30	建告第801号	S59 3	S62(4)	H11(1432)	H3(12) H8(13)	益田	美濃地		1高津川-益田-199 I 132109A660400199	
16	二条川	高津川	堰堤 護岸工外	S28 9 14	建告第1291号	不明		H16(292)	H3(9) H8(14)	益田	愛栄～ 柏原		沿川渓流複数箇所	
17	清水川	高津川	堰堤 護岸工外	S60 3 25	建告第654号	S61 3	S62(23) H14(1523)	H14(1523)	H3(13) H8(15)	益田	有田			
18	河内川	高津川	堰堤 護岸工外	S41 9 9	建告第3123号	S42 10		H16(616)	H3(15) H8(16)	益田	美濃地		1高津川-益田-161 II 132109A660400151	
19	吉ヶ原川	高津川	堰堤 護岸工外	H2 11 20	建告第1879号	H3 12	H14(1749,1787)	H14(1749,1787)	H3(81) H8(17)	益田	有田		1高津川-益田-145 I 132109A660400145	
				H8 3 13	建告第601号									
20	柳ヶ迫川	高津川	堰堤 護岸工外	H12 12 18	建告第2393号	H14 3		H16(1910)	○(−)	益田	有田		1高津川-益田-142 I 132109A660400145	
21	有田川	高津川	堰堤 護岸工外	S60 3 25	建告第654号	S61 1	S62(22) H14(1526)	H14(1526) H16(238)	H3(18,19) H8(18)	益田	有田			
				S27 6 5	建告第715号									
22	笹見谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S61 1 24	建告第65号	S61 3	S62(21) H14(554, 1522, 1554)	H14(554, 1522)	H3(20)	益田	有田			
				S60 3 25	建告第654号									
				S40 10 29	建告第3079号									
23	立中川	高津川	護岸工外	S45 6 16	建告第932号	不明		H16(977)		益田	市原			

番号	溪流名	水系名	設備名称	指定年月日	告示番号	設置年月日	指定地台帳 作成年度(番号)	設備台帳 作成年度(番号)	堰堤台帳 作成年度(番号)	位置			溪流番号 全県通し番号	
										都市	町村	字		
24	市原川	高津川	堰堤 護岸工外	H8 3 13	建告第601号	S45 H2 2	H14(1789)	H14(1789) H16(976)	H3(3,4) H8(21,22)	益田	市原			
				S45 6 16	建告第932号									
25	新屋溢川	高津川	堰堤 護岸工外	S56 5 15	建告第1039号	S56 3	H14(1366)	H14(1366)	H3(5) H8(23)	益田	市原	1高津川-益田-237Ⅱ 132109A660400237		
				H8 3 13	建告第601号	H4 12								
26	座頭ヶ溢川	高津川	堰堤 護岸工外	S45 6 16	建告第932号		H14(975,1788)	H14(975,1788)	H3(6,7) H8(24)	益田	市原			
27	道平川	高津川	護岸工外	S45 6 16	建告第932号			H16(974)		益田	市原			
28	中垣内谷川及び 同支川	高津川	堰堤 護岸工外	S59 3 30	建告第804号	S59 3	S62(13) H14(1449)	H14(1449)	H3(8) H8(27)	益田	中垣内			
29	上黒谷川	高津川	護岸工外	S43 3 2	建告第259号			H16(856)		益田	桂平	1高津川-益田-177Ⅰ 132109A660400177		
				S41 8 12	建告第2648号									
30	三浦川	高津川	堰堤 護岸工外	S41 8 12	建告第2648号	S41 3		H16(561)	H3(10) H8(29)	益田	柏原			
31	悪田川	高津川	護岸工外	S48 3 19	建告第558号			H14(1136)	H14(1136)	益田	黒周			
32	下明川	高津川	堰堤 護岸工外	S47 3 4	建告第320号	S48 1		H16(1057)	H3(11) H8(31)	益田	黒周			
33	本郷下川	高津川	堰堤 護岸工外	S61 1 24	建告第65号	S61 12	S62(28) H14(1555)	H14(1555)	H3(14) H8(32)	益田	美濃地	1高津川-益田-158Ⅱ 132109A660400158		
34	大濱川	高津川	堰堤 護岸工外	S43 3 2	建告第259号	S47 3		H16(857)	H3(17)	益田	美濃地			
35	美濃地河内谷 川	高津川	堰堤 護岸工外	S60 3 25	建告第654号	S59 6	S62(3) H14(1434,1525)	H14(1434)	H3(16) H8(34)	益田	美濃地	1高津川-益田-151Ⅱ 132109A660400151		
				S59 3 30	建告第801号									
36	美濃地河内谷 川	高津川	堰堤 護岸工外	H12 12 18	建告第2393号	H18		H18(1911)	○(-)	益田	美濃地			
37	新川	高津川	護岸工外	S40 10 29	建告第3079号	不明		H14(555)	H14(555)	益田	有田	1高津川-益田-137Ⅱ 132109A660400137		
38	葛ヶ谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S40 10 29	建告第3079号	S41 3	H14(553)	H14(553)	H3(21) H8(36)	益田	有田			
39	角井右谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S61 1 24	建告第65号	S61 11	S62(29) H14(1553)	H14(1553)	H3(22)	益田	須子	1高津川-益田-257Ⅲ 132109A660400257		
40	本郷賀川	高津川	堰堤 護岸工外	S27 6 5	建告第715号	S41 1 2	H14(237,1767)	H14(1768)	H3(25,26) H8(38,39)	益田	梅月	1高津川-益田-092Ⅱ 132109A660400092		
				H4 3 13	建告第636号									
41	光明寺川	高津川	護岸工外	H4 3 13	建告第636号			○(1767)	○(1767)	益田	梅月			
42	角井左谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S62 3 16	建告第672号	S60 10	S62(20) H14(1521,1591)	H14(1521,1591)	H3(23) H8(40)	益田	本郷賀	1高津川-益田-107Ⅱ 132109A660400087		
				S60 3 25	建告第654号									
43	石田川	高津川	堰堤 護岸工外	H9 12 22	建告第2178号	H11 3	H14(1851)	H14(1851)	H8(41) H11(-)	益田	安富	1高津川-益田-085Ⅰ 132109A660400085		
44	石塔寺川	高津川	堰堤 護岸工外	S55 3 24	建告第421号	S57 2	H14(1352)	H14(1352)	H3(31)	益田	横田			
45	市原川	高津川	堰堤 護岸工外	H12 5 16	建告第1321号	H12 9	H14(1896)	H14(1896)	H13(-)	益田	横田	1高津川-益田-057Ⅰ 132109A660400057		
46	来見谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S45 6 2	建告第865号	S45 9		H16(962,963)	H16(962,963)	H3(33)	益田	向横田	1高津川-益田-072Ⅰ 132109A660400072	
47	長藪川	高津川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S48 3		H16(760)	H16(760)	H3(34) H8(45)	益田	向横田		
48	稗田川	高津川	堰堤	S47 3 4	建告第320号	S45 9		H16(058)	H16(058)	H3(35)	益田	向横田		
49	石谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S47 6 20	建告第1118号	S39 ~ S54 2		H17(272) H18(351,1073)	H17(272) H18(351,1073)	H3(38,39,40,41,4) 3)	益田	匹見	石谷	沿川渓流複数箇所
				S34 9 4	建告第1645号									

番号	渓流名	水系名	設備名称	指定年月日	告示番号	設置年月日	指定地台帳作成年度(番号)	設備台帳作成年度(番号)	堰堤台帳作成年度(番号)	位置			渓流番号 全県通し番号
										都市	町村	字	
				S27 9 17	建告第1229号								
50	奥迫谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H13 3 16	建告第245号	S57 11	H17(862) H18(1922)	H17(862) H18(1922)	H3(45) H8(53)	益田	匹見	澄川	1高津川-匹見-109 I 132109A660400710
				S43 3 2	建告第259号								
51	深山谷川	高津川	堰堤(土木or農林) 護岸工外	S43 3 2	建告第259号	不明	H17(867)	H17(867)	H3(46)	益田	匹見	澄川	1高津川-匹見-108 I 132109A660400709
52	滝ヶ谷川	高津川	護岸工外	S57 5 17	建告第1166号	不明	H14(1388)	H14(1388)		益田	匹見	澄川	1高津川-匹見-107 I 132109A660400708
53	能登川	高津川	堰堤 護岸工外	S34 9 4	建告第1645号	S33	H17(176)	H17(176) H18(352)	H3(47)	益田	匹見	澄川	沿川渓流複数箇所
				S24 6 8	建告第528号								
54	迫の谷川	高津川	護岸工外	S57 5 17	建告第1166号	不明	H14(1389)	H14(1389)		益田	匹見	澄川	1高津川-匹見-101 II 132109A660400702
55	火の谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S55 3 24	建告第421号	S57 10	H14(1354)	H14(1354)	H3(49) H8(58)	益田	匹見	澄川	1高津川-匹見-099 I 132109A660400700
56	都谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S43 7	H17(773)	H17(773)	H3(50) H8(59)	益田	匹見	広瀬	1高津川-匹見-098 II 132109A660400699
57	小広瀬川	高津川	堰堤 護岸工外	S62 3 16	建告第672号	H4 11	H14(866,1593)	H17(866,1593)	H8(60)	益田	匹見	広瀬	1高津川-匹見-149 II 132109A660400836
				S43 3 2	建告第259号								
58	和又川	高津川	護岸工外	S43 3 2	建告第259号	不明	H14(872)	H17(872)		益田	匹見	広瀬	
59	戸村川	高津川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S34		H17(767) H18(362)	H3(52) H8(62)	益田	匹見	落合	沿川渓流複数箇所
				S34 10 29	建告第2164号								
60	千原谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H8 4 10	建告第1196号		H14(1410,1817)	H14(1410,1817)	H3(53) H8(63)	益田	匹見	落合	1高津川-匹見-087 I 132109A660400688
				S59 3 29	建告第751号	S61 12							
61	落合川	高津川	堰堤 護岸工外	S32 9 6	建告第1086号	S32	H17(336)	H17(336)	H3(54) H8(64)	益田	匹見	落合	沿川渓流複数箇所
				S46 9 16	建告第1574号	S32		H17(335) H18(1015)	H3(56) H8(65,66)	益田	匹見	紙祖	沿川渓流複数箇所
62	紙祖川	高津川	堰堤 護岸工外	S32 9 6	建告第1086号								
				S42 3 31	建告第1111号	S47 10	H17(768)	H17(768)	H3(66)	益田	匹見	匹見	1高津川-匹見-037 I 132109A660400638
63	江田川	高津川	堰堤 護岸工外	H24 7 24	国告第806号								
				S27 6 5	建告第715号	S28 S31		H17(239)	H3(63,64)	益田	匹見	匹見	沿川渓流複数箇所
64	広見川	高津川	堰堤 護岸工外	S48 3 19	建告第558号	S52 9	H17(1138)	H17(1138)	H3(67,68)	益田	匹見	匹見	1高津川-匹見-174 II 132109A660400861
65	入江谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S59 3 29	建告第751号	不明	H14(1411)	H14(1411)		益田	匹見	道川	1高津川-匹見-125 II 132109A660400626
66	背戸山谷川	高津川	護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	不明		H18(765)	H3(69)	益田	匹見	道川	沿川渓流複数箇所
67	亀井谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H1 12 21	建告第2123号	S44 H2 10 3	H14(1720)	H14(1720) H18(871)	H3(70,71)	益田	匹見	道川	1高津川-匹見-020 I 132109A660400621
				S43 3 2	建告第259号								
68	良士谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S45 6 2	建告第865号	不明		H17(372) H18(969)	H3(72)	益田	匹見	道川	沿川渓流複数箇所
				S36 2 23	建告第227号								
69	赤谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S43 3 2	建告第259号			H18(861)		益田	匹見	道川	
70	一の谷川	高津川	護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S58 H2 9 3		H18(775)	H3(77,78) H8(75,76)	益田	匹見	道川	1高津川-匹見-010 II 132109A660400611
71	二の谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S43 3 2	建告第259号	不明		H18(865)		益田	匹見	道川	
72	三の谷川	高津川	護岸工外										

番号	渓流名	水系名	設備名称	指定年月日		告示番号	設置年月日	指定地台帳 作成年度(番号)	設備台帳 作成年度(番号)	堰堤台帳 作成年度(番号)	位置			渓流番号 全県通し番号		
											都市	町村	字			
73	藤九郎谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H1	12	21	建告第2123号	H3	12	H14(1719)	H14(1719)	H3(79)	益田	匹見	道川	
74	平三谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H3	3	25	建告第753号	H5	9	H14(1760)	H14(1760) H18(870)	H3(80) H8(79)	益田	匹見	道川	
				S43	3	2	建告第259号									
75	桑ノ木谷川	高津川	護岸工外	S43	3	2	建告第259号	不明			H18(864)		益田	匹見	道川	
76	内石川	高津川	堰堤 護岸工外	S42	3	31	建告第1111号	S47	3		H17(774)	H3(44)	益田	匹見	石谷	沿川渓流複数箇所
77	清谷川	高津川	護岸工外	S42	3	31	建告第1111号	不明			H17(771)		益田	匹見	石谷	1高津川-匹見-153 II 132109A660400640
78	奥後谷川	高津川	護岸工外	S47	6	20	建告第1118号	不明			H18(1072)		益田	匹見	石谷	
79	上内谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S42	3	31	建告第1111号	S54	2		H18(770)	H3(42)	益田	匹見	石谷	1高津川-匹見-111 II 132109A660400712
80	奥の溢谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H14	12	13	国交省告示第 1096号	H20	7			H17(-)	益田	匹見	石谷	
81	元祖川	高津川	設備なし	S42	3	31	建告第1111号				H18(766)		益田	匹見	石谷	1高津川-匹見-136 II 132109A660400737
82	マトバ谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H1	1	21	建告第85号	H6	11		H14(1684,1863)	H3(48)	益田	匹見	澄川	1高津川-匹見-102 I 132109A660400703
				H10	11	19	建告第1992号									
83	小迫谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S56	5	15	建告第1039号	S56	6	H14(1369)	H14(1369)	H3(51)	益田	匹見	広瀬	1高津川-匹見-156 II 132109A660400843
84	鳶木川	高津川	護岸工外	S42	3	31	建告第1111号	不明			H18(772)		益田	匹見	落合	1高津川-匹見-158 II 132109A660400845
85	矢尾川	高津川	堰堤 護岸工外	S42	3	31	建告第1111号	S47	3		H18(776)	H3(55) H8(89)	益田	匹見	落合	沿川渓流複数箇所
86	荒木谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S59	3	29	建告第751号	S60	12	H14(1750,1408)	H14(1750,1408)	H3(61,62) H8(90,91) H11(-)	益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-076 I 132109A660400677
				H2	11	20	建告第1879号	H9	3							
87	大谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S55	3	24	建告第421号	S58	10	H14(1355)	H14(758,1355)	H3(57)	益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-073 I 132109A660400674
88	家ヶ谷川	高津川	護岸工外	S57	5	17	建告第1166号	不明		H14(1386)	H14(1386)		益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-070 I 132109A660400671
89	七村川	高津川	堰堤 護岸工外	S34	9	4	建告第1645号	S33 S57	9		H17(350)	H3(59,60)	益田	匹見	紙祖	沿川渓流複数箇所
90	加令谷川	高津川	護岸工外	S43	3	2	建告第259号	不明			H18(863)		益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-048 I 132109A660400649
91	古道川	高津川	設備無し	S46	9	16	建告第1574号				H18(1014)		益田	匹見	紙祖	沿川渓流複数箇所
92	積木谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S46	9	16	建告第1574号	H8	12		H18(1016)	H8(97)	益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-043 I 132109A660400644
93	牛尾谷川	高津川	護岸工外	S52	3	23	建告第367号	不明			H18(1268)		益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-041 I 132109A660400642
94	ドイ谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H8	4	10	建告第1196号	H7	12	H14(1816)	H14(1816)	H11(-)	益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-042 I 132109A660400643
95	小原川	高津川	堰堤 護岸工外	S42	3	31	建告第1111号	S44	3	H17(126,769)	H17(126,769)	H3(58)	益田	匹見	紙祖	沿川渓流複数箇所
				S22	10	8	内告第315号									
96	小ガラ谷川	高津川	護岸工外	S59	3	29	建告第751号	不明		H14(1409)	H14(1409)		益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-059 II 132109A660400660
97	神原谷川	高津川	護岸工外	S52	3	23	建告第367号	不明		H14(1269)	H14(1269)		益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-039 I 132109A660400637
98	植地谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S57	5	17	建告第1166号	S59	11	H14(1387)	H14(1387)	H3(65)	益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-035 I 132109A660400636
99	コウロク谷川	高津川	護岸工外	S55	3	24	建告第421号	不明		H14(1353)	H14(1353)		益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-031 I 132109A660400632
100	押ヶ谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H1	12	21	建告第2123号			H14(1716)	H14(1716)	H3(73) H8(105)	益田	匹見	道川	1高津川-匹見-016 I 132109A660400617
101	金山谷川	高津川	護岸工外	S48	3	19	建告第558号	不明			H18(1137)		益田	匹見	道川	

番号	溪流名	水系名	設備名称	指定年月日	告示番号	設置年月日	指定地台帳作成年度(番号)	設備台帳作成年度(番号)	堰堤台帳作成年度(番号)	位置			溪流番号 全県通し番号	
										都市	町村	字		
102	小赤谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H1 12 21	建告第2123号	H1 9 H2 7 H3 3	H14(1717,1718,1 759)	H14(1717,1718,1 759)	H3(74,75,76) H8(107,108)	益田	匹見	道川	1高津川-匹見-015 I 132109A660400616	
				H1 12 21	建告第2123号									
				H3 3 25	建告第753号									
103	大赤谷川	高津川	設備無し	S43 3 2	建告第259号			H18(869)		益田	匹見	道川		
104	大賀杭川	高津川	設備無し	S43 3 2	建告第259号			H18(868)		益田	匹見	道川	1高津川-匹見-178 II 132109A660400865	
105	藏之溢川及び 同支川	高津川	堰堤 護岸工外	S53 5 2	建告第921号	H1 3	H14(1305,1642)	H14(1305,1642)	H3(-)	益田	神田		1高津川-益田-022 I 132109A660400022	
				S63 3 18	建告第803号	H1 3								
106	七尾谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S53 3 2	建告第921号	S54 10	H17(1304)	H17(1304)	H3(36)	益田	神田		1高津川-益田-021 I 132109A660400021	
107	益田川 (益田川)	益田川	堰堤 護岸工外	S22 7 14	内告第217号	S21			H16(112)	H3(143,144,145, 146,147)	益田	山本		沿川渓流複数箇所
108	多田川	益田川	堰堤 護岸工外	S60 3 25	建告第654号	S61 3	S62(25) H14(1517)	H14(1517) H16(234,757)	H3(110,111,112) H8(2,3)	益田	多田		沿川渓流複数箇所	
				S42 3 31	建告第1111号									
				S27 3 11	諭告第200号									
109	本溢川	益田川	堰堤 護岸工外	S32 5 4	建告第695号	不明		H16(316)	H3(118)	益田	柄山 大谷		沿川渓流複数箇所	
110	伏谷川	益田川	護岸工外	S44 2 26	建告417号	不明		H16(919)		益田	大谷		沿川渓流複数箇所	
111	波田川	益田川	堰堤 護岸工外	S43 3 2	建告第259号	S26 S31		H16(220,859)	H3(125,126)	益田	長沢～ 世倉		沿川渓流複数箇所	
				S26 10 25	建告第944号									
112	熊子川	益田川	護岸工外	S43 3 2	建告第259号	不明		S60(19)	H17(858)		益田	美都	小原	
113	朝倉川	益田川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S61 3	S60(17)	H17(763)	H3(135)	益田	美都	朝倉		
114	庵床溢川	益田川	堰堤 護岸工外	H1 1 21	建告第85号	H2 11	H14(1683)	H14(1683)	H3(136)	益田	美都	仙道	2益田川-美都-070 I 132109A660400540	
115	三谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S37 11 16	建告第2894号	S37		H16(419)	H3(137,138) H8(11,12)	益田	美都	都茂	2益田川-美都-050 II 132109A660400520	
116	中倉川	益田川	護岸工外	S44 2 26	建告第417号	不明		H16(921)		益田	美都	仙道	2益田川-美都-047 I 132109A660400517	
117	生角川	益田川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S47 11		H16(762)	H3(142) H8(14)	益田	美都	仙道	2益田川-美都-045 I 132109A660400515	
118	清水川	益田川	護岸工外	S42 3 25	建告第850号	不明		H16(622)		益田	美都	山本		
119	奥溢川 (奥溢川)	益田川	護岸工	S22 10 8	内告第315号	不明		S60(22)	H18(124)		益田	美都	山本	
120	都茂川	益田川	護岸工外	S45 6 2	建告第865号	不明		H16(384,967)	H3(154)	益田	美都	都茂		
				S37 10 25	建告第2694号									
121	天神川	益田川	堰堤 護岸工外	S59 3 29	建告第751号	S62 11	H14(1407)	H14(1407)	H3(148) H8(18)	益田	美都	山本	2益田川-美都-021 I 132109A660400491	
122	深折川	益田川	堰堤 護岸工外	S45 6 2	建告第865号	S25 S49 10		H16(113,966)	H3(149,150) H8(20)	益田	美都	山本	沿川渓流複数箇所	
				S22 7 14	内告第217号									
123	芋尻川	益田川	護岸工外	S22 7 14	内告第217号	不明		H16(111)		益田	美都	都茂		
124	葛根藪川 (葛根藪川)	益田川	堰堤 護岸工外	H2 2 6	建告第199号	H4 3	H14(1737)	H14(1737)	H3(152,173) H8(22)	益田	美都	都茂		

番号	溪流名	水系名	設備名称	指定年月日	告示番号	設置年月日	指定地台帳 作成年度(番号)	設備台帳 作成年度(番号)	堰堤台帳 作成年度(番号)	位置			溪流番号 全県通し番号
										都市	町村	字	
125	桜谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S53 5 2	建告第921号	S60 3 3	H14(1612,1301,1 445)	H14(1301,1445)	H3(115) H8(23)	益田	七尾		2益田川-益田-086 I 132109A660400334
				S59 3 30	建告第804号								
				S62 4 2	建告第932号								
126	土井溢川	益田川	堰堤 護岸工外	H1 3 3	建告第473号	H2 3	H14(960,1690)	H14(1690) H17(960)	H3(116) H8(24)	益田	土井		2益田川-益田-098 I 132109A660400346
				S45 6 2	建告第865号								
127	先段川	益田川	堰堤 護岸工外	S53 5 2	建告第921号	S55 2	H14(1303)	H14(1303)	H3(117) H8(25)	益田	多田		2益田川-益田-096 I 132109A660400344
128	大谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S51 10		H16(758)	H3(114) H8(26)	益田	多田		2益田川-益田-091 II 132109A660400339
129	泥谷川	益田川	護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	不明		H16(759)		益田	多田		
130	多田右の谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S61 1 24	建告第65号	S61 11	S62(32) H14(1549)	H14(1549)	H3(113) H8(28)	益田	多田		
131	徳連川	益田川	堰堤 護岸工外	S40 10 29	建告第3079号	S41 7							
132	大茂川	益田川	堰堤 護岸工外	S40 10 29	建告第3079号	S39 11		H16(551)	H3(120,121) H8(30)	益田	栎山		2益田川-益田-177 I 132109A660401144
133	岩倉谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S62 3 16	建告第672号	S60 12	S62(24) H14(1516,1589)	H14(1516,1589)	H3(122) H8(32)	益田	栎山		
				S60 3 25	建告654号								
134	山の下溢川 (山ノ下溢川)	益田川	堰堤 護岸工外	S59 3 30	建告第801号	S59 3 30	S62(6) H14(1431)	H14(1431)	H3(123) H8(33)	益田	大谷		2益田川-益田-059 II 132109A660400307
135	片廻川	益田川	堰堤 護岸工外	S44 2 26	建告第417号	S50 3							
136	芝溢川	益田川	堰堤 護岸工外	H2 2 6	建告第199号	H5 3	H14(1738,1814)	H14(920,1738,18 14)	H3(128) H8(35)	益田	美都	笹倉	2益田川-美都-088 I 132109A660400558
				H8 4 10	建告第1196号								
137	三地山谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S59 3 30	建告第601号	S59 5	S62(5) H14(1430)	H14(1430)	H3(129) H8(36)	益田	下波田		
138	柳溢谷川	益田川	堰堤 護岸工外	H10 3 23	建告第772号								
				H4 3 26	建告第642号	H8 7							
139	原川	益田川	堰堤 護岸工外	S46 9 16	建告第1574号	S52 8	S60(21) H14(1011)	H14(1011)	H3(130) H8(38)	益田	波田		
140	久保溢川	益田川	堰堤 護岸工外	S46 9 16	建告第1574号	S48 3							
141	追溢川	益田川	堰堤 護岸工外	H11 9 24	建告第1757号	H12 3	H14(1871)	H14(1871)	H13(-)	益田	波田		2益田川-益田-021 I 132109A660400269
142	追溢川支川	益田川	堰堤 護岸工外	H12 5 16	建告第1321号	H13 2							
143	追溢川支川2	益田川	堰堤 護岸工外	H14 12 13	国告第1096号	H17 10	H14	H23(-)	H23(-)	益田	波田		
144	笹倉川	益田川	堰堤 護岸工外	H11 9 24	建告第1757号	H11 11							
145	笹倉川2	益田川	堰堤 護岸工外	H16 9 16	国告第1139号	H18 3	H16	H16	H23(-)	益田	美都	笹倉	
146	城山川	益田川	堰堤 護岸工外	S41 9 9	建告第3123号	S41 3							
147	本溢川	益田川	堰堤 護岸工外	S59 3 30	建告第804号	S59 3	S60(21) S62(16) H14(1013,1447)	H14(1013,1447)	H3(122) H8(43)	益田	波田		2益田川-益田-028 I 132109A660400276
				S46 9 16	建告第1574号								
148	札場川	益田川	堰堤 護岸工外	S59 3 30	建告第804号	S59 5	S80(21) S62(14) H14(1012,1446)	H14(1012,1446)	H3(131) H8(45)	益田	波田		2益田川-益田-026 II 132109A660400274
				S46 9 16	建告第1574号								

番号	溪流名	水系名	設備名称	指定年月日	告示番号	設置年月日	指定地台帳 作成年度(番号)	設備台帳 作成年度(番号)	堰堤台帳 作成年度(番号)	位置			渓流番号 全県通し番号	
										都市	町村	字		
149	木ト田川	益田川	堰堤 護岸工外	S59 3 30	建告第802号	S59 5	S60(16) S62(8) H14(1009,1435)	H14(1009,1435)	H3(134) H8(46)	益田	波田		2益田川-益田-024 II 132109A660400272	
				S46 9 16	建告第1574号									
150	通寺川	益田川	堰堤 護岸工外	H4 3 24	建告第787号	H7 2	H14(1772)	H14(1772)	H3(171) H8(47)	益田	美都	小原	2益田川-美都-068 I 132109A660400538	
151	小原谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S59 3 30	建告第804号	S59 5	S62(15) H14(1450)	H14(1450)	H3(139) H8(48)	益田	美都	小原	2益田川-美都-067 II 132109A660400537	
152	久木川	益田川	護岸工外	S45 6 2	建告第865号	不明			H16(964)	益田	美都	三谷		
153	八坂川	益田川	護岸工外	S43 3 2	建告第259号	不明			H16(860)	益田	美都	三谷		
154	古武家川	益田川	堰堤 護岸工外	S63 11 8	建告第2166号	H3 12	H14(1669)	H14(1669)	H3(140) H8(51)	益田	美都	三谷		
155	久原中郷川	益田川	堰堤 護岸工外	S37 11 16	建告第2894号	S41 3			H16(418)	H3(141) H8(52)	益田	美都	三谷	
156	新中倉川	益田川	護岸工外	S45 6 2	建告第865号	不明			H16(965)	益田	美都	三谷		
157	田殿川	益田川	堰堤 護岸工外	S57 5 17	建告第1166号	S61 1	H14(1385)	H14(1385)	H3(153) H8(54)	益田	美都	都茂	2益田川-美都-036 I 132109A660400506	
158	笛利川	益田川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S44 S55 1 2			H16(761)	H3(155,156)	益田	美都	都茂	沿川渓流複数箇所
159	法戸庵川	益田川	堰堤 護岸工外	H12 12 18	建告第2393号	H14 1			H16(1914)	H15(-)	益田	美都	都茂	
160	平田屋川	益田川	堰堤 護岸工外	H12 12 18	建告第2393号	H15 3	H14(1915)	H14(1915)	H15(-)	益田	美都	都茂	2益田川-美都-034 I 132109A660400504	
161	才ノ峰谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S59 3 30	建告第802号	S59 3	S62(12) H14(1439)	H14(1439)	H3(157) H8(57)	益田	美都	都茂	2益田川-美都-028 I 132109A660400498	
162	正万寺下川	益田川	堰堤 護岸工外	H9 3 12	建告第521号	H10 11	H14(1834)	H14(1834)	H13(-)	益田	美都	都茂	2益田川-美都-024 I 132109A660400494	
163	金谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S26 3 26	建告第162号	S55 12	S60(23)	H17(214)	H3(151)	益田	美都	山本	沿川渓流複数箇所	
164	矢原川	三隅川	堰堤 護岸工外	S37 1 23	建告第68号	不明			H16(379)	H3(84)	益田	美都	宇津川	沿川渓流複数箇所
165	板井川	三隅川	堰堤 護岸工外	S36 2 23	建告第227号	S35 S37 7 鹿林	S60(24)	H17(371)	H3(81,82)	益田	美都	板井川	沿川渓流複数箇所	
166	丸茂川	三隅川	護岸工外	S37 10 25	建告第2697号	不明			H16(401)		益田	美都	丸茂	沿川渓流複数箇所
167	馬の谷川 (馬ノ谷川)	三隅川	不明	S42 3 31	建告第1111号	不明		S60(18)	H17(764)		益田	美都	宇津川	
168	長橋川	三隅川	堰堤 護岸工外	H1 12 21	建告第2123号	H2 3	H14(1715)	H14(1715)	H3(87)	益田	美都	宇津川		
169	後ヶ谷川	三隅川	堰堤	S45 6 2	建告第865号	S51 3			H16(968)	H3(85,86)	益田	美都	宇津川	2三隅川-美都-012 II 132109A660400576
170	寺溢川	三隅川	堰堤 護岸工外	H8 4 10	建告第1196号	H8 3	H14(1815)	H14(1815)	H8(8) H11(-)	益田	美都	宇津川	2三隅川-美都-023 I 132109A660400587	
171	本溢川	三隅川	護岸工外	S37 10 25	建告第2697号	不明			H16(404)		益田	美都	丸茂	
172	田原川	三隅川	床固工	S37 10 25	建告第2697号	不明			H16(403)		益田	美都	丸茂	
173	郷川	三隅川	堰堤 護岸工外	S37 10 25	建告第2697号	不明			H16(402)	H3(88)	益田	美都	丸茂	2三隅川-美都-030 I 132109A660400594
174	元田屋川	三隅川	堰堤 護岸工外	S63 11 8	建告第2166号	H5 11	H14(1670)	H14(1670)	H3(89) H8(12)	益田	美都	丸茂		
175	中の谷川	三隅川	護岸工外	S36 2 23	建告第227号	不明		S60(25)	H17(371)		益田	美都	板井川	沿川渓流複数箇所
176	森田屋川	三隅川	堰堤 護岸工外	S56 5 15	建告第1039号	S57 11	H14(1368)	H14(1368)	H3(83)	益田	美都	板井川	2三隅川-美都-008 I 132109A660400572	
177	沖田川	沖田川	護岸工外	S35 3 4	建告第311号	不明			H16(366)		益田	木部～下裡		沿川渓流複数箇所
178	汐満川	沖田川	堰堤 護岸工外	S60 3 25	建告第659号	S61 7	S62(26) H14(1535)	H14(1535)	H3(93) H8(2)	益田	木部		2沖田川-益田-045 I 132109A660400415	
179	日谷川	沖田川	堰堤 護岸工外	S61 1 24	建告第65号	S62 3	S62(30) H14(1552)	H14(1552)	H3(94,95) H8(3,4)	益田	赤雁		2沖田川-益田-040 II 132109A660400410	
				S44 2 26	建告第417号									

番号	溪流名	水系名	設備名称	指定年月日	告示番号	設置年月日	指定地台帳 作成年度(番号)	設備台帳 作成年度(番号)	堰堤台帳 作成年度(番号)	位置			溪流番号 全県通し番号	
										都市	町村	字		
180	赤雁谷川	沖田川	堰堤 護岸工外	S60 3 25	建告第654号	S59 2	S62(19) H14(1456,1519)	H14(1456,1519)	H3(96) H8(5)	益田	赤雁		2沖田川-益田-039 II 132109A660400409	
				S59 3 30	建告第805号									
181	長谷下川	沖田川	堰堤 護岸工外	S61 1 24	建告第65号	S61 12	S62(31) H14(1551)	H14(1551)	H3(97)	益田	大草		2沖田川-益田-038 II 132109A660400408	
182	寺廻川	沖田川	堰堤 護岸工外	S59 3 30	建告第802号	S59 8	S62(11) H14(1436)	H14(1436)	H3(98)	益田	下種		2沖田川-益田-035 II 132109A660400405	
183	川下谷川	沖田川	堰堤 護岸工外	S59 3 30	建告第802号	S59	S62(10) H14(1437)	H14(1437)	H3(99)	益田	下種			
184	竜光寺谷川	沖田川	堰堤 護岸工外	S60 3 25	建告第654号	S60 8	S62(17) H14(1448,1520)	H14(1448,1520)	H3(101) H8(9)	益田	下種		2沖田川-益田-030 I 132109A660400400	
				S59 3 30	建告第804号									
185	後谷川	沖田川	堰堤 護岸工外	S61 1 24	建告第65号	S61 11	S62(32) H14(1363,1550)	H14(400,1363,15 50)	H3(105,106) H8(12)	益田	種村		2沖田川-益田-024 II 132109A660400394	
				S56 5 15	建告第1039号	S57 11								
186	奥の原川	沖田川	堰堤 護岸工外	S62 3 16	建告第672号	H1 12	H14(1590)	H14(1590)	H3(100) H8(13)	益田	下種		2沖田川-益田-031 I 132109A660400401	
187	山ノ下谷川	沖田川	堰堤 護岸工外	S60 3 25	建告第654号	S59 3	S62(2) H14(1425,1518)	H14(1425,1518)	H3(102) H8(14)	益田	種村		2沖田川-益田-014 II 132109A660400384	
				S59 3 30	建告800号									
188	上山川	沖田川	堰堤 護岸工外	S60 3 25	建告第659号	S60 8	S62(1) H14(1426,1536)	H14(1426,1536)	H3(104) H8(15)	益田	下種		2沖田川-益田-028 I 132109A660400398	
				S59 3 30	建告第800号									
189	仙道川	津田川	堰堤 護岸工外	S60 3 25	建告659号	S59 3	S62(9) H14(1438,1537)	H14(1438,1537)	H3(107) H8(1)	益田	大草		2津田川-益田-005 I 132109A660400423	
				S59 3 30	建告802号									
190	乙子川	津田川	堰堤 護岸工外	S41 9 9	建告第3123号	S41 10		H16(614)	H3(108) H8(2)	益田	大草			
191	笠川	津田川	護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	不明		H16(756)		益田	大草			
192	中津田川	津田川	堰堤 護岸工外	H11 9 24	建告第1757号	H11 3	H14(1870)	H14(1870)	H11(-) H8(4)	益田	津田		2津田川-益田-018 I 132109A660400436	
193	末石川	喜阿弥川	堰堤 護岸工外	S54 2 9	建告第143号	S56 1	H14(1337)	H14(1337)	H3(158) H8(1)	益田	喜阿弥			
194	弥ヶ追川	喜阿弥川	設備なし	S52 3 23	建告第367号			H14(1266)	H14(1266)		益田	喜阿弥		
195	向原川	喜阿弥川	堰堤 護岸工外	S52 3 23	建告第367号	S53 2	H14(1267)	H14(1267)	H3(159) H8(3)	益田	喜阿弥			
196	遠田川	その他	護岸工外	S44 2 26	建告第417号	不明	H14(916)	H14(916)		益田	遠田		沿川渓流複数箇所	
197	双葉川	その他	護岸工外	S44 2 26	建告第417号	不明		H16(917)		益田	遠田			
198	二見川	その他	堰堤 護岸工外	S43 3 2	建告第259号	S44 10 S60 9		H16(854)	H3(164,165) H8(3)	益田	飯浦		沿川渓流複数箇所	
199	飯浦川 (飯浦川)	その他	護岸工外	S26 11 15	建告第971号	不明		H16(228)		益田	飯浦		沿川渓流複数箇所	
200	杉迫川	その他	堰堤 護岸工外	S26 11 15	建告第971号	S42 12		H16(226)	H3(166) H8(5)	益田	飯浦		2飯浦川-益田-001 II 132109A660400444	
201	大峰川	その他	堰堤 護岸工外	S61 1 24	建告第65号	S62 6	○(1556)	H16(227) ○(1556)	H3(167,168)	益田	飯浦			
				S26 11 15	建告第971号									
202	道免川	その他	護岸工外	S53 5 2	建告第921号	不明	H14(1299)	H14(1299)		益田	久城			
203	福井掛川	その他	堰堤 護岸工外	S53 5 2	建告第921号	不明	H14(1300)	H14(1300)	H3(109) H8(10)	益田	久城			
204	竹の尾川	その他	護岸工外	S53 5 2	建告第921号	不明	H14(1298)	H14(1298)		益田	久城			
205	西ヶ溢川	その他	護岸工外	S53 5 2	建告第921号	不明	H14(1302)	H14(1302)		益田	栄			

番号	渓流名	水系名	設備名称	指定年月日	告示番号	設置年月日	指定地台帳 作成年度(番号)	設備台帳 作成年度(番号)	堰堤台帳 作成年度(番号)	位置			渓流番号 全県通し番号
										都市	町村	字	
206	戸田川	その他	堰堤 護岸工外	S39 3 4	建告第380号	S38 11	H17(437)	H17(437)	H3(160) H8(12)	益田	戸田		2その他-益田-006 I 132109A660400455
207	西谷川及び支 川	その他	堰堤 護岸工外	S39 3 4	建告第380号	S40 S41 3	H17(438)	H17(438)	H3(161,162) H8(13,14)	益田	戸田		
208	大浜川	その他	堰堤 護岸工外	S59 3 30	建告第805号	S59 11	S62(18) H14(1455)	H14(1455)	H3(91) H8(15)	益田	木部		2その他-益田-015 I 132109A660400464
209	木の谷川	その他	堰堤 護岸工外	S61 3 17	建告第656号	S61 6	S62(34) H14(1527)	H14(1527)	H3(90) H8(16)	益田	木部		2その他-益田-016 I 132109A660400465
210	木部川	その他	堰堤 護岸工外	S62 3 16	建告第672号	S61 11	S62(36) H14(1588)	H14(1588)	H3(92) H8(17)	益田	木部		
211	床ヶ平川	その他	堰堤 護岸工外	S63 11 8	建告第2166号	H1 5	H14(1667)	H14(1667)	H3(163) H8(18)	益田	小浜		
212	金山川	その他	堰堤 護岸工外	H18 4 10	建告第1196号	H17 12	H14(1813)	H14(1813)	H11() H8(15)	益田	金山		
213	土井溢川支溪	益田川	堰堤 護岸工外	H22 11 8	国告第1312号	H23 8 12	H22(-)	H23(-)	H23(-)	益田	土井		
214	上種川	沖田川	堰堤 護岸工外	S35 3 4	建告第311号	不明			H16(366)	H3(103) H8(10)	益田	木部～ 下種	沿川渓流複数箇所
215	右来見谷川	高津川		S45 6 2	建告第865号								
216	追溢川支川3	益田川	堰堤 護岸工外	H20 7 20	国告第909号						益田	波田	
217	家下上溢川	高津川		H25 5 23	国告第518号						益田	横田	
218	田殿川三の谷	益田川	堰堤 護岸工外	H27 11 17	国告第1148号						益田	美都	都茂
219	下森川	沖田川		H27 9 7	国告第989号						益田	下種	
220	横野川	益田川		H29 5 26	国告565号						益田	大谷	
221	西の谷川	平原川		H29 12 6	国告1137号						益田	西平原	
222	明見谷川	高津川		R3 8 13	国告1147号						益田	須子	
223	光明寺前川	益田川		R4 5 23	国告579号						益田	波田	

(2) 地すべり防止区域

整理番号	地区名	位置	地 形			関係戸数	摘要
			勾配(度)	巾(m)	長さ(m)		
	旭 町	東 町	23	950	210	55	昭和47年7月豪雨により崩壊 上層部に亀裂を生じ防止工事施工
	中 垣 内	中 垣 内 町	32	1,030	290	14	昭和52. 07. 05 建設省告示第993号
	遠 田	遠 田 町	18	870	250	44	昭和52. 07. 05
	中 遠 田	遠 田 町	20	1,150	190	47	平成14. 01. 25 国交省告示第33号
	金 地	虫 追 町	35	840	250	15	昭和55年8月豪雨により崩壊 一部防止工事施工
	桜 ケ 丘	元 赤 城 町 町	22	350	200	56	昭和58年7月豪雨により崩壊 防止工事施工 平成03. 03. 31 建設省告示第870号
	下 本 郷	下 本 郷 町 久 城 町	17	900	170	69	昭和61. 03. 25 建設省告示第803号 平成23. 11. 21 国交省告示第1206号
	木 部	木 部 町	18	300	240	22	昭和62. 03. 16 建設省告示第694号
	多 田	多 田 町	31	370	180	3	昭和63. 03. 31 建設省告示第835号
	上 遠 田	遠 田 町	16	340	155	74	平成01. 03. 31 建設省告示第870号
	東 方 寺	遠 田 町	14	730	390	39	平成02. 03. 31 建設省告示第835号
	水 分	水 分 町	17	480	160	46	平成04. 03. 25 建設省告示第962号
	金 谷	美 都 町 山 本	25	1,000	460	11	平成13. 03. 21 国交省告示第279号
	都 茂 上	美 都 町 都 茂	40	1,100	430	72	平成13. 03. 21 国交省告示第278号
	観 月	美 都 町 小 原	45	1,600	700	13	平成14. 05. 24 国交省告示第459号
	熊 子	美 都 町 小 原	25	1420	880	9	平成25. 06. 25 国交省告示第647号
農地関係	本 溢	美 都 町 山 本	25	1,400	500	9	昭和53. 03. 31 農水省告示第411号
〃	蛇ノ久保	美 都 町 仙 道	20	1,900	700	7	昭和61. 12. 23 農水省告示第2037号
〃	後 溢	美 都 町 山 本	10	800	700	6	昭和63. 03. 22 農水省告示第314号
〃	喜 阿 弥	喜 阿 弥 町	15	1000	500	20	平成 27.07.06 農水省告示第 1708 号
林野関係	大 滝	向 横 田 町	30	250	840	37	昭和63. 96. 23 農水省告示第863号
〃	三 星	神 田 町	30	780	240	20	平成13. 03. 06 農水省告示第281号
〃	中 の 谷 中	美 都 町 板 井 川	21	1,100	750	4	昭和62. 04. 21 農水省告示第483号
〃	下 都 茂	美 都 町 仙 道	40	330	300	24	平成10. 03. 16 農水省告示第379号

(3)急傾斜地崩壊危険区域

番号	区域名	施設名称	指定年月日	県公示番号	位置			備考
					郡市	町	字	
1	木部	擁壁工、法枠工	S56. 3. 31	第 336 号	益田	木部		
2	大浜	擁壁工、法枠工	S54. 11. 16	第 950 号	益田	木部		
3	木部大谷	擁壁工、法枠工	S48. 2. 23	第 120 号	益田	木部		
4	汐満	擁壁工 (張コンタイプ)	S45. 4. 21	第 345 号	益田	木部		
5	下本郷	擁壁工、法枠工	S56. 9. 29	第 906 号、第 433 号	益田	乙吉		
6	滝藏山	擁壁工	S46. 9. 7	第 825 号	益田	染羽		
7	住吉	擁壁工、法枠工	S46. 9. 7	第 825 号	益田	七尾		
8	多田下の溢	擁壁工、法枠工	S54. 4. 13	第 292 号	益田	多田		
9	紅葉ヶ丘	擁壁工、法枠工	S57. 5. 4	第 580 号	益田	赤城		
10	赤城	擁壁工、法枠工	S56. 3. 31	第 336 号、第 433 号	益田	赤城		
11	栄	擁壁工、法枠工	S56. 3. 31	第 336 号	益田	栄		
12	明見	擁壁工、法枠工	S55. 3. 21、R4. 4. 1	第 247 号、第 255 号	益田	須子		
13	下内田	擁壁工	S56. 9. 29	第 906 号	益田	内田		
14	向内田	擁壁工	S57. 5. 4、S59. 3. 30	第 580 号、第 433 号	益田	内田		
15	上内田	擁壁工、法枠工	S56. 9. 29	第 906 号	益田	内田		
16	上市原	擁壁工、法枠工	S56. 9. 29	第 906 号	益田	市原		
17	虫追下	擁壁工、法枠工	S55. 3. 21	第 247 号	益田	虫追		
18	虫追	擁壁工、法枠工	S52. 8. 23	第 643 号	益田	虫追		
19	下安富	擁壁工、法枠工	S45. 7. 28	第 567 号	益田	安富		
20	上安富	擁壁工	S45. 7. 28	第 567 号	益田	安富		
21	大境	擁壁工、法枠工	S57. 5. 4、S59. 3. 30	第 580 号、第 433 号	益田	横田		
22	山本	擁壁工、法枠工	S45. 4. 21	第 345 号、第 433 号	益田	横田		
23	戸田小浜	擁壁工、法枠工	S46. 9. 7、H2. 11. 9	第 825 号、第 1052 号	益田	戸田		
24	飯浦港	擁壁工、法枠工	S46. 9. 7、S54. 4. 13	第 825 号、第 292 号	益田	飯浦		
25	高島	無し	S48. 7. 13 災 S48. 7. 24	第 460 号 第 494 号	益田	土田		
26	上の谷	擁壁工	S57. 11. 2	第 2748 号	益田	土田		
27	下の上	擁壁工	S57. 11. 2	第 2748 号	益田	西平		
28	中津田	擁壁工	S57. 11. 2	第 2748 号	益田	津田		
29	梅月	擁壁工、法枠工	S57. 11. 2	第 2748 号、第 433 号	益田	梅月		
30	平口	法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	木部		
31	乙吉	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	乙吉		
32	津田栄町	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	津田		
33	角井 1	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	須子		
34	須子前神田	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号、第 456 号	益田	須子		
35	中内田	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	内田		
36	土井 2	擁壁工	S59. 3. 30、S62. 3. 3	第 433 号、第 253 号	益田	土井		
37	山の平	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	東		
38	下本郷えび	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	下本		
39	市原 2	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	市原		
40	下本郷 2	法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	下本		
41	久城上西	法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	久城		
42	大浜西	法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	木部		
43	木部 2	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	木部		
44	本俣賀西	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	本俣		
45	上遠田	法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	遠田		

46	五反田	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	市原		
47	飯田 2	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	高津		
48	平口上	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	木部		
49	羽場	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	安富		
50	須子石原	法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	須子		
51	遠田	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	遠田		
52	多田	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	多田		
53	土田	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号、第 408 号	益田	土田		
54	土田浜	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30、H15. 8. 8 H30. 11. 13	第 433 号、第 683 号 第 719 号	益田	土田		
55	元町寺の溢	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	元		
56	津田	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	津田		
57	安富	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	安富		
58	飯田海老山	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	飯田		
59	水分	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	水分		
60	飯田 1	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	飯田		
61	西多田	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	多田		
62	松原	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	白上		
63	川登	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	川登		
64	飯浦本町	法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	飯浦		
65	栄町	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30、H25. 9. 17	第 433 号、第 639 号	益田	栄		
66	下安富 2	擁壁工、法枠工	S61. 3. 31	第 408 号	益田	安富		
67	上安富 2	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号、第 408 号	益田	安富		
68	市原	擁壁工、法枠工	S61. 3. 31	第 408 号	益田	市原		
69	安富 2	擁壁工、法枠工	S61. 3. 31	第 408 号	益田	安富		
70	土井 3	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号、第 408 号	益田	土井		
71	三界	擁壁工	S63. 3. 31	第 456 号	益田	向横		
72	下平	擁壁工	H1. 3. 31	第 442 号	益田	中垣		
73	白上	擁壁工、法枠工	H1. 3. 31	第 442 号	益田	白上		
74	赤松	擁壁工、法枠工	H2. 2. 27	第 242 号	益田	隅村		
75	黒石	法枠工	H8. 4. 2	第 375 号	益田	遠田		
76	西浜 A	擁壁工、法枠工	H15. 8. 8	第 683 号	益田	遠田		
77	大浜西 2	法枠工			益田	木部		漁港区城と要調整
78	下ヶ原 1	擁壁工	H15. 9. 30	第 820 号	益田	白上		
79	西谷溢	擁壁工、法枠工	H15. 10. 24	第 889 号	益田	大谷		
80	上の原	擁壁工	H15. 6. 27	第 576 号	益田	久々		
81	逢瀬橋前	擁壁工、法枠工	H15. 6. 27	第 576 号	益田	久々		
82	稲葉屋	擁壁工、法枠工	H14. 11. 8	第 948 号	益田	久々		
83	旭ヶ丘	擁壁工、法枠工	H15. 8. 8	第 683 号	益田	東町		
84	進徳	法枠工	H15. 6. 27	第 576 号	益田	遠田		
85	ひばりヶ丘	法枠工	H15. 8. 8	第 683 号	益田	乙吉		
86	大峠	擁壁工、法枠工	H15. 10. 24	第 889 号	益田	久々		
87	下の下	擁壁工、法枠工	H30. 12. 11	第 767 号	益田	西平		
88	高津地方	擁壁工	H30. 12. 11	第 767 号	益田	高津		
89	椎山	法枠工	H30. 12. 11	第 767 号	益田	東町		
90	須子寺溢	不明			益田	須子		危険箇所台帳あり
91	堂河内	擁壁工、法枠工	H17. 10. 28	第 1149 号	益田	久々茂		
92	西谷溢 2	擁壁工、法枠工	H18. 4. 7	第 497 号	益田	大谷		
93	栄 2	ブロック積工	H30. 12. 11、R5. 1. 27	第 767 号、第 61 号	益田	栄		

94	赤城 2	擁壁工	H30. 12. 11	第 767 号	益田	赤城		
95	東町 2	法枠工	H21. 2. 27	第 121 号	益田	東町		
96	小野中	擁壁工、ブロック積工	H19. 12. 21	第 1055 号	益田	白岩		
97	中津田下	擁壁工	H30. 12. 11	第 767 号	益田	津田		
98	和江	擁壁工、法枠工	H24. 4. 3	第 227 号	益田	横田		
99	川平	擁壁工、エネルギー吸収	H26. 9. 9	第 516 号	益田	長沢		
100	上津田 3	擁壁工	H27. 2. 17	第 110 号	益田	津田		
101	南町	擁壁工、法枠工	H28. 7. 1、H30. 5. 18	第 486 号、第 357 号	益田	元		
102	向横田	法枠工	H29. 4. 14	第 217 号	益田	向横田		
103	荒磯	擁壁工、法枠工	H30. 11. 13	第 719 号	益田	西平原		
104	後溢	法枠工	H30. 11. 13	第 719 号	益田	土田		
105	川登 2	法枠工	R1. 10. 1	第 274 号	益田	川登		
106	平原下の中		R6. 9. 3	第 558 号	益田	西平		
美 1	丸茂	擁壁工	S56. 9. 29	第 906 号	益田	美都	丸茂	
美 2	三谷	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30、H15. 9. 30	第 433 号、第 820 号	益田	美都	三谷	
美 3	宇津川	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	美都	宇津川	
美 4	檜谷	擁壁工、法枠工	H1. 3. 31	第 442 号	益田	美都	都茂	
美 5	葛籠	擁壁工	H3. 2. 22	第 193 号	益田	美都	山本	
美 6	朝倉郷	擁壁工	H6. 6. 17	第 604 号	益田	美都	朝倉	
美 7	葛籠下	擁壁工、法枠工	H8. 4. 2	第 375 号	益田	美都	山本	
美 8	郷下	擁壁工	H11. 10. 5	第 735 号	益田	美都	都茂	
美 9	屋敷平	擁壁工、法枠工	H20. 4. 1	第 304 号	益田	美都	都茂	
美 10	酒屋原	擁壁工	H13. 12. 4	第 887 号	益田	美都	仙道	
美 11	郷下 2	擁壁工	H15. 8. 8	第 683 号	益田	美都	都茂	
美 12	屋敷平 2	擁壁工	H20. 4. 1	第 304 号	益田	美都	都茂	
美 13	仙道郷 1	擁壁工	H15. 10. 24	第 890 号	益田	美都	仙道	
美 14	仙道郷 2	擁壁工	H15. 10. 24	第 890 号	益田	美都	仙道	
美 15	城跡 2	擁壁工	H15. 9. 30	第 820 号	益田	美都	朝倉	
美 16	仙道	擁壁工	H15. 10. 24	第 890 号	益田	美都	仙道	
美 17	笹倉郷	擁壁工	H15. 10. 24	第 889 号	益田	美都	笹倉	
美 18	宇津川本郷	法枠工、擁壁工	H15. 12. 19	第 1064 号	益田	美都	宇津川	
美 19	下都茂	擁壁工、法枠工	H15. 8. 8	第 683 号	益田	美都	仙道	
美 20	城跡 1	擁壁工、法枠工	H15. 9. 30	第 820 号	益田	美都	朝倉	
美 21	久保坂 1	擁壁工、法枠工	H17. 9. 13	第 968 号	益田	美都	仙道	
美 22	仙道上 4	擁壁工	H17. 9. 13	第 968 号	益田	美都	仙道	
美 23	笹倉団地	擁壁工	H18. 4. 7	第 497 号	益田	美都	笹倉	
美 24	下都茂 2	擁壁工	H18. 5. 8	第 559 号	益田	美都	仙道	
美 25	川西 1	擁壁工、法枠工	H22. 7. 2	第 445 号	益田	美都	山本	
匹 1	三出原	擁壁工、法枠工	S54. 4. 13	第 292 号	益田	匹見	澄川	
匹 2	広瀬	擁壁工	S55. 3. 21	第 247 号	益田	匹見	広瀬	
匹 3	和又	法枠工	S54. 4. 13	第 292 号	益田	匹見	広瀬	
匹 4	道谷下	擁壁工	S54. 4. 13	第 292 号	益田	匹見	落合	
匹 5	城山	擁壁工、法枠工	S52. 4. 1、H20. 9. 12	第 274 号、第 753 号	益田	匹見	匹見	
匹 6	山根下	擁壁工、法枠工	S56. 3. 31	第 336 号	益田	匹見	匹見	
匹 7	恵比須通り	擁壁工、法枠工	S51. 3. 26	第 206 号、第 643 号	益田	匹見	匹見	
匹 8	出合原	擁壁工	S56. 3. 31	第 336 号	益田	匹見	道川	
匹 9	諏訪	擁壁工、法枠工	H2. 3. 30	第 446 号	益田	匹見	匹見	
匹 10	大津通り	擁壁工、法枠工	H30. 12. 11	第 767 号	益田	匹見	澄川	
匹 11	江田下	擁壁工	H18. 5. 30	第 631 号	益田	匹見	匹見	
匹 12	小原 1	擁壁工	H31. 3. 8	第 151 号	益田	匹見	紙祖	

(4) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域総括表

2025.4.1 時点(R7.4.1)

公民館名	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
	土石流	急傾斜	地すべり	計	土石流	急傾斜	地すべり	計
旧益田市								
鎌手	32	78	8	118	7	78	0	85
種	68	56	0	124	15	56	0	71
二条	59	98	1	158	6	97	0	103
美濃	74	63	0	137	4	63	0	67
小野	41	65	1	107	6	64	0	70
北仙道	47	74	0	121	7	74	0	81
西益田	74	81	3	158	17	81	0	98
高津	42	55	0	97	8	54	0	62
豊川	40	46	1	87	11	46	0	57
豊田	91	67	0	158	9	66	0	75
中西	76	102	2	180	21	102	0	123
真砂	94	77	1	172	26	73	0	99
益田	17	32	1	50	4	31	0	35
吉田	38	71	4	113	1	69	0	70
安田	22	68	3	93	4	67	0	71
計	815	1,033	25	1,873	146	1,021	0	1,167
旧美都町								
東仙道	73	57	4	134	14	56	0	70
二川	40	52	2	94	7	46	0	53
都茂	103	95	5	203	13	88	0	101
計	216	204	11	431	34	190	0	224
旧匹見町								
道川	47	43	1	91	11	43	0	54
匹見上	94	87	4	185	29	873	0	116
匹見下	75	72	3	150	31	72	0	103
計	216	202	8	426	71	202	0	273
総計	1,247	1,439	44	2,730	251	1,413	0	1,664

3. 溝池危険箇所

(01) 防災重点農業用ため池(人的被害を与える恐れのあるため池)

番号	溜池名	位 置	番号	溜池名	位 置
1	上大堤	西平原町	18	雁丁堤	白上町
2	平岩堤	山折町	19	向原堤	喜阿弥町
3	小山折堤	山折町	20	宮ヶ谷堤	戸田町
4	小神出	遠田町	21	溢頭池	戸田町
5	新堤 (遠田)	遠田町	22	西谷堤	戸田町
6	神出堤	遠田町	23	西ヶ迫	戸田町
7	赤松堤	遠田町	24	佐々木堤	西平原町
8	並良堤	遠田町	25	伏谷の堤	遠田町
9	黒石堤	遠田町	26	島本堤	川登町
10	四反田堤	遠田町	27	上堤	中垣内町
11	大堤	下本郷町	28	亀ヶ迫	内田町
12	荒巻堤	東町	29	上ヶ原堤	左ヶ山町
13	蟠竜湖	高津町	30	大堤下	上黒谷町
14	火ノ谷	横田町	31	大堤上	上黒谷町
15	タカノス堤	津田町	32	大智寺池	美都町
16	本片子	遠田町	33	堤郷池	美都町
17	中堤	虫追町			

(02) 警戒ため池

番号	溜池名	位置	番号	溜池名	位置
1	豊川堤	山折町	20	蓮堤	遠田町
2	山ノ谷	山折町	21	横尾堤	下本郷町
3	弥谷堤	遠田町	22	北ヶ迫堤	下本郷町
4	大堤	東町	23	下堤	川登町
5	新堤	東町	24	狩畠堤	中垣内町
6	矢原堤	飯田町	25	新堤	中垣内町
7	新堤	虫追町	26	鳥峠堤	白上町
8	鳥峠堤	虫追町	27	岡山堤	虫追町
9	ウルシギ堤	左ヶ山町	28	下ヶ原堤	白上町
10	サイノモト堤	内田町	29	上堤	桂平町
11	山ヶ谷堤	美濃地町	30	下堤	桂平町
12	新堤	桂平町	31	石橋堤	上黒谷町
13	船越堤	喜阿弥	32	新堤	戸田町
14	道渡堤	喜阿弥町	33	吉郎堤	喜阿弥町
15	門前堤	喜阿弥町	34	上吉郎堤	喜阿弥町
16	末石堤	喜阿弥町	35	鬼輪堤	喜阿弥町
17	奥池	喜阿弥町	36	金山堤	喜阿弥町
18	大判手堤	戸田町	37	湯壺堤	喜阿弥町
19	流末ため池	遠田町	38	でんすけ堤	喜阿弥町
39	新井堤	金山町	53	山本堤	戸田町

40	長戸堤	金山町	54	石塔寺	横田町
41	渡辺堤	上里谷町	55	岡崎堤池	白上町
42	有田下堤	美濃地町	56	茅原池	美都町
43	大町堤	西平原町	57	古屋敷池	美都町
44	今明堤	土田町	58	観月峠池	美都町
45	中屋堤	金山町	59	桂池	美都町
46	柳ヶ溢堤	有田町	60	岩ヶ原池	美都町
47	平野屋堤	美濃地町	61	福屋池	美都町
48	峠溢堤	美濃地町	62	田屋池	美都町
49	赤羽根堤	美濃地町	63	大平池	美都町
50	竹内堤	喜阿弥町	64	堤郷池	美都町
51	中島堤	喜阿弥町	65	堤池	美都町
52	奥ノ溢堤	白上町	66	水ヶ益谷	匹見町

4. 海岸侵食危険箇所

地 区	町 名	危険箇所延長(m)	人家戸数	公共施設
遠田	遠田町	400	16	鉄道・神社

5. 津波危険区域

(1)津波、高潮危険区域

区 域	被 災 対 象			最 低 民 地		密 集 地	
	世帯数	人 口	面 積	海 抜	1.50m	海 抜	2~4m
飯浦町	152	296	1,800 m ²	海 抜	1.50m	海 抜	2~4m
小浜町	100	204	840	〃	1.90	〃	4~6
高津七、八丁目	9	16		〃	1.80	〃	2~5
津田町	225	492	760	〃	2.10	〃	3~5
木部町	109	247	720	〃	1.75	〃	2.5~4
〃(大浜地区)	145	309	500	〃	1.48	〃	3~5
土田町	111	229	400	〃	1.60	〃	3~4

6. 山地災害危険地区一覧表

(令和3年4月1日現在)

公民館区	山腹崩壊	崩壊土砂流出	計
益田	9	6	15
吉田	18	9	27
高津	26	16	42
安田	26	14	40
鎌手	47	32	79
種	36	52	88
北仙道	29	20	49
豊川	26	28	54
真砂	60	51	111
豊田	55	42	97
西益田	55	74	129
二条	65	44	109
美濃	34	43	77
小野	51	46	97
中西	80	50	130
東仙道	48	42	90
都茂	49	69	118
二川	36	58	94
匹見上	48	100	148
匹見下	36	50	86
道川	20	65	85
計	854	911	1,765

なお、各山地災害危険地区の位置、区域は、島根県のホームページ
「マップ On しまね」に掲載

・山腹崩壊危険地区

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1057>

・崩壊土砂流出危険地区

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1060>

第4節 防災施設の新設・改良

1. 防災施設の整備拡充

(1) 消防機械現有数

(R7.4.1 現在)

区分		ポンプ車	はしご車	化学校	小型ポンプ車	救急車	指揮車	運搬車	救助工作車	救務車	業務車	予防車	小型動力ポンプ付積載車	通信車	支援車	支團員
場所																員数
広域消防本部		4	1	1	2	2	1		1		1	1		1	1	62
美都分遣所		1			1	1										8
匹見分遣所		1			1	1										8
小計		6	1	1	4	4	1		1		1	1		1	1	78
消防団	本部								1		2				1	6
	女性分団															31
	第1分団(益田)	1										1				26
	第2分団(吉田)	1										2				36
	第3分団(高津)	1										3				47
	第4分団(豊川)											2				19
	第5分団(真砂)											3				23
	第6分団(安田)											3				30
	第7分団(鎌手)											3				30
	第8分団(種)											2				27
	第9分団(北仙道)											2				22
	第10分団(豊田)											3				37
	第11分団(高城)											2				33
	第12分団(二条)											2				22
	第13分団(美濃)											2				21
	第14分団(小野)											3				30
	第15分団(中西)	1				1						2				37
	第16分団(都茂)	1				1			1			1				20
	第17分団(東仙道)					1						1				21
	第18分団(二川)											1				14
	第19分団(匹見上)	1				1			1			3				17
	第20分団(匹見下)											2				10
	第21分団(道川)					1						2				11
小計		6	0	0	5	0	0	3	0	2	0	45	0	1		570
合計		12	1	1	9	4	1	3	1	2	1	45	1	2		656

(2)水利施設の状況

地区別	消火栓		貯水槽					プール	
	公 設	私 設	公 設			私 設			
			40t 以上	20~ 40t 未満	20t 未満	40t 以上	20~ 40t 未満		
益田	79		2	4	1	2		1	
吉田	260	1	4	12				2	
高津	139		3	6		14	2	1	
豊川	11		6	1				1	
真砂			5	1				1	
安田	64		3	6	1	1	2		
鎌手	26		1	4				1	
種			3						
北仙道	6		2	3					
豊田	40		3	1	3		1	1	
高城	20		6	9					
二条	19		3	4	1	1			
美濃	9		4						
小野	23		1	10		1		1	
中西	50		3	2	2			1	
美都	72		34			4	1	2	
匹見	41		21	1				1	
計	859	1	104	64	8	23	6	13	

第5節 各災害種別の予防計画

1. 浸水・波浪・高潮災害に対する災害予防

(1) 指定警戒発報水位と洪水到達時間

(単位:m)

河川名	水位観測所所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	観測者名	洪水到達時間
高津川	益田市高津二丁目(高角)	1.90	3.10	4.20	4.60	国土交通省浜田河川国道事務所	
"	益田市神田町(神田)	2.00	3.30	5.90	6.40	"	高角橋まで 55 分
	津和野町日原(日原)					"	
	津和野町枕瀬(旭橋)	2.30	4.00			津和野土木事業所	高角橋まで 2 時間 00 分
	吉賀町柿木(相生橋)	1.80	3.10			"	高角橋まで 3 時間 00 分
	吉賀町沢田(塔尾橋)	1.20	1.60	1.80	2.30	"	
匹見川	益田市横田町(横田)	2.60	3.60	3.70	4.20	国土交通省浜田河川国道事務所	高角橋まで 50 分
	益田市隅村町(隅村)					"	高角橋まで 1 時間 00 分
	益田市匹見町(昭和橋)	1.70	3.00			益田県土整備事務所	高角橋まで 3 時間 55 分
津和野川	津和野町町田(町田)	1.20	1.80	2.20	2.60	津和野土木事業所	高角橋まで 3 時間 20 分
白上川	益田市内田町(内田)			4.40	5.30	国土交通省浜田河川国道事務所	
	益田市川登町(大道橋)	0.80	1.20			益田県土整備事務所	
喜阿弥川	益田市喜阿弥町(喜阿弥川)	1.30	1.80			"	
益田川	益田市染羽町(染羽)	1.30	2.30	3.10	3.50	"	美都中学校から 2 時間 00 分
高津川派川	益田市高津二丁目(高角)			4.20	4.60	国土交通省浜田河川国道事務所	

(2) 避難指示の発令目安となる基準

河川	地点	水位基準	判断基準	対象地区
高津川	高角	4.6m (氾濫危険水位)	高津川、匹見川及び益田川は洪水予報指定河川であり、松江地方気象台と国土交通省及び島根県と共同で「指定河川洪水予報」が発表される河川であるため、水位状況や雨量状況、降雨予想にあわせ、「氾濫危険情報」が発表された場合	吉田、高津中西、豊田
"	神田	6.4m (")		高城
匹見川	横田	4.2m (")		豊田
益田川	染羽	3.5m (")		益田 吉田

※その他白上川及び高津川派川においては、氾濫危険水位を参考とし、その後の雨量予測を考慮した上で避難指示を行う。

※避難の時間は、情報伝達、準備、移動までの間を 1 時間から 2 時間 30 分かかるものとして水位基準を設定

※避難基準は上記の水位基準を満たし、かつ雨量、河川の状況等も含めた総合的判断によるものとする。

高津川の対象雨量観測所

観測所名	河川名	管理者
柿木	高津川	国土交通省
日原	"	"
長福	津和野川	"
石谷	匹見川	"
下組	"	"
津和野	津和野川	"
七日市	高津川	"

益田川の対象雨量観測所

観測所名	河川名	管理者
嵯峨谷ダム	益田川	島根県
都茂	都茂川	"
三谷	三谷川	"
笹倉ダム	波田川	"
久々茂	益田川	"
堀川	"	"

(3)雨量観測所所在地及び観測者

①国土交通省関係

水系名	観測所名	所 在 地			管理 者名	観 测 者名	電 話	観測方法
		郡市	町村	大字等				
高津川	七日市	鹿 足	吉 賀	抜 月	浜田河川国道事務所	浜田河川国道事務所	0855-22-2480	テレメーター
"	柿 木	"	"	柿 木	"	"	"	"
"	匹 見	益 田	匹 見	落 合	"	"	"	"
"	石 谷	"	"	石 谷	"	"	"	"
"	下 組	"	"	道 川	"	"	"	ロガ-
"	津 和 野	鹿 足	津 和 野	中 座	"	"	"	テレメーター
"	日 原	"	"	枕 瀬	"	"	"	"
"	長 福	"	"	中 川	"	"	"	"
"	益 田	益 田	あ け ぼ の 西		"	"	"	"
"	美 濃 地	"	美 濃 地		"	"	"	"
"	上 高 尻	鹿 足	吉 賀	七日市	"	"	"	自 記

②気象庁関係

水系名	観測所名	所 在 地			管理 者名	観 测 者名	電 話	観測方法
		郡市	町村	大字等				
益田川	益 田	益 田	乙 吉		松江地方気象台	松江地方気象台	0852-22-3784	地域気象観測システム(アメダス)
高津川	匹 見	益 田	匹 見	匹 見	"	"	"	"
"	高 津	"	内 田		"	"	"	"
"	津 和 野	鹿 足	津 和 野	森 村	"	"	"	"
"	吉 賀	"	吉 賀	七日市	"	"	"	"

③島根県関係

ア 水防情報システム関係

水系名	観測所名	所 在 地			管 理 者名	観 测 者名	電 話	観測方法
		郡市	町村	大字等				
益田川	益 田	益 田	昭 和		益田県土整備事務所	益田県土整備事務所	0856-31-9633	テレメーター
"	嵯峨谷ダム	"	美 都	都 茂	"	"	0856-31-9625	"
"	都 茂	"	"	"	"	"	"	"
"	三 谷	"	"	三 谷	"	"	"	"
"	益田川ダム	"	久々茂		"	益田県土整備事務所 益田川ダム管理所	0856-31-9625 0856-23-0703	"
"	笹倉ダム	"	美 都	笹倉	"	"	"	"
"	大峠ダム	"	"	"	"	"	"	"
"	久々茂	"	久々茂		"	益田県土整備事務所	0856-31-9625	"
"	堀 川	"	七 尾		"	"	"	"
津田川	津田川ダム	"	大 草		"	益田県土整備事務所 益田川ダム管理所	"	"
高津川	道 川	"	匹 見	道 川	"	益田県土整備事務所	0856-31-9633	"
"	匹 見	"	"	匹 見	"	"	"	"
"	三 葛	"	"	三 葛	"	"	"	"

水系名	観測所名	所 在 地			管 理 者 名	観 測 者 名	電 話	観測方法
		郡市	町村	大字等				
高津川	川 登	益 田	川 登		益田県土整備事務所	益田県土整備事務所	0856-31-9633	テレメーター
"	日 原	鹿 足	津和野	枕 瀬	"	"	0856-72-0511	"
"	津和野	"	"	町 田	"	"	"	"
"	六日市	"	吉 賀	沢 田	"	"	"	"
"	柿 木	"	"	柿 木	"	"	"	"

イ 島根県土砂災害予警報システム関係

水系名	観測所名	所 在 地			管 理 者 名	観 測 者 名	電 話	観測方法
		郡市	町村	大字等				
沖田川	下 種	益 田	下 種		益田県土整備事務所	益田県土整備事務所	0856-31-9633	テレメーター
高津川	薄 原	"	薄 原		"	"	"	"
"	柏 原	"	柏 原		"	"	"	"
"	美濃地	"	美濃地		"	"	"	"
"	須 子	"	須 子		"	"	"	"
益田川	土 井	"	土 井		"	"	"	"
"	波 田	"	波 田		"	"	"	"
"	長 沢	"	長 沢		"	"	"	"
高津川	石 谷	"	匹 見	石谷	"	"	"	"
三隅川	宇津川	"	美 都	宇津川	"	"	"	"

④西日本旅客鉄道関係

水系名	観測所名	所 在 地			管 理 者 名	観 測 者 名	電 話	観測方法
		郡市	町村	大字等				
高津川	益 田	益 田	駅 前		米子エリア	米子施設指令	0859-32-6383	テレメータ
喜阿弥川	戸田小浜	"	戸 田		広島エリア	広島施設指令	082-263-7545	"

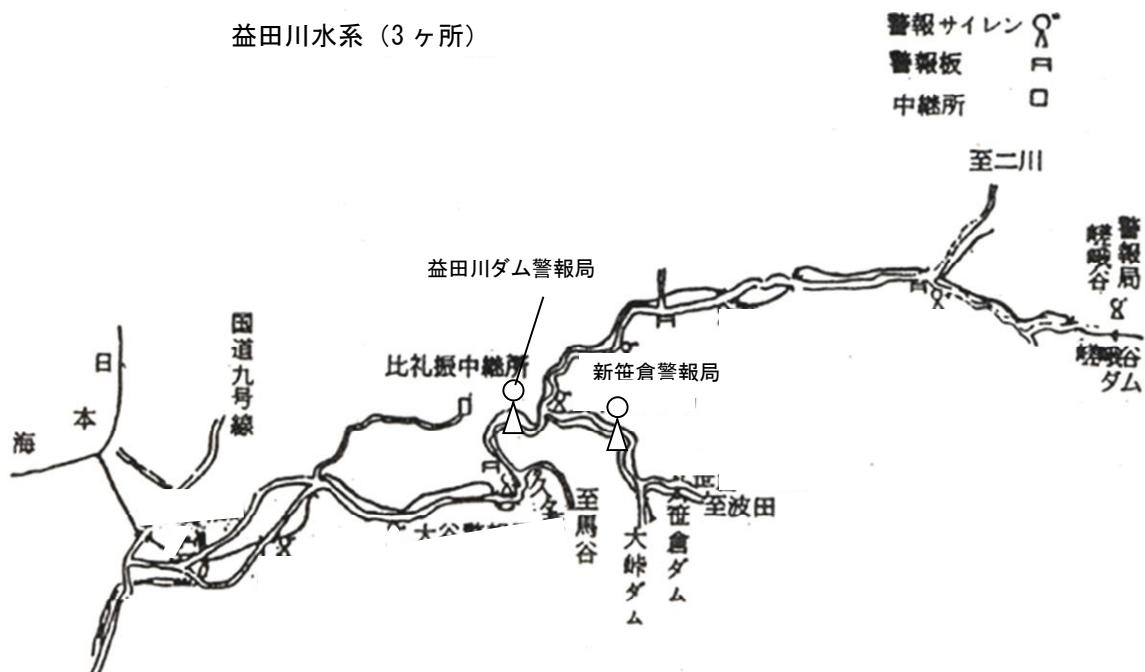
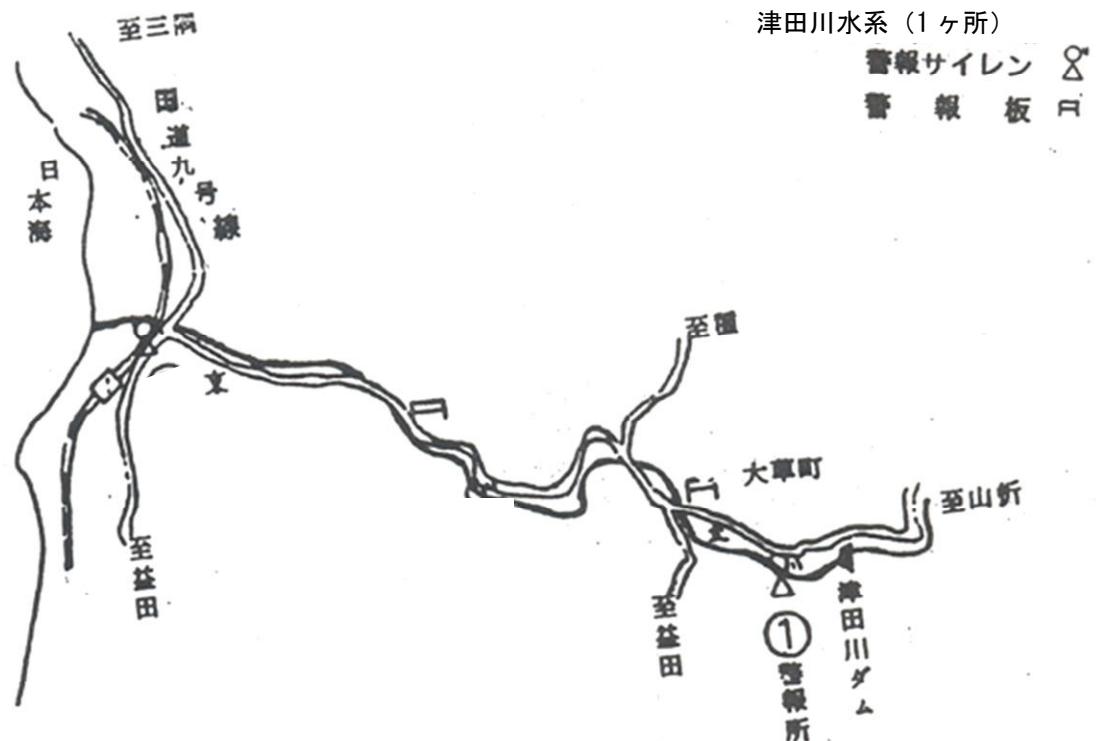
⑤その他

水系名	観測所名	所 在 地			管 理 者 名	観 測 者 名	電 話	観測方法
		郡市	町村	大字等				
益田川	中須雨水排水ポンプ場 (下水道課)	益 田	かもしま東		益田市	益田市役所 (下水道課)	0856-31-0323	自 動
高津川	益田広域消防署 匹 見 分 遣 所	"	匹 見	匹 見	益田地区広域市町村圏事務組合	益田広域消防署 匹 見 分 遣 所	0856-56-0234	"

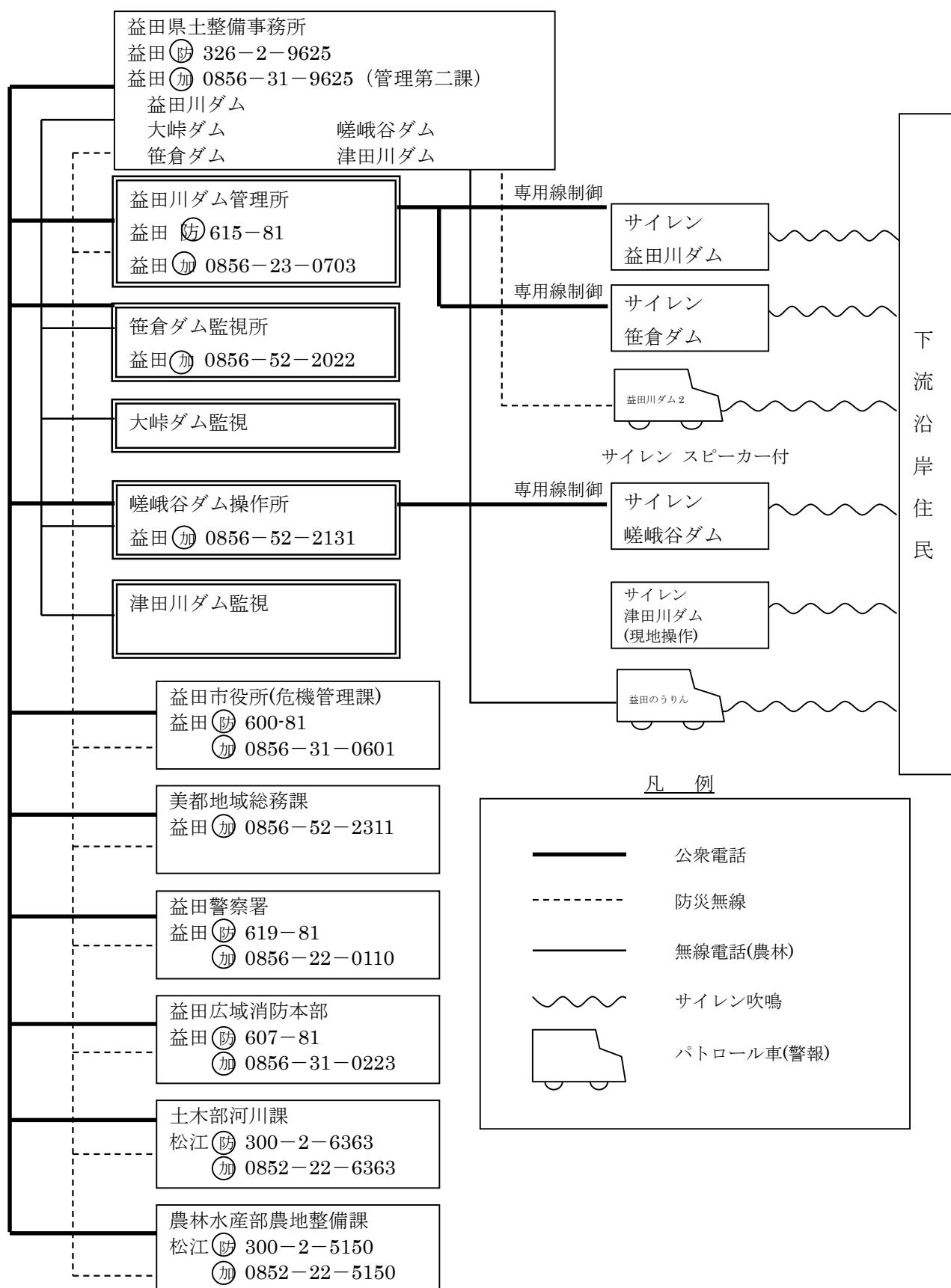
(4)防災ダムの状況

ダム名	嵯峨谷	大峠	笹倉	津田川	益田川
河川名	益田川	馬の谷川	波田川	津田川	益田川
場所	美都町都茂	美都町 笹倉	美都町 笹倉	大草町	久々茂町
目的	洪水調節	洪水調節	不特定用水	防災	洪水調節
竣工年月	昭和32年3月	昭和35年3月	昭和42年3月 再開発平成19年3月	昭和50年3月	平成18年3月
型式	重力式	重力式	重力式	重力式	重力式
堤高	34.64m	23.20m	36.20m	28.70m	48.00m
堤頂長	96.00m	67.35m	92.50m	83.00m	169.00m
貯水量	864,000m ³	239,000m ³	200,000m ³	305,000m ³	6,500,000m ³
満水面積	7.16ha	2.99ha	5.00ha	3.87ha	54.0ha
集水面積	16.76km ²	5.48km ²	13.50km ²	4.31km ²	87.6km ²
計画高水流量	99.8m ³ /sec	80 m ³ /sec	160m ³ /sec	27.1 m ³ /sec	950 m ³ /sec
流出率	0.888	0.680	—	0.850	0.720
単位調節量	76.8 m ³ /sec	65 m ³ /sec	—	19.1 m ³ /sec	380 m ³ /sec
堤体積	24,791m ³	9,754m ³	32,300m ³	15,604m ³	106,400m ³

(5) 放流警報サイレン設置箇所



(6) 益田川防災ダム通報系統図



(7) 橋門等一覧表

番号	河川名	位置		種別	位置	高さ × 幅・ 径	門数	操作種類	管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
		市町村	大字等										
1	高津川	益田市	高津	樋門	左岸	1.50× 2.00	1	電動	益田市				豊文川排水樋門
2	高津川	益田市	須子	樋門	右岸	1.00× 1.00	1	自動	国土交通省	益田市			須子排水樋門
3	高津川	益田市	虫追	樋門	左岸	1.50× 1.50	1	自動	国土交通省	益田市			虫追排水樋門
4	高津川	益田市	安富	樋門	右岸	1.00× 1.00	1	電動	国土交通省	益田市			奥田排水樋門
5	高津川	益田市	安富	樋門	右岸	2.00× 1.50	1	自動	国土交通省	益田市			安富排水樋門
6	高津川	益田市	横田	樋門	右岸	1.50× 1.40	1	電動	国土交通省	益田市			後川第1排水樋門
7	高津川	益田市	横田	樋門	右岸	2.50× 3.00	1	電動	国土交通省	益田市			後川第2排水樋門
8	高津川	益田市	神田	排水機場 樋門	右岸	×2 1.20×	1	自家発電動	国土交通省	益田市			神田排水機場、 神田排水樋門
9	高津川	益田市	神田	排水機場 樋門	右岸	×1 2.60×	2	自家発電動	国土交通省	益田市			井谷排水機場、 井谷排水樋門
10	高津川	益田市	向横田	樋門	左岸	2.25× 2.00	1	電動	国土交通省	益田市			向横田用排水樋門
11	高津川	益田市	飯田	樋門	左岸	1.30× 1.40	1	手動	地区畠地 灌漑施設利				飯田揚水樋門
12	高津川	益田市	向横田	樋門	左岸	1.50× 2.00	1	手動	向横田支部				向横田掛口用水 樋門
13	高津川	益田市	向横田	樋門	左岸	2.00× 2.25	1	電動	向横田支部				向横田用水排水 樋門
14	高津川	益田市	向横田	樋門	左岸	1.50× 1.50	1	手動	向横田支部				卯の木取水樋門
15	高津川	益田市	飯田	揚水機場	左岸	1.80× 1.00	1	手動	農林水産省	益田市土地改良区			第1揚水機場
16	角井川	益田市	須子	樋門	右岸	1.00× 1.80	1	手動	島根県	益田市			東下口樋門
17	角井川	益田市	須子	樋門	左岸	1.00× 1.70	1	手動	島根県	益田市			角井第1樋門
18	角井川	益田市	須子	樋門	左岸	1.60× 1.30	1	手動	島根県	益田市			角井第2樋門
19	角井川	益田市	須子	樋門	右岸	1.50× 2.10	1	手動	島根県	益田市			小俣賀口樋門
20	角井川	益田市	須子	樋門	左岸	1.60× 2.20	1	手動	島根県	益田市			角井第3樋門
21	本俣賀川	益田市	本俣賀	樋門	右岸	1.00× 1.30	1	手動	島根県	益田市			本俣賀樋門
22	高津川 派川	益田市	飯田	樋門	右岸	1.00× 1.00	1	手動	国土交通省	益田市			飯田排水樋門

番号	河川名	位置		種別	位置	高さ × 幅・ 径	門数	操作種類	管理者	管理 委託先	操作担当者	操作担当者 連絡先	施設名
		市町村	大字等										
23	高津川 派川	益田市	高津	樋門	左岸	1.50× 1.50	1	電動	益田市				甘子第2排水樋門
24	高津川 派川	益田市	高津	樋門	左岸	1.50× 1.75	1	電動	国土交通省	益田市			甘子第1排水樋門
25	高津川 派川	益田市	高津	樋門	左岸	1.00× 1.00	1	電動	国土交通省	益田市			甘子第3排水樋門
26	高津川 派川	益田市	高津	樋門	左岸	2.00× 1.75	1	電動	国土交通省	益田市			甘子第4排水樋門
27	高津川 派川	益田市	高津	樋管	左岸	径600	1	電動	国土交通省	益田市			甘子第5排水樋門
28	高津川 派川	益田市	高津	樋門	左岸	1.00× 1.00	1	自動	国土交通省	益田市			甘子第6排水樋門
29	高津川 派川	益田市	飯田	樋門	右岸	1.00× 1.00	1	電動	国土交通省	益田市			飯田第2排水樋門
30	高津川 派川	益田市	飯田	排水機場	右岸	2.00, 1.2 0×1	2	手動	益田市	飯田 消防団			飯田排水機場
31	高津川 派川	益田市	内田	樋門	左岸	1.00× 1.00	1	電動	国土交通省	益田市			派川内田排水樋門
32	白上川	益田市	内田	樋門	右岸	1.50× 1.50	1	自動	国土交通省	益田市			中内田排水樋門
33	白上川	益田市	内田	樋管	右岸	径600	1	手動	井堰水利組合				郷用水樋管
34	白上川	益田市	市原	樋門	左岸	1.50× 1.50	1	電動	国土交通省	益田市			市原排水樋門
35	白上川	益田市	市原	樋管	左岸	径600	1	自動	国土交通省	益田市			大橋排水樋管
36	白上川	益田市	内田	水門	左岸	3.50× 10.82	1	電動	国土交通省	益田市			南田川水門
37	白上川	益田市	白上	樋門	左岸	1.60× 1.00	1	手動	島根県	益田市			松原第2樋門
38	白上川	益田市	白上	樋門	左岸	2.00× 3.00	2	発動	島根県	益田市			松原樋門
39	白上川	益田市	白上	樋門	右岸	1.60× 1.00	1	手動	島根県	益田市			水間橋樋門
40	白上川	益田市	白上	樋門	右岸	1.60× 1.00	1	手動	島根県		益田県土	0856-31-9500	松原第1樋門
41	白上川	益田市	市原	樋門	右岸	1.80× 1.80	1	手動	島根県	益田市			登橋樋門
42	白上川	益田市	白上	樋門	左岸	0.80× 0.90	1	手動	島根県		益田県土	0856-31-9500	白上第1予備樋門
43	白上川	益田市	白上	樋門	左岸	0.85× 0.90	1	手動	島根県		益田県土	0856-31-9500	白上第2予備樋門

番号	河川名	位置		種別	位置	高さ × 幅・ 径	門数	操作種類	管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
		市町村	大字等										
44	白上川	益田市	白上	樋門	左岸	0.85×0.90	1	手動	山津田水利組合				森樋門
45	白上川	益田市	白上	樋門	左岸	0.85×0.90	1	手動	古津水利組合				下ヶ原樋門
46	白上川	益田市	白上	樋門	左岸	0.85×0.90	1	手動	古津水利組合				田中樋門
47	白上川	益田市	白上	樋門	左岸	0.85×0.90	1	手動	有田下水利組合				有田樋門
48	後溢川	益田市	向横田	樋門	右岸	1.55×1.80	1	手動	島根県	益田市			宮の前樋門
49	後溢川	益田市	向横田	樋門	右岸	1.80×1.80	1	発動	島根県	益田市			向横田樋門
50	後川	益田市	横田	水門	右岸	1.20×1680	4	手動	横田水利組合				水神森水門
51	匹見川	益田市	隅村	樋門	右岸	1.05×1.10	1	手動	島根県	益田市			赤松第1樋門
52	匹見川	益田市	隅村	樋門	右岸	1.05×1.10	1	手動	島根県	益田市			赤松第2樋門
53	匹見川	益田市	隅村	樋門	左岸	2.25×2.50	1	手動	島根県	益田市			隅村樋門
54	匹見川	益田市	神田	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	本郷寺水利組合				本郷寺樋門
55	匹見川	益田市	白岩	樋門	右岸	1.70×1.80	1	手動	島根県	益田市			小野樋門
56	匹見川	益田市	白岩	樋門	右岸	1.00×1.40	1	手動	白岩水利組合				白岩樋門
57	匹見川	益田市	匹見町澄川	樋門	左岸	1.00×1.70	1	手動	澄川水利組合				澄川樋門
58	匹見川	益田市	匹見町紙祖	樋門	左岸	1.00×1.70	2	手動	岡本井手水利組合				紙祖左岸樋門
59	匹見川	益田市	匹見町紙祖	樋門	右岸	1.00×1.70	2	手動	能入井手水利組合				紙祖右岸樋門
60	井谷川	益田市	神田	樋門	左岸	0.80×0.80	1	手動	神田水利組合				井谷川樋門
61	井谷川	益田市	神田	樋門	左岸	2.20×1.90	1	発動	島根県	益田市			七尾谷川樋門
62	沖田川	益田市	赤雁	樋門	右岸	0.80×0.80	1	手動	駄原水利組合				駄原樋門
63	沖田川	益田市	木部	樋門	左岸	1.70×1.60	1	手動	島根県	益田市			木部樋門
64	津田川	益田市	津田	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	島根県	益田市			中津田樋門
65	遠田川	益田市	遠田	樋門	右岸	1.40×2.10	1	手動	下遠田水利組合				遠田樋門
66	益田川	益田市	中須	樋門	右岸	1.65×1.30	1	手動	益田市				中須樋門
67	益田川	益田市	久城	樋門	右岸	1.75×2.00	1	手動	島根県	益田市			久城樋門
68	益田川	益田市	中吉田	樋門	左岸	1.10×1.00	1	手動	島根県	益田市			大元樋門

番号	河川名	位置		種別	位置	高さ × 幅・ 径	門数	操作種類	管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
		市町村	大字等										
69	益田川	益田市	三宅	樋門	右岸	1.00× 1.00	1	手動	益田市		都市整備課	0856-31-0351	三宅樋門
70	益田川	益田市	本	樋門	左岸	0.85× 0.90	1	手動	益田市		都市整備課	0856-31-0351	本町堤内樋門
71	益田川	益田市	本	樋門	左岸	1.00× 1.00	1	手動	益田市				折戸樋門
72	益田川	益田市	大谷	樋門	左岸	1.90× 1.50	1	手動	島根県	益田市			野坂樋門
73	益田川	益田市	染羽	樋門	右岸	1.00× 1.00	1	手動	染羽 水利組合				染羽樋門
74	益田川	益田市	久々茂	樋門	右岸	1.40× 1.25	1	手動	島根県	益田市			久々茂樋門
75	益田川	益田市	かもしま 東	樋門	左岸	2.3× 2.75	2	電動	島根県	益田市	下水道課	0856-31-0323	新中島川樋門
76	益田川	益田市	中吉田	樋門	左岸	2.15× 1.25	1	手動	益田市		都市整備課	0856-31-0351	吉田樋門
77	益田川	益田市	中吉田	樋門	左岸	1.65× 1.25	1	手動	ダイワボウ 益田		ダイワボウ 益田	0856-31-0550	大和排水樋門
78	益田川	益田市	中吉田	樋門	右岸	3.10× 5.50	5	発動 電動	島根県	益田市			今市川樋門
79	益田川	益田市	有明	樋門	左岸	1.00× 1.00	1	手動	島根県 文化国際課			0852-22-5877	津村樋門
80	益田川	益田市	三宅	樋門	右岸	1.00× 1.00	1	手動	益田大井手 水利組合				大井手樋門
81	益田川	益田市	中吉田	樋門	右岸	0.95× 0.85	1	手動	島根県	益田市			吉田橋右岸樋門
82	益田川	益田市	中吉田	樋門	左岸	1.60× 1.60	3	手動	益田市		都市整備課	0856-31-0351	あけぼの西樋門
83	益田川	益田市	あけ ぼの	樋門	左岸	1.20× 2.10	1	手動	益田市		都市整備課	0856-31-0351	あけぼの東樋門
84	益田川	益田市	あけぼの 東	樋門	左岸	1.00× 1.00	1	手動	島根県		益田県土	0856-31-9500	あけぼの予備樋門
85	益田川	益田市	昭和	樋門	右岸	1.10× 1.20	1	手動	益田市		都市整備課	0856-31-0351	昭和第1予備樋門
86	益田川	益田市	有明	樋門	左岸	0.80× 0.80	1	手動	島根県		文化振興財団	0852-67-6841	有明予備樋門
87	益田川	益田市	昭和	樋管	右岸	径 600	1	手動	島根県		益田県土	0856-31-9500	昭和第2予備樋管
88	益田川	益田市	美都町 朝倉	樋門	左岸		1	手動	大溝用水路 水利組合				大溝樋門
89	益田川	益田市	美都町 仙道	樋門	左岸	0.90× 0.80	1	手動	神宮 水利組合				仙道樋門
90	多田川	益田市	有明	樋門	左岸	1.40× 1.00	1	手動	益田市				迫山用水樋門
91	多田川	益田市	幸	樋門	右岸	1.60× 2.00	1	手動	益田市				幸町樋門
92	三谷川	益田市	美都町 仙道	樋門	右岸		1	手動	馬場用水路 水利組合				馬場樋門
93	今市川	益田市	乙吉町	樋門	左岸	1.39× 1.32	1	電動	島根県	益田市			神洗場樋門

2. 雪害予防

(1) 雪害関係諸施設

施設名	場所	路線名	延長 m
雪崩防止柵	益田市匹見町澄川	国道 488 号	38
	益田市匹見町広瀬	国道 488 号	60
	益田市匹見町虫ヶ谷	一般県道波佐匹見線	178
	益田市匹見町道川	国道 191 号	235
	益田市匹見町道川	一般県道波佐匹見線	183
吹止め柵	益田市匹見町道川	国道 191 号	220
流雪溝	益田市匹見町道川	一般県道波佐匹見線	100

(2) 孤立予想地区

地区名	世帯数	人口	地区名	世帯数	人口
益田市西長沢	9	19	益田市美都町京良谷	1	2
益田市原	20	42	益田市美都町下山	1	2
益田市乙子	33	57	益田市美都町田原	0	0
益田市岩柄	5	8	益田市美都町大鳥	0	0
益田市大谷町嶺	2	5	益田市美都町横見	1	1
益田市美都町二ツ倉	1	1	益田市美都町朝倉上	1	1
益田市美都町笠	1	1	益田市美都町観月	3	6
益田市美都町後隘	2	8	益田市美都町金谷	1	1
益田市美都町蛇ノ久保	3	5	益田市匹見町元組(道川)	9	11
益田市美都町生角	1	1	益田市匹見町出合原	8	15
益田市匹見町上内谷	1	2	益田市匹見町下道川上	18	32
益田市匹見町中村	6	7	益田市匹見町下道川下	13	30
益田市匹見町後谷	6	6	益田市匹見町小原	10	14
益田市匹見町柄原	1	2	益田市匹見町七村	1	1
益田市匹見町和共	3	4	益田市匹見町笹山	5	7
益田市匹見町内石上	3	6	益田市匹見町三葛	30	39
益田市匹見町内石下	3	3	益田市匹見町戸村	1	2
益田市匹見町能登	7	9	益田市匹見町矢尾	5	6
益田市赤雁	27	66	益田市匹見町小広瀬	5	9
益田市猪木谷	6	8	益田市匹見町日の里	9	13
益田市美都町若杉	2	4	益田市匹見町臼木谷	3	3
益田市美都町茶ノ木	2	3			
益田市美都町中ノ谷	4	8			

第6節 危険物災害予防

1. 危険物規制対象数

事業所	貯蔵所								取扱所					製造所	合計
	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内タンク	屋外タンク	地下貯蔵所	簡易貯蔵所	移動貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一取扱種販売所	第二取扱種販売所	一般取扱所	小計	
90	20	40	0	39	0	24	2	125	36	0	0	31	67	1	193

【取扱所、貯蔵所設置場所】

事業所名	場所	電話	事業所名	場所	電話
㈲秋吉自動車	下本郷町	22-1215	大和紡績㈱益田工場	遠田町	22-4531
島根県立石見高等看護学院	昭和町	23-2615	㈱コガワ計画	安富町	31-5050
石見エネパワー(㈱) 益田中央SS	有明町	22-1690	益田赤十字病院	乙吉町	22-1480
石見交通(㈱)	幸町	22-1100	イワタニ山陰㈱ あけぼの東給油所	あけぼの東町	23-1803
益田地域医療センター 医師会病院	遠田町	22-3611	永瀬石油㈱ パートナー191SS	高津七丁目	22-0573
石見空港管理所	内田町	24-0002	山陰オート供給(㈱)	安富町	25-2500
益田興産(㈱) エアポートいわみ給油所	高津六丁目	23-4122	益田警察署	東町	22-0110
㈱植松	白上町	28-8181	㈱佐々木馬市商店 豊川工場	久々茂町	25-2995
㈱植松 山協石油給油所	遠田町	0120-554-649	漁業協同組合 JFしまね 大浜出張所	木部町	27-0833
㈱西日本宇佐美 9号益田バイパスSS	かもしま東町	31-1835	漁業協同組合 JFしまね 益田支所	高津八丁目	23-0690
ANA ホールディングス	内田町	24-1136	漁業協同組合 JFしまね 飯浦出張所	飯浦町	28-0061
石見空港 出光興産(㈱)	内田町	24-1136	益田市斎場 松聖苑	土井町	31-0746
㈲おおしまペイント	遠田町	0120-073-528	西益田デイサービスセンター	神田町	31-5037
㈱植松 益田あけぼの給油所	あけぼの本町	22-4675	島根県立益田養護学校	横田町	31-5111
㈲大畑石油	横田町	25-2228	マスミ石油 津田給油所	津田町	27-0047
鎌手運送(有)	西平原町	27-0777	エネクスフリート㈱益田 CS 須子給油所	須子町	22-0748
㈱和興 大谷給油所	大谷町	23-3835	㈲みどり屋商事	須子町	23-1390
希望の里	高津町	24-2223	㈲宮田石油店 高津給油所	高津五丁目	22-2233
島根県芸術文化センター グラントワ	有明町	31-1860	両見石油店	木部町	27-0069
㈱コメリ	横田町	31-5088	島根県立益田翔陽高等学校	高津三丁目	22-0642
コーパル(㈱)	高津町	23-2255	益田地区広域クリーンセンター	多田町	31-4153
㈱ジンテンドー益田店	高津七丁目	31-1055	㈱ナフコ	乙吉町	23-3151
サン電子工業㈱益田工場	虫追町	28-8080	ダイワボウレーョン(株) 益田工場	須子町	31-0550
伸和産業(㈱)	隅村町	25-2333	JASS-PORT ラボ西いわみ	遠田町	27-1733
シマネ益田電子(㈱)	虫追町	28-8100	益田石油(㈱Dr.ドライブ 中吉田給油所	中吉田町	22-1188
㈱新興運輸	遠田町	27-1155	益田石油(㈱Dr.ドライブ 緑ヶ丘給油所	高津八丁目	22-0038
㈱山陰アスコン	虫追町	22-5140	益田石油(㈱Dr.ドライブ 東町給油所	東町	23-6733

(株)マシノ	神田町	25-2585	益田石油(株)	高津八丁目	22-0660
島根中井工業(株)第三工場	虫追町	28-1180	益田石油(株)木工団地	高津七丁目	22-1686
益田興産(株)	高津八丁目	22-7888	(有)かまで	津田町	27-0897
中国道路(株)	久々茂町	22-2321	(株)ナフコ 益田北店	久城町	31-1762
(株)テライ 益田工場	戸田町	28-1366	伸和産業(株) 木質バイオマス	虫追町	-
(株)テライ 安富工場	安富町	31-5155	JASS-PORT 益田	高津七丁目	31-1150
太陽フィットネスクラブ石見	駅前町	23-5581	益田中須雨水排水ポンプ場	かもしま東町	31-0323
西部県民センター 益田事務所	昭和町	31-9505	石見空港管制塔	内田町	24-0002
益田興産(株)三星碎石場	神田町	25-2466	NTT 西日本(株)	常盤町	22-2666
(株)益田重機運輸	高津四丁目	22-4311	益田興産(株)馬谷製砂場	馬谷町	26-0537
益田広域消防本部	久城町	31-0119	匹見峠温泉やすらぎの湯	匹見町	56-1126
(有)宮田石油店 西益田給油所	神田町	25-2025	JA 西いわみ地区本部 匹見給油所	匹見町	56-0251
(株)ノハラ 仙道給油所	美都町	52-2901	中国電力(株) 澄川発電所	匹見町	23-4141
島根中井工業(株) 第一工場	美都町	52-2288	高齢者生活福祉センター ふれあいの園	匹見町	56-0398
島根中井工業(株) 第二工場	美都町	52-2288	特別養護老人ホーム もみじの里	匹見町	56-7030
養護老人ホーム 春日莊	美都町	52-2338	匹見健康センター	匹見町	56-1126
美都温泉	美都町	52-2100			

2. 高圧ガス関係事業所数

【液化石油販売所】

販 売 所 名	場 所	電 話	販 売 所 名	場 所	電 話
伊藤忠エネクスホームライフ西日本(株) 益 田 営 業 所	乙 吉 町	22-1660	新光プロパン瓦斯(株)西益田支店	神 田 町	25-2901
イワタニ山陰(株)益田支店	あけぼの東町	23-1800	新光プロパン瓦斯(株)益田支店	高津八丁目	22-0939
益 田 石 油 (株)	高津八丁目	22-0660	(株) 三 浦 燃 料	高津七丁目	23-4560
(株) 石 見 エ ネ パ ワ 一	遠 田 町	22-4644	(有) ガスエナジーイマミヤ	かもしま西町	31-0765
新光プロパン瓦斯(株)匹見販売所	匹 見 町	56-0424	(株) コ ガ ワ 計 画	安 富 町	31-5050

〈一般ガス販売所〉

販 売 所 名	場 所	電 話	販 売 所 名	場 所	電 話
(有) 棕 木 商 会	幸 町	22-0374	(株) 三 浦 燃 料	高津五丁目	22-7194
(有) 棕 木 商 会 遠 田 営 業 所	遠 田 町	22-5321			

〈液化石油ガス製造所〉

製 造 所	場 所	電 話	製 造 所	場 所	電 話
新光プロパン瓦斯(株)西益田支店	神 田 町	25-2901	(株) 石 見 エ ネ パ ワ 一	遠 田 町	22-4644
イワタニ山陰(株)益田支店	あけぼの東町	23-1800			

〈第1種冷凍製造所〉

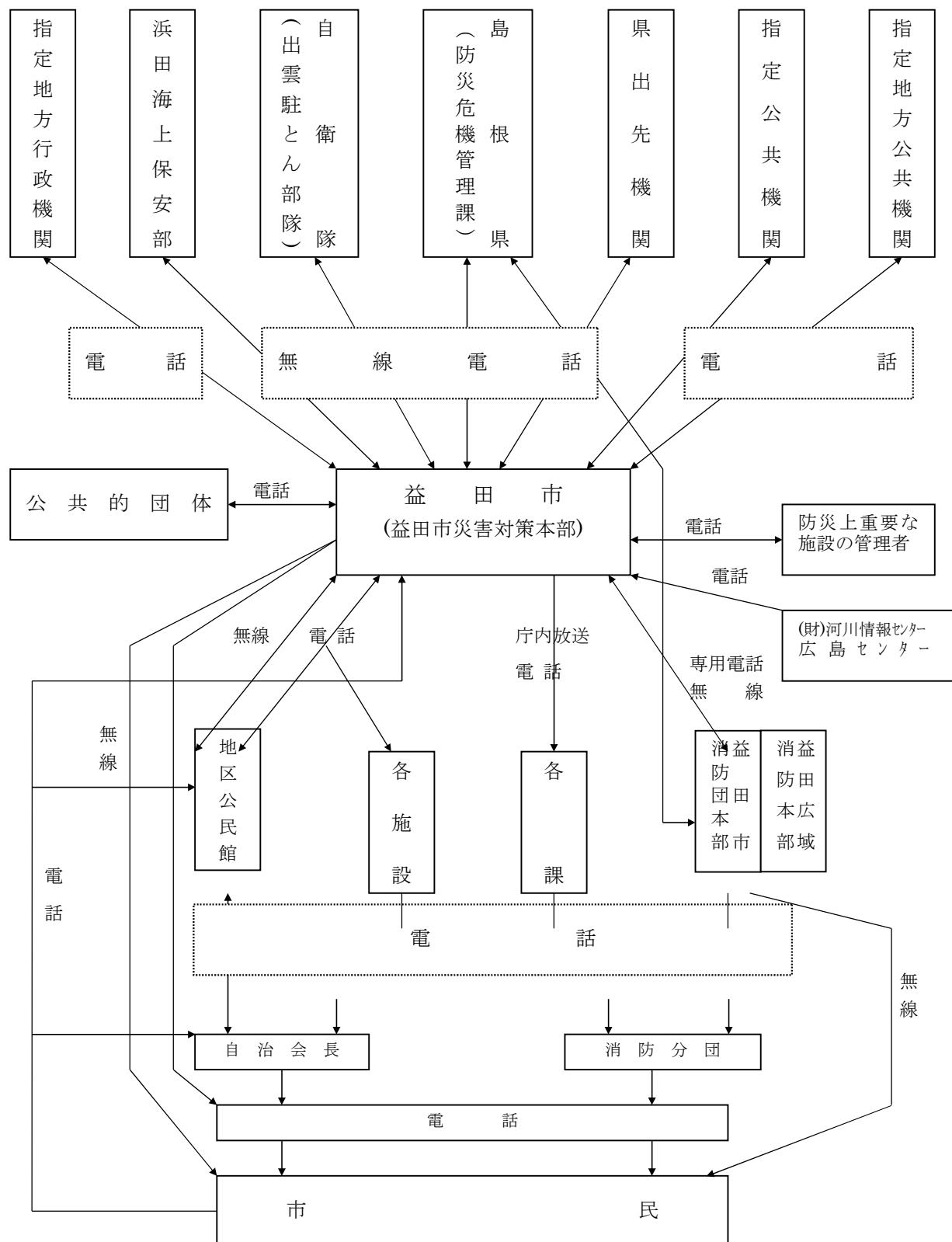
製 造 所	場 所	電 話	製 造 所	場 所	電 話
タツイワホウウレーヨン(株)益田工場	須 子 町	22-0550			

3. 火薬庫数

事業所	種別	1級火薬庫	2級火薬庫	3級火薬庫	場 所	電話番号
西 田 銃 砲 火 薬 店		2			大草町 七尾町	22-0125

第11節 災害通信整備計画

1. 災害通信系統



第17節 災害対策資機材等の備蓄・調達

1. 水防用資機材

(1) 備蓄機材

		益田市水防倉庫	水防センター	匹見川倉庫	白上川倉庫	飯田倉庫	向横田倉庫	安富倉庫	都茂倉庫	匹見倉庫	高津川出張所高津	高津川出張所安富	県土整備事務所3箇所
品名		区分	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量
倉庫面積	m ²	253.2	14.5	15.0	11.0	19.5	23.8	39	30.8	14.0	59.5	67.0	130.1
掛矢	丁	12	4	5	4	5	0	3	7	8	2	0	28
鋸	〃	9	48	5	4	5	0	2	2	10	0	0	20
斧	〃	1	8	5	5	5	0	5	3	1	0	0	14
スコップ	丁	40	65	15	15	15	3	13	21	20	19	0	155
蛸槌	個	0	0	4	2	5	0	0	0	0	0	0	13
杉丸太	本	0	0	280	0	200	0	0	0	0	0	0	614
土のう袋	枚	4526	5000	5500	1100	2400	1200	3600	1600	2480	8000	1400	39530
縄	巻	0	0	2	0	0	0	0	0	5	0	0	50
鎌	丁	12	14	16	16	19	0	15	11	23	23	0	35
鉄線	kg	0	300	400	400	600	0	400	0	25	0	0	250
ベンチ	丁	10	15	5	5	5	0	5	1	11	0	0	10
救命索発射銃	丁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
救命胴衣	個	10	0	0	0	0	0	0	23	20	3	6	40
浮輪	個	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
ロープ	m	0	0	100	100	190	0	100	0	100	375	0	1800
発電機	台	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0
電動鋸	〃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コードドリール	巻	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
投光器	器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	19
チェンソー	台	3	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0
一輪車	台	0	10	4	4	4	3	4	6	5	2	0	0
ヘルメット	個	0	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ツルハシ	丁	5	5	3	3	4	0	3	7	1	2	0	21
鍬	〃	5	5	3	3	1	0	3	4	1	0	0	29
鉈	〃	7	2	3	3	3	0	3	24	15	7	0	15
ハンマー	〃	4	7	2	2	2	0	2	4	2	2	0	12
ジョレン	丁	8	29	6	6	6	0	4	16	7	0	0	22
手箕	〃	8	8	5	5	5	0	5	24	21	4	0	70
クリッパー	〃	1	6	1	1	1	0	1	1	4	0	0	4
シノ	本	9	2	0	0	0	0	0	7	0	0	0	14
鉄杭	本	70	265	70	85	71	0	60	155	173	300	0	0
デックバンド	巻	0	2	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0
パックロープ	巻	10	1	8	10	5	0	10	1	9	0	0	17
ビニールシート	枚	7	75	19	21	7	0	19	18	45	52	0	245
草刈機	台	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		消防署 倉庫	水防 セン ター	匹見 川倉 庫	白上 川倉 庫	飯田 倉庫	向横 田倉 庫	安富 倉庫	都茂 倉庫	匹見 倉庫	高津 川出 張所 高津	高津 川出 張所 安富	県土 整備 事務 所 3 箇所
品名		区分	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量
拡声器	器	器	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0
足場用 短管	パイ プ	本	25	0	0	0	0	0	0	0	78	0	0
	ジョイント	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	クラン プ	〃	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムボート	艘	艘	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船外機	台	台	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水のう	個	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排水ポンプ車	台	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
アルミ船	艘	艘	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0

(2)資材の調達先

商 店 名	所 在 地	電 話	商 店 名	所 在 地	電 話
(木 材)			(木 材 業 者)		
(製 材 業 者)			益田市製材木工 事 業 (協)	高津七丁目 5-8	22-1721
五 共 木 材	高津七丁目 8-26	23-0211	伸 和 産 業 (株)	隅村町 623-2	25-2333
安 野 産 業 (株)	高津七丁目 2-8	22-1313	西 坂 木 材	美濃地町イ 509-1	29-0058
(株)佐々木馬一商店	高津七丁目 3-24	22-3443	西 坂 商 店	有田町 46-1	29-0732
原田製材 (株)	高津七丁目 6-1	23-1732	田 村 木 材	幸町 11-70	22-1220
真 庭 建 設 (有)	須子町 39-40	22-0950	高 橋 建 設 (株)	遠田町 3815-1	23-2344
(株)佐々木馬一商店 神 田 工 場	向横田町ロ 11-1	25-2995	(株)又賀製材所	中島町ロ 148	22-0066
大 栄 建 設 (株)	乙吉町イ 205-3	23-1725	伸共木材協同組合	隅村町 623-2	25-2333
(株) 夕 ナ 力	西平原町 560-2	27-0858	(株)益田原木市場	高津七丁目 7-16	22-0697
(有) 岸 高 建 設	市原町イ 600	23-0163	(有) 三 浦 木 材	大谷町 23-2	22-1915
(有) 石 見 木 材	神田町イ 780	25-2615	斎 藤 木 材 (株)	神田町イ 710	25-2311
高津川森林組合	横田町 454-1	25-2667	(株) 美 都 森 林	美都町都茂 1076	52-2755
			(有)ジーエムケイ	美都町都茂 1250-4	52-2835
			(株)大久保林業	匹見町匹見イ 1141	56-1092
			前 田 建 設 (有)	匹見町紙祖イ 15	56-0001

商 店 名	所 在 地	電 話
〈 金物・荒物類・その他 〉		
(株) 丸 田	幸町 5-12	22-3333
(株) イオノ 益田店	乙吉町イ 95-10	31-0330
(株) 三 浦 金 物	あけぼの東 町 12-6	23-5225
(合) 三 木 屋	元町 11-15	22-3341
キヌヤ 益田 ショッピングセンター	常盤町 4-38	23-0580
安 永 刀 物 店	横田町 112-3	25-2903
かまのホーム セ ン タ 一	駅前町 15-18	22-1033
島根県農業協同組合 西いわみ地区本部	駅前町 15-1	22-1589
ナフコ 益田店	乙吉町イ352	23-3151
(株) ジュンテンドー	遠田町 2179-1	24-2400
島根県農業協同組合 西いわみ地区本部匹 見 事 業 所	匹見町匹見イ 1272-1	56-0160
コメリハート & グリーン西益 田 店	横田町 2543	31-5088

第23節 要配慮者等安全確保体制の整備

1. 益田市避難行動要支援者支援システム

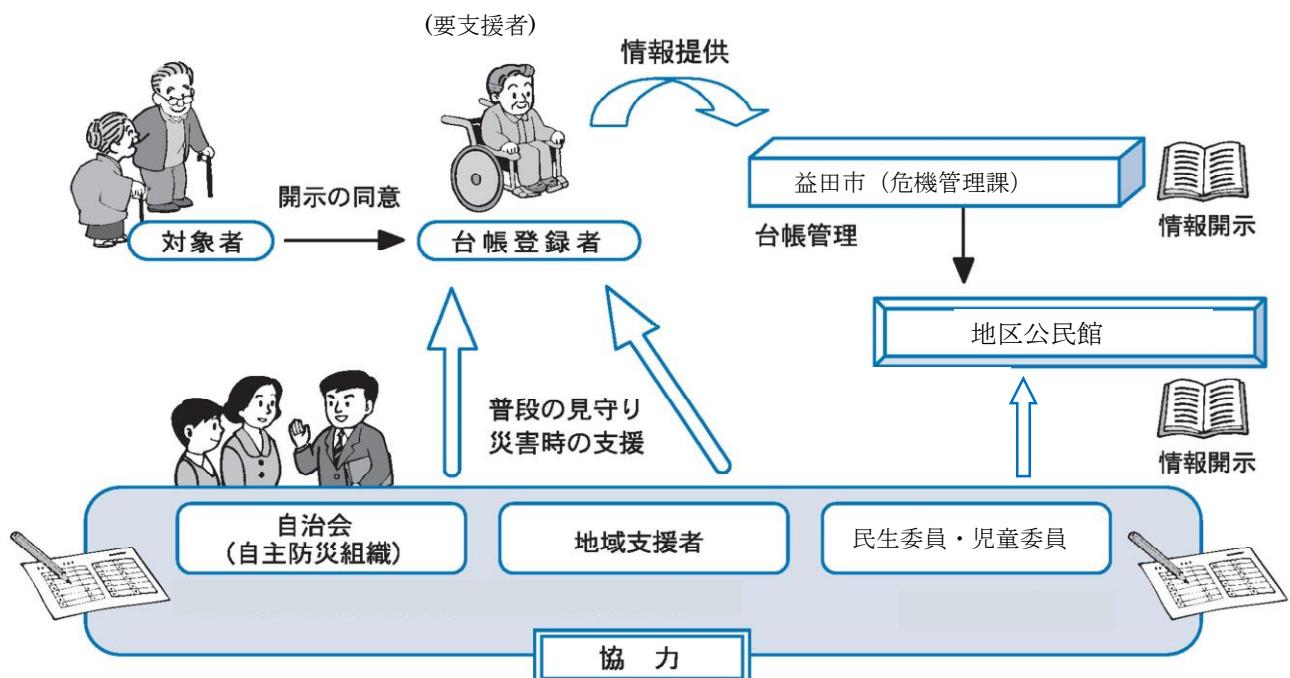
(1)目的

近隣住民の互助により、災害時における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の支援体制を確立し、住民が住み慣れた地域内で安心して生活できる環境を整備する。

(2)対象者

- ①ねたきり、認知症等要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1級～2級を所持する者
- ③知的障がい者でA判定の療育手帳を所持する者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤自主申請者

(3)支援体制の確立



①手順

- ・ 対象者に個人情報の開示の同意確認を行い、同意を得た人を「避難行動要支援者登録台帳」に登録する。
- ・ 台帳は原本を益田市が管理し、写しを地区公民館が管理する。簡易台帳については自治会及び自主防災組織の役員、民生委員・児童委員等に開示する。また、緊急時については、関係機関に対し登録台帳を開示する。
- ・ 台帳の追加・更新については益田市が行う。

②地域支援体制の強化と継続

- ア 自治会（自主防災組織）の防災訓練に要支援者、地域支援者、民生委員・児童委員が参加・協力して訓練を継続的に行う
- イ 益田市は「避難行動要支援者登録簡易台帳」の内容見直しを各年度末に行う。

2. 避難支援マニュアル

(自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員、行政等の行動マニュアル)

※このマニュアルに記載する自治会、地域支援者、民生委員・児童委員における行動マニュアルについては、その行動を制限し、束縛するものではなく、自らも被災者であること、又は被災者となる可能性があることを考慮し、各々ができる範囲内で行動することとする。また、要支援者についても、登録の有無に関わらず、「自らの命は自らが守る」の基本理念に基づき、災害情報の収集や避難判断など自らが積極的に行うものとする。

(1) 避難行動要支援者登録台帳(以下「登録台帳」という。)作成時

区分	行動マニュアル	
自治会 (自主防災組織)	<p>①自治会(自主防災組織)内に防災役員(避難誘導員)を選定する。</p> <p>②市が管理する簡易台帳を確認する。</p> <p>③地域支援者が選定されていない場合は、組の中から2~4名選定する。</p> <p>④地域支援者の選定が難しい場合は、組全体で地域支援体制を作り、市へは組名のみを報告する。</p>	
民生委員・児童委員	<p>①要援護者の書類作成の際に協力、助言を行う。</p>	
その他関係団体	<p>①社会福祉協議会、障がい者相談支援事業所、社会福祉施設、医療機関等の関係機関は、自らの団体が関係する者に対し、市、民生委員・児童委員、その他関係機関と協力して、台帳登録を促す。</p>	
益田市	危機管理課	<p>①市は、登録台帳(原本)を作成し、管理する。</p> <p>②登録台帳を基に簡易台帳を作成し、登録台帳(写し)を地区公民館に、簡易台帳を民生委員・児童委員及び関係機関に配布する。</p>
	地区公民館	<p>①市から送付された登録台帳(写し)を管理する。</p>
	福祉総務課 高齢者福祉課 障がい者福祉課	<p>①民生委員・児童委員との連絡調整を行う。</p> <p>②介護保険の要介護認定者及び該当障がい認定者に対し、登録台帳への登録及び台帳の事前開示に関する同意を得る。</p>

(2)平常時

区分		行動マニュアル
自治会	自治会 (自主防災組織)	<p>①新たな登録希望者には、市への登録を勧める。</p> <p>②登録者に対しては、地域支援者、防災役員、組を中心とした近隣住民により普段からの見守り体制の強化に努める。</p> <p>③民生委員・児童委員等と連携し、防災訓練を利用し、登録者に対する情報伝達、避難経路の確認及び避難訓練等を行い、非常時に備える。</p>
	地域支援者	<p>①自分の担当の登録者に対し、普段からできる範囲の見守りを行う。 (機会を見つけ、本人あるいは家族等と話し合い、本人の身体状況、避難先、避難経路等について話し合い、非常時にどのような方法で支援できるか確認しておく。)</p> <p>②登録者とともに、防災訓練に積極的に参加し、自治会防災役員、民生委員・児童委員等への情報伝達、避難経路の確認及び避難訓練等を行い、非常時に備える。</p> <p>③市から送付された簡易台帳を管理する。</p>
民生委員・児童委員		<p>①防災訓練に参加し、自治会や地域支援者と連携して訓練を行い、非常時の対応に備える</p>
市	危機管理課	<p>①登録台帳（原本）を管理する。</p> <p>②新たな登録者や登録内容の変更については、登録台帳を基に簡易台帳を作成し、登録台帳（写し）を地区公民館に、簡易台帳を民生委員・児童委員等に配布する。</p>
	地区公民館	<p>①危機管理課から送付された登録台帳（写し）を管理する。</p> <p>②自治会（自主防災組織）主催の防災訓練を支援する。</p>
	福祉総務課 高齢者福祉課 障がい者福祉課	<p>①民生委員・児童委員との連絡調整を行う。</p> <p>②介護保険の要介護認定者及び該当障がい認定者に対し、登録台帳への登録及び台帳の事前開示に関する同意を得る。</p>

(3)警戒宣言発令時

区 分		行 動 マ ニ ュ ア ル
自 治 会	自 治 会 (自 主 防 災 組 織)	<p>①防災役員を中心に地域支援者等から、地区内登録者の情報収集に努める。</p> <p>②状況が把握できない登録者に対しては引き続き市、消防団、地域支援者、民生委員・児童委員等関係機関とともに協力し安全な状況にあるか状況の把握に努める。状況によっては避難の呼びかけや誘導を行う。</p>
	地 域 支 援 者	<p>①登録者に対する安否確認に努め、状況によっては避難の呼びかけや安全な場所への誘導を行う。</p>
民 生 委 員 ・ 児 童 委 員		<p>①地域支援者及び自治会とともに協力し、担当地区登録者の情報把握に努める。</p>
益 田 市	危 機 管 理 課	<p>①屋外拡声子局、緊急防災放送装置、広報車、安全安心メール、Fネット、防災アプリ等様々な伝達媒体を駆使した情報伝達を実施する。</p>
	地 区 公 民 館	<p>①自治会、民生委員・児童委員、地域支援者等の情報を基に、地区内の状況を確認する。</p>
	福 祉 総 務 課 高 齢 者 福 祉 課 障 が い 者 福 祉 課	<p>①民生委員・児童委員との連絡調整を行う。</p> <p>②障がい者相談支援事業所、福祉施設等と連携して情報を共有する。</p>

(4) 災害発生直後

区分		行動マニュアル
自治会	自治会 (自主防災組織)	<p>①地区内登録者の情報収集に努め、地区公民館へ登録者の状況報告を行う。</p> <p>②地域支援者と連絡が取れないなど、状況が把握できない登録者に対しては市、消防団、民生委員・児童委員、地域支援者等と協力し状況の把握、避難誘導に努める。</p>
	地域支援者	<p>①家族の安全を確認にあわせ、登録者の安否確認を行う。</p> <p>②登録者の家屋が被災している場合は、消防署、市の災害対策本部へ連絡するとともに、できる範囲内で救助救援活動を行う。</p> <p>③無事であり避難が必要な状況であれば、避難所まで避難誘導を行う。</p> <p>④避難、自宅待機等、登録者の現況を、自治会、民生委員・児童委員、地区公民館に連絡が可能なところに連絡する。</p>
	民生委員・児童委員	<p>①地域支援者等とともに協力し、担当地区登録者の情報の把握に協力する。</p>
市	危機管理課	<p>①屋外拡声子局、緊急防災放送装置、広報車、安全安心メール、Fネット、防災アプリ等様々な伝達媒体を駆使した情報伝達を実施する。</p> <p>②各種団体への情報開示のため、登録台帳（写し）を開示する。</p> <p>③自治会、民生委員・児童委員、地区社協、一般市民からの情報提供や問い合わせ、要望等に可能な限りの対応を行う。</p>
	地区公民館	<p>①自治会、民生委員・児童委員、地域支援者等からの情報を基に、登録者の安否確認、また、地区的状況を把握する。</p>
	福祉総務課 高齢者福祉課 障がい者福祉課	<p>①民生委員・児童委員との連絡調整を行う。</p> <p>②福祉施設等の被害状況を確認し、必要な支援を行うとともに、ショートステイ等の対応が可能かどうかを調査し、市民からの要望に備える。</p>

(5)避難場所における対応

区 分		行 動 マ ニ ュ ア ル
自 治 会	自 治 会 (自主防災組織)	①自治会避難民の避難生活を把握し、要望等を市へ連絡するように努める。
	地 域 支 援 者	①登録者の相談相手になるなど、ケアに努める。
民 生 委 員 ・ 児 童 委 員		①登録者の避難生活の現状確認に努め、避難場所の移動や困りごと等を市に連絡するなどの支援を行う。 ②登録者の相談相手になるなど、ケアに努める。
益 田 市	危 機 管 理 課	①避難所の運営班からの連絡を受け、登録者の他の避難場所への移動や緊急物資の支援等を行う。
	地 区 公 民 館	①避難者の情報把握に努め、災害対策本部への連絡又は適切な措置を行う。
	福 祉 総 務 課 高 齢 者 福 祉 課 障 が い 者 福 祉 課	①民生委員・児童委員との連絡調整を行う。 ②福祉施設等の被害状況を確認し、必要な支援を行う。 ③登録者に対して避難生活に必要な支援を行う。

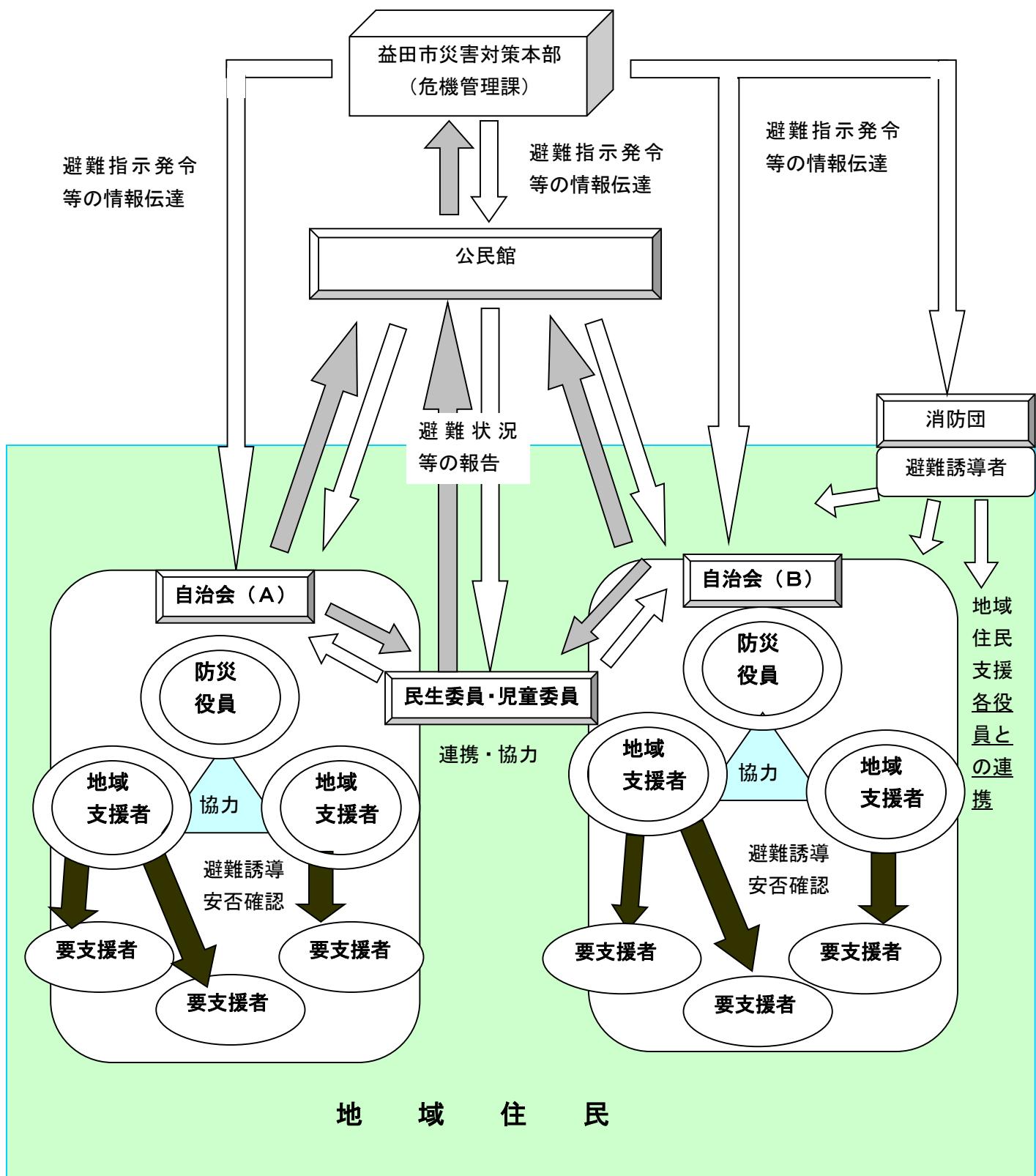
(6)発生後(避難所から帰宅できる場合)

区分		行動マニュアル
自治会	自治会 (自主防災組織)	①登録者の順調な帰宅に気を配る。 ②必要に応じて、登録者の指定避難所から福祉施設等への移動を支援する。 ③地域支援者から登録者である避難者の帰宅確認を行う。 ④自宅に戻った登録者のその後のケアに努める。
	地域支援者	①必要に応じて、登録者の指定避難所から福祉施設等への移動を支援する。 ②自宅に戻った登録者のその後のケアに努める。
民生委員・児童委員		①地域支援者及び自治会等と協力し、登録者の帰宅支援を行うなど、自宅に戻った登録者のその後のケアに努める。
益田市	危機管理課	①避難者全体の順調な帰宅に気を配る。
	地区公民館	①自治会、民生委員・児童委員、地域支援者等と連絡をとり、登録者の全員の帰宅を確認する。
	福祉総務課	①民生委員・児童委員との連絡調整を行う。
	高齢者福祉課 障がい者福祉課	②福祉施設等の被害状況を確認し、必要な支援を行う。 ③登録者に対して避難生活に必要な支援を行う。

(7)発生後(避難が長期化する場合)

区分		行動マニュアル
自治会	自治会 (自主防災組織)	①避難者の生活を把握し、要望等を市へ連絡するように努める。 ②避難所の運営に参加し、要援護者を含めたすべての避難者の生活の混乱を防ぎ、円滑な避難所の運営に協力する。
	地域支援者	①登録者の相談相手になるなど、ケアに努める。
民生委員・児童委員		①登録者の相談相手になり、困りごとなどを市等へ連絡し、避難生活の改善に努める。
益田市	危機管理課	①避難所の運営班からの連絡を受け、登録者の他の避難場所への移動や緊急物資の支援等を行う。
	地区公民館	①避難者の情報把握に努め、災害対策本部への連絡又は適切な措置を行う。
	福祉総務課	①民生委員・児童委員との連絡調整を行う。
	高齢者福祉課 障がい者福祉課	②福祉施設等の被害状況を確認し、必要な支援を行う。 ③登録者に対して避難生活に必要な支援を行う。

災害時住民支援体制図



3. 益田市要配慮者利用施設リスト

No.	施設名	施設分類	住所	電話番号 FAX番号	浸水想定区域			土砂災害警戒区域
					高津川	益田川	その他	
【益田地区】								
1	益田幼稚園	幼	七尾町1-40	22-1041 23-1739	—	○	—	○
2	益田ひかり保育所	認	七尾町7-5	22-1467 22-2275	—	—	—	—
3	めばえ保育園	保	東町29-48	22-7343 22-7366	—	—	—	○
4	すみれ保育園	保	東町3-21	23-2655 23-2658	—	○	—	—
5	益田小学校	学	本町7-17	22-2395	—	○	—	—
6	益田東中学校	学	東町14-48	22-5011	—	—	—	—
7	益田市立高齢者福祉センター 七尾苑	ハ、デ	昭和町11-20	24-0264 24-0322	—	○	—	—
8	グループホームあじさい	グ	幸町2-37	31-0206 31-0178	—	○	—	—
9	(医)順生会 すみかわクリニック	診	東町2-9	23-1188 23-1305	—	○	—	—
10	永瀬脳外科内科	診	土井町2-27	31-0480 31-0483	—	○	—	—
11	益田整形外科医院	診	染羽町4-35	22-1305 22-1305	—	○	—	○
12	小規模多機能ホーム「すみよし」 デイサービス「すみよし」	小、デ	本町3-19	23-6717 23-6718	—	—	—	—
13	サービス付き高齢者住宅いわみ デイサービスいわみ	サ高 デ	染羽町1-27	25-7190 25-7192	—	○	—	○
14	あじさい本館	有	幸町3-5	32-3030 32-0070	—	○	—	—
15	ばすけっと益田事業所タッチ	他	昭和町1-36	25-7022 25-7023	—	○	—	—
【吉田地区】								
16	障がい者支援施設 ラポール宝生苑	障	久城町531	32-0022 23-4253	—	—	—	—
17	デイサービスなごみ	デ	乙吉町イ322-7	22-7530 22-7537	—	○	—	—
18	共同生活ホーム さくら・つくし・あかとんぼ	障グ	乙吉町イ110-1	23-6055 23-6055	○	○	—	—
19	グループホーム希望寮	障グ	中吉田町534-2	23-4892 無	—	○	—	—
20	グループホーム万葉寮	障グ	乙吉町イ108-3	22-4710 無	—	○	—	—
21	グループホーム雪舟寮	障グ	乙吉町イ331-2	23-4770 無	—	○	—	—
22	グループホーム乙吉寮	障グ	乙吉町イ337-1	無 無	—	○	—	—
23	息域スペースボコ・ア・ボコ	他	あけぼの東町6-6	23-3413 23-3413	○	○	—	—

No.	施設名	施設分類	住所	電話番号 FAX番号	浸水想定区域			土砂災害警戒区域
					高津川	益田川	その他	
24	吉田小学校	学	中吉田町272	22-2385	—	○	—	—
25	吉田南小学校	学	水分町11-3	23-2321	—	—	—	○
26	益田中学校	学	栄町14-6	22-2390	—	—	—	○
27	吉田幼稚園	幼	元町21-25	22-0405 22-2193	—	—	—	○
28	益田天使幼稚園	認	中吉田町269-1	22-1477 22-1609	○	○	—	—
29	中須保育所	保	かもしま東町5番6	22-3215 23-3788	○	○	—	—
30	吉田こども園	認	水分町7-50	22-1730 22-1754	—	—	—	○
31	雪舟保育所	保	乙吉町11202	22-8658 24-1750	—	—	—	○
32	葵保育園	保	赤城町5-17	23-0530 22-8250	○	—	—	—
33	常盤乳児園	保	常盤町4-22	22-0951 22-0976	○	○	—	—
34	原浜保育所	認	久城町1017-7	23-0567 23-7190	—	—	—	—
35	まどろなーサリースクール	認	中島町口123-2	23-5470 23-5470	○	○	—	—
36	特別養護老人ホームくしろ宝寿苑 くしろデイサービスセンター	特、短 デ	久城町531	31-2345 31-2348	—	—	—	—
37	指定通所介護事業所陽だまり	デ	赤城町11-40	22-0526 22-0526	—	—	—	○
38	あすかデイケアセンター	通	乙吉町口33	23-3331 23-3347	—	○	—	—
39	あすかシルバーホーム あすかケアホーム	サ高 軽	中島町11454-1	25-7777 31-4520	○	—	—	—
40	小規模多機能ホーム にじヶ丘	小	乙吉町1758-4	32-0620 22-8690	—	—	—	—
41	デイサービスセンター 中吉田・しづかさんの家	デ	中吉田町508-4	31-4534 31-4559	○	○	—	—

No.	施設名	施設分類	住所	電話番号 FAX番号	浸水想定区域			土砂災害 警戒区域
					高津川	益田川	その他	
42	特別養護老人ホーム雪舟園	特、短	かもしま北町7-3	22-5200 22-5307	○	○	—	—
43	グループホーム ひなたぼっこ・えびすヶ丘	グ	下本郷町705-29	31-1250 31-1248	—	—	—	—
44	益田赤十字病院	病	乙吉町103-1	22-1480 22-3991	—	—	—	—
45	(医)くろたに内科クリニック	診	久城町912-1	23-7737 24-2123	—	—	—	—
46	山尾医院	診	あけぼの東町4-2	22-1878 22-1879	○	○	—	—
47	(医)大畠医院	診	中島町191-1	22-0506 22-0344	○	○	—	—
48	斧山医院	診	あけぼの西町16-4	22-1346 22-2154	○	○	—	—
49	(医)平野医院	診	駅前町33-5	22-0998 22-8121	○	○	—	—
50	村野医院	診	下本郷町61-1	31-2400 31-2401	—	○	—	—
51	特別養護老人ホーム本郷園	特	下本郷町440	25-7100 25-7105	—	—	—	○
52	(医)小田整形外科医院	診	中島町口145-3	22-1168 22-1168	○	○	—	—
53	(医)あすかクリニック (旧水上整形外科医院)	診	乙吉町口33	23-3320 23-3824	—	○	—	—
54	(医)山藤整形外科医院	診	乙吉町1338-5	31-0065 22-1658	—	○	—	—
55	(医)石見クリニック	診	駅前町7-1	23-2370 23-2371	—	○	—	—
56	茶話本舗花のある家中吉田邸	デ	中吉田町953-3	25-7327 25-7328	○	○	—	—
57	エクシヴ益田乙吉事業所	他	乙吉町189-10	22-2007 22-2008	—	○	—	—
58	エクシヴ益田乙吉第2事業所	他	乙吉町189-10日興 ビル100号	32-9880 32-9881	—	○	—	—
59	放課後等デイサービススタッチ	他	駅前町9-2	32-0720 32-1203	○	○	—	—
60	あゆっこ益田	他	下本郷町986-2	22-6766 22-6766	—	—	—	—
61	いのどり保育園	保	乙吉町103番地1	32-3318 32-3318	—	—	—	—
62	須子こども園かもしま分園	認	かもしま東町12-6	25-7330 無	○	○	—	—
63	子ども支援館イレブン	他	中島町1619-8	32-3180 32-3185	○	—	—	—

No.	施設名	施設分類	住所	電話番号 FAX番号	浸水想定区域			土砂災害 警戒区域
					高津川	益田川	その他	
【高津地区】								
64	デイサービスらくまち	デ	高津七丁目21-12 ゆめタウン益田2階	22-5030 32-3166	○	—	—	—
65	グループホームのぞみ寮	障グ	高津二丁目16-6	22-8864 無	○	—	—	○
66	障害者支援施設希望の里	障	高津三丁目23-1	24-2223 24-2512	—	—	—	—
67	グループホーム松の実	障グ	高津四丁目24-4	24-1673 24-1673	—	—	—	—
68	ひまわりの家	他	須子町3-1	23-7422 23-7422	○	—	—	—
69	グループホームきぼう・すみれ	障グ	高津町イ2577-85	32-0222 32-0222	—	—	—	—
70	高津小学校	学	高津町一丁目34-1	22-0733	○	—	—	—
71	高津中学校	学	高津三丁目14-1	22-1001	—	—	—	○
72	高津保育園	保	高津一丁目40-13	22-4217 22-4344	○	—	—	—
73	須子こども園	認	須子町27-17	23-1709 23-1748	○	—	—	—
74	緑ヶ丘保育所	保	高津八丁目14-8	23-1283 23-1385	—	—	—	—
75	明星保育園	認	須子町18-13	23-4588 23-4674	—	—	—	○
76	デイサービスセンター万葉苑	デ	高津四丁目6-40	22-2023 22-2024	—	—	—	—
77	短期入所生活介護万葉苑	短	高津四丁目6-40	22-8588 22-5070	—	—	—	—
78	益田市デイサービスセンター 湖水園	デ	高津六丁目18-25	23-7622 24-0966	—	—	—	—
79	ケアハウスねむの家	軽	高津六丁目18-25	23-7612 24-0966	—	—	—	—
80	すこデイサービス とねりこ	デ	須子町27-16	23-0107 23-1748	○	—	—	—
81	すこデイサービス 第2とねりこ	デ	須子町イ334-9	23-0107 23-1748	○	—	—	—
82	グループホームひなたぼっこ	グ	高津四丁目11-16	23-7777 23-5557	—	—	—	—
83	特別養護老人ホーム 「ますだ」ハイツ	特	高津四丁目6-40	22-8588 22-5070	—	—	—	—
84	デイサービスどんちっち	デ	須子町15-16	25-7765 25-7765	○	—	—	—
85	軽費老人ホーム コーポ「ますだ」	軽	高津四丁目27-7	23-1660 23-3505	—	—	—	—
86	松ヶ丘病院	病	高津四丁目24-10	22-8711 22-8730	—	—	—	—
87	(医)金島胃腸科外科	診	高津一丁目9-4	22-2345 24-1802	○	—	—	—
88	通所リハビリたかつ	通	高津一丁目9-4	32-3388 32-9030	○	—	—	—

No.	施設名	施設分類	住所	電話番号 FAX番号	浸水想定区域			土砂災害警戒区域
					高津川	益田川	その他	
89	(医)黒田医院	診	須子町10-27	22-0966 24-2573	○	—	—	—
90	おちハートクリニック	診	高津八丁目5-2	23-1588 32-0512	○	—	—	—
91	まついクリニック	診	高津六丁目14-1	31-1830 31-1831	—	—	—	—
92	中島こどもクリニック	診	高津二丁目32-10	24-8521 24-8527	○	—	—	—
93	グループホームさくら、さくら2号館	グ	高津四丁目26-29	25-7811 22-8766	—	—	—	—
94	特定ケアハウス、デイサービスショーステイたかつ	軽デ、短	高津一丁目7-11	31-1322 31-1306	○	—	—	—
95	小規模多機能ホーム「まほろば」 デイサービス「まほろば」	小・デ	高津一丁目36-7	25-7480 25-7481	○	—	—	—
96	グループホーム光ヶ丘	障グ	高津町イ2354-5	25-7370 25-7371	—	—	—	—
97	自立訓練施設きよら	他	高津四丁目24-10	24-1673 24-1673	—	—	—	—
98	サポートセンターFOH	他	高津町イ2354-5	25-7370 25-7371	—	—	—	—
99	クレヨンルーム	他	須子町43-14 渋谷ビル	22-1537 22-1552	○	—	—	—
100	グループホーム風の丘	障グ	高津三丁目22-2	31-1378 31-1379	—	—	—	—
101	こころクラブ海陽堂	他	高津町イ2354-5	25-7370 25-7371	—	—	—	—
102	さんさん牧場	他	高津三丁目22-1	31-1377 31-1379	—	—	—	—
103	キラキラ俱楽部	他	高津四丁目24-10	23-7760 22-8730	—	—	—	—
104	介護複合施設つむぎ デイサービスセンターワムギ	サ高デ	高津町イ2559-1	25-7300 25-7301	—	—	—	—
105	海の見える保育園	保	高津四丁目24-10	22-8711 22-8730	—	—	—	—
106	うめっこハウス	保	高津四丁目6-40	22-8588 22-5070	—	—	—	—
107	介護複合施設まとい	特短	高津町イ2559-1	25-7350 25-7352	—	—	—	—
108	デイサービスセンター おりがみ	デ	高津町イ2559-7	32-9590 32-9591	—	—	—	—

【安田地区】

109	遠田保育園	認	遠田町782-1	27-0055 27-2544	—	—	—	—
110	安田小学校	学	遠田町758-1	27-0019	—	—	—	○
111	東陽中学校	学	津田町740	27-0027	—	—	—	○
112	さくらんぼ保育所	保	遠田町1917-2 医師会病院内	22-3611 22-0407	—	—	—	—

No.	施設名	施設分類	住所	電話番号 FAX番号	浸水想定区域			土砂災害警戒区域
					高津川	益田川	その他	
113	あじさい1号館	有	津田町1149-6	31-7051 32-0070	—	—	—	○
114	デイサービスセンター もやいの家うのはな	デ	遠田町179-2	31-7345 31-7346	—	—	—	—
115	グループホーム もやいの家うのはな	グ	遠田町179-2	31-7355 31-7346	—	—	—	—
116	益田市立介護老人保健施設 くにさき苑	介 短、通	遠田町1956-8	22-1150 22-1237	—	—	—	—
117	益田市医師会介護医療院 ふたば	介医 短	遠田町1917-2	22-3611 22-0407	—	—	—	—
118	益田地域医療センター 医師会病院	病	遠田町1917-2	22-3611 22-0407	—	—	—	—
119	(医)津田医院	診	津田町1268-5	27-0007 27-1912	—	—	○	—
120	輝ららのさんぽ道 グループホーム	グ	遠田町2291	24-1221 24-1222	—	—	—	—
121	輝ららのさんぽ道 看護小規模多機能ホーム	看小	遠田町2291	24-1221 24-1222	—	—	—	—
122	Ra ! See Sar	他	遠田町3158-3	050-3448-4686 050-3448-4686	—	—	—	—

【鎌手地区】

123	鎌手保育所	保	西平原町580-5	27-0578 27-0678	—	—	—	○
124	鎌手小学校	学	西平原町584	27-0504	—	—	—	○
125	益田市立デイサービスセンター からおと苑	デ	西平原町671-1	31-7070 31-7071	—	—	○	○
126	すいせんの郷	グ	西平原町534-6	27-0610 27-0628	—	—	○	—
127	指定就労継続支援B型事業所 コミュニティ益田 かまで	他	西平原町552-7	27-0801 27-0801	—	—	○	○

【北仙道地区】

128	北仙道保育所	保	大草町1088-10	22-7301 22-7349	—	—	—	—
129	デイサービスセンター ひれふり苑	デ	大草町1088-10	31-1666 22-7349	—	—	—	—

【豊川地区】

130	豊川保育園	保	大谷町496-3	22-1629 22-2065	—	—	—	○
131	豊川小学校	学	大谷町347-2	22-2368	—	—	—	○

【真砂地区】

132	真砂保育園	保	波田町1481	26-0106 26-0109	—	—	—	○
133	真砂小学校	学	波田町1481	26-0543 26-0543	—	—	—	○
134	デイサービスセンター ひぐらし苑	デ	波田町1584-1	26-0044 26-0050	—	—	—	○

No.	施設名	施設分類	住所	電話番号 FAX番号	浸水想定区域			土砂災害 警戒区域
					高津川	益田川	その他	
【西益田地区】								
135	益田市障害者福祉センター あゆみの里	他	横田町2087-1	31-5100 31-5102	○	—	—	—
136	あゆみの里就労支援事業所 (レインボーハウス)	他	横田町2087-1	25-1815 25-1815	○	—	—	—
137	障がい者就労支援事業所 のぞみの里	他	横田町2080	25-1713 25-1753	○	—	—	—
138	障がい児デイサービスセンター あゆみの里	他	横田町2087-1	31-5100 31-5102	○	—	—	—
139	島根県立益田養護学校 (寄宿舎含む)	養	横田町2120-1	31-5111 31-5114	○	—	—	—
140	グループホーム上野寮	障グ	横田町1357-2	25-1883 無	○	—	—	—
141	若葉保育園	保	横田町86-2	25-1298 25-1618	○	—	—	—
142	横田保育園	保	横田町1817-3	25-1001 25-1661	○	—	—	○
143	梅賀山保育園	保	本俣賀町5	25-2905 25-2929	—	—	—	○
144	神田保育園	認	神田町1192番地9	25-2094 25-2117	—	—	—	—
145	西益田小学校	学	横田町147	25-2555	○	—	—	—
146	横田中学校	学	横田町8-6	25-2001	○	—	—	—
147	清流苑通所介護事業所	デ	神田町1197-2	31-5037 31-5038	—	—	—	—
148	グループホーム こもれびの郷	グ	横田町710	25-2515 31-5202	○	—	—	—
149	グループホーム ひなたぼっこ・向横田	グ	向横田町1805-1	25-1722 25-1723	○	—	—	—
150	養護老人ホーム清月の里	養老	横田町1751-5	25-2408 25-2413	○	—	—	—
151	松本医院	診	横田町429-23	25-2611 25-2672	○	—	—	—
152	(医)なかしまクリニック	診	横田町2532	25-2503 25-2613	○	—	—	—
153	多機能型事業所 はっぴーはうす	他	横田町1751-2	25-1166 25-1166	○	—	—	—
【二条地区】								
154	桂平小学校	学	桂平町427	29-0019	—	—	—	—
155	デイサービスセンター共楽苑	デ	桂平町107-3	29-0085 29-0072	—	—	○	—

No.	施設名	施設分類	住所	電話番号 FAX番号	浸水想定区域			土砂災害 警戒区域
					高津川	益田川	その他	
【小野地区】								
156	小野保育所	保	小浜町471-3	28-0045 28-0091	—	—	—	—
157	戸田小学校	学	戸田町イ952-1	28-0009	—	—	—	—
158	小野中学校	学	戸田町イ1332-1	28-0011	—	—	—	—
159	フルール益田	他	戸田町イ170-1	28-0022 28-0022	—	—	—	—
160	えびす	デ	戸田町イ979-5	28-0022 28-0022	—	—	—	—
161	ふるーるきっず	他	戸田町イ978-1	090-5378-4262 28-0022	—	—	—	—
【中西地区】								
162	きのこハウス	他	虫追町口320-100	28-8484 28-8490	—	—	—	—
163	まるに保育所	保	白上町イ1111-3	28-0090 28-1450	—	—	—	○
164	川登保育園	保	川登町107	28-1067 28-1087	—	—	—	—
165	中西小学校	学	白上町イ802	28-0507 28-0514	—	—	—	—
166	中西中学校	学	白上町イ1022	28-0510	—	—	—	—
167	グループホーム悠心彩・中西	グ	市原町イ434-1	31-4455 31-4460	—	—	○	—
168	小規模多機能ホーム ホリデイ・市原	小	市原町イ434-1	31-4455 31-4460	—	—	○	—
【美都地区】								
169	東仙道保育所	保	美都町仙道253-3	52-2033 52-2043	—	—	—	—
170	東仙道小学校	学	美都町仙道125	52-2225	—	—	○	○
171	グループホームあんず	グ	美都町仙道681-2	52-7171 52-7171	—	—	○	—
172	都茂保育所	保	美都町山本イ5-9	52-2006 52-2069	—	—	—	—
173	都茂小学校	学	美都町都茂1887-1	52-2547	—	—	—	○
174	美都中学校	学	美都町都茂1947	52-2525	—	—	—	○
175	益田市立 美都デイサービスセンター	デ	美都町都茂1195	52-2870 52-2236	—	—	—	○
176	益田市立特別養護老人ホーム 美寿苑	特、短	美都町都茂1871-9	52-3200 52-3201	—	—	—	○
177	グループホーム ひなたぼっこ・美都	グ	美都町山本イ2-3	52-7081 52-7082	—	—	○	○
178	小規模多機能ホームあんず	小	美都町仙道681-9	52-2340 52-2340	—	—	○	—
179	益田市立老人ホーム春日莊	養老	美都町都茂1871-2	52-2338 52-2370	—	—	—	○
180	益田市国民健康保険診療施設 美都診療所	診	美都町都茂1813-1	52-7272 52-3570	—	—	—	○

No.	施設名	施設分類	住所	電話番号 FAX番号	浸水想定区域			土砂災害警戒区域
					高津川	益田川	その他	
【匹見地区】								
181	匹見保育所	保	匹見町匹見1225	56-0023 56-0023	—	—	○	—
182	匹見小学校 匹見中学校	学	匹見町匹見1324	電 56-0017 電 56-0034	—	—	○	—
183	益田市立匹見高齢者生活福祉センターふれあいの園 匹見指定通所介護事業所	ハ デ	匹見町澄川1277-1	56-0398 56-0383	—	—	○	○
184	益田市立特別養護老人ホームもみじの里 匹見指定短期入所生活介護事業所	特 短	匹見町匹見1208	56-7030 56-7033	—	—	○	○
185	匹見指定 もみじ通所介護事業所	デ	匹見町匹見1208	56-0397 56-0383	—	—	○	○
186	中村医院	診	匹見町匹見1309	56-0008 56-0008	—	—	○	—

※施設分類内訳

障)障害者支援施設、養)養護学校、幼)幼稚園、保)保育所、認)認定こども園、デ)デイサービスセンター、短)短期入所生活介護、短期入所療養介護、特)特別養護老人ホーム、ハ)生活支援ハウス、障グ)障害者グループホーム、グ)高齢者グループホーム、介)介護老人保健施設、通)通所リハビリテーション、養老)養護老人ホーム、輕)軽費老人ホーム、有)有料老人ホーム、小)小規模多機能型施設、病)病院、診)診療所、他)障害者、障害児通所施設、サ高)サービス付高齢者向住宅、介医)介護医療院、看小)看護小規模多機能型施設

※災害情報伝達手段

災害情報については、緊急防災放送装置、防災行政無線及び安心安全メールによる一斉配信により伝達するほか、電話やFAXによる個別に伝達を行う。なお、一斉伝達は総務部危機管理課(防災部局)が、個別伝達は災害時要援護者支援班(福祉部局)が行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1. 益田市防災会議条例

益田市防災会議条例

昭和 38 年 4 月 27 日

益田市条例第 20 号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、益田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 益田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 2 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ益田市水防計画について調査審議すること
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(組 織)

第3条 防災会議は、会長及び委員 50 名以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充て、この会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充て、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから当該地方行政機関の長が指名する者
 - (2) 島根県の知事部局の職員のうちから、知事が指名する者
 - (3) 益田警察署長又はその指名する職員
 - (4) 市の職員のうちから、市長が指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長並びに消防団長及び方面隊長（美都地域及び匹見地域に限る。）
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員である者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) 市長が特に認める者
- 5 前項第 7 号から第 9 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 6 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県の職員、市の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(報酬及び費用弁償)

第5条 委員に報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の額及び支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年益田市条例第19号)の定めるところによる。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、市長の定める部局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年7月20日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第4号)抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月22日条例第157号)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後にこの条例による改正後の益田市防災会議条例(以下「改正条例」という。)第3条第4項の規定により最初に任命される委員の任期は、改正条例第3条第5項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則(平成18年3月30日条例第19号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第1条の規定による改正後の益田市防災会議条例(昭和38年益田市条例第20号)第3条第4項第8号により最初に委嘱される委員の任期は、同第5項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(益田市水防協議会条例の廃止)

2 益田市水防協議会条例(昭和41年益田市条例第26号)は、廃止する。

(任期の特例)

3 前項の規定により廃止された益田市水防協議会の委員は、益田市防災会議条例第3条第4項の規定に基づき委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年益田市条例第19号)の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

2. 益田市防災会議運営要綱

益田市防災会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、益田市防災会議条例（昭和38年益田市条例第20号）第7条の規定に基づき、益田市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（会長代理）

第2条 会長に事故あるとき、又は欠けたときは益田市副市長がその職務を代理する。

（会議）

第3条 会議は、会長がこれを招集し、会議の議長となる。

2 会議は毎年度当初に行なう。ただし、災害の発生その他の理由により会長が会議を招集する必要があると認めたときは、その都度行なうものとする。

3 委員は、会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

第4条 前条の規定にかかわらず、特に緊急を要する事態が発生し、会議を開くいとまがないときは、会長が適宜の方法により関係ある委員と協議して決定することができる。

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

（議事）

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（専決処分）

第6条 会長は、会議で処理すべき事項のうち、次に掲げるものについては専決処分することができる。

（1）災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（2）災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関との連絡調整を図ること。

（3）災害対策本部の設置についての意見に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告しなければならない。

（庶務）

第7条 会議の総務は、危機管理課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるものほか必要な事項については、その都度会議に諮って決定する。

附 則

この要綱は、昭和39年5月2日から実施する。

3. 益田市災害対策本部条例

益田市災害対策本部条例

昭和 38 年 4 月 27 日

益田市条例第 21 号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、益田市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌握する。

(委 任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 25 日第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 28 日第 10 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

4. 益田市災害対策本部規則

益田市災害対策本部規則

昭和 39 年 5 月 14 日

益田市規則第 14 号

(趣 旨)

第1条 この規則は、益田市災害対策本部条例（昭和 38 年益田市条例第 21 号）第 5 条の規定に基づき、益田市災害対策本部（以下「対策本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び解散)

第2条 対策本部は、益田市域について災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、市長が必要と認めるときに設置する。

2 前項の規定により設置された対策本部は、市長が適當と認めたときに解散する。

(副本部長)

第3条 対策本部の副本部長は、副市長をもって充てる。

2 本部長及び副本部長とともに事故があるとき、又は欠けたときは、市長の職務を行う者の順位に関する規則（昭和 48 年益田市規則第 7 号）の定めるところにより、その職務を代理する。

(部班及び事務)

第4条 対策本部に、別表に掲げる部及び班を置き、同表の事務を分掌する。

(任 務)

第5条 前条の部に部長及び副部長を置き、班に班長を置く。この場合において、必要があるときは、副班長を置くことができる。

2 部長は別表部の欄に掲げる者をもって充て、副部長及び班長は部長が所属部員のうちから指名する者をもって充てる。

3 部長は、対策本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属部員を指揮監督する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 班長は、部長及び副部長を補佐するとともに上司の命を受け班の事務を処理する。

(本部会議)

第6条 災害に対する予防及び応急対策等の総合的な基本方針の決定又は実施のため必要があるときは、対策本部に本部会議を設ける。

2 前項の本部会議は、本部長、副本部長、教育長、部長及び副部長をもって構成する。

(連絡員室)

第7条 各部、各班相互の有機的な連絡及び協調を図るため、対策本部に連絡員室を置く。

2 連絡員室に室長及び連絡員を置く。

3 室長に総務部総務班長を、連絡員は各部長が指名する者をもって充てる。

(腕章の着用)

第8条 対策本部が設置されたときは、本部長、副本部長、部長及び副部長にあっては、様式第

1号に定める腕章を、班長及び部員にあっては、様式第2号に定める腕章を着用するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、対策本部の組織及び運営について必要な事項は、益田市防災計画の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 益田市災害救助隊規則（昭和36年益田市規則第17号）は廃止する。

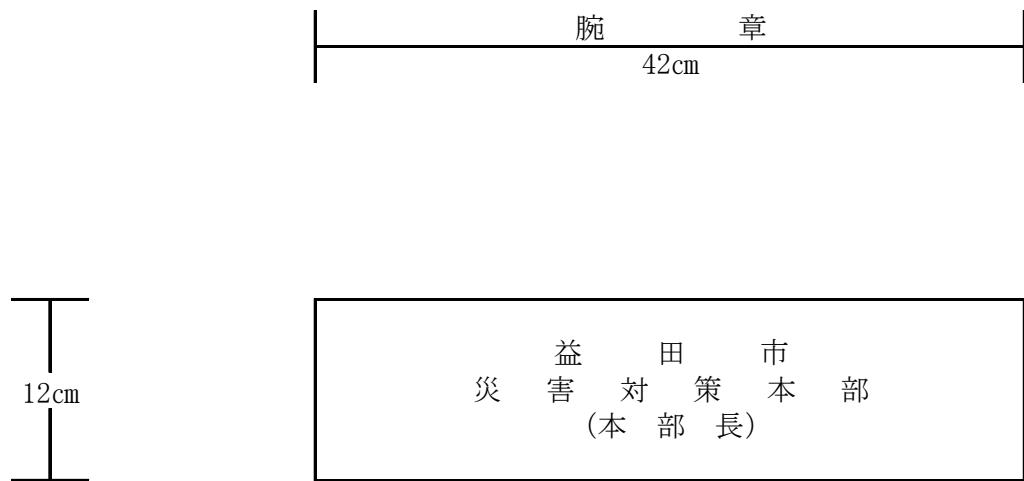
別表（第4条、第5条関係）

部 (部長)	班	事務分掌 (課名)
本部付 (危機管理監)	本部班	1 災害対策本部の総括に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 自衛隊の災害派遣に関すること。 4 ヘリポートに関すること。 5 住民に対する警報の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 6 消防応援の受け入れ体制の確立に関すること。 (危機管理課)
総務部 (政策企画局長)	総務班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 連絡員室に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。 4 被災状況の把握、発表及び報告に関すること。 5 地区連絡に関すること。 6 自主防災組織との連携に関すること。 7 危険物資等の保安対策に関すること。 8 ホームページ等による情報提供及び広報に関すること。 9 安否情報の収集体制の整備に関すること。 10 その他各部に属ないこと。 (政策企画課、連携のまちづくり推進課、秘書課、情報システム課、先端開発推進課、政策企画局分室、公民館)
	総務管理班	1 国民の権利利益の救済に係る総合的な窓口に関すること。 2 総合調整及び指示に係る損失の補てんに関すること。 3 災害対策用車両の調達及び配車に関すること。 4 市有財産の災害対策に関すること。 5 災害対策用物資の輸送に関すること。 (総務管財課、総務部分室)
	財政班	災害対策及び復旧に係る予算措置に関すること。 (財政課)
	職員動員班	1 職員の動員に関すること。 2 他市町村職員等の派遣要請に関すること。 3 特殊標章等(赤十字標章を除く。)の交付及び管理に関すること。 (人事課)
	家屋調査・避難誘導班	1 家屋被害調査に関すること。 2 り災者の市税減免に関すること。 3 避難者の誘導及び輸送に関すること。 4 避難所の開設及び開設後の管理に関すること。 (税務課、市民課、総務部分室)
福祉環境部 (福祉環境部長)	出納班	1 災害関係費及び物品の出納に関すること。 2 義援金品の受付に関すること。 (出納室、総務部分室)
	医療対策班	1 医療品及び衛生材料の調達に関すること。 2 応急医療及び助産に関すること。 3 食品衛生確保対策に関すること。 4 住民の健康対策(保健指導、栄養指導)に関する

		<p>こと。</p> <p>5 被災児童に対する配慮に関すること。 (健康増進課、子ども福祉課、子ども家庭支援課、福祉環境部分室)</p>
	衛生防疫班	<p>1 廃棄物の処理に関すること。</p> <p>2 衛生施設の被害調査及びその対策に関すること。</p> <p>3 防疫に関すること。</p> <p>4 死体の埋火葬に関すること。</p> <p>5 仮設トイレの設置及び衛生管理に関すること。 (環境衛生課、久城が浜センター、福祉環境部分室)</p>
	福祉・生活物資班	<p>1 り災者の国民健康保険税減免に関すること。</p> <p>2 社会福祉施設の災害調査及びその対策に関すること。</p> <p>3 生活必需物資の確保、輸送及び配分に関すること。</p> <p>4 死体の搜索及び収容に関すること。</p> <p>5 福祉世帯等の障害物の除去に関すること。</p> <p>6 り災者に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用に関すること。</p> <p>7 り災者に対する障害者総合支援法の適用に関すること。</p> <p>8 り災世帯に対する災害援護資金等の融資に関すること。</p> <p>9 義援金の配分に関すること。</p> <p>10 ボランティアの活動調整に関すること。</p> <p>11 日本赤十字社との連携に関すること。 (保険課、福祉総務課、総合支援課、障がい者福祉課、高齢者福祉課、人権センター、福祉環境部分室)</p>
	避難行動要支援者支援班	<p>1 避難行動要支援者の安否確認に関すること。</p> <p>2 避難行動要支援者施設への情報伝達及び状況確認に関すること。 (総務部長、福祉環境部長又は教育部長が指名する者)</p>
産業経済部 (産業経済部長)	産業振興班	<p>1 商工業及び鉱業関係の被害調査及びその対策に関すること。</p> <p>2 観光施設の被害調査及びその対策に関すること。</p> <p>3 り災商工業者に対する融資に関すること。</p> <p>4 り災者の雇用対策に関すること。 (産業支援センター、観光交流課、産業経済部分室)</p>
	農林水産班	<p>1 農林水産業関係被害調査及びその対策に関すること。</p> <p>2 漁港施設の被害調査及びその対策に関すること。</p> <p>3 災害時における農林水産物の防疫及び技術指導に関すること。</p> <p>4 り災農林水産業者に対する融資に関すること。</p> <p>5 農道・林道施設等の応急・復旧対策に関すること。</p> <p>6 主要食料の調達及び炊出しに関すること。 (農林水産課、農業委員会事務局、産業経済部分室)</p>

建設部 (建設部長)	都市施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市施設の被害調査及びその対策に関するこ と。 2 橋門及び水門に関するこ と。 3 建設関係団体及び業者との連絡調整に関するこ と。 4 土地等の使用に関するこ と。 <p>(都市整備課、地籍調査課、建設部分室)</p>
	土木施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木施設の被害調査及びその対策に関するこ と。 2 急傾斜地及び地すべり対策に関するこ と。 3 橋門及び水門に関するこ と。 4 土木施設等の障害物の除去に関するこ と。 5 緊急交通網の確保に関するこ と。 6 応急復旧資機材の調達に関するこ と。 <p>(土木課、建設部分室)</p>
	住宅対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所及び応急救護所の建設に関するこ と。 2 り災者用仮設住宅等の建設及び住宅の応急修 理に関するこ と。 <p>(建築課、建設部分室)</p>
上下水道部 (上下水道部長)	下水班	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査及びその対策に関するこ と。 2 下水道及び集落排水施設の応急・復旧対策に 関するこ と。 3 橋門及び水門に関するこ と。 <p>(下水道課)</p>
教育部 (教育部長)	教育施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における学校安全に関するこ と。 2 教育施設の被害調査及びその対策に関するこ と。 3 被災児童生徒の応急教育に関するこ と。 4 被災児童生徒に対する学用品の供給に関するこ と。 5 児童生徒に対する心のケアに関するこ と。 6 文化財等の被害調査及びその対策に関するこ と。 <p>(教育総務課、学校教育課、ひとづくり推進課、文 化振興財課、教育部分室)</p>
応援部 (議会事務局長)	応援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部及び各班の応援に関するこ と。 2 関係機関からの災害応援に関するこ と。 <p>(議会事務局、監査公平委員会事務局、選挙管理 委員会事務局、広域市町村圏事務組合)</p>

様式第1号



(副本部長) (○○部長) (○○副部長)

様式第2号



5. 益田市防災会議委員名簿

(令和7.11.1現在)

	機関名	職名	氏名	所在地
会長	益田市	市長	山本 浩章	益田市常盤町1-1
1号	国土交通省浜田河川国道事務所	事務所長	徳光 優	浜田市相生町3973
	国土交通省益田国道維持出張所	所長	井上 泰介	益田市あけぼの西町
	国土交通省高津川出張所	所長	末村 彰宏	益田市高津一丁目6-1
	浜田海上保安部	部長	田中 守	浜田市長浜町1785-16
	松江地方気象台	次長	久家 好夫	松江市西津田七丁目
2号	島根県西部県民センター益田事務所	所長	岩本 昭徳	益田市昭和町13-1
	島根県西部農林水産振興センター益田事務所	所長	古川 武志	
	島根県益田保健所	所長	梶浦 靖二	
	島根県益田県土整備事務所	業務部長	出川 康志	
3号	益田警察署	署長	中尾 節也	益田市東町7-5
4号	益田市	副市長	波田 正博	益田市常盤町1-1
		危機管理監	齋藤 美佐夫	
		総合支援課長	盆子原 洋子	
		建設部長	齋藤 晃信	
		人権センター館長	山下 晶子	
5号	益田市教育委員会	教育長	領家 芳明	
6号	益田広域消防本部	消防長	大賀 哲也	益田市久城町300番地5
	益田市消防団	団長	島田 憲和	
	益田市消防団	第4方面隊長(美都)	大谷 修二	
	益田市消防団	第5方面隊長(匹見)	大賀 淳浩	
7号	日本郵便株式会社益田郵便局	総務部長	寺本 拓	益田市常盤町4-15
	西日本旅客鉄道(株)山陰支社浜田管理駅	益田駅長	山岡 索	益田市駅前町27-43
	N T T西日本株式会社島根支店	支店長	福島 悅子	松江市東朝日町102
	(社)島根県トラック協会益田支部	幹事	石田 宏	高津四丁目21-5
	中国電力ネットワーク(株)浜田ネットワークセンター	所長	神田 光章	浜田市黒川町129-5
	石見交通株式会社	取締役社長	小河 英樹	益田市幸町2-63
	島根県農業協同組合西いわみ地区本部	本部長	竹長 隆	益田市駅前町15-1
	漁業協同組合J Fしまね益田支所	支所運営委員長	中島 謙二	益田市高津八丁目1-15
	益田赤十字病院	事務部長	細木 進	益田市乙吉町1103-1
8号	小野地区自主防災組織連絡協議会	会長	大賀 秀毅	
9号	益田市消防団	第1方面隊長	高田 和憲	
	益田市消防団	第3方面隊長	岡崎 昇	
	益田市消防団女性団員	分団長	吉村 順子	
	益田市消防団女性団員	部長	木原 佳代子	
	益田市消防団女性団員	部長	石川 未奈	
	益田市社会福祉協議会	会長	末成 弘明	益田市須子町3-1
	益田市民生児童委員協議会	副会長	福田 陽子	
	益田市ボランティア連絡会	会長	永本 鶴枝	
	益田市連合自治会長会	会長	澤江 佑三	
	益田市連合自治会長会	副会長	加藤 正良	
	益田市連合自治会長会	副会長	寺戸 倉雄	

島根県益田建設業協会	会長	大畠 勉	益田市大谷町 36-3
益田地区連合自治会	会長	田原 秀樹	
高津地区連合自治会	会長	須藤 秀民	
西益田地区連合自治会	会長	田原 修	
中西地区連合自治会	会長	青山 静佳	
特定非営利活動法人防災支援センター	代表理事	桂木 正則	
島根県男女共同参画	アクティブサポートー	若槻ちえみ	

6. 庁内部班の構成

部 班 名		所 属
本部付	本 部 班	危機管理課
総務部	総務班	政策企画課、地域振興課、交通対策課、秘書広報課、情報システム課、公民館（益田地域）
	総務管理班	総務管財課
	財政班	財政課
	職員動員班	人事課
	家屋調査・避難誘導班	税務課、市民課
	出納班	出納室
福祉環境部	医療対策班	子ども福祉課、子ども家庭支援課、健康増進課
	衛生防疫班	環境衛生課、久城が浜センター
	福祉・生活物資班	保険課、福祉総務課、総合支援課、障がい者福祉課、高齢者福祉課、人権センター
	避難行動要支援者支援班	総務部長、福祉環境部長又は教育部長が指名する者
産業経済部	産業振興班	産業支援センター、観光交流課
	農林水産班	農林水産課、農業委員会事務局
建設部	都市施設班	都市整備課、地籍調査課
	土木施設班	土木課
	住宅対策班	建築課
上下水道部	下水班	下水道課
教育部	教育施設班	教育総務課、学校教育課、協働のひとつくり推進課、文化財課
応援部	応援班	議会事務局、監査委員・公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局、広域市町村圏事務組合
分庁舎	総務福祉班	美都・匹見地域総務課、公民館（美都・匹見地域）
	経済班	※美都分庁舎の経済班については、本庁担当班（産業振興班、農林水産班）で対応
	建設班	
	教育班	

第2節 動員計画

1. 災害体制別動員計画

	動員人数	動 員 数				
		災害体制	第1災害体制	第2災害体制	第3災害体制	特別体制
本部付	本 部 班		6	6		
総務部	総務班		21	30		
	総務管理班		2	6		
	財政班		1	3		
	職員動員班		1	3		
	家屋調査・避難誘導班		2	15		
	出納班		1	3		
	小計		28	60		
福祉環境部	医療対策班		6	14		
	衛生防疫班		2	9		
	福祉・生活物資班		7	22		
	避難行動要支援者支援班		—	—		
	小計		15	45		
産業経済部	産業振興班		3	10	所属の全職員 (414名)	その都度市長 が定める人員 とする。
	農林水産班		2	10		
	小計		5	20		
建設部	都市施設班		3	12		
	土木施設班		2	22		
	住宅対策班		1	6		
	小計		6	40		
上下水道部	下水班		2	5		
教育部	教育施設班		8	19		
応援部	応援班		5	9		
分庁舎	総務福祉班					
	経済班					
	建設班		13	17		
	教育班					
合計			88	222		

※上記の他、現業職員19名は別途業務（各所属長の指示）とする。

2. 応援協力団体

(令和7年4月1日現在)

団 体 名		電 話	所 在 地
公共的 団体	島根県農業協同組合西いわみ地区本部	22-1589	益田市駅前町 15-1
	漁業協同組合 JFしまね 益田支所	23-0690	益田市高津八丁目 1-15
	高津川森林組合	25-2771	益田市横田町 454-1
奉 仕 團 體	益田翔陽高等学校	22-0642	益田市高津三丁目 21-1
	益田高等学校	22-0044	益田市七尾町 1-17
	明誠高等学校	22-1052	益田市三宅町 7-37
	益田東高等学校	23-3435	益田市染羽町 1-24
	益田赤十字病院	22-1480	益田市乙吉町 103-1
	医師会病院	22-3611	益田市遠田町 1917-2

3. 災害時相互応援協定等一覧

協定年月日	協定名称	協定締結先
H8. 2. 1	災害時の相互応援に関する協定書	島根県、松江市、浜田市、出雲市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
H9. 5. 30	益田市内郵便局と益田市の災害相互協力に関する覚書	益田市内郵便局 代表 益田郵便局長
H21. 8. 19	災害時の相互応援に関する協定書	島根県 浜田市 山口県 長門市、萩市
H22. 2. 10	災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定書	島根県電気工事工業組合益田支部、中国地方電気工事業協同組合益田支部、ダイワエンジニアリング株式会社
H22. 11. 8	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	岡山県 玉野市、大阪府 泉大津市、愛知県 刈谷市 宮崎県 日向市、奈良県 大和郡山市、兵庫県 高砂市 福岡県 行橋市、福岡県 莢田町、京都府 八幡市 岐阜県 可児市、滋賀県 野洲市、三重県 亀山市 山口県 柳井市、静岡県 磐田市、和歌山県 橋本市 高知県 香南市、佐賀県 神埼市、山梨県 甲府市 愛媛県 四国中央市 鹿児島県 阿久根市、茨城県 那珂市
H23. 7. 11	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局長
H23. 9. 1	災害時の支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社
H23. 10. 31	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	中国電力ネットワーク株式会社 益田ネットワークセンター
H24. 3. 1	福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	益田市社会福祉協議会
H24. 5. 15	災害時における飲料水の無償提供に関する協定書	ダイドードリンコ株式会社
H24. 10. 2	山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定	鳥取県 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市 島根県 松江市、浜田市、出雲市、大田市、安来市、江津市、雲南市
H25. 4. 26	災害時相互応援に関する協定書	大阪府 高槻市 福井県 若狭町
H25. 7. 29	災害時の相互応援に関する協定	大阪府 豊中市
H25. 12. 24	災害時における応急生活物資供給など支援協力に関する協定書	生活協同組合しまね

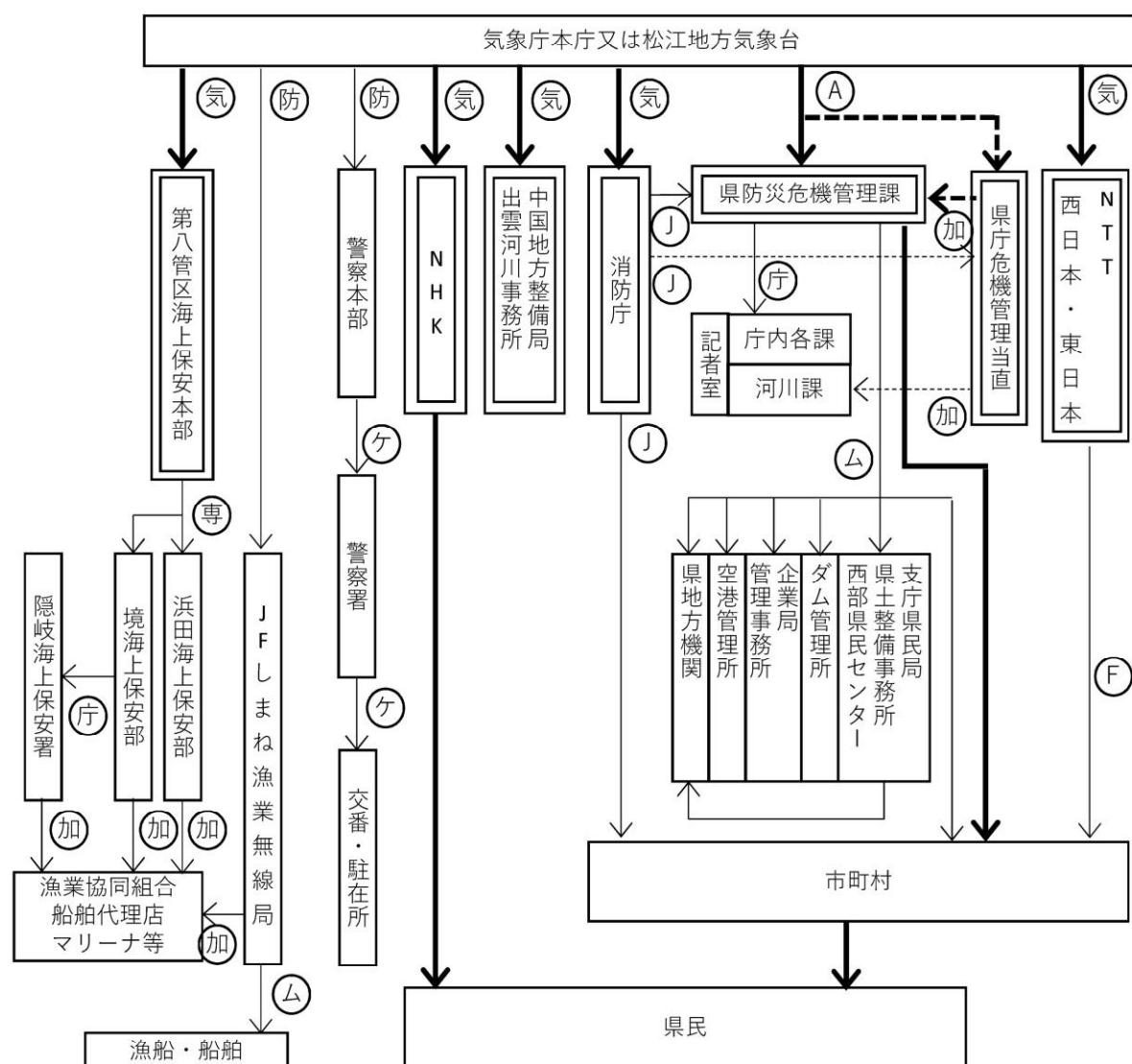
協定年月日	協定名称	協定締結先
H26. 3. 28	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話株式会社島根支店
H26. 3. 31	災害時における緊急用 LP ガスの調達に関する協定書	一般社団法人島根県 LP ガス協会 島根県 LP ガス協会益田支部
H27. 3. 17	災害支援自動販売機の設置にかかる協定	コカ・コーラウエスト株式会社
H27. 10. 20	災害時における福祉専門職の派遣協力に関する協定書	島根災害福祉広域ネットワーク（島根県社会福祉協議会） 島根県
H28. 2. 10	雪舟サミット構成市町災害時相互応援協定	岡山県 総社市、井原市 広島県 山口県 山口市、防府市
H28. 10. 20	災害時における一時避難所に関する協定	株式会社キヌヤ
H29. 12. 19	災害時における資機材レンタルの協力に関する協定	一般社団法人日本建設機械レンタル協会 中国支部山陰地区部会
H29. 12. 19	災害時における緊急物資輸送の協力に関する協定	島根県トラック協会益田支部
H30. 1. 17	災害時における復旧支援協力に関する協定書	公益社団法人日本下水管路管理業協会
H30. 6. 14	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン事業 統括本部総合販売本部中四国エリアグループ
H30. 8. 1	島根県消防広域相互応援協定書	島根県、松江市、浜田市、出雲市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町 益田地区広域市町村圏事務組合、江津邑智消防組合、雲南広域連合、隠岐広域連合
H30. 10. 19	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ジュンテンドー
H30. 12. 13	島根県益田市と広島県北広島町の県境地域等における災害時相互支援に関する協定	広島県 北広島町
H31. 4. 1	益田市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	益田市社会福祉協議会
R元. 7. 9	災害時等におけるドローンによる協力に関する協定	株式会社ドローンクリエイト 益田警察署
R2. 1. 29	災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定	株式会社エフエム山陰 株式会社山陰放送

協定年月日	協定名称	協定締結先
R2.2.27	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
R2.11.6	防災にかかる相互協力に関する協定	特定非営利活動法人防災支援センター
R2.11.26	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター
R3.4.23	災害時における物資供給に関する協定	株式会社 ナフコ
R3.4.30	風水害・地震・その他の災害応急対策業務に関する協定書	一般社団法人島根県益田建設業協会会長
R3.10.22	災害時における一時避難場所に関する協定	石見臨空ファクトリーパーク立地企業連絡会
R3.11.22	災害時における福祉避難所の運営に関する協定	社会福法人 梅寿会
R3.12.22	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社 ナガワ
R4.3.29	災害等発生時における調査業務等の支援協力に関する協定	益田地区測量設計業協会
R4.5.23	緊急事態発生時における廃棄物処理に関する協定	三光株式会社
R4.5.25	災害時における支援協力に関する協定	株式会社 イズミ
R4.8.31	緊急事態発生時における廃棄物処理に関する協定	ジェムカ株式会社
R4.9.12	災害時における給水区域外への災害対応業務に関する協定	益田市水道事業管理者
R4.11.1	広域水災発生時の共同取組に関する覚書	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
R5.7.14	一般国道9号益田道路事業地内高津地区緊急避難所の災害時等における使用に関する基本協定	国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所
R5.12.18	災害時における連絡体制及び協力体制に関する協定	中国電力ネットワーク株式会社 浜田ネットワークセンター
R6.1.26	災害時における飲料水等の供給に関する協定	株式会社 タイピック
R6.2.19	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	島根県石油組合 益田支部

協定年月日	協定名称	協定締結先
R6.2.21	益田市と生活協同組合しまねとの地域活性化包括連携に関する協定	生活協同組合しまね
R6.3.27	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	都市環境整備 株式会社
R6.10.10	災害時の物資支援協力に関する協定	島根中井工業株式会社
R7.1.17	災害時における福祉避難所（直接避難）の運営に関する協定	合同会社 すくらむ
R7.7.28	災害時における物資供給に関する協定	プラス株式会社 ジョインテックスカンパニー 株式会社 タイピック

第3節 予報及び警報の伝達計画

1. 気象等特別警報及び警報伝達系統図



(注1) ○印は、通報の方法を示す。

専	…専用回線	ム	…無線回線
庁	…庁舎内線	J	…全国瞬時警報システム (J-ALERT)
加	…加入電話	防	…防災情報提供システム (インターネット)
F	…ファクシミリ	A	…アデス 総合防災情報システム
ケ	…警察電話	気	…気象庁本庁より配信

無印は、適宜の方法による。

(注2) 線は、通報の時間を示す。

昼夜とも

—— 勤務時間外 (※1) のみ

(注3)

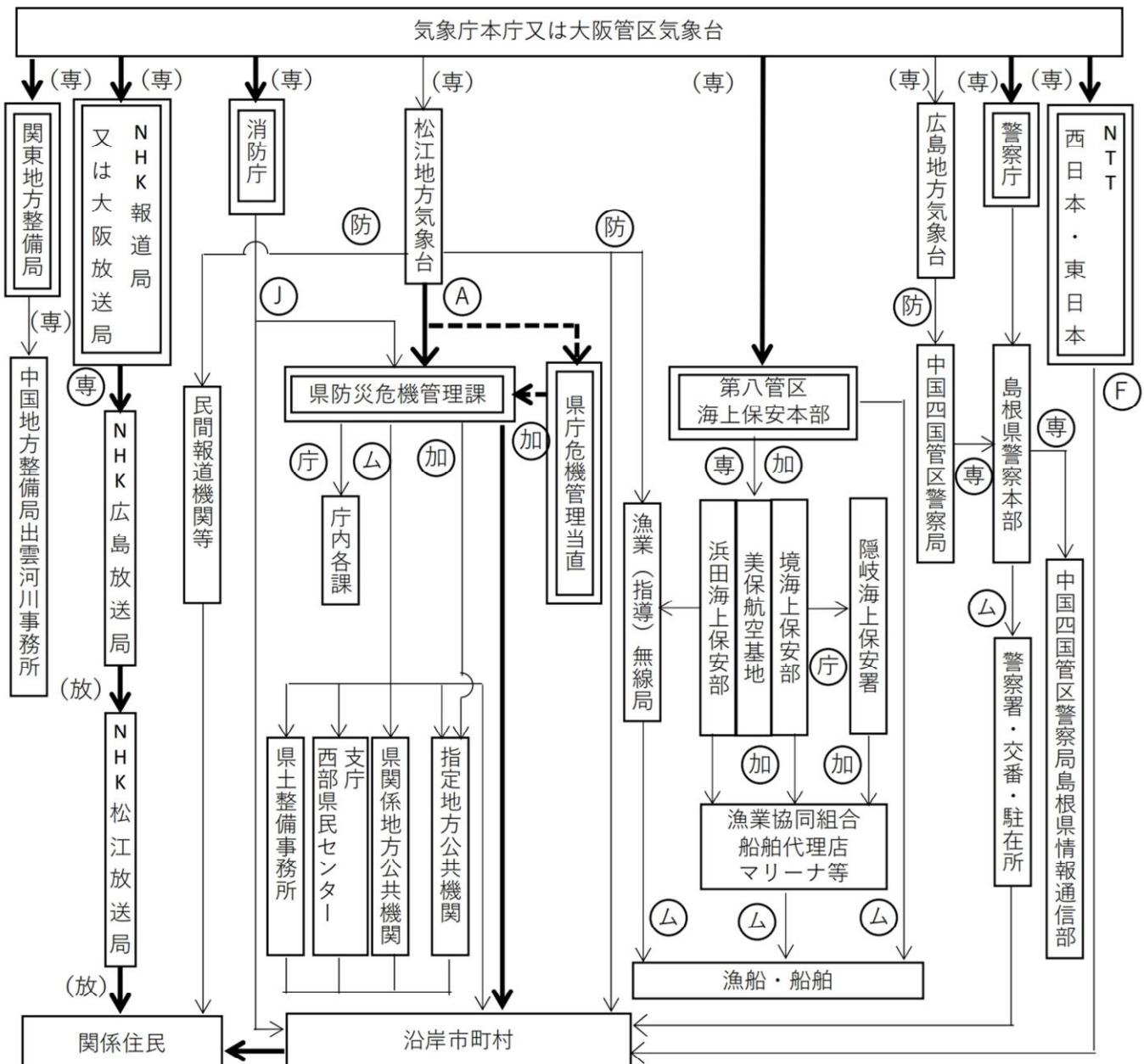
二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。太線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※1 [勤務時間外の定義]

勤務時間外とは、次の時間帯をいうものとする。

ア. 平日0時00分から8時30分までおよび17時15分から24時00分までの間
 イ. 土曜日、日曜日および国民の祝日並びに振替休日 全日
 ウ. 年末、年始 (12月29日～1月3日) 全日

2. 津波警報等伝達系統図



(注1) NTT (西日本・東日本) による伝達は、大津波警報、津波警報及び津波注意報（のうち津波警報解除）に限る。

専 ……専用電話 ム ……無線回線 加 ……加入電話 F ……ファクシミリ J ……J-ALERT

防 ……防災情報提供システム（インターネット） 廳 ……庁舎内線 A ……アデス・総合防災情報システム

(専) ……専用回線 (放) ……放送 無印は、適宜の方法による。

(注2) 線は通報の時間を示す。

実線……昼夜とも 破線……勤務時間外のみ

〔勤務時間外の定義〕

勤務時間外とは、次の時間帯をいうものとする。

ア. 平日0時00分から8時30分までおよび17時15分から24時00分までの間

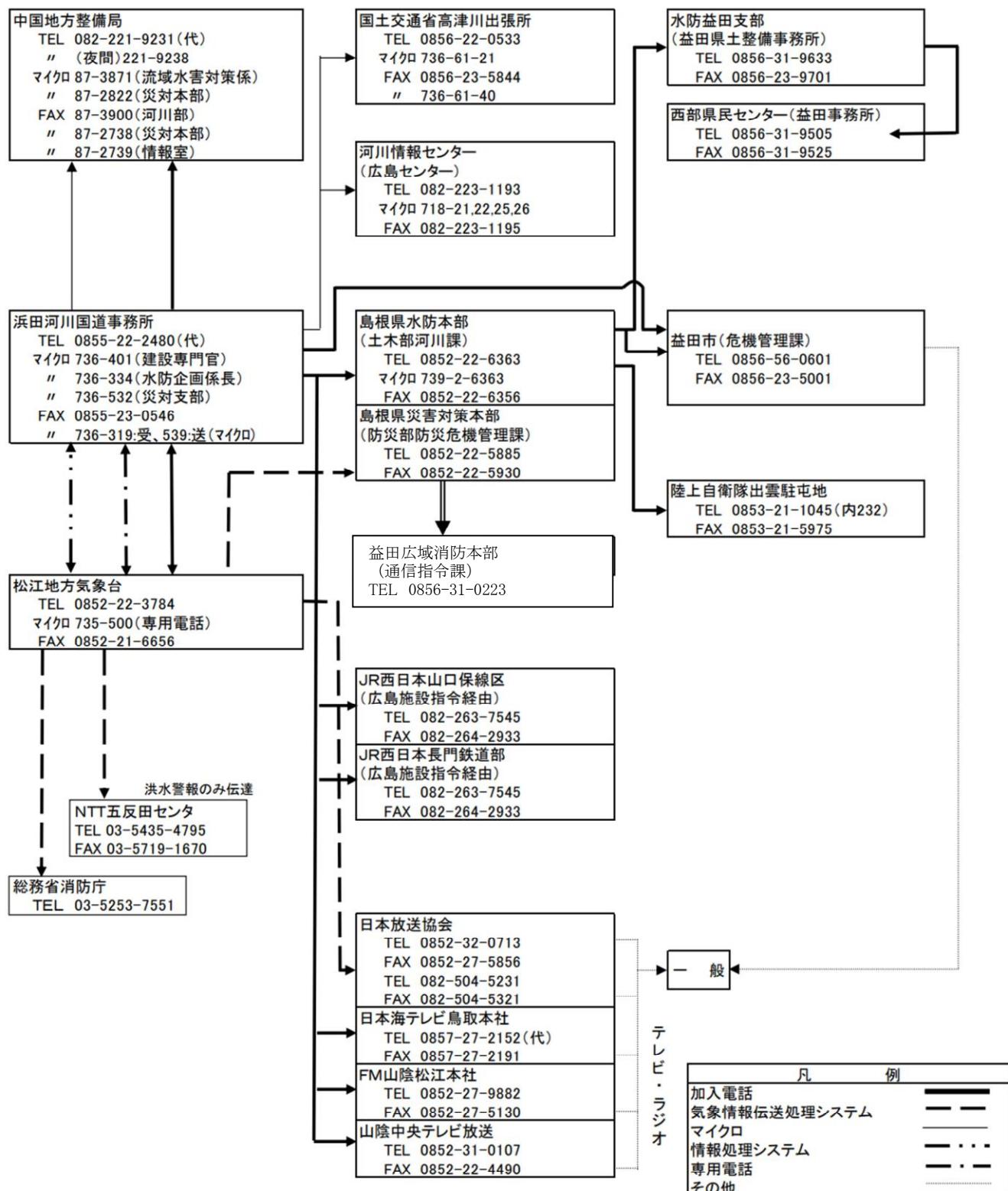
イ. 土曜日、日曜日および国民の祝日並びに振替休日 全日

ウ. 年末、年始（12月29日～1月3日） 全日

(注3) NHK松江放送局は、大津波警報、津波警報を緊急警報システム（EWS）により放送する。民間報道機関等は山陰放送テレビ、山陰中央テレビ、日本海テレビ、記者クラブ、JR山陰支社等である。

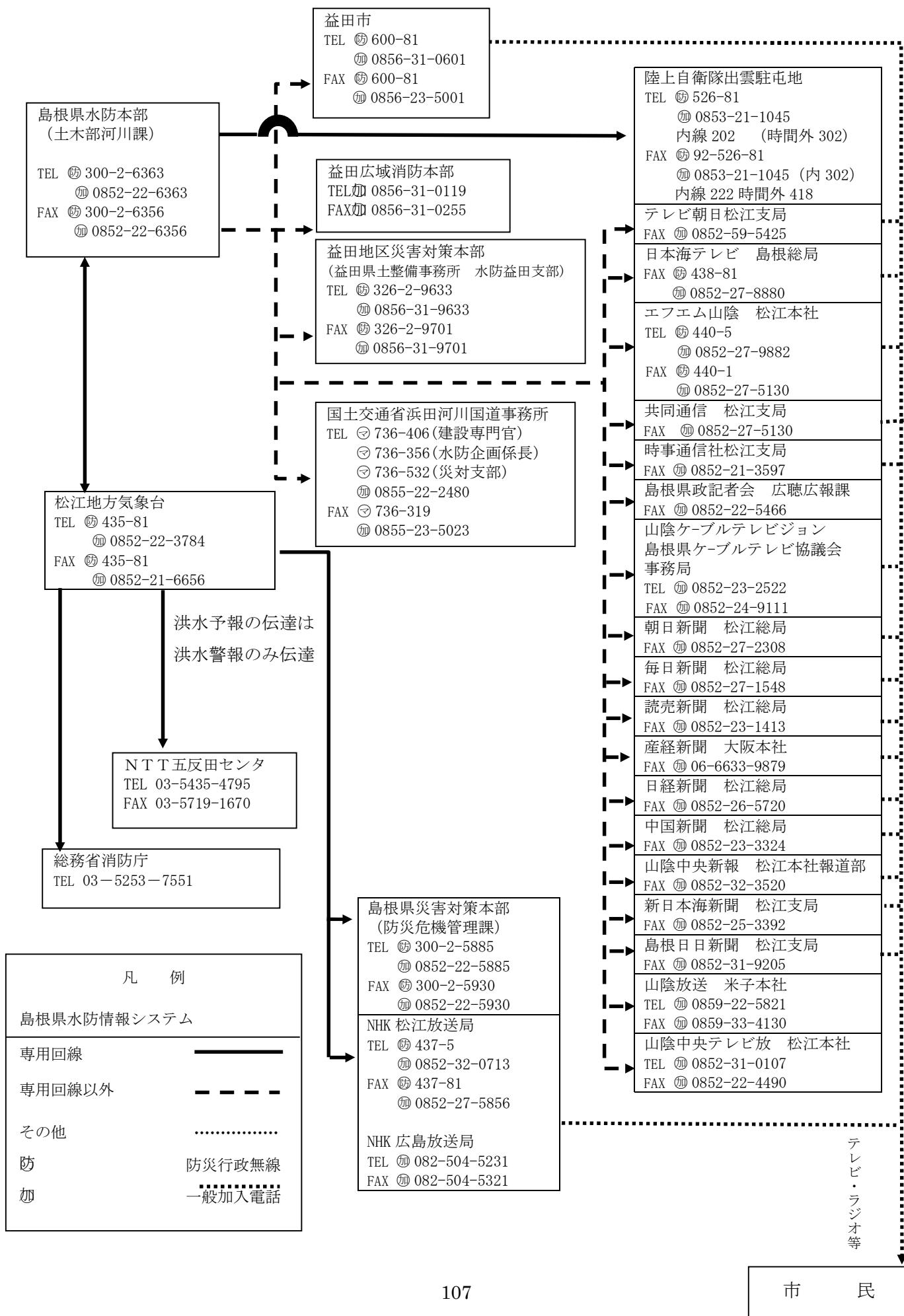
(注4) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。太線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

3. 高津川・匹見川洪水予報伝達系統図

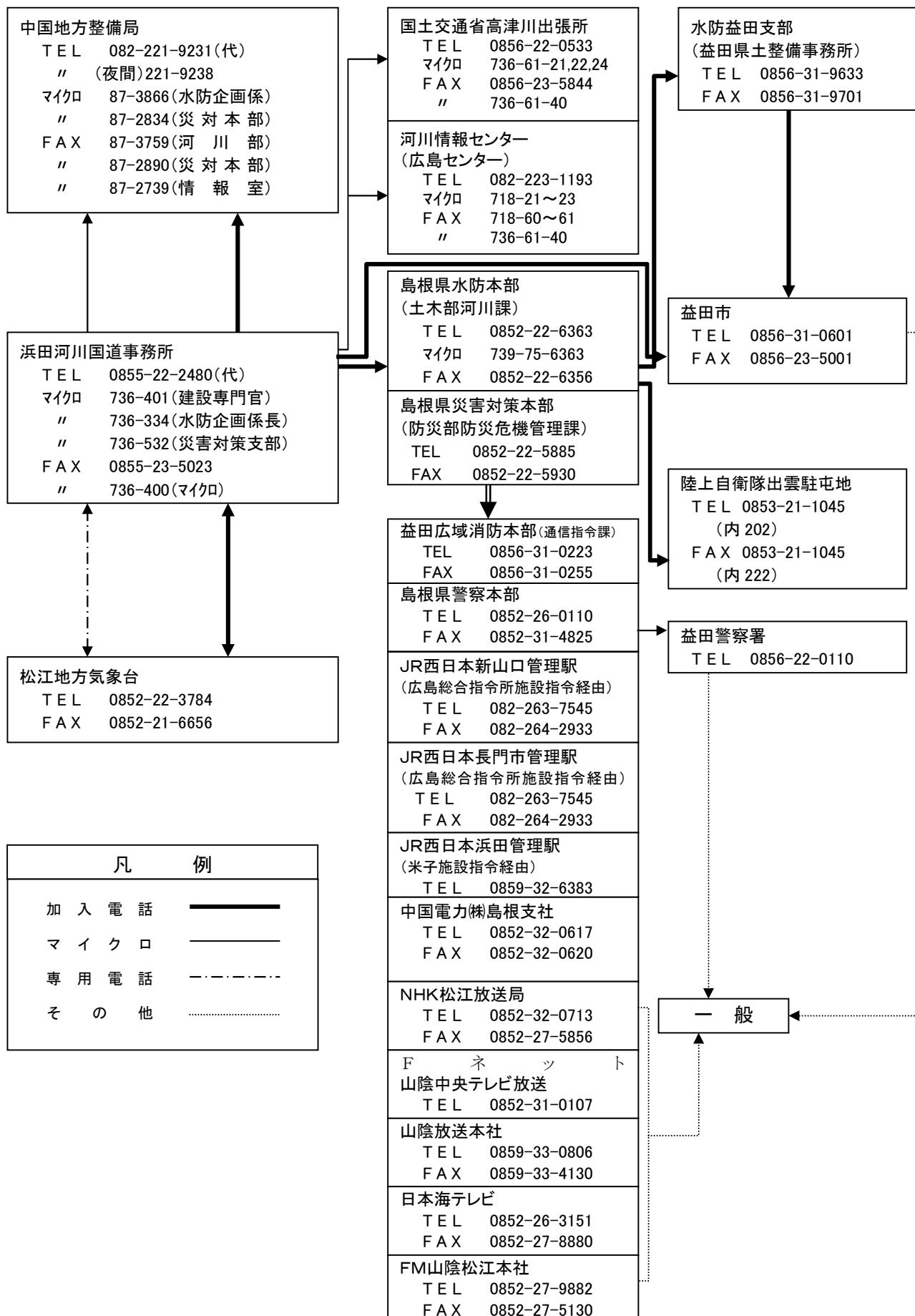


※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他民間放送局及びラジオ放送局へ。別途気象庁システムにより配信している。

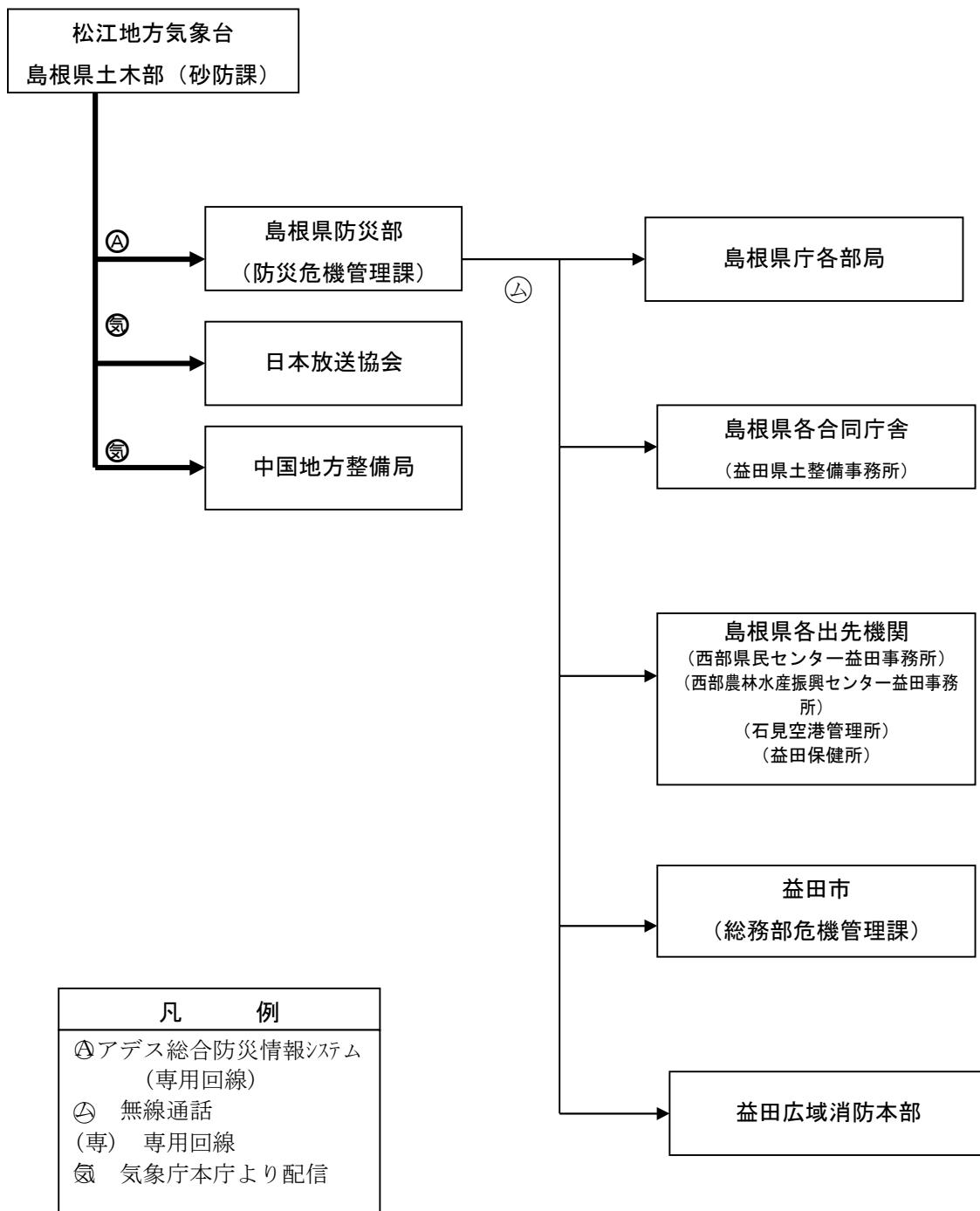
4. 益田川洪水予報伝達系統図



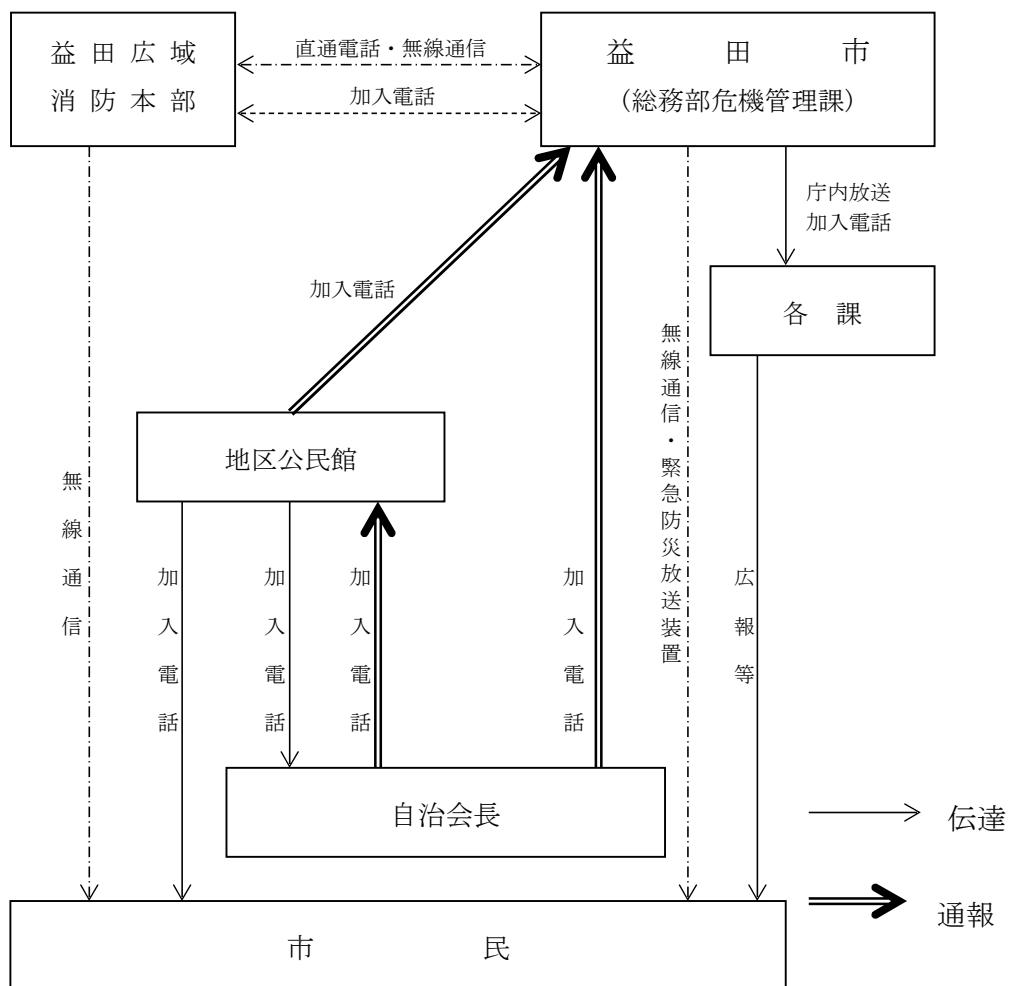
5. 避難判断水位の伝達系統図



6. 土砂災害警戒情報伝達系統図



7. 市民、地区公民館との情報伝達体制

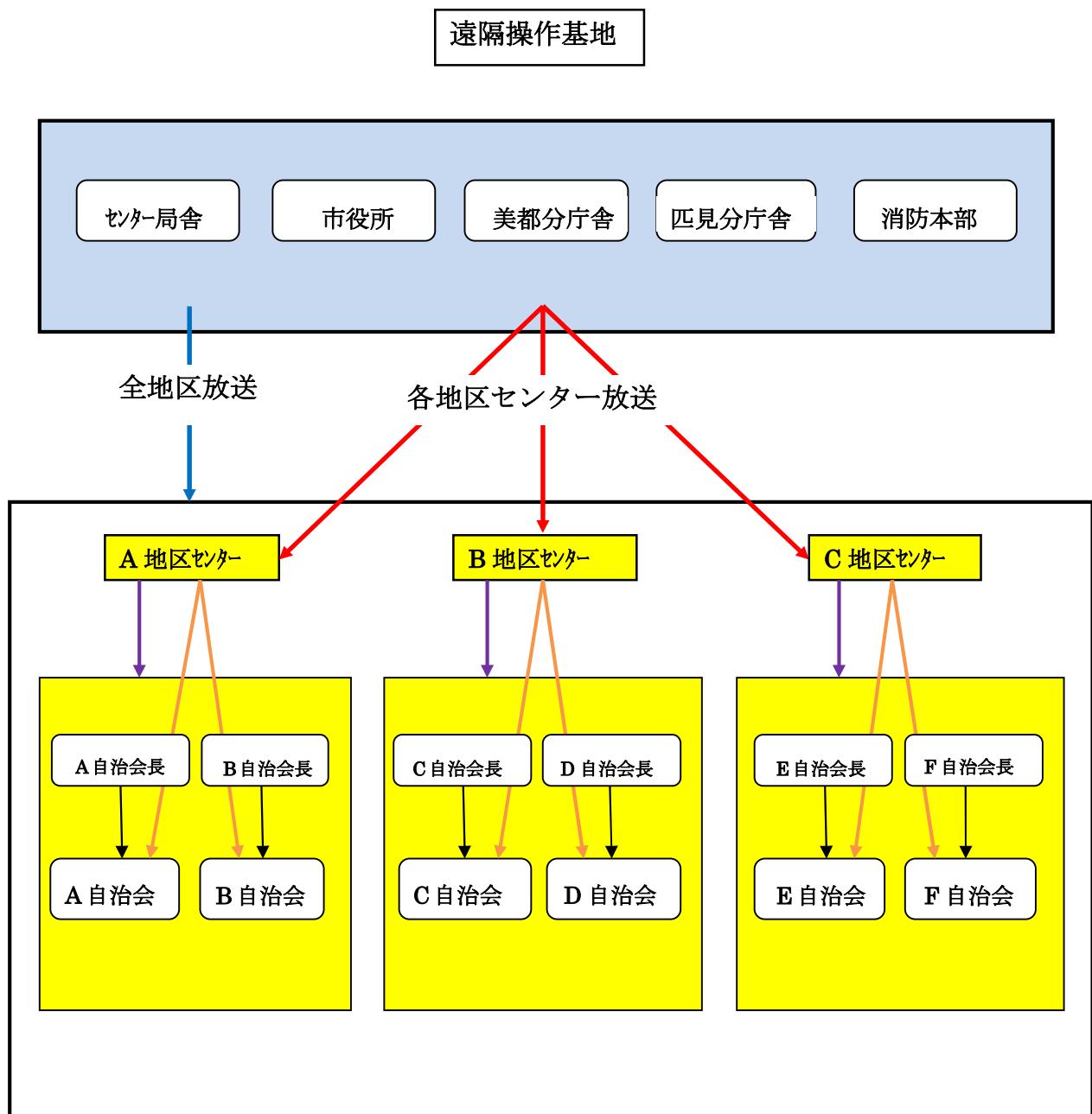


自治会長の行動

- ・情報の通報
 - 災害状況、被害状況を早期に、かつ的確に把握し、市役所または公民館に情報の通報をする
- ・避難場所の開設通報
 - 住民の自主避難による避難所開設の際には避難場所、避難時刻、世帯数を報告する
 - 避難所の開設において、鍵等の確認をしておくとともに、不明の場合は速やかに対策本部に問い合わせを行う
- ・避難誘導
 - 自治会の避難誘導員は、避難誘導班と協力し、高齢者、幼児傷病者、及び婦女子を優先し避難させる

第4節 災害通信計画

1. 緊急防災放送装置系統図

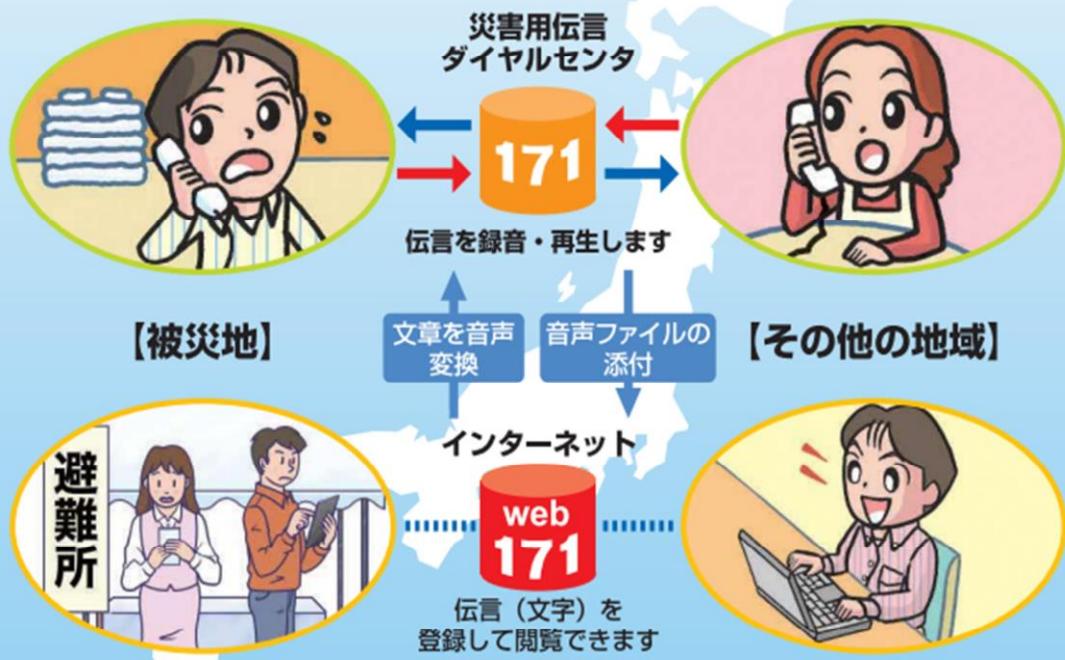


災害用伝言サービス「171」&「web171」

NTT西日本が提供する災害用伝言サービスには、電話を利用する声の伝言板「災害用伝言ダイヤル171(電話サービス)」とインターネットを活用する「災害用伝言板web171」があります。

大規模災害発生

電話による安否確認の連絡が取りにくいときの、被災地域内やその他の地域の方々との伝言板です。



ご利用方法

裏面のご利用案内を確認の上、ご利用ください。

被災地域内と他の地域を結ぶ声の伝言板。 「災害用伝言ダイヤル171」

利用ガイドにしたがってご利用ください。

伝言の録音方法	伝言の再生方法
<p>① 1 7 1 にダイヤルする ▼ガイド音が流れます</p> <p>② 録音する場合は ① 効率番号を利用する 録音は[3] ▼ガイド音が流れます</p> <p>③ (□ □ □) □ □ □ - □ □ □ 被災地の方などの電話番号*、携帯電話、IP電話の電話番号をダイヤルしてください。 *市外局番からダイヤルしてください。</p>	<p>① 1 7 1 にダイヤルする ▼ガイド音が流れます</p> <p>② 再生する場合は ② 録音番号を利用する 再生は[4] ▼ガイド音が流れます</p> <p>③ (□ □ □) □ □ □ - □ □ □ 被災地の方などの電話番号*、携帯電話、IP電話の電話番号をダイヤルしてください。 *市外局番からダイヤルしてください。</p>

*伝言は被災地の方などの電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。
聞かれてたくないメッセージを録音する場合は、あらかじめ録音番号を決めておく必要があります。

家族等の安全がインターネット上で確認できる。 「災害用伝言板web171」

画面の指示によりご利用ください。

登録方法	閲覧方法
<p>① https://www.web171.jp にアクセス</p> <p>② 電話番号を入力 (□□□□□) □□□-□□□□ 被災地の方などの電話番号*、携帯電話、IP電話の電話番号をダイヤルしてください。 *市外局番からダイヤルしてください。</p> <p>③ 画面の指示に従って、 文字による伝言を登録してください</p>	<p>① https://www.web171.jp にアクセス</p> <p>② 電話番号を入力 (□□□□□) □□□-□□□□ 被災地の方などの電話番号*、携帯電話、IP電話の電話番号をダイヤルしてください。 *市外局番からダイヤルしてください。</p> <p>③ 画面の指示に従って、 文字による伝言の追加登録してください</p>

審査23-S992

災害用伝言ダイヤル(171) ご利用案内

ご利用できる電話

加入電話、ISDN※、公衆電話、ひかり電話※、災害時特設公衆電話からご利用できます。携帯電話等の他社電話サービスからもご利用いただけますが、詳しくは各通信事業者へお問い合わせください。
※ダイヤル式電話機をお使いの場合、ご利用になれません。

登録できる電話番号

加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号。

ご利用料金

伝言蓄積等のセンター利用料は無料です。NTT東日本またはNTT西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については各通信事業者にお問い合わせください。

ご利用方法等をご案内しています <https://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

災害用伝言板(web171) ご利用案内

ご利用できる環境

インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォン等でご利用できます。
※一部の機種ではご利用になれません。

登録できる電話番号

加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号。

ご利用料金

安否情報の登録、閲覧等に伴うサービス利用料は無料です。なお、インターネット接続費用やプロバイダ利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要となります。

ご利用方法等をご案内しています <https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

体験利用のご案内

◆体験利用日

毎月1日及び15日 00:00~24:00
正月三が日（1月1日00:00~1月3日24:00）
防災週間（8月30日9:00~9月5日17:00）
防災とボランティア週間（1月15日9:00~1月21日17:00）

◆伝言保存期間

伝言保存期間は体験利用期間のみ

◆利用料金

<災害用伝言ダイヤル(171)>

伝言蓄積等のセンター利用料は無料です。NTT東日本またはNTT西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については各通信事業者にお問い合わせください。

<災害用伝言板(web171)>

体験利用であっても通信料は発生します。



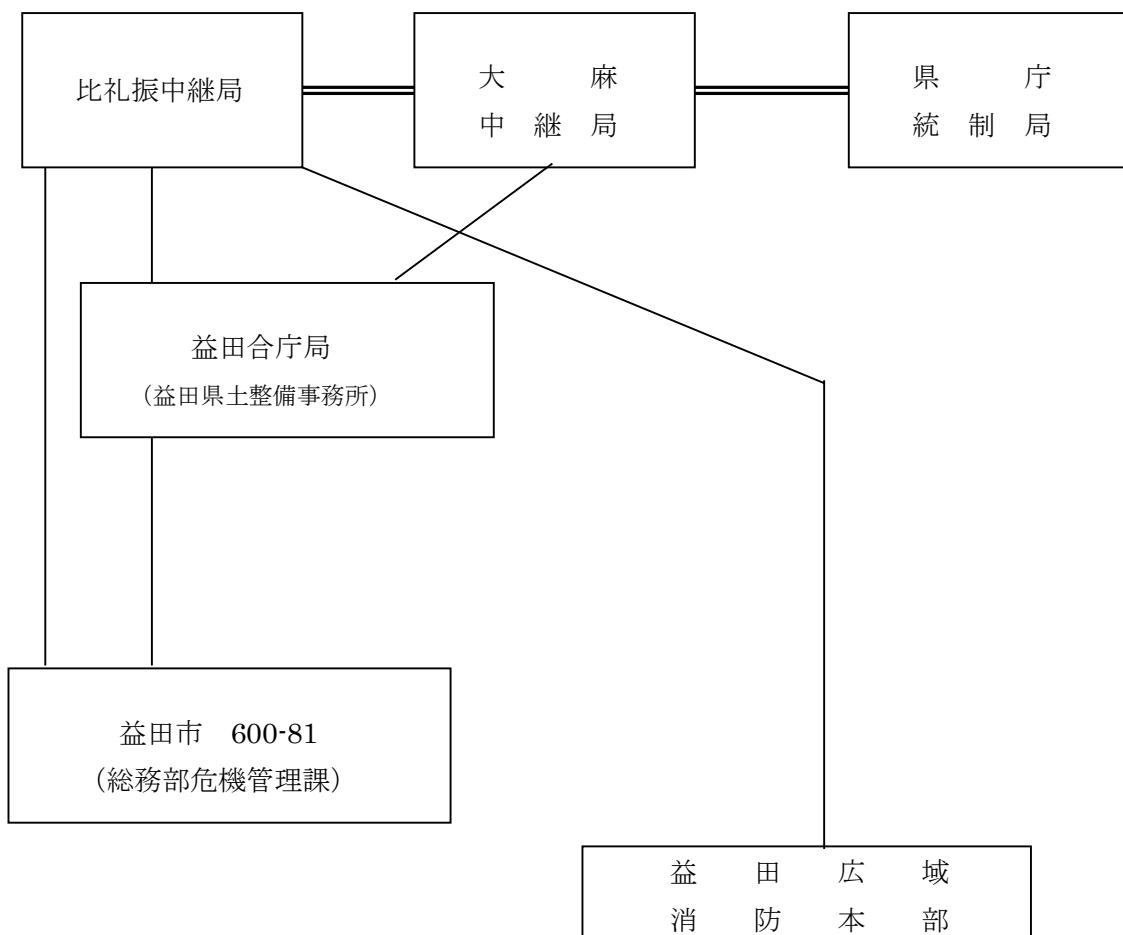
2. 非常無線通信の設置状況

所 属	所在地・電話 責 任 者	通信系等	種 別	呼出符号又 は呼出名称	電 力 (W)	電波 型式	周波数	予備 電源
島根県 益田合同庁舎	所在地 益田市昭和町 13-1 電話 31-9505 責任者 西部県民センター 益田事務所長	県 庁 県内各市町村 消 防 本 部 警 察 署 津 和 野 土 木 石 見 空 港 益 田 家 畜 益 田 日 赤 益 田 漁 協	固定局 移動局	ぼうさい ますだちく 益田 1 " 2 " 3 " 4 " 5 " 6 " 7 " 8 " 9 " 10 " 11 津和野 1,2	0.00 63	5M00 G7W 16KO F2C F3E	12.33MHZ 63.59MHZ	有
益田警察署	所在地 益田市東町 7-5 電話 22-0110 責任者 益田警察署長	県本部 益 田	固定局 移動局	ます だ				有
中国電力ネットワーク 浜田ネットワークセンター	所在地 浜田市黒川町 129-5 責任者 浜田ネットワークセンター 所長	益田周辺 (送変電用)	固定局 固定局 基地局 基地局 移動局	中電益田 中電大道山 中電大麻山 中電千原 浜田送電 1~5(車載型) 浜田送電 51~62 (携帯型) 浜田変電 1~3 (車載型) 浜田変電 51 (携帯型) 益田変電 51				有
		益田周辺 (配電用)	固定局 固定局 基地局 基地局 移動局	中電益田配電 中電大道山配電 大麻山配電 匹見配電 浜田配電 1~4・6 8~15・17~20 22~23・25~26 30~31・34~35 37・101~113 115~119 (車載型) 浜田配電 51~74 81~88 91~97 (携帯型)				有

所 属	所在地・電話 責 任 者	通信系統	種 別	呼出符号又 は呼出名称	電 力 (W)	電波 型式	周波数	予備 電源	
益田広域 消防本部 通信指令課	所在地 益田市あけぼの東町8-6 電話 31-0223 責任者 益田広域消防本部 消防長	益田市・鹿足 郡の周辺	全 国	固定局 基地局 移動局 (車両) 移動局 (携帯) 移動局 (可搬) 移動局 (携帯)	益田消防 消防比礼振 しょうぼう ますだ しょうぼう ひれふり しょうぼう すぎやま しょうぼう むいかいち しょうぼう とくさがみね しょうぼう たかはち ますだしょうぼうこ めやまどんねる 益田(24) 美都(2) 匹見(2) 津和野(2) 日原(2) 柿木(2) 六日市(3) 益田(25) 美都(4) 匹見(4) 津和野(4) 日原(4) 柿木(4) 六日市(4) ますだしょうぼう1 ますだしょうぼう2 しょうぼうみと1 しょうぼうひきみ1 しょうぼうつわの1 しょうぼうにちはら1 しょうぼうかきのき1 しょうぼうむいかいち1 益田指令(6)				有 有

所 属	所在地・電話 責 任 者	通信系等	種 別	呼出符号又 は呼出名称	電 力 (W)	電波 型式	周波数	予備 電源
益田タクシー㈱	益田市赤城町 電話 22-8181 責任者 社長	益田周辺	IP		IP			有
日本交通㈱ 益田営業所	益田市有明町 電話 22-1370 責任者 社長	益田周辺	基地局	日交マスター	5	F3E	458.40MHz	有
		一般国道 及 周 边	移動局	日光マスター 501～518				
第一交通㈱	益田市あけぼの本町 電話 22-1400 責任者 所長	益田周辺 美都周辺						

3. 島根県防災無線回線系統図

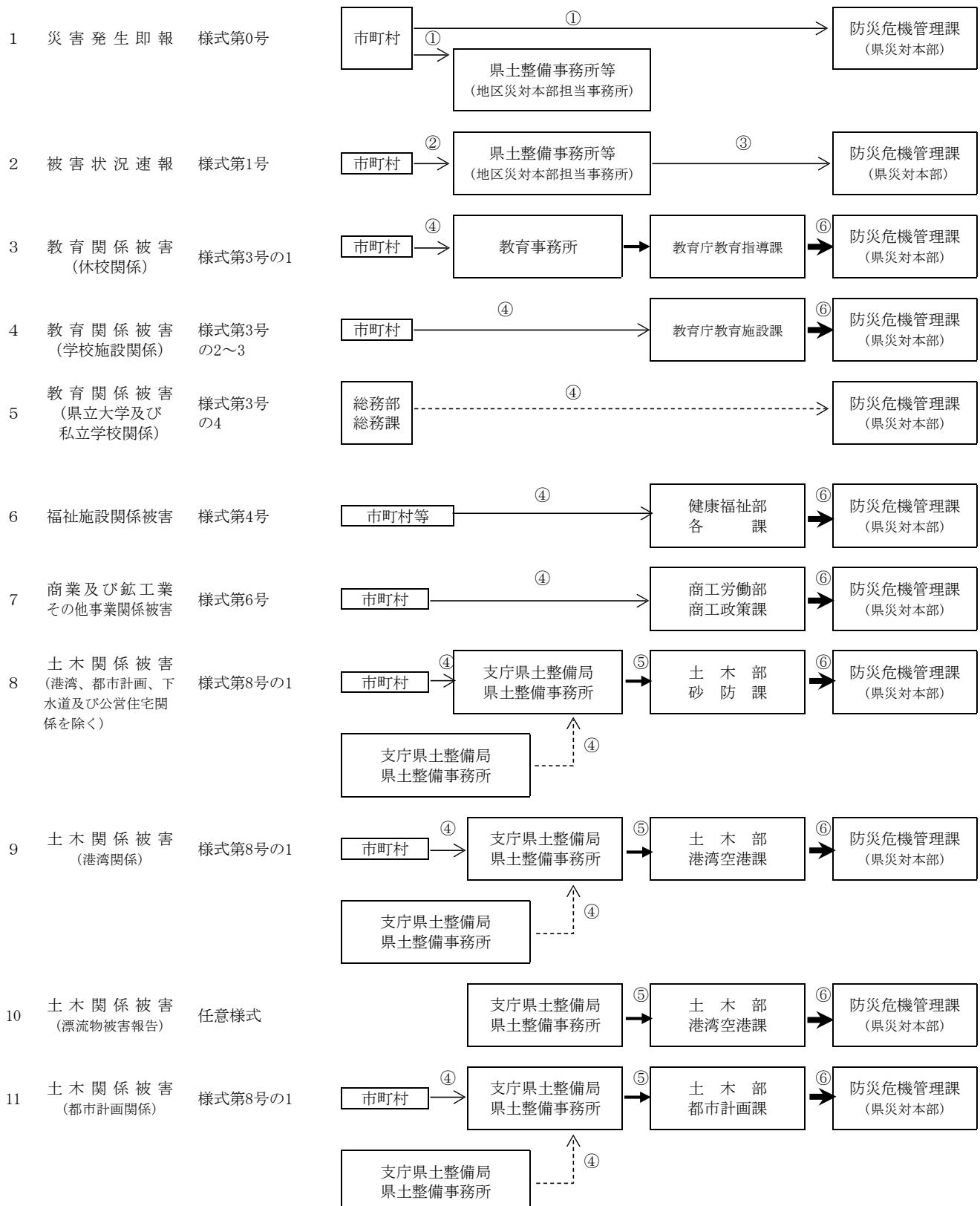


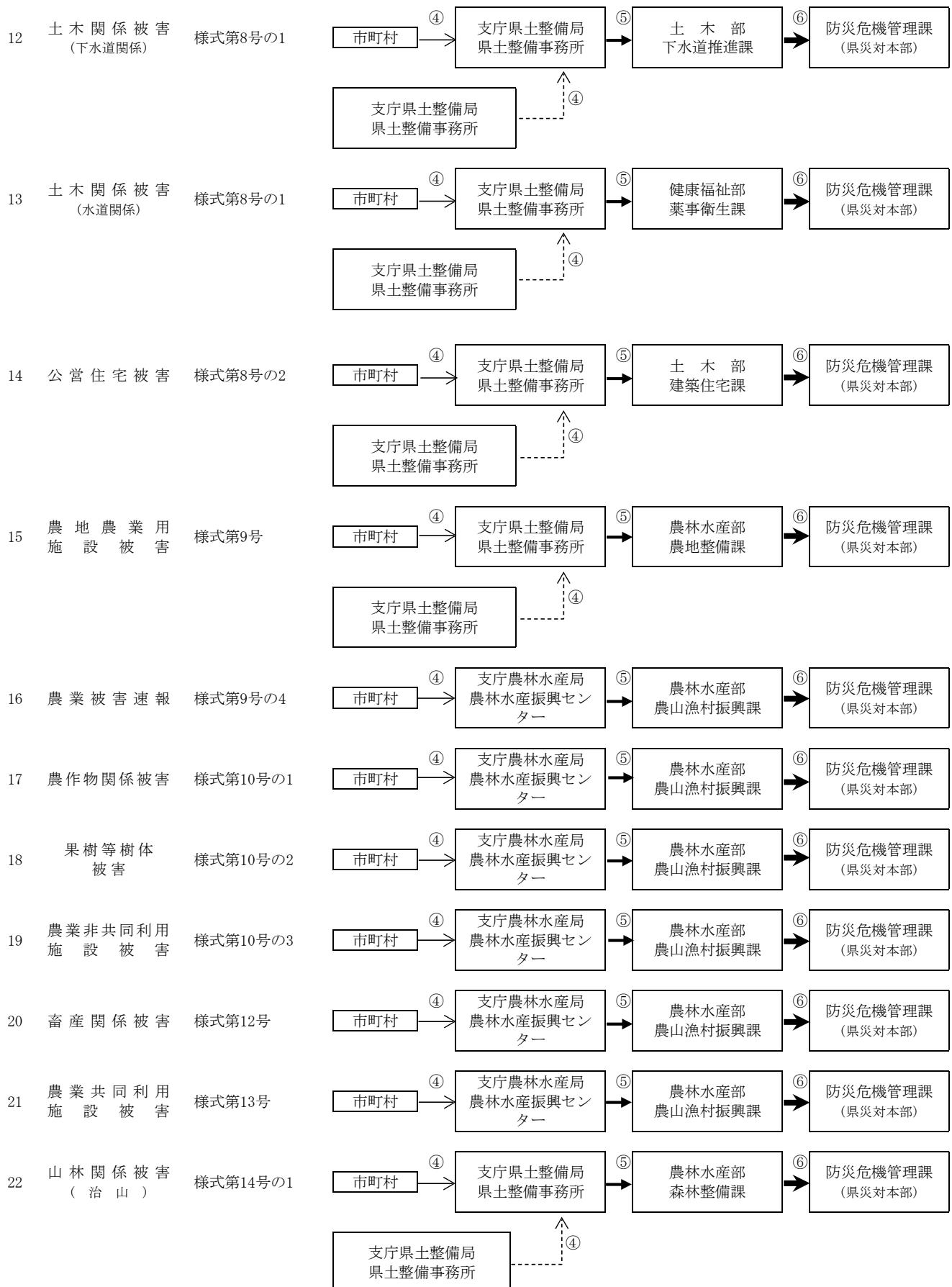
4. 防災情報ネットワーク構成図

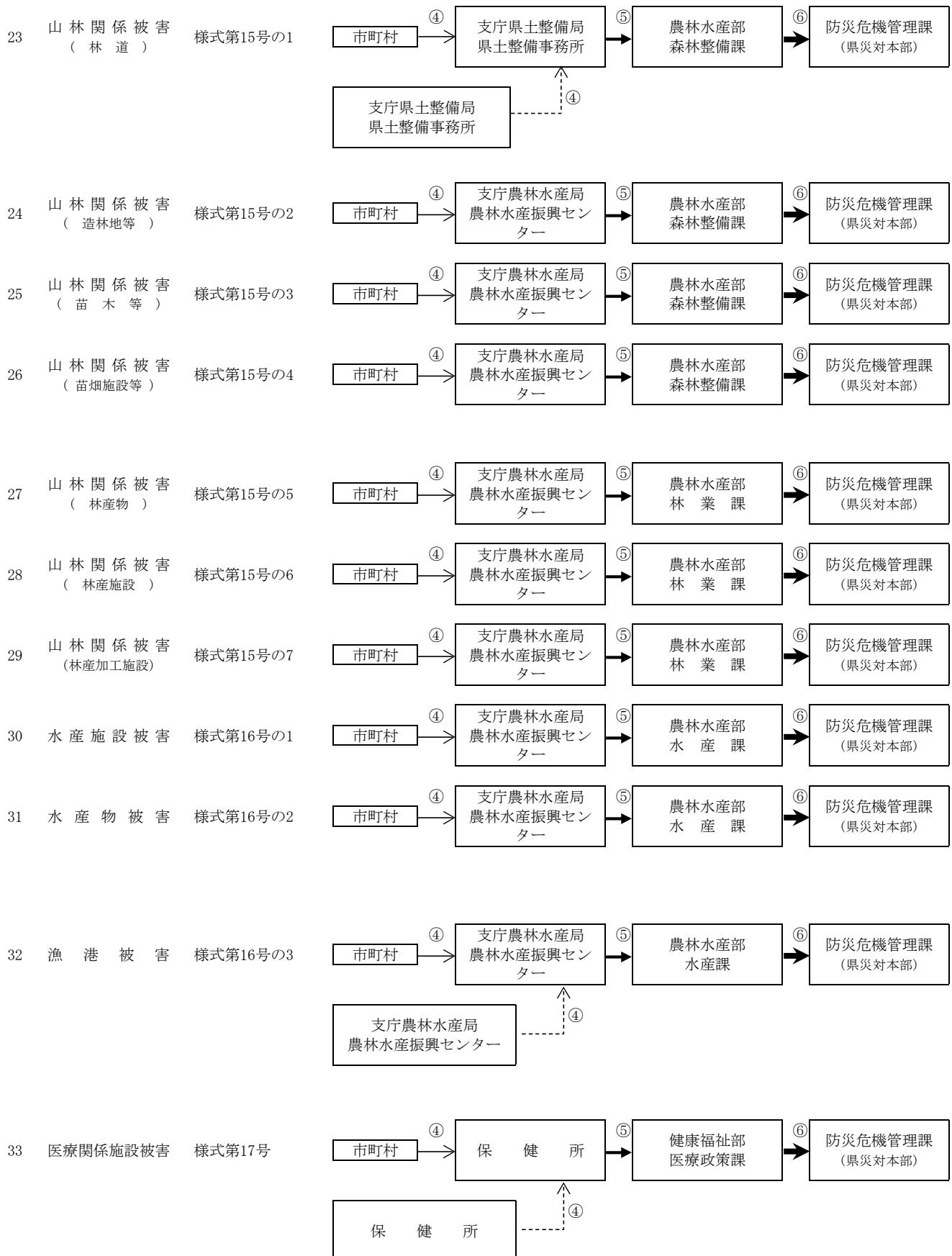


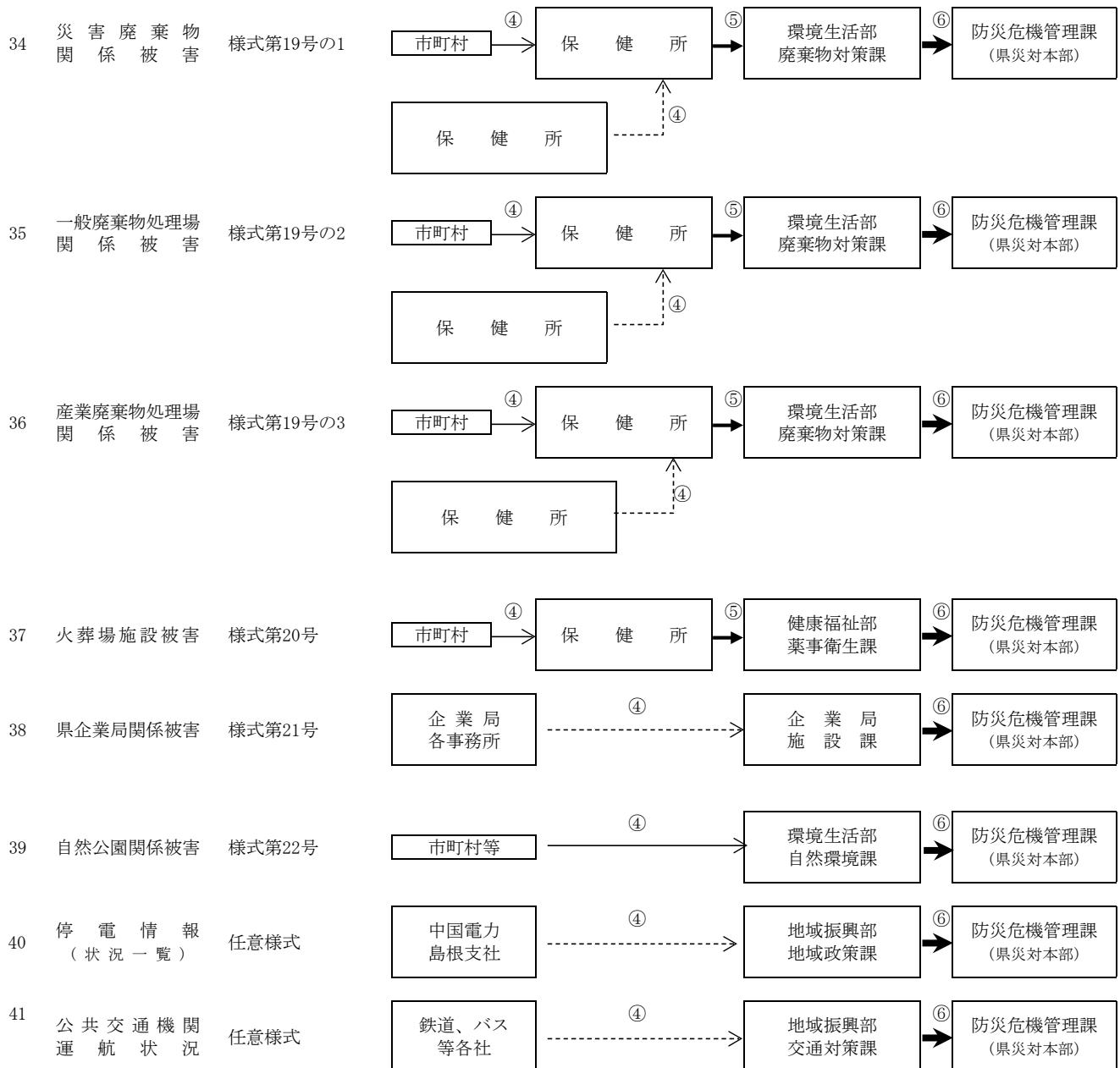
第5節 災害情報等の報告、収集計画

1. 様式別報告系統









第7節 避難活動

1. 避難所一覧

避難所（一時避難所、指定緊急避難場所、指定避難所）については、下記に掲載されている場所の中から最寄りの一番安全な所（地区は問いません）へ避難して下さい。

災害が起きた際は、下記の避難所へ必ず避難しなければならないわけではありません。

自宅等に災害の危険がない場合は、避難所へ避難することで、逆に危険な場合があるので注意して下さい。

なお、災害の種類や状況によって、避難に適さない避難所もありますので、周囲の状況や正確な災害情報を確認し、自らの判断で避難して下さい。

また、指定避難所は、災害の状況に応じて市の判断で開設しますが、災害の規模によっては開設に時間がかかる場合があります。

一時避難所 (避難所開設予定場所)

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する施設。開設が長期になる見通しの場合は、指定避難所へ移動していただくこともあります。夜間や休日等、施設ごとに利用方法が異なりますので、利用者と施設で確認していただくこととなります。

※市が開設避難所ではありません。

各小中学校、各地区集会所、各地区公民館、寺社など

指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。

各小中学校のグラウンド
運動公園など

指定避難所

災害の危険性があり、避難した住民が災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に避難する施設。主に市が所有する公共の施設で、基本的には市が開設して運営する避難所です。

各小中学校の体育館、各地区公民館
市民体育館など

避難所適否の判断(災害種別の○×△)について

洪 水	○	避難に適した施設(浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域外にある施設) ※洪水予報河川(高津川、匹見川、益田川)及び水位周知河川(高津川派川、白上川)の対象区間以外の河川洪水は想定していません
	×	避難に適さない施設(浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域内の施設)
	△	浸水想定区域内の施設だが、2階以上への避難が可能な施設 ※原則は浸水想定区域の外へ避難して下さい
土砂災害	○	避難に適した施設(土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域外の施設)
	×	避難に適さない施設(土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内の施設)
地 震	○	避難に適した施設(新耐震基準に適合した施設)
	×	避難に適さない施設(新耐震基準に適さない施設)
津 波	○	標高10m以上にある施設 ※あくまで避難の目安ですので、できる限り高い場所への避難が望ましいです
	×	標高10m未満にある施設

番号	一時 避難所	指定緊急 避難場所	指 定 避 難 所	施 設 名	施設所在地	災害の種類				特設 公衆 電話	収容 能力	電話
						洪 水	土 砂 災 害	地 震	津 波			
1	○			医光寺	染羽町	○	×	×	○		80	22-1668
2	○		○	益田東高等学校	染羽町	△	×	○	○		510	23-3435
3	○			益田ひかり保育所	七尾町	○	○	○	×		50	22-1467
4	○			益田高等学校	七尾町	△	×	○	×		690	22-0044
5	○			妙義寺(益田幼稚園)	七尾町	△	×	○	×		200	22-3126
6	○			住吉神社(社務所)	七尾町	○	×	×	×		300	23-7499
7	○			順念寺	七尾町	×	○	×	×		100	22-2814

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定期定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
8	○			益田公民館（島田屋）	本町	×	○	×	×		125	23-5752
	○			益田小学校（校舎）	本町	×	○	○	○	◎		22-2395
9	○	○		益田小学校（グラウンド）	本町	×	○	○	○			
			○	益田小学校（体育館）	本町	×	○	○	○		302	
10	○			三好家	幸町	△	○	○	×		130	23-3448
11	○			松江地方裁判所益田支部	幸町	△	○	○	×		150	22-0365
12	○			石見交通（株）	幸町	△	○	×	×		25	22-1100
13	○			机崎神社	土井町	○	○	×	×		50	22-3045
14	○			県益田合同庁舎	昭和町	△	○	○	×		100	31-9505
15	○			明誠高等学校	三宅町	×	○	○	×		341	22-1052
16	○			めばえ保育園	東町	○	×	○	○		60	22-7343
17	○			山ノ平集会所	東町	○	○	○	○		27	
	○			益田東中学校（校舎）	東町	○	○	○	○	◎		22-5011
18	○	○		益田東中学校（グラウンド）	東町	○	○	○	○			
			○	益田東中学校（体育館）	東町	○	○	○	○		479	
19	○			旭町集会所	東町	○	×	○	○		100	23-2197
20	○			すみれ保育園	東町	△	○	○	×		60	23-2655
21	○			広域クリーンセンター	多田町	○	○	○	○		50	31-4153
22	○			多田大元神社	多田町	○	○	×	○		50	
23	○			多田公民館	多田町	×	○	○	○		150	22-2731
24	○			芸術文化センターグラントワ	有明町	△	○	○	×		150	31-1800
25	○			吉田こども園	水分町	○	×	○	×		150	22-1730
	○			吉田南小学校（校舎）	水分町	○	○	○	○	◎		23-2321
26	○	○		吉田南小学校（グラウンド）	水分町	○	○	○	○			
			○	吉田南小学校（体育館）	水分町	○	○	○	○		346	
27	○			興順寺	水分町	○	×	×	×		150	22-2238
28	○		○	市立図書館	常盤町	△	○	○	×		200	22-4222
29	○		○	市役所	常盤町	△	○	○	×		600	31-0100
30	○			益田郵便局	常盤町	△	○	○	×		100	22-0601
31	○			キヌヤ益田ショッピングセンター	常盤町	△	○	○	×		200	23-0865
32	○		○	市民学習センター（吉田公民館）	元町	○	×	×	×	◎	500	31-0620
33	○			益田商工会議所	元町	○	○	×	×		300	22-0088
34	○			延命寺	元町	○	×	×	×		100	22-0933
35	○			益田労働会館	駅前町	△	○	○	×		100	22-1280
36	○		○	駅前ビルE A G A	駅前町	△	○	○	×		200	31-0214
37		○		市役所前広場	駅前町	×	○	○	×		450	31-0351

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
38	○			益田中学校（校舎）	益田町	○	×	○	○	◎		22-2390
		○		益田中学校（グラウンド）	益田町	○	×	○	○			
	○	○		益田中学校（体育館）	益田町	○	○	○	○		647	
39	○			天理教南本郷分教会	益田町	○	×	○	○		150	22-1320
40	○			西福寺	中島町	○	×	×	×		150	22-3574
41	○			大塚集会所	中島町	○	○	×	×		150	
42	○		○	水防センター	中島町	△	○	○	×	◎	100	25-7211
43	○			吉田小学校（校舎）	中吉田町	△	○	○	×	◎		22-2385
		○		吉田小学校（グラウンド）	中吉田町	×	○	○	×			
	○	○		吉田小学校（体育館）	中吉田町	×	○	○	×		338	
44	○			中須会館	中須町	×	○	○	×		100	
45	○			専光寺	久城町	○	○	○	○		50	22-1315
46	○			久城会館	久城町	○	○	○	○		50	
47	○			櫛代賀姫神社	久城町	○	○	×	○		50	24-1398
48	○			原浜保育所（新）	久城町	○	○	○	○		437	23-0567
49	○			原浜保育所（旧）	久城町	○	○	×	○			
50	○			久城北自治会集会所	久城町	○	○	×	○		50	
51	○			県営住宅集会所	久城町	○	○	○	○		50	
52	○			下本郷ふれあい会館	下本郷町	○	○	○	×		60	
53		○		益田運動公園	乙吉町	○	○	○	○			
54	○		○	市民体育館	乙吉町	○	○	○	○	◎	1,000	23-6283
55	○			雪舟保育所	乙吉町	○	×	○	○		200	22-8658
56	○			イオン益田店	乙吉町	△	○	○	×			31-0330
57	○			天理教吉益分教会	あけぼの西町	×	○	×	×		500	22-0519
58	○			中須保育所	かもしま東町	×	○	○	×			22-3215
59	○			益田水質管理センター	かもしま東町	×	○	○	×		50	
60	○			万葉公園	高津町	○	○	○	○		300	22-2133
61	○			ホテルサンパレス益田	高津町	○	○	○	○		250	23-3800
62	○			持石会館	高津町	○	×	○	○		100	
63	○			三里ヶ浜会館	高津町	○	○	×	○		50	
64	○			高津小学校（校舎）	高津一丁目	△	○	○	×	◎		22-0733
		○		高津小学校（グラウンド）	高津一丁目	×	○	○	×			
	○	○		高津小学校（体育館）	高津一丁目	×	○	○	×		342	
65	○		○	高津公民館	高津二丁目	×	○	○	×	◎	100	23-1791

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
66	○			浜寄会館	高津三丁目	○	○	○	○		100	
	○			高津中学校（校舎）	高津三丁目	○	×	○	○	◎		22-1001
67	○	○		高津中学校（グラウンド）	高津三丁目	○	○	○	○			
	○	○		高津中学校（体育館）	高津三丁目	○	○	○	○		525	
68	○			益田翔陽高等学校	高津三丁目	○	○	○	○		680	22-0642
69	○			希望の里	高津三丁目	○	○	○	○		100	24-2223
70	○			万葉苑	高津四丁目	○	○	○	○		150	22-8588
71	○			西部高等技術校	高津四丁目	○	○	○	○		70	22-2450
72	○			(旧) 益田場外発売所	高津四丁目	○	○	○	○		350	23-3733
73	○			松ヶ丘集会所	高津四丁目	○	○	○	○		50	
74	○			松ヶ丘病院	高津四丁目	○	○	○	○		100	22-8711
75	○			連理松センター	高津五丁目	○	○	×	○		100	23-6298
76	○			角井公民館（角井老人の家）	須子町	○	○	×	○		50	23-5302
77	○			須子八幡宮	須子町	○	×	×	○		50	22-3452
78	○			海雲寺（明星保育園）	須子町	○	×	○	○		150	22-2440
79	○			須子文化福祉会館	須子町	×	○	×	×		150	22-5454
80	○			益田市総合福祉センター	須子町	×	○	○	×	◎	200	22-7256
81	○	○		人権センター	須子町	×	○	○	×	◎	190	31-0412
82	○			典礼閣	須子町	×	○	×	×		50	24-0983
83	○			市営須子住宅集会所	須子町	○	×	○	○		150	
84	○			明見団地集会所	須子町	○	×	×	○		150	
85	○			飯田祖靈社・飯田八幡宮	飯田町	○	×	×	○		180	23-2602
86	○			飯田児童館	飯田町	×	○	○	×		300	22-1638
87	○			源向寺	飯田町	○	×	×	○		50	
88	○			(株) ジュンテンドージャストホール	遠田町	○	○	○	○		200	23-5252
89	○			益田地域医療センター医師会病院	遠田町	○	○	○	○		300	22-3611
	○			安田小学校（校舎）	遠田町	○	×	○	○	◎		27-0019
90	○	○		安田小学校（グラウンド）	遠田町	○	○	○	○			
	○	○		安田小学校（体育館）	遠田町	○	○	○	○		212	
91	○			進徳寺	遠田町	○	○	×	○		100	27-0403
92	○	○		安田公民館	遠田町	○	○	○	○	◎	60	27-0001
	○			東陽中学校（校舎）	津田町	△	○	○	○			27-0027
93		○		東陽中学校（グラウンド）	津田町	×	×	○	○			
	○	○		東陽中学校（体育館）	津田町	×	×	○	○		299	
94	○			観音寺	津田町	○	○	×	×		50	27-0063
95	○			専龍寺	津田町	×	×	×	○		100	27-0020

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
96	○		○	北仙道公民館（体育館）	大草町	○	○	○	○	◎	213	22-0218
97	○			ギャラリーひれふり	大草町	○	×	○	○		100	
98	○			明顯寺	大草町	○	○	×	○		50	23-3075
99	○			山折集会所	山折町	○	○	○	○		20	
100	○			乙子集会所	乙子町	○	○	○	○		30	
101	○			赤雁八幡宮	赤雁町	×	×	×	○		50	
102	○			土田漁村センター	土田町	○	○	○	×		50	27-0509
103	○			土田集会所	土田町	×	○	○	○		50	
104	○			上ノ谷老人集会所	土田町	○	×	×	○		30	27-1442
105	○			金山公民館、三剣神社	金山町	○	○	×	○		250	27-0647
106	○			浄本寺	金山町	○	○	×	○		100	27-1451
	○			鎌手小学校（校舎）	西平原町	○	×	○	○	◎		27-0504
106	○	○		鎌手小学校（グラウンド）	西平原町	○	×	○	○			
	○	○		鎌手小学校（体育館）	西平原町	○	×	○	○		300	
107		○		(旧) 鎌手中学校(グラウンド)	西平原町	○	○	○	○			
108	○			西楽寺	西平原町	○	○	×	○		80	27-0547
109	○		○	鎌手公民館	西平原町	○	×	○	○		60	27-0501
110	○			浄円寺	木部町	○	×	×	○		100	27-0575
111	○			漁協大浜水産センター	木部町	○	×	×	×		100	27-0834
112	○			平口会館	木部町	○	○	×	○		30	
113	○		○	種公民館	下種町	×	○	○	○	◎	100	27-1008
114	○			龍光寺	下種町	○	×	×	○		50	27-0931
115	○			川下集会所	下種町	○	×	×	○		15	
116	○			後谷集会所	種村町	○	○	○	○		10	
	○			豊川小学校（校舎）	大谷町	○	×	○	○	◎		22-2368
117	○	○		豊川小学校（グラウンド）	大谷町	×	×	○	○			
	○	○		豊川小学校（体育館）	大谷町	○	×	○	○		229	
118	○		○	豊川公民館	大谷町	×	×	×	○	◎	50	22-0205
119	○			野坂集会所	大谷町	○	○	○	○		60	
120	○			大畠建設㈱	大谷町	×	○	○	○		200	23-3530
121	○			久々茂惣八幡宮	久々茂町	○	○	○	○		150	22-4874
122	○			岩槻公民館	岩槻町	○	○	×	○		60	
	○			地域活性化交流館	波田町	○	×	○	○			
123		○		真砂小学校（グラウンド）	波田町	○	×	○	○			
	○	○		真砂小学校（体育館）	波田町	○	○	○	○		170	
124	○			原集会所（集福寺跡）	波田町	○	×	×	○		50	
125	○			下波田集会所	下波田町	○	×	○	○		100	

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
126	○			城山会館 ((旧)馬谷小学校)	馬谷町	×	×	×	○		100	
127	○			大屋形多目的集会所	馬谷町	○	○	×	○		60	
128	○			柿原集会所	長沢町	×	×	○	○		30	
129	○			西長沢集会所	長沢町	×	×	○	○		30	
130	○		○	豊田公民館	横田町	×	×	○	○	◎	150	25-2222
131	○			長寅寺	横田町	○	×	×	○		50	25-1035
	○			西益田小学校 (校舎)	横田町	△	○	○	○	◎		25-2555
132	○			西益田小学校 (グラウンド)	横田町	×	○	○	○			
				西益田小学校 (体育館)	横田町	×	○	○	○		338	
	○			横田中学校 (校舎)	横田町	△	○	○	○			25-2001
133	○			横田中学校 (グラウンド)	横田町	×	○	○	○			
				横田中学校 (体育館)	横田町	×	○	○	○		406	
134	○			益田市障害者福祉センター「あゆみの里」	横田町	×	○	○	○		30	31-5100
135	○			障害者就労支援事業所「のぞみの里」	横田町	×	○	○	○		50	25-1713
136	○			豊田神社	横田町	○	○	×	○		20	
137	○			島根県立益田養護学校 (体育館)	横田町	△	○	○	○		300	31-5111
138	○			和江集会所	横田町	×	×	○	○		50	
139	○			上野上集会所	横田町	○	○	○	○		50	
140	○			大境集会所	横田町	×	○	○	○		20	
141	○			山本集会所	横田町	×	○	○	○		20	
142	○			教正寺	安富町	○	○	×	○		50	
143	○			安富神社	安富町	○	×	×	○		95	
144	○			養光寺	安富町	○	○	×	○		50	25-2721
145	○			Mランド益田校	安富町	○	○	×	○		300	31-5050
146	○			(株)益田クッキングフーズ	安富町	×	○	○	○		100	25-2566
147	○			梅賀山コミュニティセンター	本俣賀町	○	×	○	○		250	
148	○			大元神社大平山 (左ヶ山中集会所)	左ヶ山町	○	○	×	○		50	
149	○			小俣賀集会所 (大歳神社)	左ヶ山町	○	×	×	○		50	
150	○			西益田公民館	神田町	×	○	×	○	◎	150	25-1564
151	○			神田保育園	神田町	○	○	○	○		100	25-2094
152	○			永沢寺	神田町	×	○	×	○		60	25-2441

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
153	○			清流苑	神田町	○	○	○	○		120	31-5037
154	○			段町内集会所	神田町	○	○	×	○		30	
155	○			御所原公民館	神田町	○	○	×	○		40	
156	○			高城神社	神田町	○	○	×	○		50	
157	○			薬師堂（三星集会所）	神田町	○	×	×	○		60	
158	○			得台寺	向横田町	×	○	×	○		50	25-2049
159	○			向横田集会所（向横田八幡宮）	向横田町	×	×	×	○		100	
160	○			向横田老人憩いの家（向横田公民館）	向横田町	×	×	×	○		50	
161	○			赤松多目的集会所	隅村町	○	×	○	○		50	
162	○			隅村集会所	隅村町	○	○	×	○		50	
163	○			白岩地区多目的集会所	白岩町	×	×	○	○		60	
164	○			小野集会所	白岩町	○	○	○	○		50	
165	○			八ヶ瀬公民館	薄原町	×	×	○	○		40	
166	○			大峯破集会所	薄原町	○	×	×	○		35	
167	○	○		二条公民館	桂平町	×	○	○	○	◎	100	29-0001
	○			桂平小学校（校舎）	桂平町	○	○	○	○	◎		29-0019
168	○	○		桂平小学校（グラウンド）	桂平町	○	○	○	○			
	○	○		桂平小学校（体育館）	桂平町	○	○	○	○		138	
169	○			桂平八幡宮	桂平町	○	×	×	○		30	
170	○			中倉集会所	黒周町	○	○	×	○		50	29-0438
171	○			下黒谷集会所（倶楽部楽友館）	黒周町	○	○	○	○			
172	○			本郷集会所	柏原町	○	○	○	○		80	
173	○			弋ヶ田原集会所	愛栄町	○	×	×	○		50	
174	○	○		美濃公民館	美濃地町	○	○	○	○	◎	150	29-0031
175		○		(旧) 美濃小学校（グラウンド）	美濃地町	○	○	○	○			
176	○			東光寺	美濃地町	○	○	×	○		30	29-0056
177	○			下城九郎集会所	美濃地町	○	○	○	○		50	
178	○			河内集会所	美濃地町	○	○	○	○		50	
179	○			薬王寺	有田町	○	×	×	○			
180	○			有田下集会所	有田町	○	○	×	○		50	
181	○			J F しまね飯浦出張所	飯浦町	○	○	○	×		200	28-0061
182	○			ふれあい福祉館	飯浦町	○	×	○	×		50	28-1497
183	○			浄念寺	飯浦町	○	×	×	×		28	28-0423
184	○			明円寺	小浜町	○	○	×	×		100	28-0019
185	○			J F しまね小浜連絡所	小浜町	○	○	×	×		40	28-0004
	○			小野中学校（校舎）	戸田町	○	○	○	○	◎		28-0011
186		○		小野中学校（グラウンド）	戸田町	○	○	○	○			

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定期定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
	○		○	小野中学校（体育館）	戸田町	○	○	○	○		358	
187	○		○	小野公民館	戸田町	○	○	○	○		100	28-0001
188	○			戸田小学校（校舎）	戸田町	○	○	○	○			28-0009
		○		戸田小学校（グラウンド）	戸田町	○	○	○	○			
	○		○	戸田小学校（体育館）	戸田町	○	○	○	○		315	
189	○			滑集会所	喜阿弥町	○	○	×	○		50	
190	○			札場集会所	喜阿弥町	○	○	×	○		150	28-0589
191	○			開発地営農研修センター	喜阿弥町	○	○	○	○		110	28-0022
192	○		○	内田交流センター（（旧）内田分校）	内田町	×	○	○	×		150	
193	○			羽原公民館	虫追町	○	○	○	○		50	
194	○			金地集会所	虫追町	×	×	×	○		50	
195	○			虫追集会所	虫追町	×	○	×	×		50	
196	○			虫追八幡宮	虫追町	○	×	○	○		50	
197		○		羽原スポーツ広場	虫追町	○	○	○	○			
198	○			市原八幡宮	市原町	○	×	×	○		50	
199	○		○	中西公民館	白上町	○	○	○	○	◎	100	28-0501
200	○			中西中学校（校舎）	白上町	○	○	○	○	◎		28-0510
		○		中西中学校（グラウンド）	白上町	○	○	○	○			
	○		○	中西中学校（体育館）	白上町	○	○	○	○		391	
201	○			中西小学校（校舎）	白上町	○	○	○	○		806	28-0507
		○		中西小学校（グラウンド）	白上町	○	○	○	○			
	○		○	中西小学校（体育館）	白上町	○	○	○	○		166	
202	○			松原集会所	白上町	○	○	○	○		60	
203	○			中垣内集会所	中垣内町	○	×	○	○		50	
204	○			平原公民館	中垣内町	○	○	×	○		100	
205	○			川登公民館	川登町	○	×	×	○		60	
206		○		ぬくもりの里二川（（旧）二川小学校（グラウンド））	美都町宇津川	○	○	○	○			
	○		○	ぬくもりの里二川（（旧）二川小学校（体育館））	美都町宇津川	○	×	○	○		100	
207	○			湯の香集会所（堤郷会館）	美都町宇津川	○	○	○	○		50	
208	○			宇津川下集会所	美都町宇津川	○	○	○	○		30	
209	○			板井川自治会館	美都町板井川	○	×	×	○		70	

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定期定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
210	○			都茂上集会所	美都町都茂	○	×	○	○		50	
211	○			都茂上自治会館	美都町都茂	○	×	×	○		80	
212	○		○	美都分庁舎	美都町都茂	○	×	○	○		150	52-2311
213	○		○	ふれあいホールみと（都茂公民館）	美都町都茂	○	×	○	○	◎	200	52-2295
	○			都茂小学校（校舎）	美都町都茂	○	×	○	○			52-2547
214	○		○	都茂小学校（グラウンド）	美都町都茂	○	×	○	○			
				都茂小学校（体育館）	美都町都茂	○	○	○	○		248	
	○			美都中学校（校舎）	美都町都茂	○	×	○	○			52-2525
215	○		○	美都中学校（グラウンド）	美都町都茂	○	×	○	○			
				美都中学校（体育館）	美都町都茂	○	×	○	○		352	
216	○			久原中倉人元木集会所	美都町都茂	○	×	○	○		50	
217	○			山本郷自治会公民館さんりょう	美都町山本	○	×	×	○		80	
218	○			葛籠公民館	美都町山本	○	×	×	○		30	
219	○			金谷集会所	美都町山本	○	×	×	○		20	
220	○			大神楽老人集会所	美都町山本	○	×	×	○		30	
221	○			後溢集会所	美都町山本	○	×	×	○		30	
222	○			丸茂集会所	美都町丸茂	○	○	○	○		70	
223	○			丸茂下集会所	美都町丸茂	○	×	○	○		50	
224	○			仙道会館	美都町仙道	×	×	×	○		50	
225	○		○	東仙道公民館	美都町仙道	○	○	×	○	◎	100	52-2540
	○			東仙道小学校（校舎）	美都町仙道	○	×	○	○	◎		52-2225
226	○		○	東仙道小学校（グラウンド）	美都町仙道	×	×	○	○			
				東仙道小学校（体育館）	美都町仙道	×	×	○	○		243	
227	○			久保坂会館	美都町仙道	×	×	○	○		30	
228	○			下都茂集会所	美都町仙道	×	○	○	○		50	
229	○			朝倉集会所	美都町朝倉	×	○	○	○		30	
230	○			朝倉八幡宮	美都町朝倉	○	○	×	○			
231		○		ひだまりパークみと（さくらドーム）	美都町朝倉	○	○	○	○			
232	○			笛倉公民館	美都町笛倉	○	×	○	○		30	52-2622
233	○			小原公民館	美都町小原	○	○	○	○		30	
234	○			小原郷集会所	美都町小原	○	×	○	○		50	
235	○			三谷集会所	美都町三谷	○	×	○	○		50	52-2054

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
236	○			旧匹見中学校（校舎）	匹見町匹見	△	×	○	○	◎	621	31-0441
		○		旧匹見中学校（グラウンド）	匹見町匹見	×	×	○	○			
	○	○		旧匹見中学校（体育館）	匹見町匹見	×	×	○	○		357	
237	○		○	匹見上公民館	匹見町匹見	○	×	○	○		129	56-1144
238	○		○	匹見中央体育館	匹見町匹見	○	○	×	○		232	56-0442
239		○		匹見中央公園	匹見町匹見	○	○	○	○			
240	○			匹見保健センター	匹見町匹見	△	×	○	○		40	56-0374
241	○		○	匹見町蒙雪山村開発総合センター（匹見タウンホール）	匹見町匹見	△	×	×	○		100	56-0300
242	○			匹見小中学校（校舎）	匹見町匹見	△	○	○	○			56-0017
		○		匹見小中学校（グラウンド）	匹見町匹見	×	○	○	○			
	○	○		匹見小中学校（体育館）	匹見町匹見	×	○	○	○		217	
243	○			荒木地区山村活性化センター	匹見町紙祖	○	×	○	○		20	
244	○			匹見高齢者コミュニティセンター紙祖自治会館	匹見町紙祖	×	×	○	○		30	56-0460
245	○			三葛地区農林漁家婦人活動促進施設	匹見町紙祖	○	×	○	○		10	56-1270
246	○			三葛体育館ゆめファクトリーみまさ	匹見町紙祖	○	×	×	○		30	
247	○			落合自治会館	匹見町落合	×	×	○	○		30	
248	○			広瀬自治会館	匹見町広瀬	○	×	○	○		30	
249	○		○	匹見下公民館	匹見町澄川	×	×	○	○	◎	272	56-0910
250		○		(旧) 澄川小学校(グラウンド)	匹見町澄川	×	×	○	○			
251	○			石谷老人福祉センター	匹見町石谷	○	×	○	○		30	56-0939
252	○			内石会館	匹見町石谷	○	×	○	○		20	56-0537
253	○		○	道川公民館	匹見町道川	○	×	○	○	◎	50	58-0001
254		○		(旧) 道川小学校（グラウンド）	匹見町道川	○	○	○	○			
	○	○		(旧) 道川小学校（体育館）	匹見町道川	○	○	○	○		135	

2. 福祉避難所開設予定施設

高齢者、障害のある方、乳幼児や妊産婦等の配慮を要する方(要配慮者)の避難所です。

一般向けの避難所では生活に支障がある方の二次避難所ですので、通常、災害の発生当初から利用することはできません。

避難者が指定避難所等へ避難された後、福祉避難所への避難が必要な方の確認や福祉避難所開設予定場所の被害状況、受入れ可能者数等を確認した上で、二次的な避難所として開設するものです。

No.	施設名	施設分類	住所	電話番号 FAX番号	浸水想定区域			土砂災害警戒区域
					高津川	益田川	その他	
【益田地区】								
1	益田市立高齢者福祉センター 七尾苑	ハ、デ	昭和町 11-20	24-0264 24-0322	—	○	—	—
2	グループホーム あじさい	グ	幸町 2-37	31-0206 31-0178	—	○	—	—
3	小規模多機能ホーム 「すみよし」	小、デ	本町 3-19	23-6717	—	—	—	—
4	あじさい本館	有	幸町 3-5	32-3030 32-0070	—	○	—	—
【吉田地区】								
5	障害者支援施設 ラポール宝生苑	障	久城町 531	32-0022 23-4253	—	—	—	—
6	特別養護老人ホーム くしろ宝寿苑	特、短 デ	久城町 531	31-2345 31-2348	—	—	—	—
7	あすかシルバーホーム あすかケアホーム	サ 高 軽	中島町イ 1454-1	25-7777 31-4520	○	—	—	—
8	小規模多機能ホーム にじヶ丘	小	乙吉町イ 758-4	32-0620 22-8690	—	—	—	—
9	特別養護老人ホーム雪舟園	特、短	かもしま北 町 7-3	22-5200 22-5307	○	○	—	—
10	グループホーム ひなたぼっこ・えびすヶ丘	グ	下本郷町 705-29	31-1250 31-1248	—	—	—	—
【高津地区】								
11	障害者支援施設希望の里	障	高津三丁目 23-1	24-2223 24-2512	—	—	—	—
12	松ヶ丘病院	病	高津四丁目 24-10	22-8711 22-8730	—	—	—	—
13	グループホーム松の実	障 グ	高津四丁目 24-4	24-1673 24-1673	—	—	—	—
14	軽費老人ホーム 「コープますだ」	軽	高津四丁目 27-7	23-1660 24-1802	—	—	—	—
15	特別養護老人ホーム 「ますだハイツ」	特	高津四丁目 6-40	22-8588 22-5070	—	—	—	—
16	デイサービスセンター 万葉苑	デ	高津四丁目 6-40	22-2023 22-2024	—	—	—	—
17	ケアハウスねむの家	軽	高津六丁目 18-25	23-7612 24-0966	—	—	—	—
18	グループホーム ひなたぼっこ	グ	高津四丁目 11-16	23-7777 23-5557	—	—	—	—
19	益田市社会福祉協議会 益田市立総合福祉センター	/	須子町 3-1	22-7256	○	—	—	—

【安田地区】								
20	あじさい1号館	有	津田町 1476-1	31-7051 32-0070	—	—	—	○
21	デイサービスセンター もやいの家うのはな	デ	遠田町 179-2	31-7345 31-7346	—	—	—	—
22	益田地域医療センター 医師会病院	病	遠田町 1917-2	22-3611 22-0407	—	—	—	—
23	益田市立老人保健施設 くにさき苑	介、 短、 通	遠田町 1956-8	22-1150 22-1237	—	—	—	—
【鎌手地区】								
24	グループホーム すいせんの郷	グ	西平原町 534-6	27-0610 27-0628	—	—	○	—
【西益田地区】								
25	益田市障害者福祉センタ ーあゆみの里	他	横田町 2087-1	31-5100 31-5102	○	—	—	—
26	障害者就労支援事業所 のぞみの里	他	横田町 2080	25-1713 25-1753	○	—	—	—
27	養護老人ホーム清月の里	養 老	横田町 1751-5	25-2408 25-2413	○	—	—	—
28	グループホーム こもれびの郷	グ	横田町 710	25-2515 31-5202	○	—	—	—
29	グループホーム ひなたぼっこ・向横田	グ	向横田町イ 805-1	25-1722 25-1723	○	—	—	—
【中西地区】								
30	グループホーム悠心彩・ 中西	グ	市原町イ 434-1	31-4455 31-4460	—	—	○	—
31	小規模多機能型居宅介護 ホリディ市原	小	市原町イ 434-1	31-4455 31-4460	—	—	○	—
【美都地区】								
32	益田市立特別養護老人 ホーム美寿苑	特、 短	美都町都茂 1871-9	52-3200 52-3201	—	—	—	○
33	益田市立老人ホーム春日莊	養 老	美都町都茂 1871-2	52-2338 52-2370	—	—	—	○
34	グループホーム ひなたぼっこ・美都	グ	美都町山本イ 2-3	52-7081 52-7082	—	—	○	○
35	グループホームあんず	グ	美都町仙道 681-9	52-7171 52-7171	—	—	○	—
【匹見地区】								
36	益田市立匹見高齢者生活 福祉センターふれあいの園	ハ	匹見町澄川 イ 277-1	56-0398 56-0383	—	—	○	○
37	益田市立特別養護老人 ホームもみじの里	特、 短	匹見町匹見イ 1208	56-7030 56-7033	—	—	○	○

※施設分類内訳

障) 障害者支援施設、養) 養護学校、デ) デイサービスセンター、短) 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特) 特別養護老人ホーム、ハ) 生活支援ハウス、障グ) 障害者グループホーム、グ) 高齢者グループホーム、介) 介護老人保健施設、通) 通所リハビリテーション、養老) 養護老人ホーム、軽) 軽費老人ホーム、有) 有料老人ホーム、小) 小規模多機能型施設、病) 病院、診) 診療所、他) 障害者、障害児通所施設、サ高) サービス付高齢者向住宅、介医) 介護医療院、看小) 看護小規模多機能型施設

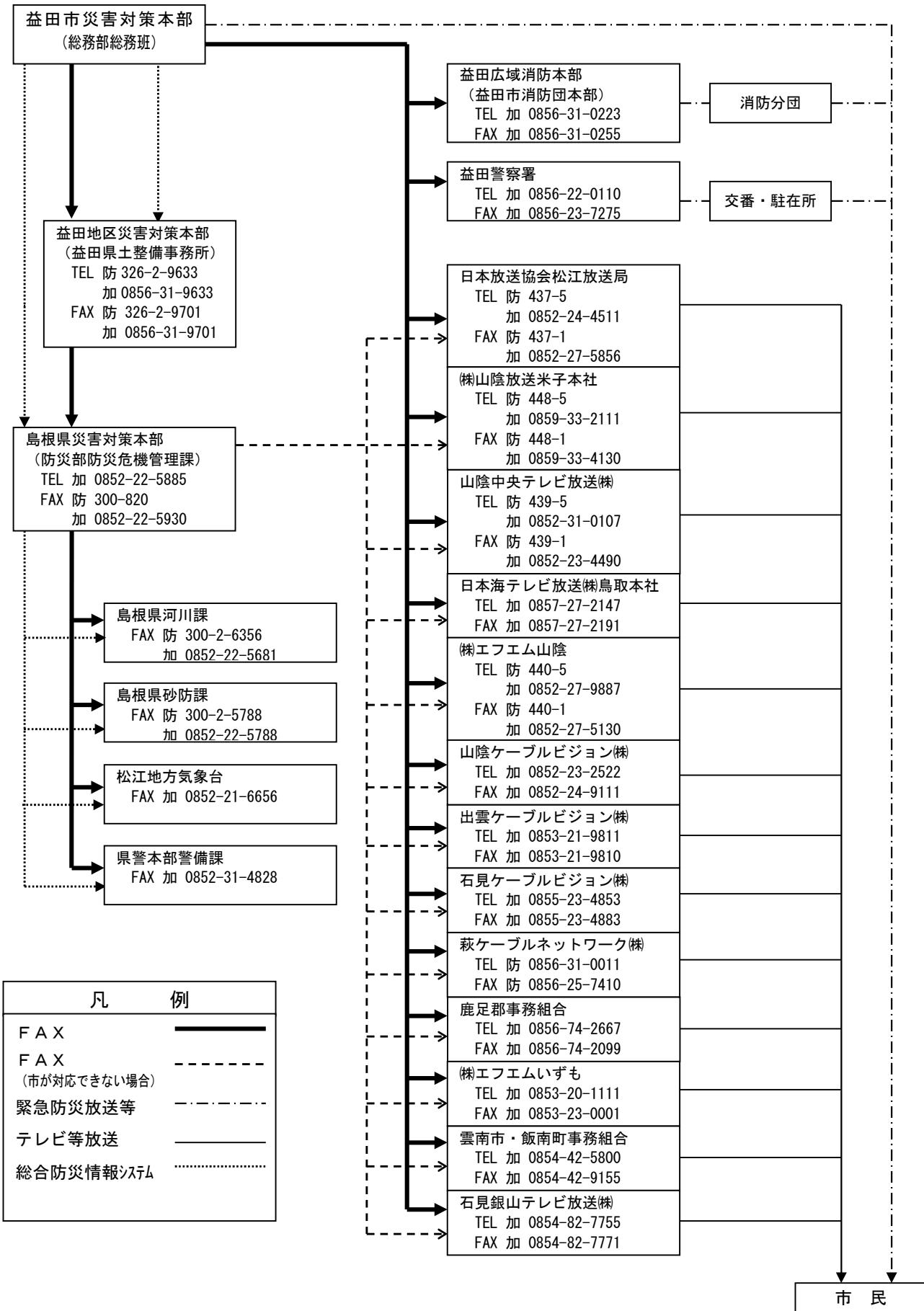
3. 車両の避難指定場所

地 区	避 難 場 所	指 導 等
益 田	益 田 東 中 学 校 校 庭	
吉 田	益 田 中 学 校 校 庭	
高 津	高 津 中 学 校 校 庭	
美 都	東 仙 道 小 学 校 校 庭	車両の避難は早めに行うように指導するとともに広報を行う。
	旧 二 川 小 学 校 校 庭	
	美 都 中 学 校 校 庭	
匹 見	旧 澄 川 小 学 校 校 庭	
	匹 見 中 央 公 園	
	旧 道 川 小 学 校 校 庭	

4. 避難経路

種 別	路 線 名	
一 般 国 道	国 道 9 号	山 險 道
	国 道 191 号	
	国 道 488 号	
主 要 地 方 道	益 田 阿 武 線	益 田 澄 川 線
	津 和 野 田 万 川 線	吉 賀 匹 見 線
	益 田 停 車 場 線	浜 田 美 都 線
	三 隅 美 都 線	
一 般 県 道	久 城 イ ン タ ー 線	野 地 鎌 手 停 車 場 線
	益 田 津 和 野 線	東 仙 道 津 田 停 車 場 線
	益 田 種 三 隅 線	益 田 吉 田 線
	飯 浦 停 車 場 線	白 上 橫 田 線
	石 見 橫 田 停 車 場 線	美 濃 地 石 見 橫 田 停 車 場 線
	益 田 港 線	石 見 空 港 線
	蟠 竜 湖 線	石 見 空 港 飯 田 線
	蟠 竜 湖 高 津 線	美 都 澄 川 線
	美 都 匹 見 線	匹 見 左 鐘 線
	波 佐 匹 見 線	
市 道	1 級、 2 級、 そ の 他 市 道	
農 道	農 道 台 帳 に 登 載 さ れ た 農 道	
林 道	民 有 林 林 道 台 帳 に 登 載 さ れ た 林 道	

5. 避難指示等情報伝達系統図



第9節 除雪計画

1. 除雪機械の状況

NO	地域	地区	会社名	所在地	連絡先		備考
					電話番号	FAX番号	
1	益田地域	東部	大畠建設(株)	益田市大谷町 36-3	23-3530	23-3551	
2			(株)野村組	益田市遠田町 2554	27-0489	27-0484	
3			中国道路(株)	益田市大谷町 37-2	22-2321	22-2394	
4			東西建設(有)	益田市久々茂町イ 330	22-2188	22-8354	
5			真砂土木(株)	益田市馬谷町イ 260	26-0320	26-0118	
6			(株)寺戸聰工務店	益田市木部町イ 1247	27-0581	27-1897	
7			(有)益田基礎工業	益田市遠田町 263-6	27-2500	27-2567	
8			(有)清和道路	益田市津田町 1039	31-7061	31-7062	
9			(株)倉栄	益田市久々茂町イ 980	32-0825	32-0838	
10			高橋建設(株)	益田市遠田町 3815-1	23-2344	23-2343	
11			(株)明新工業	益田市遠田町 1897-1	25-7645	25-7646	
12		西部	(株)桐田組	益田市虫追町イ 797-1	22-7768	23-7791	
13			(有)石西建設	益田市安富町 1571-1	25-2511	25-2512	
14			(有)三共ブロック工業	益田市中垣内町 1116-7	28-1020	28-1020	
15		益田	(有)共同開発	益田市多田町 232-1	22-0390	22-8108	
16			(有)アサヒ工業	益田市東町 43-150	22-6085	22-6085	
17			正栄工業(株)	益田市幸町 4-14	24-1115	22-4987	
18		吉田	日新建設(株)	益田市下本郷町 219-2	22-3378	22-2981	
19			徳栄建設(株)	益田市下本郷町 454-1	22-8103	22-8927	
20			平成道路(株)	益田市乙吉町イ 89-10	23-6266	23-6280	
21			(有)斎藤造園	益田市乙吉町イ 98-14	23-1256	23-1291	
22			(有)澄谷造園	益田市乙吉町イ 449-1	22-5128	24-1818	
23			平川工業(有)	益田市久城町 957-4	27-1894	27-2331	
24			(株)英成工業	益田市中島町口 201-1	32-9955	32-9966	
25		高津	西行建設(株)	益田市高津六丁目 22-21	23-6285	23-6695	
26			広栄建設(株)	益田市高津六丁目 28-20	23-2750	23-0090	
27			(株)益田重機運輸	益田市高津四丁目 15-18	22-0079	23-5483	
28			(有)高山建設	益田市須子町 25-9	22-0769	22-2830	
29	美都地域		(有)斎藤土建	益田市美都町都茂 821-1	52-2682	52-2602	
30			(有)河本公務所	益田市美都町朝倉 29-5	52-2507	52-2811	
31			(有)小川組	益田市美都町仙道 491	52-2985	52-2992	
32			(株)石見造園	益田市美都町都茂 1942-1	52-3099	52-2661	
33	匹見地域		前田建設(有)	益田市匹見町紙祖イ 15	56-0001	56-0418	
34			斎藤建設(有)	益田市匹見町紙祖イ 8-1	56-0085	56-0694	
35			(有)源拓工業	益田市匹見町匹見イ 243-3	56-0863	56-0328	
36			(有)河野建設	益田市匹見町紙祖イ 113-1	56-0057	56-0078	
37			(有)柴田電業	益田市匹見町匹見イ 12-1	56-0039	56-0051	
38			(同)グリーンファクトリー匹見	益田市匹見町落合木 65	56-0950	56-0950	

第12節 災害救助法の適用

1. 住家等への被害が生じた場合

(1) 当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号）

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする。（以下の住家被害対応表で同じ。）

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする。（以下の住家被害対応表で同じ。）

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数以上であること（令第1条第1項第2号）

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	②市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000	5,000人未満	15
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500	5,000人以上 15,000人未満	20
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000	15,000人以上 30,000人未満	25
3,000,000人以上	2,500	30,000人以上 50,000人未満	30
		50,000人以上 100,000人未満	40
		100,000人以上 300,000人未満	50
		300,000人以上	75

(3) 当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段）

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000	2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000	3,000,000人以上	12,000

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

（令第1条第1項第3号後段）

→ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第1条）

2. 災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合（4号基準）

発生した災害の程度が、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する災害（令第1条第1項第4号）

- 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（府令第2条第1号）
- 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第2条第2号）

3. 災害救助法適用に関する留意事項

○法第2条第1項に定める災害救助法の適用は災害が発生していることが前提。

※各都道府県は市町村から共有される災害に関する情報をしっかりと把握する必要がある。

- ・住家の被害状況（1号～3号）
- ・多数の者が生命・身体への危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助が必要な場合（4号）

○各都道府県、救助実施市は被災状況を把握して、災害救助法の適用の可否について判断。

○最終的に知事・市長に報告した上で適用を決定し、内閣府に連絡。（内閣府と都道府県等が同時に公表）

○法第2条第1項に規定する災害時の救助法の適用について

災害が発生し、住家等への被害が生じた場合のほか、生命・身体への危害が生じた場合（おそれ含む）には、災害救助法の適用が可能となるので、各都道府県及び救助実施市においては、災害の状況について細心の注意を払い、発生時間が深夜など、被害の程度が不明確な状況でも、災害が発生している可能性がある場合には適用に関して躊躇なく、前広に内閣府に相談すること。

併せて、避難所の開設についても早期に行ってもらうとともに、都道府県と各市町村における被害の状況等の情報共有に万全を期すこと。

なお、新型コロナウイルス感染症が「5類」に移行はしたが、大規模自然災害が発生した場合は、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、感染防止対策として高齢者や基礎疾患のある方々への配慮など、感染拡大の防止に十分留意すること。

○一方、法第2条第2項では、災害が発生するおそれがある場合で、以下の要件が整った際は災害救助法の適用が可能。

国が特定・非常・緊急のいずれかの災害対策本部を設置（～によって被災するおそれのある都道府県）（告示が示される）

※ 具体に該当する都道府県は報道発表で提示（公示）

○各都道府県、救助実施市は各市町村の避難の必要性などを把握して、災害救助法の適用の可否について判断。

※各都道府県は市町村から共有される災害に関する情報をしっかりと把握する必要がある。

○最終的に知事・市長に報告した上で適用を決定し、内閣府に連絡。（救助法の適用は、内閣府と都道府県等が同時に公表）

＜法適用判断の背景＞

- 災害救助法は、都道府県知事が市町村ごとの区域を定めて適用することとされていることから、まずは、都道府県において、市町村からの情報収集等により、適用の可能性を検討することとなる。
- 国（内閣府防災）からも報道等の情報を元に、被害の大きいと思われる都道府県に対しては、法適用の助言等を頻繁に行っており、助言を契機に法適用の検討が開始される事例も多いと思われる。

＜住家被害（1～3号基準）による判断＞

- 市町村ごとに客観的な基準が明確であることから、適用の判断がしやすい反面、住家被害の確定には一定の期間を要するため、発災後ただちに適用判断することが困難。

＜災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合（4号基準）による判断＞

- 発災後の迅速な適用が可能であるが、客観的な基準があるわけではないことから、被害の程度が不明確な状況での適用を逡巡する傾向がある。

4. 災害救助法の運用

（1）避難所・福祉避難所の設置

	避難所	福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日当たり 360円以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から7日以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて、 ① おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ② 高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。

※ 下線部は特別基準の設定が可能なものの

主な留意事項

- 避難所・福祉避難所の運営に当たっては、以下のガイドライン・指針等を参考に実施すること。
 - ・避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
(平成25年8月 (令和6年12月改定) 内閣府(防災担当))
 - ・避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン (チェックリスト)
(平成28年4月 (令和6年12月改定) 内閣府(防災担当))
 - ・福祉避難所の確保・運営ガイドライン
(平成28年4月 (令和3年5月改定) 内閣府(防災担当))
 - ・避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン
(平成28年4月 (令和6年12月改定) 内閣府(防災担当))
 - ・災害救助事務取扱要領
(令和7年7月改定 内閣府政策統括官(防災担当))

(2) 応急仮設住宅（建設型応急住宅）

	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	
費用の限度額	1戸当たり平均 <u>7,089,000円</u> 以内	
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から <u>20日</u> 以内	
救助期間	完成の日から最長2年（建築基準法85条）	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 被災者の当面の住まいの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。
- 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置できること。
- 「建設型仮設住宅」について、その呼称を「建設型応急住宅」に改める。（令和元年10月公布）

(3) 炊き出しその他のによる食品の給与

	一般基準	備考
対象者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人1日当たり <u>1,390円</u> 以内	1人平均かつ3食でという意味である
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。
- 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。
- 避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮とともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。
- 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。
- 避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならないこと。

(4) 飲料水の供給

一般基準		備考
対象者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対象経費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項
○ 災害により現に飲料水を得ることができないかが救助の判断基準であるので、住家の被害は問わない。
○ 避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊き出しその他による給与に含める。
○ <u>水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない。</u> 同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。
○ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。

(5) 被覆、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別(※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,500円
冬季	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	12,300円

住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別(※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	2,900円
冬季	10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	3,900円

※ ここでいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

(6) 住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）【準半壊以上（相当）】

一般基準		備考
対象者	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊相当の住家が対象（全壊は、修理することで居住することが可能な場合のみ）
費用の限度額	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 53,900円以内	・特別基準の設定はなし ・ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業者・団体等が行う際の施工費用の合計
救助期間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年6月16日内閣府告示第91号：本告示は、公布の日から施行され、改正後の規定は、令和5年4月1日から遡って適用する。 ○ 屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張することで、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止する。具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ・屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張 ・損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御 ・アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保のため） が対象になる。 ○ 住家の被害の拡大を防止する観点から、被害認定調査よりも早い段階でブルーシートの展張等の緊急的な修理を行うことから、住宅の被害状況について現場の目視による確認又は被災者が持参した写真等により判定を行い、救助の時期を逸しないよう速やかに実施すること。 ○ 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、施行前、施工後の写真撮影を行うこと。

(7) 住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）

	大規模半壊・中規模半壊・半壊	準半壊（※1）
対象者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者（中規模半壊・半壊世帯） ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者（大規模半壊世帯）	灾害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（準半壊世帯） ※1 「令和元年台風第19号」等を契機に、令和元年の災害分から「準半壊」を支援対象に追加
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 739,000円以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 358,000円以内
救助期間（※2）	災害発生の日から <u>3か月</u> 以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から <u>6か月</u> 以内に完了)	災害発生の日から <u>3か月</u> 以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から <u>6か月</u> 以内に完了)

※2 下線部は特別基準の設定が可能なもの。「費用の限度額」については、特別基準の設定は「不可」。

被害の程度（※3）	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※3 「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日付け府政防第670号）による。

(8) 学用品の給与

一般基準		対象経費
対象者	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	
費用の限度額	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品： 小学校児童 5,500円以内 中学校生徒 5,800円以内 高等学校等生徒 6,300円以内	
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材：1か月以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品：15日以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 通学途中又は学校や近所の親類宅等で被災した場合なども必要と認められれば支給して差し支えない。
- この救助は、見舞制度ではないので、各児童・生徒の被災状況を確認することなく、一律に教科書や文房具類を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

(9) 埋葬

一般基準		備考
対象者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	1体当たり 大人（12歳以上）： 232,200円以内 小人（12歳未満）： 185,700円以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 法による埋葬は、遺体が発見された後は速やかに遺族等の関係者に遺体を引き渡すのが原則であり、遺族がいかないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものであり、遺族が埋葬を執り行える状況にもかかわらず一律に行政で葬儀代を出すような見舞制度ではない。
- 法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何は問わされず、直接災害のため傷病を受け亡くなった者に限らず病気等でたまたま亡くなった者も対象となり得るし、災害発生以前に死亡した者であっても埋葬が行われていない遺体は同様に取り扱って差し支えない。
- 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬は行わないこと。なお、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行っても差し支えない。

第13節 食糧供給計画

1. 米穀倉庫

事業所・倉庫名	所在地	事業所・倉庫名	所在地
中吉田農業倉庫	中吉田町	匹見米倉庫	匹見町匹見
中央倉庫	遠田町		

2. 主食の調達先及び品名

地区	事業所名	所在地	電話	品名
吉田	吉田食糧企業組合本店	駅前町	22-0394	米麦麵
吉田	イオシン益田店	乙吉町	(代)31-0330	〃
吉田	真庭米穀店	栄町	22-0295	〃
吉田	J Aしまね西いわみ地区本部吉田精米所	中吉田町	22-0227	〃
益田	大谷米穀店	染羽町	22-1960	〃
益田	長谷川米穀店	七尾町	22-0961	〃
益田	田村米穀店	幸町	22-0041	〃
高津	イズミ益田店	高津七丁目	23-7800	〃
安田	(株)Aコープしまねラボ店	遠田町	27-1388	〃
高津	大羽商店	須子町	22-3661	〃
益田	樋口商店	染羽町	23-1336	〃
吉田	ひろせ酒店	三宅町	23-1551	〃
吉田	(株)キヌヤ	常盤町	23-0580	〃
益田	S R S ショップ東町店	東町	22-1827	〃
益田	(有)きりた	幸町	22-0283	〃

3. 非常食等の備蓄状況

非常食等の備蓄状況（令和7年4月1日現在）					
品名		内容			
		R7.4.1 備蓄数量	単位	主な備蓄場所	備考
サバイバルフーズ	1缶2.5人分	2598	缶	備蓄倉庫・各公民館	25年保存
ご飯類		475	食	備蓄倉庫	アレルギー対応
パン		3272	食	備蓄倉庫・公民館	アレルギー対応
おかゆ		100	食	備蓄倉庫	
飲料水	500ml	2640	本	備蓄倉庫・公民館	
飲料水	2L	1740	本	備蓄倉庫・公民館	
液体ミルク		270	本	備蓄倉庫	
粉ミルク		144	本	備蓄倉庫	アレルギー対応
乳首		56	個	備蓄倉庫	
毛布		1723	枚	備蓄倉庫・各避難所	
タオルケット		70	枚	備蓄倉庫	
レスキューシート		900	枚	備蓄倉庫	
生理用品		7280	枚	備蓄倉庫	
女性用下着		400	枚	備蓄倉庫	
スポーツブラ		50	枚	備蓄倉庫	
子供用おむつ	新生児用	1180	枚	備蓄倉庫	
	Sサイズ	994	枚	備蓄倉庫	
	Mサイズ	1078	枚	備蓄倉庫	
	Lサイズ	644	枚	備蓄倉庫	
	BIGサイズ	228	枚	備蓄倉庫	
大人用おむつ	Sサイズ	88	枚	備蓄倉庫	
	Mサイズ	420	枚	備蓄倉庫	
	M-Lサイズ	486	枚	備蓄倉庫	
	Lサイズ	585	枚	備蓄倉庫	
トイレットペーパー		1630	ロール	備蓄倉庫・各分庁舎	
簡易トイレ		39	基	備蓄倉庫・各分庁舎	
トイレ用テント		20	基	備蓄倉庫・各分庁舎	
携帯トイレ		9000	回分	備蓄倉庫・公民館等	
手指消毒		715	個	備蓄倉庫	
マスク	大人用	101384	枚	備蓄倉庫	
	子供用	38050	枚	備蓄倉庫	
炊き出しセット		3	台	備蓄倉庫・水防センター	
工場扇		40	台	備蓄倉庫	
投光器		22	台	備蓄倉庫	スタンド・投光器
ポータブルバッテリー		24	台	備蓄倉庫・公民館	
折りたたみテント		123	張	備蓄倉庫	
簡易ベッド		400	台	備蓄倉庫・各公民館	
エアーマット		249	個	備蓄倉庫・各公民館	
ホイッスル付ライトペン		100	本	危機管理課	
段ボールベッド		51	セット	備蓄倉庫	
段ボール間仕切り		1950	枚	備蓄倉庫	
ガス式発電機		23	台	備蓄倉庫・公民館	

4. 生パン製造業者

事業所名	所在地	電話
松月堂マリード	本町	22-0350
マルハベーカリー(有)	中須町	22-1195
ドロシー石窯パン工房	高津七丁目	31-1319
ベーカーシェフ益田店	乙吉町	24-8191
モヌツカ	高津四丁目	23-6530
リトルマーメイド益田店	常盤町	23-7824

5. 食堂経営者

事業所名	所在地	電話
市原家	本町	22-0231
仕出し弁当 きりた	幸町	22-0283
竹の家	駅前町	23-3131
(有)みのり商會	〃	22-1356
豊味軒	〃	22-1197
料亭 上田	高津一丁目(上市)	22-0826
惣益田クッキングフーズ	安富町	25-2566
武	美都町都茂	52-2841
吾妻屋旅館	美都町宇津川	52-2620
民宿山彦	美都町宇津川	52-3629
匹見タウンホール	匹見町匹見	56-1122
さえき食堂	匹見町匹見	56-0010
ねむの木	匹見町匹見	56-0353

6. 副食・調味料の調達先

事 業 所 名	所 在 地	電 話
キヌヤ益田ショッピングセンター	常 盤 町	23-0580
(有) 森 谷	駅 前 町	22-0322
島根県米穀益田支店	高 津 町	22-2620
益 田 牛 乳 販 売 (有)	高 津 町	23-1650
益 田 ク ツ キ ン グ フ ー ズ	あ け ぼ の 西 町	25-2566
(有) 桐 田 醬 油 酿 造 工 場	駅 前 町	22-0274
(資) 丸 新 醬 油 酿 造 元	喜 阿 弥 町	28-0115
ローソンボープラ美都仙道店	美 都 町 仙 道	52-7220
島根県農業協同組合匹見支店	匹 見 町 匹 見	56-0160
マ ル マ 食 品	匹 見 町 匹 見	56-0028
桧 谷 商 店	匹 見 町 匹 見	56-0342
森 本 商 店	匹 見 町 匹 見	56-0027
秀 浦 商 店	匹 見 町 道 川	58-0470

7. 炊出し場所

災害種別	炊出場所	設置管理者	所在地	電話
全災地	益田市立高津学校給食センター	益田市	高津四丁目	22-0229
美都	益田市立美都学校給食共同調理場	益田市	美都町都茂	52-3540
全災地	(株)益田クッキングフーズ	青木重美	安富町	25-2566
匹見上	生活改善センター			
匹見下	匹見下公民館	匹見下婦人会		
道川	道川公民館	食を手ごする会		

8. 燃料の調達先

商店名	所在地	電話	調達品名
伊藤忠エネクスホームライフ西日本(株) 益田製造所	乙吉町	22-1660	石油類・LPガス
(株)三浦燃料	高津一丁目	23-4560	〃
益田石油(株)	高津八丁目	22-0660	〃
(株)西日本宇佐美9号益田バイパスSS	かもしま東町	31-1835	石油類
永瀬石油(株)セルフ191給油所	高津七丁目	22-0573	〃
エネクス石油販売西日本(株) 益田あけぼの給油所	あけぼの本町	22-4675	〃
イワタニ山陰(株)益田支店	あけぼの東町	23-1800	石油類・LPガス
エネクスフリート(株)益田SS	須子町	22-0748	〃
(株)石見エネパワー益田中央SS	有明町	22-1691	石油類
(有)宮田石油店	高津八丁目	22-2233	〃
石見エネパワー	遠田町	22-4644	LPガス
新光プロパンガス(株)益田支店	高津八丁目	22-0939	〃
新光プロパンガス(株)西益田支店	神田町	25-2901	〃
(株)植松山協石油	遠田町	22-0827	石油類
和興(株)	大谷町	23-3057	〃
益田興産(株)	高津六丁目	23-4122	〃
(有)大畑石油	横田町	25-2228	〃
両見石油店	木部町	27-0069	〃
高橋建設(株)マスミ石油	津田町	27-0047	〃
(株)ノハラ仙道アポロ石油	美都町仙道	52-2901	〃
島根県農業協同組合匹見給油所	匹見町匹見	56-0251	〃
新光プロパン瓦斯(株)匹見販売所	匹見町紙祖	56-0424	LPガス

第14節 生活必需物資配給計画

1. 必需物資の調達先

商 店 名	所 在 地	電 話	調 達 品 名
桐 田 ふ と ん 店	駅 前 町	22-0298	寢 具
三 浦 ふ と ん 店	本 町	22-0484	〃
平 野 ふ と ん 店	〃	22-1132	〃
中 島 商 店	幸 町	22-3045	衣 料 寢 具
正 直 屋	駅 前 町	22-1362	〃
キヌヤ益田ショッピングセンター	常 盤 町	23-0580	日 用 品
イ オ ン 益 田 店	乙 吉 町	31-0330	〃
文 華 堂	あ け ぼ の 本 町	22-2460	〃
た ち ば な 文 具	高 津 八 丁 目	22-0166	〃
ナ フ コ 益 田 店	乙 吉 町	23-3151	〃
ホームセンターショッピングセンター	高 津 七 丁 目	31-1055	〃
な が お か リ ビ ン グ	駅 前 町	23-0437	陶 器 類
丸 田	幸 町	22-3333	金 物 類
三 浦 金 物	あ け ぼ の 東 町	23-5225	〃
三 木 屋	元 町	23-3341	〃
常 磐 屋 商 店	美 都 町 都 茂	52-2533	衣 類 、 紙 お む つ
電 気 の エ 一 ス	美 都 町 都 茂	52-2132	乾電池、懐中電灯
斎 藤 文 具 店	匹 見 町 匹 見	58-0071	〃
秀 浦 商 店	匹 見 町 道 川	58-0010	衣 類

第17節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

1. 仮設トイレのストック状況 (ストック台数()内は貸出し可能台数)

事業所名	所在地	電話	ストック台数
株 原 商 益 田 支 店	遠田町 2680	27-0123	210 (30) 台
株 ラ イ ト 西 部 支 部	駅前町 37-15	22-1518	11 (3) 台

第18節 医療及び助産計画

1. 救護班

救護班の種類	附 属 病 院	班数	1 班 の 編 成
日本赤十字社島根県支部救護班	益田赤十字病院	2	班長(医師)1 医師1 薬剤師1 看護師長1 看護師3 主事1 補充要員医師4 薬剤師2 看護師長2 看護師5 主事10
D M A T			D M A T 医師1 看護師2 事務調整員1 D M A T補助要員 医師4 看護師7 業務調整員3
医師会医療救護班	益田地区救護班	4	1班医師9 2班医師10 3班医師9 4班医師10
医師会病院救護班	益田地域医療センター医師会病院	3	医師1 看護師5 事務3 介護職員2

2. 病院

病院名	病床数					
	結核	精神	一般	感染症	療養	計
益田赤十字病院	4		276	4		284
松ヶ丘病院		215				215
益田地域医療センター医師会病院			165		88	253

3. 医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
益田赤十字病院	乙吉町イ103-1	22-1480
益田地域医療センター医師会病院	遠田町1917-2	22-3611
松ヶ丘病院	高津四丁目24-100	22-8711
(医) 金島胃腸科外科	高津一丁目9-4	22-2345
(医) くろたに内科クリニック	久城町912-1	23-7737
(医) 順生会 すみかわクリニック	東町2-9	23-1188
(医) 黒田医院	須子町10-27	22-0966
山尾医院	あけぼの東町4-2	22-1878
医療法人たいじん堂 松本医院	横田町429-23	25-2611
(医) 大畑医院	中島町イ91-1	22-0506
(医) 津田医院	津田町1268-5	27-0007
斧山医院	あけぼの西町16-4	22-1346
(医) 石見クリニック	駅前町7-1	23-2370
(医) 平野医院	駅前町33-5	22-0998
村野医院	下本郷町61-1	31-2400
中村医院	匹見町匹見イ1309	56-0008
おちハートクリニック	高津八丁目5-2	23-1588
まついクリニック	高津六丁目14-1	31-1830
医療法人さくら並木会さくらクリニック益田	乙吉町イ102-1	23-0021
たかせ内科	かもしま東町9-6	25-7373
永瀬脳外科内科	土井町2-27	31-0480

医療機関名	所在地	電話番号
益田整形外科医院	染羽町4-35	22-1305
(医) 小田整形外科医院	中島町口145-3	22-1168
(医) あすか あすかクリニック	乙吉町口33	23-3320
(医) 山藤整形外科医院	乙吉町イ338-5	31-0065
中島こどもクリニック	高津二丁目32-10	24-8521
(医) 神崎耳鼻咽喉科医院	あけぼの東町16-1	22-0551
(医) いしみつ耳鼻咽喉科クリニック	高津六丁目23-20	31-4133
林泌尿器科	乙吉町イ330-2	22-0256
(医) 煌星会 みうら眼科	乙吉町イ336-3	24-2501
(医) しまだ眼科	三宅町2-7	31-0661
(医) 共生会 なかしまクリニック	横田町2532	25-2503
万葉コトノハ葉クリニック	あけぼの西町14-2	25-7241
ゆたかファミリークリニック	乙吉町イ90-1	25-7000
益田市立体日応急診療所	駅前町17-1 益田駅前ビルEAGA2階 益田市立保健センター内	31-4199
益田市国民健康保険診療施設美都診療所	美都町都茂1813-1	52-7272
益田市国民健康保険診療施設美都診療所 二川出張診療所	美都町宇津川口383-1	52-7272
益田市国民健康保険診療施設美都診療所 東仙道出張診療所	美都町仙道804-2	52-7272
益田市国民健康保険診療施設匹見澄川診療所	匹見町澄川イ266-6	56-0136
益田市国民健康保険診療施設匹見道川診療所	匹見町道川イ134-1	58-0007
(医) 歯徳会 伊東歯科医院	有明町1-21	22-8150
大庭歯科医院	須子町20-38	23-6222
大畑歯科医院	あけぼの西町12-1	23-2755
おむら歯科医院	駅前町31-24	22-5120
ことぶき歯科医院	幸町4-71	24-0770
(医) 河広会 河野歯科	幸町1-3	22-1067
斎藤歯科医院	駅前町9-18	22-0379
さいとう歯科医院	駅前町22-4	22-1755
さいとうファミリー歯科	横田町426-6	25-1513
大同歯科医院	幸町3-37	23-0167
中島歯科医院	高津五丁目14-24	23-7418
万葉歯科医院	高津一丁目37-24	24-2500
(医) 良歯会 榛歯科医院	駅前町5-11	22-2210
安村歯科医院	下本郷町177-2	23-7717
(医) しらがみ歯科クリニック	久城町911-2	31-0202
こころ歯科	遠田町326-2	27-0939
みゆき歯科	染羽町4-35	31-2272
(医) 良歯会 歯科緑ヶ丘クリニック	高津六丁目16-30	24-2266
Dental Clinic 樹 デンタル・クリニック	乙吉町イ96-5 ビジネスコート乙吉3F	0120-824-184
医療法人里山会 澄川歯科医院	美都町仙道911-1	52-7118
美都歯科診療所	美都町都茂1165-1	52-2544

医療機関名	所在地	電話番号
匹見歯科診療所	匹見町匹見イ1166	56-0202
かもしま歯科	かもしま西町2-12	32-3132

4. 医薬品の調達先

商店名	住所	電話	業種
(株)キヌヤ益田ショッピングセンター薬品部	常盤町	23-0865	D
野村大盛堂薬局	東町	24-2509	B
(有)甲佐薬局大和通店	須子町	22-2936	B
(有)調剤薬局タギ	横田町	25-1925	B
調剤薬局 オオバ	中島町	23-0020	B
調剤薬局津田	津田町	27-1945	B
(有)ベニヤ薬局東町店	東町	24-1372	B
なのはな薬局	駅前町	31-0229	B
めぐみ薬局	横田町	31-5060	B
みづほ薬局	下本郷町	31-2500	B
晴快堂漢方薬局	乙吉町	23-5194	B
能美恵壽堂薬局	高津五丁目(高町)	22-4380	B
永戸薬局	横田町	25-2022	B
あけぼの調剤薬局	あけぼの西町	31-0195	B
(有)林薬品	高津二丁目	23-4329	E
能美薬局	高津二丁目(上市)	22-0802	B
(株)エバ尔斯益田支店	中吉田町	23-0033	A
(株)セイエル益田営業所	中吉田町	23-3470	A
漢方益田薬局	あけぼの本町	23-3001	B
(有)大谷仁成堂薬局乙吉店	乙吉町	24-2377	B
(有)大谷仁成堂薬局松ヶ丘店	高津四丁目	24-2376	B
サンドラッグゆめタウン益田店	高津七丁目	38-9965	E
コタロー薬局	久城町	31-1116	B
高津オオバ薬局	高津一丁目	31-0418	B
(有)松本薬局	土井町	23-3367	B
ウェルネス益田高津店	高津七丁目	31-8170	E
ウェルネス薬局益田日赤病院前店	乙吉町	31-4126	B
きりん薬局	あけぼの東町	23-2183	B
あおい薬局	乙吉町	31-1951	B
益田薬局緑ヶ丘店	高津六丁目	24-1541	B
(有)大谷仁成堂薬局高津店	高津八丁目	23-1771	B
調剤薬局タギ高津店	高津六丁目	31-1327	B
常磐屋	美都町都茂	52-2533	E
ウェルネス益田中吉田店	中吉田町	31-1317	E
ウエルシア薬局益田駅前店	駅前町	31-1280	E
調剤薬局サンズ	かもしま東町	25-7858	B
オール薬局益田店	あけぼの東町	22-3820	B
エスマイル薬局益田店	中島町	25-7792	B
みと薬局	美都町都茂	52-3885	B
コスモス中吉田店	中吉田町	31-1241	E
コスモス高津店	高津七丁目	31-1107	E

ファーマシイ薬局益田センター	乙吉町	31-1270	B
コトノ薬局	あけぼの西町	32-3004	B
イオン薬局益田店	乙吉町	38-0116	E
リリィ薬局	乙吉町	25-7363	B

業種 (A : 卸売販売業 B : 薬局 C : 薬種商 D : 一般販売業 E : 店舗販売業)

第19節 防疫及び廃棄物処理計画

1. 清掃用運搬車の状況

令和7年4月1日現在

所有者	し尿運搬車			ごみ運搬車			
	バキューム車	運搬トラック	計	特殊運搬車	運搬トラック	その他	計
益田市	0		0	1		4	5
益田市衛生公社	11		11				
石西環境衛生センター	10		10				
ヤマハ環境開発	8		8				
都市環境整備(有)	7		7	8	3	1	12
三光ビル管理(株)				3	2		5
宮本商店(有)				5	13		18
(有)金田商店				7	11		18
(有)斡旋企画				10	15		25
久保商事(有)				3	5		8
西日本クリーンサービス(株)				2			2
帝信リサイクル(株)				1	1		2

2. し尿・ごみ処理状況

施設名	事業主体	管理者	処理能力	所在地	電話
久城が浜センター	益田市	益田市長	108kl/日	久城町	22-1143
益田地区広域クリーンセンター	益田地区広域町村圏事務組合	〃	62t/日	多田町	31-4153
益田市下波田埋立処理場	益田市	〃	146, 629 m ³	下波田町	26-0558
益田市リサイクルプラザ	〃	〃	16t/日 (選別・破碎・圧縮)	〃	26-0558

3. 防疫器具の状況

器具名	所有団体	益田市
動力噴霧器		1
電動力噴霧器		0
背負式動力噴霧器		2
肩掛式手動噴霧器		0
三兼機動力噴霧器		0
四兼機動力噴霧器		0
二兼機動力噴霧器		2

第22節 輸送計画

1. 市有車両の状況

(下記には水道車両を除く)

車種	乗用車	トラック	広報車	その他
台数	普通	7	4	25
	軽	94	12	1
計	101	16	1	26
適用	上記の内軽ワゴン91			塵芥収集車2 ショベル車11 バキューム車1 マイクロバス8 清掃車1 身体障がい者輸送車2 応急作業車1

2. 旅客・貨物自動車運送事業用自動車の状況

種別	事業所名	所在地	保有台数		電話
			大普通車	小型車	
バス	石見交通(株)益田営業所	幸町	75		22-1100
タクシー	第一交通(株)	あけばの本町	5	23	22-1400
〃	益田タクシー(株)	赤城町	6	22	22-8181
〃	日本交通(株)益田営業所	有明町	(含特種)5	13	22-1370
貨物自動車	日本通運(株)益田営業所	乙吉町	12	2	23-0202
貨物自動車	鎌手運送	西平原町	42	1	27-0777
〃	植松	白上町	25		28-8119
〃	益田陸運(有)	あけばの西町	15	1	23-3721
〃	津田運送(有)	津田町	4	3	27-0940
〃	和興	大谷町	20	2	23-3057
〃	山陰オート供給(株)	安富町	51	2	25-2500
〃	益田重機運輸(有)	高津四丁目	15		22-0079
〃	山陰福山通運(株)益田営業所	高津七丁目	18		22-1616
〃	福原運送	久城町	6		22-1933
〃	日通トランスポート(株)益田営業所	乙吉町	4	6	22-1531
〃	日ノ丸西濃運輸(株)益田営業所	遠田町	3		24-1881
〃	久保商事	匹見町	2		56-1259

3. 自動車燃料の調達先

事 業 所 名	所 在 地	電 話
株石見エネパワー益田中央SS	有明町6-30	22-1690
マスミ石油津田給油所	津田町1470-1	27-0047
永瀬石油(株)セルフ191給油所	高津七丁目17-1	22-0573
益田石油(株)中吉田給油所	中吉田町225-1	22-1188
益田石油(株)緑ヶ丘給油所	高津八丁目12-17	22-0038
益田石油(株)東町給油所	東町10-4	23-6733
益田興産(株)エアポート石見給油所	高津六丁目29-15	23-4122
イワタニ山陰(株)あけぼの東給油所	あけぼの東町10-1	23-1803
株植松山協石油	遠田町1950-1	22-0827
株植松益田あけぼの給油所	あけぼの本町9-16	22-4675
エネクスフリート(株)益田SS	須子町37-24	22-0748
(有)大畑石油	横田町275	25-2228
(有)宮田石油店西益田給油所	神田町イ717	25-2025
(有)宮田石油店高津給油所	高津五丁目28-11	22-2233
両見石油店	木部町116-2	27-0069
株和興大谷給油所	大谷町30-1	23-3835
JASSS-PORT益田	高津七丁目	31-1150
JASSS-PORTラボ西いわみ	遠田町967-1	27-1733
(株)西日本宇佐美9号益田バイパスSS	かもしま東町12-9	31-1835
(株)ノハラ仙道アポート石油	美都町仙道677-7	52-2901
島根県農業協同組合匹見給油所	匹見町匹見イ1269-2	56-0251

第23節 交通施設災害応急対策計画

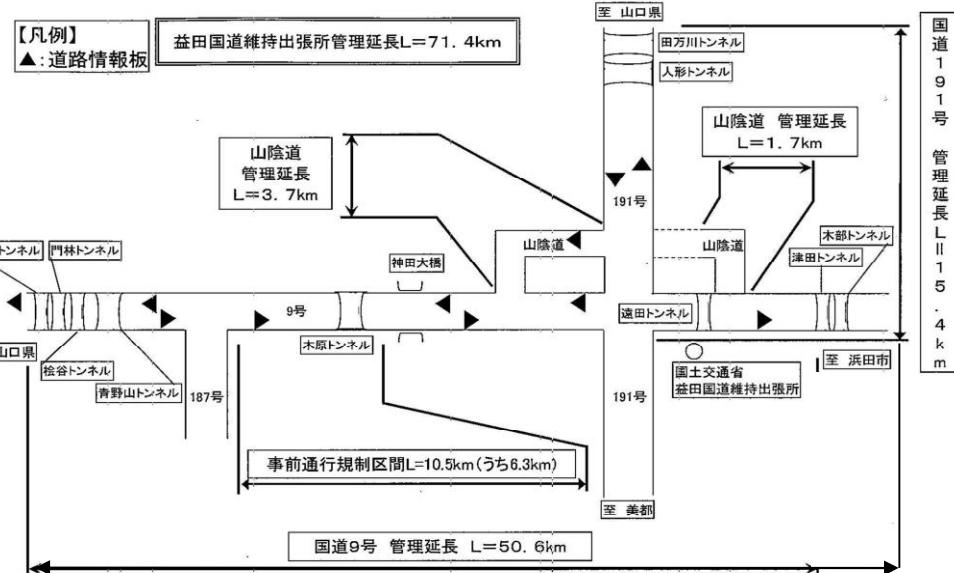
1. 異常気象交通規制

(1) 事前通行規制基準

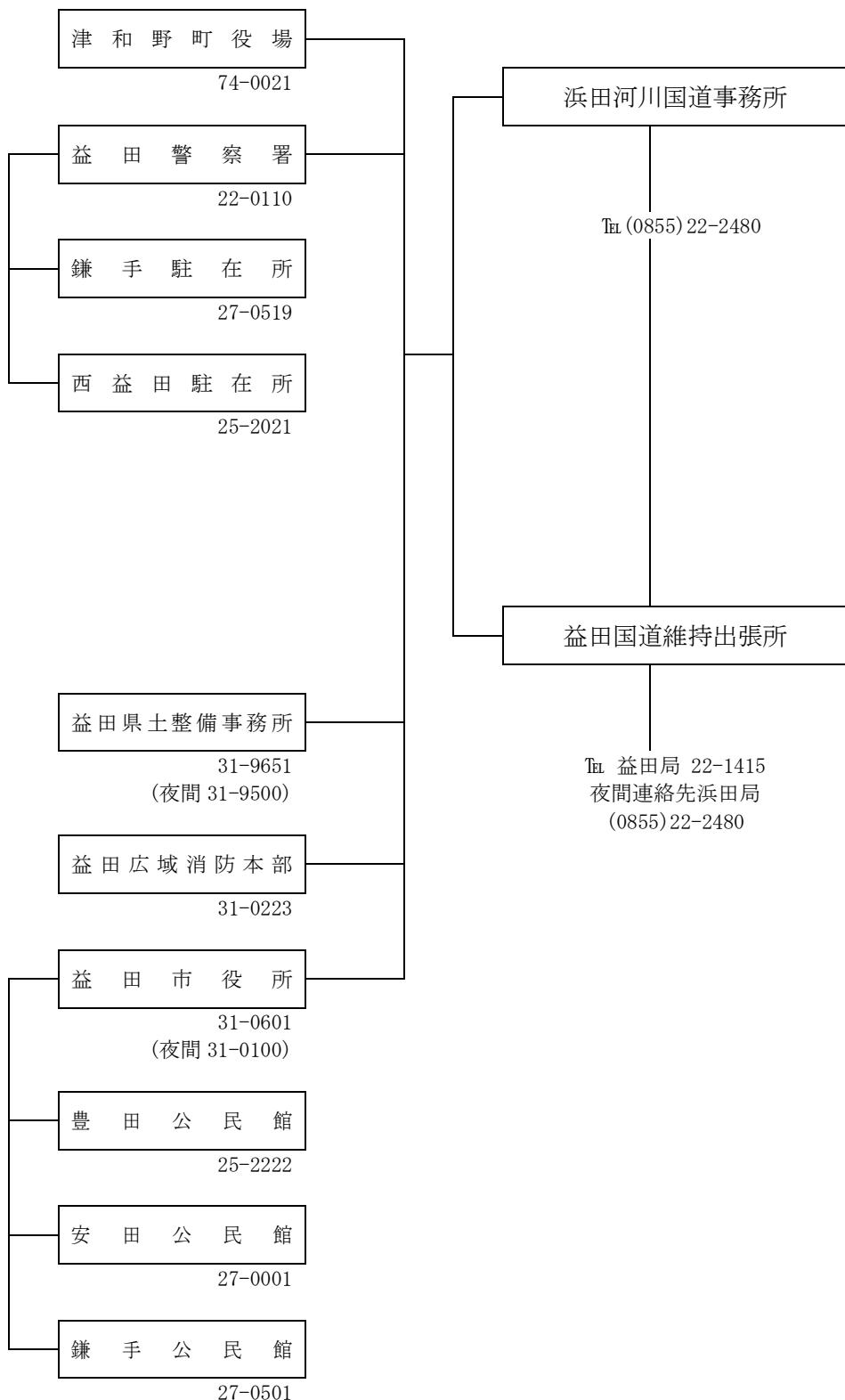
規制区間			規制基準(通行止)		危険内容	担当出張所
区間	距離標	延長	気象等基準値	気象等観測所		
益田市神田町三星～鹿足郡津和野町青原	509.5km ～511.7	2.2km	連続雨量 200mm に達したとき	木原雨量観測所	落石土砂崩落 盛土法面崩壊	益田国道維持
島根県鹿足郡 津和野町青原	512.8 ～513.4	0.6	〃	二俣雨量観測所	〃	〃
島根県鹿足郡津和野 町青原～〃池村	514.5 ～515.8	1.3	〃	小瀬雨量観測所	〃	〃
島根県鹿足郡津和野 町池村～〃野口	516.5 ～517.9	1.4	〃	池村雨量観測所	〃	〃
島根県鹿足郡津和野 町野口～〃日原	518.9 ～519.7	0.8	〃	野口雨量観測所	〃	〃

路線名	規制区間			規制基準(通行止)		危険内容	担当事務所
	区間	延長 (km)	規制基準値	気象等観測所			
国道488号	匹見町匹見山根上～ 匹見町匹見(県境)	14.2	時間雨量 30mm 連続雨量 100mm	匹見	匹見	落石	益田県土
吉賀匹見線	吉賀町境～ 匹見町紙祖	13.7	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	〃	〃	落石 土砂崩壊	〃
益田澄川線	長沢町下長沢～ 匹見町澄川	6.1	〃	益田	益田	落石 路肩決壊	〃
匹見左鎧線	匹見町小原口～ 匹見町七村	4.2	〃	匹見	匹見	落石	〃
波佐匹見線	浜田市境～ 匹見町赤谷	9.5	〃	〃	〃	〃	〃
益田津和野線	益田市有田町有田～ 益田市飯浦町二見	2.8	〃	益田	益田	〃	〃

(2) 道路情報図



(3) 益田国道維持出張所道路情報連絡系統図



第24節 宅地・建築物応急対策計画

1. 島根県地震被災建築物応急危険度判定制度の概要

1 制度の目的

地震により被災した建築物は、その後に発生する余震等による倒壊や落下物により人命に危険を及ぼす恐れがあるため、被災後すぐに被災建築物の調査を行い、その建築物が使用できるか否かを応急的に判定する必要がある。

このため、島根県地震被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、島根県、市町村及び建築関係団体が連携して、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を迅速かつ円滑に実施する。

2 制度の内容

(1) 島根県の役割

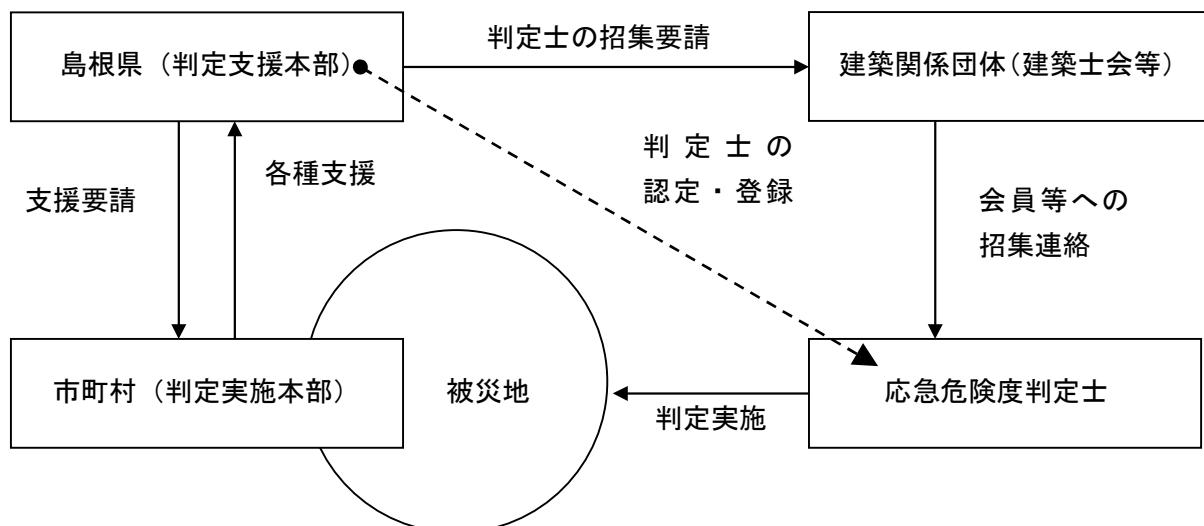
- ①判定制度の確立及び整備・維持（制度要綱整備、判定士の認定・登録等）
- ②判定支援本部の設置（判定活動の支援、広域災害における他県等との連絡調整等）
- ③実施本部への要員支援及び判定資機材の調達・備蓄

(2) 市町村の役割

- ①地震による被災状況の把握
- ②判定実施の決定、判定実施本部の設置
- ③島根県への支援要請
- ④判定実施準備、住民への周知活動
- ⑤判定活動の実施（判定士への説明、指示等）

(3) 建築関係団体〔(社) 島根県建築士会〕の役割

- ①判定制度の整備・維持への協力
- ②所属判定士等への連絡体制の整備
- ③判定活動業務への支援（所属判定士等への招集連絡、情報提供等）



《制度概要図》

第26節 水難救護計画

1. 水難救護資機材調達先

設置場所	所在地	電話	救命胴衣	救命浮輪	救命ロープ	トランジスター・メガホン	ボート	投光器	救命索発射機	画像探査機
JFしまね 益田支所 飯浦出張所	飯浦町	28-0061		13	2	1				
益田警察署	東町	22-0110	40	10	10ミリ 300m ×3	3	2	2	1	
益田県土整備事務所	昭和町	31-9643	4			2		1		
漁業協同組合 JFしまね益田支所	高津町	23-0690	50	1						
益田市消防団	あけぼの東町	31-0223	264			1	1			
益田広域消防本部 (通信指令課)	久城町	31-0223	15	1	スローハック 25m 2個 フローティングロープ 50m ×4本	1	1	2	1	

2. ヘリコプター場外離着陸場

発着場	所在地	広さ (m ²)	電話
高津川河川敷	高津七丁目	225	22-0533
匹見澄川ヘリポート	匹見町澄川イ 1861-3	324	56-0300
益田赤十字病院	乙吉町イ 103-1	441	22-1480

3. 飛行場

発着場	所在地	広さ (m ²)	電話
萩・石見空港	内田町イ 597		24-0002

第27節 自衛隊の災害派遣要請計画

1. 自衛隊の災害派遣申請様式

(様式第1号) 自衛隊災害派遣要請依頼書様式

島根県知事あて

文書番号

令和年月日

発信者名

自衛隊の災害派遣要請依頼について（依頼）

のことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1. 災害の情況及び派遣要請を依頼する事由

(1) 災害の情況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

(2) 派遣を要請する事由

2. 派遣を希望する期間

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4. その他参考となるべき事項

(1) 連絡場所及び連絡責任者

5. 要請日時

令和 年 月 日 時 分

(様式第2号)　自衛隊災害派遣撤収要請依頼書様式

島　根　県　知　事　　あて

文　書　番　号

令　和　年　月　日

発　信　者　名

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について（依頼）

このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収要請を依頼する事由

2. 任務完了（予定）日時

令和　　年　　月　　日　　時　　分

3. 撤収要請日時

令和　　年　　月　　日　　時　　分

4. その他必要な事項

(様式第3号) 緊急患者輸送要請処理簿

緊急患者輸送要請処理簿							
患者氏名					性別	男女	
生年月日	M T S H 年 月 日 満 才						
住所							
職業				傷病名			
発病(負傷) 経過							
現在の容態							
受け入れ先病院及び搬送手段							
輸送希望区間	自			至			
その他の 搭乗者の血液型() 搭載器材()							
医師	氏名					性別	男女
	生年月日	M T S H 年 月 日 満 才					
	住所・所属						
看護師	氏名						
	生年月日	M T S H 年 月 日 満 才					
	住所・所属						
添乗員	氏名				続柄		
	生年月日	M T S H 年 月 日 满 才					
	住所						
	職業						
	氏名				続柄		
	生年月日	M T S H 年 月 日 满 才					
	住所						
	職業						
	氏名				続柄		
	生年月日	M T S H 年 月 日 满 才					
	住所						
	職業						

第4章 災害復旧計画

復旧事業関係

災害による補助事業の採択基準等は、次のようになっています。

◎農地及び農業用施設災害復旧事業

異常な天然現象によって生じた災害で1箇所の工事費が40万円以上のもの。

1 雨 量 最大24時間雨量が80mm以上、又は最大時間雨量が20mm以上の場合。

2 風 速 最大風速15m/sec以上。

3 洪 水 その地点の水位がはん濫注意水位以上。ただしはん濫注意水位の定めがない場合には、河岸高（低水位から天端までの高さをいう）の5割程度以上の水位があった場合。又上流地域に1に該当する降雨があったため、被災地点が洪水になった場合。

4 干ばつ 連続干天日数(日雨量5mm未満の日を含む)が20日以上。

※適用除外

1 1箇所の工事費が40万円未満	7 維持工事と見られるもの
2 被害の事実のないもの	8 設計不備、施工粗漏維持管理不良に起因するもの
3 異常なる天然現象によらないもの	9 他事業の工事中の災害
4 過年災害によるもの	10 被災の小さい農地
5 経済効果小のもの	11 小規模施設
6 対象外施設及び他の事業と重複したもの	

区 分		負 担 率		備 考
		国	地 元	
その年の1月1日から12月31日までの間に発生した災害復旧事業費(査定額)を関係農家戸数で除した農家1戸当たりの事業費	8万円以下の部分	50 (65)	50 (35)	《事業主体》 市、土地改良区共同施行または知事が適當と認めた団体
	8万円をこえ15万円以下の部分	80 (90)	20 (10)	《根拠法令》 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(通称「暫定法」)
	15万円をこえる部分	90 (100)	10 (0)	

()は農業用施設の場合。なお、被災状況によっては激甚法等の適用により負担が軽減されます。

◎林地崩壊防止事業

(国補事業)

激甚災害に伴って裏山など林地の崩壊が発生したもの。

1 2戸以上の人家又は公共施設に直接被害を与えるおそれがある場合、1箇所の事業費が200万円以上のものでその事業費総額が300万円又は、前年度の標準税収入の10%を超える金額

2 1の事業費総額が前年度の標準税収入の10%以上であること。

『補助率』 国・県 75% 地元負担 25% (市 15%, 受益者 10%)

(根拠法令 林地崩壊防止事業実施要綱)

自然災害により発生した林地の崩壊。

人家 1 戸以上で、1 箇所の事業費が 100 万円以上。

【補助率】

受益者の課税状況		県補助	市補助	受益者負担	事業主体
住民税非課税世帯		1/2	県補助 対象額の 37.5%	県、市補助 の残金	県、市
世帯の最高所得者の 住民税課税標準額		250 万円 未満 (事業費 - 100 万円) × 1/2			
〃		250 万円 以上 (事業費 - 200 万円) × 1/2			

◎地すべり対策事業

地すべり防止法第 3 条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、総事業費が 1 億円以上のもののうち次の要件に該当し、かつ、原則として当該地すべり防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険個所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号) 第 7 条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第 9 条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

- 1 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる規模河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの。
- 2 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。
- 3 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。
- 4 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。
- 5 貯水量 30,000 m³ 以上のため池、関係面積 100ha 以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積 500ha 以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの。
- 6 人家 10 戸(市街化区域の存するもののうち指定市に係る地すべり防止工事にあっては人家 20 戸)以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。
- 7 農地 10ha 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地 5ha 以上 10ha 未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、それらが農地 10ha 以上の被害に相当すると認められるものを含む)

◎災害関連緊急地すべり対策事業

当該年度発生の風水害、震災等により地すべり現象が活発となり危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたいもので、かつ緊急的に施行を必要とする地すべり防止工事で、次のいずれかに該当し、1 箇所の事業費が、3,000 万円以上のもの。

- 1 多量の崩土が溪流又は河川に流入し下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの。

- 2 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市長村道のうち指定市道及び迂回路のないもの並びにその他の公共施設の内、重要な物に直接被害を及ぼすと認められるもの
- 3 官公署、学校又は病院等の公共建物の内重要な物に直接被害を与えると認められるもの
- 4 人家 10 戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの

◎地すべり激甚災害対策特別緊急事業

(事業の概要)

土石流等により、激甚な災害の発生した一連地区が次のいずれかに該当し、一定計画に基づき緊急に実施することが必要な砂防事業、地すべり対策事業及び治山事業による整備事業費の合計額がおおむね 10 億円以上の場合に実施する。

- (1) 流失又は全壊家屋数が 50 戸以上の場合
- (2) 地すべり又は次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋数が 50 戸以上の場合
- (3) 浸水家屋が 2,000 戸以上の場合

(採択の基準)

特に地すべり現象が活発となり危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたいもので、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 地すべり区域並びに上下流域の緊急な整備に先立ち必要となるもの
- (2) 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川(一級河川又は二級河川)に直接被害を及ぼすと認められるもの
- (3) 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市長村道のうち迂回路のないもの並びにその他の公共施設のうち重要な物に直接被害を及ぼすと認められるもの
- (4) 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要な物に直接被害を及ぼすと認められるもの
- (5) 人家 10 戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの

※地すべり対策の事業主体は県で、事業費の負担率は治水に直接関連のあるものは国 5.5/10・県 4.5/10・その他は国・県とも 1/2 になっています。

◎県単県営地すべり対策事業

農村振興局所管の地すべり防止区域(地すべり指定予定区域を含む)及び地すべり危険地(以下「地すべり危険区域」という。)に指定され、その区域内において災害や事故の発生の未然防止を図ることを目的に、以下の場合の対策を講じる。

- (1) 国から対策工事の採択を受けた区域において、県が国庫補助事業を補完することで計画的な対策の促進を図る場合。
- (2) 地すべり危険区域における落石防止等の対策を行う場合。なお、地すべり危険区域へ被害を及ぼす隣接地の対策を含む。

◎県単県営緊急地すべり対策事業

農村振興局所管地すべり防止区域に指定された区域又は地すべり防止指定予定区域(以下「地すべり防止区域」という。)において、当該年の降雨、地震などにより地すべりが発生し緊急的に防止工事の実施を必要とするが、国庫補助事業の対象とならない場合に施行する。

また、当該年の災害発生の有無にかかわらず、国庫補助事業の対象とならない小規模な地すべりについて、緊急に防止工事の実施を必要とする場合に施行する。

事業の対象となる防止工事は、地すべり防止区域内で次の 1 ~ 4 に掲げる条件を全て満たす工事と

する。

(1) 施行の対象地区は、農村振興局所管地すべり防止区域に指定された区域内または、地すべり防止指定予定区域内にあること。

「地すべり防止指定予定区域」とは、県の担当部局間協議を了した区域で、近い将来において地すべり防止区域の指定申請が行われる区域をいう。

(2) 次のいずれかの条件に該当する小規模な防止工事であること。

① 多量の崩土が溪流又は河川に流入して下流河川に被害を及ぼす恐れのある場合。

② 鉄道（私鉄を含む）、国県道、市町村道、農道、集落道、林道及びその他公共施設などに被害を及ぼす恐れのある場合。

③ 官公署、学校、病院、集会所などの公共建物に被害を及ぼす恐れのある場合。

④ 農地 1ha 以上及び農業用施設に被害を及ぼす恐れのある場合。

【農地 5a 以上 1ha 未満の場合であって、「地すべり防止区域の指定基準の運用等について」の規定に基づき、人家の被害を合わせて考慮し、それが農地 1ha 以上の被害に相当するものと認められる場合を含む。】

⑤ 人家 5 戸以上に被害を及ぼす恐れのある場合。

⑥ 島根県地域防災計画又は市地域防災計画に登載された、ため池、消防防災施設、避難路などに被害を及ぼす恐れのある場合。

(3) 防止工事の対象工法は、国庫補助事業の対象工法と同じであること。

(4) 緊急に事業を施行する必要性が認められること。

※事業費は全額県が負担して施行する。

◎災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

豪雨により急傾斜地（傾斜度 30° 以上）に新たに崩壊が生じ、放置すれば次の降雨により崩壊が拡大するおそれがあり、当該年度に緊急に施行を必要とするもので次の各号に該当するもの。

(1) 急傾斜地の高さが、10m（人家又は公共建物等に被害のあった箇所については 5m）以上であること。

(2) 人家の移転適地がないこと。

(3) 人家概ね 5 戸（公共的建物を含む）以上に崩壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

(4) 事業費が 1,500 万円以上であること。

区 分	家屋半壊以上の被害の場合	負 担 率			備 考
		国	県	地 元	
公共施設に関連する事業	その他の場合	4.5/10	4.5/10	1/10	『事業主体』 県 『根拠法令』 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 21 条
	家屋半壊以上の被害の場合	4.5/10	4.5/10	1/10	
その他の事業	その他の場合	4/10	4/10	2/10	
	家屋半壊以上の被害の場合	4.5/10	4.5/10	1/10	

◎災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

（事業の概要）

激甚災害に伴いがけ地に崩壊などが発生している箇所のうち、地域防災上重要で復旧整備を重点的に推進する箇所において崩壊防止施設の設置を実施する。

（採択基準）

激甚災害に伴い発生した崩壊等のうち次の各号に該当するもの。

- (1) 「災害対策基本法」(昭和 36 年法律第 223 号) 第 5 条に市町村防災計画に危険箇所として、記載され、または記載されることが確実であるがけ地で発生したもの。
- (2) がけ地の高さが 5m 以上であること。
- (3) 人家 2 戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接受人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係わるもの。
- (4) 1 箇所の事業費が 600 万円以上であること。

(適用除外)

- (1) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の対象となるもの。
- (2) 鉱石、土砂の採取、若しくは土地造成等明らかに人為的な原因に基づく崩壊等で責任者の明らかなもの。
- (3) 原則として、造林の見込みのある場所等における工事で林地崩壊防止事業として実施するもの。

(事業の主体性)

事業は市町村が行うものとする。

(補助率)

市町村工事		
補助基本額		受益者負担
国	県	個人及び市町村
5／10	2. 5／10	2. 5／10

◎急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地（傾斜度 30 度以上）の所有者又は被害を受ける恐れのある者が施行することが経済的に困難又は社会的に不適当と認められるもので、次の各号に該当する場合。

- (1) 地表面が水平面に対して 30° 以上の角度をなし、その高さが 10m を越える急傾斜地であること。
- (2) 当該急傾斜地の崩壊により被害のおそれのある家屋に関して移転適地がなく、(注)家屋 10 戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあるもの。
- (注) 集会所、庫裡はそれぞれ人家 1 戸としてカウントできる。
- (3) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号) 第 7 条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。
また、同法第 9 条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。
- (4) 事業費が 7,000 万円以上であること。

区分	負担率			備考
	国	県	地元	
公共施設に関連する事業	4.5/10	4.5/10	1/10	『事業主体』 県 『根拠法令』 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 21 条
その他の事業	4/10	4/10	2/10	

◎県単急傾斜地崩壊対策事業

- (1) 国庫補助事業の対象とならない事業であること。
- (2) 地表面が平面に対して 30° 以上の角度をなし、その高さが 5m を越える急傾斜地であること。
- (3) 当該急傾斜地の崩壊により被害のおそれのある家屋に関して移転適地がなく、家屋 5 戸(注)以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあるもの。

(注) 集会所及び庫裡は人家としてカウントでき、公共建物を含むものとする。

※事業費は県が 2/3・地元が 1/3 を負担して実施する。

◎がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する既存不適格である「危険な住宅」を移転する事業。

除却については、除却等に要する費用及び引越費用等に対し 1 戸当たりそれぞれ 975 千円を限度とし補助を行い、住宅の建設又は購入する為に要する資金を借入れた場合、当該借入金利子に相当する額を 1 戸当たり 7,318 千円を限度とし(建物 4,650 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 608 千円)利子補給を行う。

なお、島根県は全域が特殊土壌地帯に指定されている。

区分	負担率			備考
	国	県	市	
一般地区	1/2	1/4	1/4	『事業主体』 県・市 『根拠法令』 がけ地近接危険住宅移転事業制度要綱第 5

◎災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

洪水、台風等により海岸に漂着した流木等及び外国から海岸に漂着したものと思われる流木等(以下「流木等」という。)が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施する事業

・採択基準

- (1) 海岸保全区域内に漂着したもの。
- (2) 堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から 1 km 以内の区域に漂着したもの。
- (3) 漂着量が 1,000 m³以上のもの。

ただし、一の事業主体の補助対象となる事業費が 200 万円以上。

・事業主体

海岸管理者である地方公共団体

・補助割合

2 分の 1 (補助対象となる処理量は漂着量の 70% とする)

◎災害関連緊急砂防事業

当該年発生の風水害、震災等により、水源地帯に崩壊が発生し又は拡大し、生産された土砂が溪流に堆積しているもの及び当該年発生の山火事等により流域が著しく荒廃したもので、放置すれば次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂害を及ぼすおそれのある場合で、緊急的に実施を必要とし、かつ、原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各項の一に該当し、1 箇所の事業費が 3,000 万円以上のもの。

- (1) 緊急な災害復旧に先行して施行する必要があるもの。
- (2) 公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置し難いもので次のーに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの。
 - ①鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む)並びにその他の公共施設のうち重要なもの。
 - ②官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの。
 - ③人家 10戸以上
 - ④農地 10ha 以上(農地 5ha 以上 10ha 未満で当該地域に存する人家の被害を合わせ考慮し、農地 10ha 以上の被害に相当すると認められるものを含む。)
- ・補助割合
3 分の 2

◎通常砂防事業

[目的]

流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。

[事業内容]

砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する。

[採択基準等]

砂防法第2条の規定による砂防指定地内において、県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件あたり事業費が1億円以上のもので、かつ、原則として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制にかかる措置がなされているもの。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

- (1) 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの
 - ①流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの
 - ②流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの
 - ③河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの
- (2) 今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある渓流で、次のいずれかに該当する効果のあるもの
 - ①公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）及び市の地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護
 - ②市街地、集落（人家50戸以上）の保護
 - ③耕地（耕地面積30ha以上）の保護
 - ④港湾又は河口の埋没（年間埋没10,000m³以上）の防止

◎事業間連携砂防等事業

[目的]

事業間連携砂防等事業は、整備効果を発揮するために異なる事業の連携が必要となる箇所において、相互の事業連携により、効果の早期発現や最大化を図ることを目的とする。

[採択基準等]

防災・安全社会資本整備交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業（砂防事業）（以下、砂防事業等）の各々の採択基準に該当するものであって、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するもの。

（1）土砂・洪水氾濫対策

河川事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、土砂・洪水氾濫のおそれのある河川のうち、国又は地方公共団体が管理する河川の流域における対策

（2）道路保全対策

道路事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、国又は県等が管理する道路の防災上重要性の高い区間等のうち、土砂災害による寸断のおそれのある箇所における対策

（3）河道閉塞対策

河川事業や砂防事業等と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内（ただし、地すべりが大規模である場合など、やむを得ない場合は、概ね10年以内）で完了する砂防事業等であって、河道閉塞形成・決壊により河川管理施設又は砂防関係施設に被害を及ぼすおそれのある箇所における対策

◎まちづくり連携砂防等事業

[目的]

まちづくり連携砂防等事業は、住居や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域を優先的に保全するため、県の取り組む砂防関係事業のうち、当該地域を保全する対策を計画的・集中的に実施することで早期に安全度を向上させるとともに、併せて防災に配慮したまちづくりを促すことを目的とする。

[採択基準等]

防災・安全社会資本整備交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業（砂防事業）（以下、砂防事業等）の各々の採択基準に該当するものであって、次の（1）または（2）のいずれかに該当するもの。ただし、急傾斜地崩壊対策事業については、社会資本整備総合交付金交付要綱 交付要綱付属第2編交付対象事業の要件 イー6 急傾斜地崩壊対策事業 4. ①について、「急傾斜地の高さが5m以上であること。」と読み替えるものとする。

また、令和4年度以前に採択されたまちづくり連携砂防事業に限り、当該事業で継続するものとする。

（1）次の【保全対象】①～③のいずれかの区域を保全する砂防事業等で、①については立地適正計画に記載された防災指針、②については立地適正化計画または広域的な立地適正化の方針、③については市町村管理構想に、次の【記載事項】イ～ハの全てが記載されていること。

【保全対象】

①立地適正化計画において居住誘導区域として指定された区域もしくは指定しようとする区域

②立地適正化計画または広域的な立地適正化の方針に地域生活拠点として位置付けられた区域または位置付けようとする区域

③市町村管理構想に地域生活拠点として位置付けられた区域または位置付けようとする区域令和2年6月に改正された都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において居住誘導区域として指定された区域もしくは指定しようとする区域を保全する砂防事業等

【記載事項】

- イ 砂防関係施設の整備に関する方針と当該砂防関係施設で保全すべき区域
- ロ 土砂災害リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標
- ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条に基づく「移転等の勧告」の活用に関すること

(2) 上記に示す①～③のいずれかの区域と接続する主要幹線道路、鉄道、避難路、インフラライフルラインを保全する砂防事業等

また、本事業の実施に当たっては、別にさだめるところにより、あらかじめ、事業計画を作成するものとする。

・補助割合

【砂防(通常)】 2分の1

【地すべり(溪流にかかる分)】 2分の1

【地すべり(その他の分)】 2分の1

【急傾斜】 2分の1

◎土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業

【補助の概要】

土砂災害特別警戒区域内で住宅補強を行う住宅所有者に対し、その費用の一部（住宅補強費の23%（利子相当額）以内）を補助する。

【補助の上限額】

住宅補強の設計に要する経費（建築確認申請費用を含む。）・・・10万円

住宅補強の工事に要する経費・・・110万円

既存建物の解体に要する経費・・・50万円

※補助対象経費に対して他の同種の補助金等の交付を受けるときは、上記補助金額から当該補助金等の額を控除する。

【補助対象住宅】

土砂災害特別警戒区域内における居住の用に供する住宅（一戸建て住宅、長屋、共同住宅及び店舗等の用を兼ねるものも含む。）であって、当該区域外に移転ができないもの。

【災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金貸付制度】

暴風、豪雨等自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付は次のとおりです。

1. 災害弔慰金

- (1) 市民が自然災害により死亡したときは、遺族に対し災害弔慰金を支給する。
- (2) 災害弔慰金の額は死亡者が死亡当時生計維持者であった場合は 500 万円、その他の場合は 250 万円

2. 災害障害見舞金

- (1) 市民が自然災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったときは法別表に掲げる程度の障害があるときは当該市民に対し災害障害見舞金を支給する。
- (2) 災害障害見舞金の額は障害者が障害当時生計維持者であった場合は 250 万円、その他の場合は 125 万円。

3. 災害援護資金

災害救助法等が適用される災害により被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しのために貸付けるもの。

(1) 貸付限度額

① 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合	
イ 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び居住の損害がない場合	150 万円
ロ 家財の損害があり、かつ居住の損害がない場合	250 万円
ハ 住家が半壊した場合	270 万円(350 万円)
ニ 住家が全壊した場合	350 万円
② 世帯主に負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合	
イ 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合	150 万円
ロ 住居が半壊した場合	170 万円(250 万円)
ハ 住居が全壊した場合	250 万円(350 万円)
ニ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合	350 万円

※()の金額は被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合に適用。

- (2) 償還期間 10 年(内 3 年が措置期間)
- (3) 利率 保証人を立てる場合においては、無利子
保証人を立てない場合においては、措置期間中無利子とし、その後年 1.0%
- (4) 償還方針 年賦又は半年賦で元利均等償還

4. その他の

詳しいことは関係法令や益田市災害弔慰金の支給等に関する条例等を参照のこと。

【被災者生活再建支援金の対象要件】

1. 対象となる自然災害

(被災者生活再建支援基金適用)

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号（益田市60世帯の住家の滅失）または第2号（島根県1,000世帯の住家の滅失）のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

(益田市被災者生活再建支援金支給事業適用)

- (6) 前項に定める支援基金の対象とならない規模の自然災害

2. 対象となる被災世帯及び支援金の額

支援金の支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）及び住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）の合計額とする。

住宅の被害程度 (注1)	基礎支援金	加算支援金		最大支援額 (注11)
		住宅の再建方法 (注9)	金額	
全壊（注2） 解体世帯（注3） 長期避難世帯（注4）	100万円 (75万円)	建設、購入	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)
		補修	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)
		賃借	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)
大規模半壊（注5）	50万円 (37.5万円)	建設、購入	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)
		補修	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)
		賃借	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)
中規模半壊（注6）	—	建設、購入	100万円 (75万円) (注10)	100万円 (75万円)
		補修	100万円 (75万円) (注10)	100万円 (75万円)
		賃借	25万円 (18.75万円) (注10)	25万円 (18.75万円)
半壊（注7）	—	補修	100万円 (75万円) (注10)	100万円 (75万円)
準半壊（注8）	—	補修	40万円 (30万円) (注10)	40万円 (30万円)

※（ ）内は世帯人数が1人の世帯（単数世帯）

備考

- (注 1) 住宅の被害程度は、市が発行する災証明書又はそれに相当する書類により確認を行う。
- (注 2) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当））の例による損害基準判定（以下「損害基準判定」という。）において、その割合が 50% 以上と判定された住宅とする。
- (注 3) 大規模半壊、中規模半壊、半壊又は敷地被害等により、やむを得ず住家を解体した世帯とする。なお、敷地被害等により、やむを得ず住家を解体した世帯とは、自然災害により、その居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。
- (注 4) 支援法第 2 条第 2 号ハに該当し、長期避難世帯と認定された世帯とする。
- (注 5) 損害基準判定において、その割合が 40% 以上 50% 未満と判定された住宅とする。
- (注 6) 損害基準判定において、その割合が 30% 以上 40% 未満と判定された住宅とする。
- (注 7) 損害基準判定において、その割合が 20% 以上 30% 未満と判定された住宅とする。
- (注 8) 損害基準判定において、その割合が 10% 以上 20% 未満と判定された住宅とする。
- (注 9) 住宅の建設・購入及び賃借は、市内で行われるものに限るものとする。
- (注 10) 被災した住宅の補修等に係る経費（以下「実費」という。）が最大支援額を下回る場合は、実費の範囲内とする。
- (注 11) 支援法に基づく被災者生活再建支援金を受けた又は受ける者に対し支援金を支給する場合は、最大支援額から支援法に基づく被災者生活再建支援金の額を控除した額を限度とする。

3. 支援金の申請期間

基礎支援金：災害発生日から 13 月以内 加算支援金：災害発生日から 37 月以内

4. その他

詳しいことは、益田市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱等を参照のこと。

【災害見舞金の支給及び災害の後処理対策費の助成】

災害による被災者に対して、災害見舞金の支給及び災害後処理対策費の助成を次により行います。

1. 災害見舞金

(1) 災害により市民が居住し、又は使用している建物が全壊若しくは半壊、流失又は全焼若しくは半焼したときは災害見舞金を支給する。(※簡易な建物を除く)

建物の区分	災害見舞金の額	
	全壊・流失・全焼の場合	半壊・半焼の場合
住家		
住家	50,000円	30,000円
借間等	30,000円	20,000円
非住家		
事務所・店舗・工場	30,000円	20,000円
その他建物	10,000円	5,000円

2. 災害の後処理対策費の助成

(1) 被災者が自ら災害により発生した土砂、汚泥及び廃棄物の除去事業を行うときは、後処理対策費の助成を行う。

イ 全壊・流失若しくは、全焼の住家が10戸以上又は住家及び非住家が20戸以上あるもの。

ロ 被災地が1団の土地で2000m²以上あるもの。

（2）助成の額

被災者が災害により、発生した土砂、汚泥及び廃棄物の除去に要すると認められる経費の1/2以内とする。

3. 適用除外

(1) 災害が災害救助法の適用を受け、かつ、被災者が法令又は公共法人等からの支給に基づく支給を受けた場合。

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の給付を受けた場合。

(3) その他市から被災者の生活再建支援を目的とする給付を受けた場合。

(4) 災害が被災者の故意又は重大な過失により発生した場合。

(5) 除去事業を国・県の補助事業として、市が実施した場合。

4. その他

詳しいことは、益田市災害被災者に対する見舞金の支給等に関する条例、同規則等を参照のこと。

住民の防災上の心得について

1. 台風に対する心得

(1) 一般家庭の災害対策

ア 台風等が近づく前の準備

(ア) ラジオ・テレビ気象予警報、情報ならびに防災上の注意事項をよく聴視して、その内容に応じた対策をたてる。

台風が近づくと深夜でも気象情報等が放送されるので、台風の位置や、進路予想や暴風雨圏をたしかめるようにする。

(イ) 停電にそなえて懐中電灯・ローソク・携帯ラジオ等を用意する。

(ウ) いざというときの避難場所を確認しておく。

(エ) 隣り近所の人との連絡方法を決めておく。

(オ) 洪水や高潮の警報・避難命令などがどういう経路で自分のところに伝達されるか、よく確かめておく。

イ 台風が近づいてきたときの準備

(ア) 飲料水を容器に入れて用意しておく。

(イ) 大工道具を出しておく。

(ウ) 洪水や高潮の危険がある地域に住んでいる人は、避難時の準備として次のものを用意しておく。

A. 食料2~3食分と飲料水

B. ロープ又は帶

C. 下着1~2着

D. 1.5m程度の竹または棒

E. 重要品・貴重品・印鑑など

ウ 台風が襲ってきたとき

(ア) 水害のおそれがある時は、次のようにする。

A. 畳は高い台の上に積み重ねること。

B. たんすは引出しをぬいて高い所へおくこと。

C. 押し入れの下段のものはできるだけ上段へ移すこと。

D. 電気・ガス・その他の家財道具の処理をすること。特に火の元は必ずきつておくこと。

E. 学用品の保存に注意すること。

(イ) 大雨が長く続くと地盤がゆるみ、崖くずれの起る危険があるので十分注意すること。

(ウ) 堤防や護岸の近くに住んでいる人は、川や海の水かさに注意すること。

エ 避難するときの注意

(ア) 平素から避難場所と安全な道順をよくおぼえておくこと。

- (イ) 市長から避難指示があつたら、何時でも避難のできるよう準備すること。女子・子供・老人・病弱者は早目に避難させること。
- (ウ) 避難命令が出たら、まず火の始末をし、戸締りを完全にすること。
- (エ) 携帯品としては、非常食糧(少くとも2食分程度)飲料水・医薬品・貴重品・認め印・現金・着がえの衣料、夜間には懐中電灯が必要である。
- (オ) 頭には帽子・頭巾・ヘルメットなどの防具をつけて、できるだけ衣類でおおうようにすること。(素足や裸は危険である。)
- (カ) 単独行動はさけ、責任者を中心に老人や子供を先にして、家族または隣り近所そろつて避難するようにすること。
また浸水地域から避難する場合には、誘導者の指示に従い、水にさらわれぬようにロープや紐でつなぐことも必要である。
- (キ) 避難指示はサイレン・告知放送・防災行政無線等によるほか、伝令やラジオ放送によつて行なわれることになるので、十分注意するとともに近隣にも伝えることが必要である。

オ 台風下の行動について

- (ア) 外出するときは、目的・行き先・経路・帰宅予定時刻等を知らせておくこと。
- (イ) 2人以上の場合は、お互いに手をつなぐとか、ロープや竹ざお等で連絡して歩くこと。
- (ウ) こわれそうな屏などのそばを通るときは、下敷きにならないよう屏から離れて歩くこと。
- (エ) 道に沿つて川や池がある場合は、風に吹きとばされないよう風上の側へ寄つて通ること。
- (オ) 嵐の中では、お互いの声がなかなかとどかないので、指導者はメガホン携帯用拡声機等を用意しておくこと。
- (カ) 夜間には懐中電灯等が必要であるが、このような道具はできるだけ身につけておくようになる。
- (キ) 水びたしになって一面海になったときは、知らない道は決して一人歩きしないこと。
- (ク) 泳ぎに自信があつても、木材や畳がどんどん流れてきて危険なので注意すること。

(2) 台風時の風に対する対策

ア 屋根

カワラぶきの場合は、風向きの軒先、南東の側の妻カワラ・棟カワラ・裏側の棟に近いカワラはよくめくれるので十分調べてしばったり、風の入りそうな所にはシックイをつめるなどの手当が必要である。

トタン屋根のときは、その止め方を十分調べて止めクギの少ないものは亜鉛クギを増してしっかりさせておくようにする。

イ 窓出入口

窓出入口は十分注意しなくてはならない。伊勢湾台風でも効果のあったものは、しっかりした雨戸であった。すべての戸が一つになってはじめて効果があるので、一枚はずされたら吹き抜けるような反対側の雨戸を開けないと屋根などを吹き飛ばされて思わぬ被害を受けることがある。

戸は「印ろうじやくり」これがないときはカンヌキをつけてしっかりとしばるようにする。ガラス戸のところは特にガラスとサンの取付けを調べる必要がある。ガラスのはめ込みが少なくはずれかかっているときは危険だから取替えておいた方がよい。

ウ カベ

建物の南東の妻カベ、軒裏の小カベが多く被害を受けるので、芯まで土カベでなく、モルタル塗りに防水剤の入った「リシン」を用いて補強する必要がある。板カベのときは下地のサンがあらいと板の止め釘が少ないと風にもぎはがされることがある。風圧は押しつけるだけでなく、逆に引っ張る力も働くことを忘れてはならない。

釘がゆるんで浮き上ったり、とめ釘の少ないもの、下地のサンが浮き上っていないかを注意してみる必要がある。

エ ヘい

最近ブロック造りのへいが多いが、必ず鉄筋を入れること。木製のものは柱に支柱を立て、なるべく風の吹き抜ける隙間を入れた方がよい。

2. 地すべりに対する心得

(1) 地すべりの原因

地すべり地帯は、地質的に脆弱である上に風化作用によっていわゆる粘土が生成されているが、これに豊富な地下水が作用して、水の通りにくい異った堅い地盤の上で地すべりが誘発される。自然的な原因としては、降水地下水・地震などで、人為的な原因は、道路の盛土・切取りなどが挙げられ、これらの作用がある場合は、間接的にまた直接的な原因となるのであるが、このなかで大きな影響を与えるものは降水や地下水の作用である。

(2) 地すべりの予知と予防

地すべりの起る前には、次のような現象がよく起る。

- ・地下に住む小動物が家屋内にはい上る。
- ・井戸水・湧き水・溜池等の水が急にかかる。
- ・水田の水保ちが悪くなる。
- ・地すべりが起る前木の根がさける。
- ・地すべり凹地の上方の急傾斜地面に亀裂が生ずる。
- ・地すべりの起る数日前、山肌の岩石がボロボロ崩れ落ちる。

以上の状態になれば地すべりは近いと考えなければならない。したがって地すべり、山崩等の危険のあるところに住んでいる人は豪雨・大雪・地震等の際は特に注意を怠ってはならない。不幸にして地すべりや山崩れが発生したときは、土 砂の流れの方向と直角の方向で安全なところにすみやかに避難できるように不断から準備しておく必要がある。

3. 積雪に対する心得

- (1) 雪が屋根に積り、特にしめり雪の場合の重さは、大変な重量であるので屋根や柱の補強を行なうこと。
- (2) 比較的急な傾斜(約30度以上)を背後にしているような家屋は、外気温が昇り出した場合は十分注意すること。
- (3) 春先急に外気の温度が昇ると融雪は短時日のうちに促進され、河川の洪水を起こすことがしばしばあるので十分注意すること。
- (4) 地すべり常習地帯においては、気温の上昇に伴い融雪水が地下に滲透して今まですべることを停止していた地面が急に動き出すことがあるので、戸・障子の建てつけ、壁等の亀裂等に注意を払うこと。

4. 大地震のときの心得

- (1) テーブルや机の下に身をかくし あわてて外へ飛び出すな
家のなかにいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さない。
- (2) 大地震 1分過ぎたらまず安心
地震の揺れは長くても1分過ぎたらおさまる。火の始末はやけどをしないように落ちついて行う。
- (3) テレビやラジオをつけて 地震の情報を
地震が起きたら、テレビやラジオをつけて気象台等が発表する津波予報や地震・津波に関する情報を入手する。
- (4) 海岸でグラッときたら 高台へ
海岸にいるときに大きな揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じたら、津波の恐れがあるので直ちに高台へ避難する。
- (5) 近づくな 自動販売機やビルのそば
屋外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意する。
- (6) 気をつけよ 山崩れと崖崩れ
切り立った崖のそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、崖崩れの恐れがあるので注意する。
- (7) 避難は徒歩で 荷物は最小限に
車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難する。
- (8) 余震が起きてもあわてずに 正しい情報に従って行動を
大地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意する。また、災害時には、未確認の情報がデマとなり混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにする。

(9) 不意の地震に 日頃の用意

地震は突然襲ってくる。常日頃から避難方法・場所や医療機関などを確認しておく。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品を普段から用意して点検しておく。

5. 津波に対する心得 【陸地にいる人の場合】

- (1) 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難
- (2) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときには、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手
- (4) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで海浜に近づかない

【船舶の場合】

- (6) 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外(注1、2)退避
- (7) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、直ちに港外(注1、2)退避
- (8) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手
- (9) 港外避難できない小型船は、高い所に引き上げて(注2)固縛するなど最前の措置をとる
- (10) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで退避等を継続する

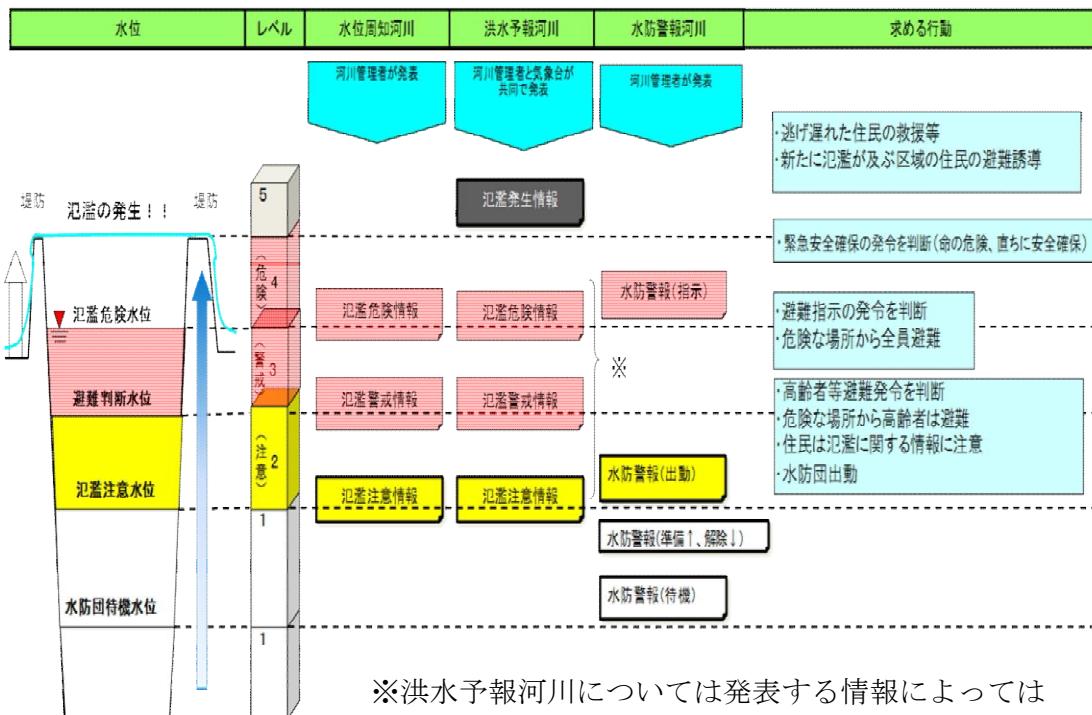
注1)港外:水深の深い、広い地域

注2)港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

6. 災害時において家庭に準備すべきもの

- (1) 照明用具 ヒモをつけた懐中電灯・ローソク・マッチ・ライター
- (2) 大工道具 金ヅチ・ノコギリ・ペンチ・クギ・ロープ・針金・根切れ・竹ざお・ナイフ
- (3) 食料 飲み水・水筒・パン類・かん詰・レトルト食品
- (4) 炊事道具 七輪(コンロ)・木炭・卓上コンロ(予備のボンベ)・固形燃料
- (5) 応急医薬品 マーキュロ・リバノール・メンソレターム・脱脂綿・包帯。バンソウこう
- (6) 容器類 風呂敷・リュック・ビニール袋
- (7) 情報手段 地図・鉛筆・携帯ラジオ
- (8) その他 ヘルメット・頭巾・座布団・貴重品類

洪水時における情報提供体系



防災用語

水位情報で用いる用語

用語	説明
計画高水位	堤防などを造る際に洪水に耐えられる水位として指定する最高の水位。
氾濫危険水位	基準地点の受け持つ予報区域において、氾濫の恐れが生ずる水位。市長村長の避難指示等の発表判断の目安
避難判断水位	基準地点の受け持つ区間において住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位。市町村長の高齢者等避難の発表判断の目安。
氾濫注意水位	基準地点の受け持つ区間において出水による災害が起こる恐れがある水位。河川の氾濫の発生に注意を求めるレベルに相当する。
水防団待機水位	基準地点の受け持つ区間において水防団が待機する水位。住民に行動を求めるレベルではない。

河川の洪水予報^{*}で用いる用語

(※国土交通大臣等と気象庁長官が共同で個別の河川毎に行う洪水警報等)

用語	説明
○○川氾濫発生情報 ○○川氾濫危険情報	指定河川で氾濫の発生が確認された場合は○○川氾濫発生情報（洪水警報）を発表する。また、水位が氾濫危険水位（基準地点の受け持つ区間については、いつ氾濫してもおかしくない状態で、避難等の氾濫発生に対する対応を求める水位。）に到達した場合には、○○川氾濫危険情報（洪水警報）を発表する。
○○川氾濫警戒情報	指定河川では、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合に○○川氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。
○○川氾濫注意情報	指定河川では、水位が氾濫注意水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合に○○川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。

その他の用語

用語	説明
破堤	堤防が壊れ、増水した川の水が堤内地に流れ出すことをいいます。

決壊	河川の増水により、堤防が壊れること。
欠壊	一部流出(崩壊) (対象地区を明確化／例：〇〇地区的堤防が一部流出)
氾濫	河川の水が堤防を越えてあふれ出ること。
浸水	ものが水にひたったり、水が入りこむこと。(用例：床下浸水。低地の浸水。)
冠水	農地や作物、道路が水をかぶること。
増水	平常の水位よりも水かさが増すこと。
洗掘	深掘れ
漏水	河川の水位が上がることにより、その水圧で河川の水が堤防を浸透し、堤防の裏法面などに吹き出すことです。水が浸透することで堤防が弱くなり、破堤を引き起こすことがあります。
法崩れ	斜面の崩れ
過去最大流量	
水防警報河川	国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川
水位周知河川	都道府県知事は、第十条第二項又は第十二条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川
樋門・樋管	堤内地の雨水や水田の水などが川や水路を流れ、より大きな川に合流する場合、合流する川の水位が洪水などで高くなった時に、その水が堤内地側に逆流しないように設ける施設です

用語	説明
排水ポンプ場	
(堤防)天端	(堤防の)上端、上面
右岸・左岸	河川の上流から下流に向かって右側の岸を右岸、左側の岸を左岸という。
AP	AP (東京湾中等潮位-1.1344m)
YP	YP (東京湾中等潮位-0.8402m)
堤内地・堤内	堤防の居住側、堤防より居住地側
堤外地・堤外	堤防の川側、堤防より川側
河川敷	川の敷地

派川	本川から分かれて流れる川。
国管理区間	国が管理する区間
県（都道府）管理区間	県が管理する区間
川裏	住居や農地などがある方を川裏
川表	堤防を境にして、水が流れている方を川表
堤防斜面	堤防の法面
沿川	川沿い
内水	内水（河川に排水できずにはん濫した水）
強雨域	強い雨が降る範囲（○時間○○ミリ以上）
(以下、ダム関係)	
設計最高水位	
洪水時最高水位	洪水時にダムによって一時的に貯留することとした流水の最高水位
平常時最高貯水位	平常時にダムによって貯留することとした流水の最高の水位です
洪水貯留準備水位	洪水調節容量を確保するために常時満水位よりも低く設定される水位

出典：風水害情報ガイドブック

洪水等に関する防災情報体系のあり方について（提言）

国土交通省浜田河川国道事務所